

**罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修プログラムの開発に関する研究**

報告書

触法障害者支援者研修の概要

社会福祉法人南高愛隣会

**罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修プログラムの開発に関する研究事業
研修会**

開催要綱

- 趣 旨** 罪を犯した知的障害者については、出所後の支援が不十分なために再犯を犯す確立が高いといわれている。これに対応するためには、福祉、矯正・更生保護等の関係者がネットワークを構築して支援にあたることが重要であり、異なる分野のお互いの理解並びに職員の養成が喫緊の課題である。当事業は、罪を犯した障害者の地域移行支援に必要な理論と実践を明らかにすると共に、職員の養成研修プログラムやカリキュラムを開発・実践し、もって罪を犯した障害者の刑務所から地域生活への移行を容易にするものである。(以上、事業の「目的」)
- 以上の「目的」を実現するため、福祉と矯正・更生保護の両分野の専門家10人による「委員会」を編成し、研究を進めてきた。そこでの成果を基本(ベース)にして、地域での支援の中核として設置が期待されている「社会生活支援センター(仮称)」の幹部職員になることが想定される人材によって、この養成プログラムとカリキュラムの検討を行う。また、認識を共有化し、役割を確認し合う。
- 主 催** 社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)
(長崎県雲仙市瑞穂町古部甲 1572 番地 ☎0957-77-2137. <http://airinkai.or.jp>)
- 運 営** 社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙) 東京事業本部
(〒162-0051 東京都新宿区西早稲田 2-2-8 「全国財団」ビル 5F
☎03-3207-8571 FAX03-3207-8564 E-mail : tokyo@airinkai.or.jp)
- 補 助** 平成 19 年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)
- 日 時** 2008 年 3 月 11 日(火)～13 日(木)
- 会 場** OVTA(海外職業訓練協会) 研修室・宿泊室
(〒261-0021 千葉県美浜区ひび野 1-1 ☎043-276-0211 FAX043-276-7280)
- 受講者** 全国に設置する社会生活支援センター(仮称)の幹部職員をめざす専門職及び関係行政・施設(支援機関)の中堅職員、30 人。4 年制大学卒業、ないしはそれに準じる学歴を有し、実務経験年数がおおむね 10 年以上とする。法務及び福祉分野を念頭に置くが、職種・専門分野は不問。3 日間の受講が可能な者。
また、該当する事例をレポートとして、当日持参することを原則とする。
- 受講料** 無料
- 負 担** 主催者が次の費用を負担
1) 交通費(自宅から会場まで。北海道、中国・九州は航空機の利用可。ただし、必ず旅行社や運輸機関の領収書を必要とする。航空機使用の場合は、航空券の半

- 券も)、
- 2) 宿泊費 (2泊. ただし、主催者が会場を用意)
 - 3) 食費 (朝食 2回、昼食 3回、夕食 2回. ただし、主催者が食事を用意)
- 次の費用は参加 (受講) 者が負担
- 1) 前泊・後泊の宿泊費
 - 2) 用意した時 (物) 以外の飲食

内容・講師 (敬称略)

3月11日 (火)

- 11:00-12:00 共通講義－1) 罪を犯した障害者の支援①: 理念と戦略
田島良昭 (社会福祉法人南高愛隣会理事長 / 本研究事業委員長)
- 13:00-14:15 共通講義－2) 社会保障制度の構造改革
河 幹夫 (神奈川県立保健福祉大学教授 / 本研究事業委員)
- 14:30-15:45 共通講義－3) 障害者雇用制度の概要
西村 穰 (法務省保護局更生保護振興課・保護調査官)
- 16:00-17:15 共通講座－4) 成年後見制度の概要
白井俊子 (社会福祉法人東京都知的障害者育成会・相談室長)

3月12日 (水)

- 09:00-10:15 分野別講義－1)
福祉①: 障害福祉の現状と課題
大塚 晃 (厚生労働省社会援護局障害福祉課・専門官)
法務①: 矯正行政の概要
椿百合子 (法務省矯正局成人矯正課長補佐 / 本研究事業委員)
- 10:30-11:45 分野別講義－2)
福祉②: 障害者福祉行政の概要
赤平 守 (社会福祉法人同愛会・相談員 / 本研究事業委員)
法務②: 更生保護行政の概要
岡田和也 (法務省保護局観察課・専門官)
- 13:00-14:15 分野別講義－3)
福祉③: 障害者ケアマネジメントの概要
小野隆一 (国立のぞみの園地域支援部長 / 本研究事業委員)
法務③: 矯正施設・保護観察所における
社会復帰に向けた支援の実際
椿百合子 (法務省矯正局成人矯正課長補佐)
石川祐介 (法務省保護局更生保護振興課更生保護事業係長)
- 14:30-17:00 演習 (事例研究)

3月13日(木)

09:00-10:30 演習(事例研究)

10:45-11:45 共通講義-5) 精神障害問題の今日的課題

滝沢武久(社会福祉法人南高愛隣会参与/元全国精神障害者
家族会連合会常務理事)

12:45-13:45 共通講義-6) 罪を犯した障害者の支援②:現状と課題

副島洋明(副島法律事務所・弁護士/本研究事業委員)

申込み 別紙の「受講申込書」に必要事項を記入し、FAX ないしは E-mail にて、下記までお申込みください。なお、ご記入いただいた個人情報には責任を持って管理します。

社会福祉法人南高愛隣会(コロニー雲仙)東京事業本部 研究 P①係
(〒152-0051 東京都新宿区西早稲田 2-2-8「全国財団」ビル 5F
☎03-3207-8571 FAX03-3207-8564 E-mail : tokyo@airinkai.or.jp)

お願い

1. 締め切りは、2月26日(火)です。
2. 申込者多数の場合は、「委員会」にて書類選考させていただきます。
3. 交通機関の手配は各自で行ってください。交通費の清算は、初日に領収書(旅行社か交通機関の発行)と引き換えに行います。航空機を利用された方は、航空券の半券が必要ですので、必ずご持参ください。
4. 交通費の支払いは、後日、銀行振込といたします。そのため、「参加(受講)申込書」に送金先の口座名をお書きください。

以上

罪を犯した障害者の支援①：理念と戦略

社会福祉法人 南高愛隣会
理事長 田 島 良 昭

一. 知的障害児・者の概念

○ I Qがおおむね75以下で社会適応能力が著しく劣る者（日本）

○ 知的機能が有意に平均以下であり、そのために以下の適応スキルにおいて2つ以上の「制約（※1）」を同時にもつ。コミュニケーション、セルフ・ケア、家庭生活、社会的スキル、地域資源利用、自己指南、健康と安全、実用的な読み書き・計算、余暇の活用、仕事。それらは18歳以前に現われる。（アメリカ精神遅滞協会）

※1) 制約・・・必要な指導や支援プログラムを効果的に行なうことによって問題となる適応スキルを改善できるという考えにつながっている。

○ 発生率は2～3%と2.5%の説あり

- ・ 2.5%の場合は320万人以上
- ・ 調査結果は約46万人（在宅33万人、入所施設13万人）
- ・ なぜ療育手帳の所持者は15%程度なのか
- ・ 療育手帳の交付は都道府県と政令指定都市。
- ・ 判定は児童相談所、更生相談所、精神保健福祉センター及び精神保健指定医が行なう。
ただし、厚生労働省所管の諸制度においては、障害者職業センターによって判定された人も知的障害者として扱うことが障害者雇用促進法及び厚生労働省令で定められている。

○ 知能段階表（心身障害辞典 福村出版）

ビネー法	I Q の範囲	ウェックスラー法	矯正統計	
12.63%	最優秀知 (1.33%)	最優秀知 (2.2%)	8.90%	
				優秀知 (11.3%)
	正常上知 (18.1%)	正常上知 (16.1%)		
	正常中知 (46.5%)	正常中知 (50.0%)		
正常下知 (14.5%)	正常下知 (16.1%)			
8.23%	境界線 (7.6%)	境界線 (6.7%)	22%	
	精神遅滞 (0.63%)	精神遅滞 (2.2%)	18%	
			4%	

二. 矯正統計年報から

- 数字が示す謎。何の為に。どのような方法で。
- IQ 69以下 約22%。IQ 70～79%以下 22%の衝撃。
- IQの常識。人間の2/3以上はIQ 115～85の間。平均は100。
- 発達障害者支援法の視点からみるとIQ 85以下
- 知的障害児・者と発達障害者
 - ・法的定義が明確なのは教育関係のみ。 発達障害児が6%
 - ・福祉はおおむねIQ 85以下で社会適応能力を重視。
 - ・労働はIQと作業能力を重視
 - ・矯正施設での適応能力とは

三. B級刑務所15か所(27,000名)の調査

- 410名の知的障害者を発見
刑務所という「特別な社会」で不適応な人
- 26名の療育手帳所持者
- この410名と26名(6%)が示す意味
- 塙の中と外との違い 中は案外、快適なのは?
- S54年 全児童就学、就学指導委員会設置。
- 再犯者 285名(約70%)
- 再犯期間 3か月未満 92名(32%)、1年未満 171名(60%)
- 職業は80.7%が無職。
- 学歴は中学卒以下が86.1%
- 配偶者は平均年齢48.8歳なのに約95%が配偶者なし。
- 身元引受人がいない人 80%
- 仮釈放が受けられない人80%(前刑データ)
- 出所後は孤独で貧しい人151名(36.8%)
(利欲)あれが欲しい、これが欲しい85名(20.7%)
- 調査の中から見えてきたもの

四. 政策提言

平成18年度より厚生労働科学研究で罪を犯した障がい者が矯正施設を出所した後、社会生活をしていく上でどのような問題点があるのか、福祉サービスの利用状況や、地域の人々や関係機関からどのような支援を受けているのか等を調査・研究し、再犯予防と本人の幸福で安定した生活を築く為の支援のあり方を検討してきました。

その結果、いくつかの問題点が浮かびあがってきました。これらの課題を早急に解決することによって、法務省、厚生労働省が長年、積み重ねてこられたサービス事業を利用できる機会をあたえていただきたいと願い、下記の提言をおこないますので御検討いただきますようお願い致します。

1. 社会生活支援センター（仮称）の設置（法務・厚生労働省共同事業）

矯正施設、更生保護施設と福祉サービス事業等をつなぐ架け橋として、都道府県単位で設置し、下記の事業を実施する。

①相談支援事業

矯正・更生保護施設に入所中又は社会生活中であっても本人又は家族が就労、生活に関するいろいろな問題を気軽に相談できる所が必要である。

- (1) 福祉サービスに関すること。
- (2) 就労支援に関すること。
- (3) 職業能力開発支援に関すること。
- (4) 地域生活に関すること。

②コーディネート事業

- (1) 矯正・更生保護施設、保護観察所、福祉行政機関、福祉事業所等による合同チームをつくり、必要に応じて合同支援会議を実施する。
- (2) 矯正・更生保護施設と福祉機関との連携を行い、具体的なケアの利用支援、福祉サービスのマネジメントを行なう。

③更生保護事業

社会福祉法人による更生保護施設の運営。

現在、更生保護施設は、法務大臣の認可を受けて継続保護事業を営む更生保護法人によって運営されている。更生保護施設は刑務所から釈放された人や保護観察中の人などのうち、引受人がなく、あるいは適当な住居がないため更生を妨げられるおそれがある人を保護して、生活指導や職業指導などを行い、自立を援助している。現在、全国に101施設あり、再犯防止に寄与している。

釈放された知的障がい者によっては、福祉サービスにつなげていく上で種々の申請手続き等の為、実際のサービス受給までかなりの期間を要する場合がある。療育手帳等の取得、障害程度区分認定、障害基礎年金の判定・受給、福祉サービス実施市町村の決定等である。

したがって、社会福祉法人による更生保護施設の運営によって、その期間、法的裏付けの中で本人を専門的に受け止め、福祉サービスに効果的につなげていくことが可能になると思われる。

④社会福祉事業

障害者自立支援法に基づく福祉サービス事業。

2. 障害者療育手帳について（法務・厚生労働省共同事業）

罪を犯した障がい者の療育手帳所持率は低く、出所後に福祉の支えを得られない事が、累犯の一因となっている。取得申請上の隘路となっている下記の要件を改善し、療育手帳を取得しやすい環境を整える。

- ①矯正・更生保護施設が代理人となって、療育手帳交付申請等の福祉サービスの申請が実施できるようにする。
- ②住所不定または住所に問題がある者については、矯正・更生保護施設の所在地において、療育手帳申請手続きを行なうことが可能とすること。
- ③療育手帳取得要件を全国統一し、交付基準を緩和すること。

3. 障害認定区分について（厚生労働省）

罪を犯した障がい者は「社会適応性」において極めて重い障がいを持つ。この認定項目は現在の「障害認定区分」には含まれておらず、受け入れに際して必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスのミスマッチを生んでいる。以下の点について、制度上の改正を要望する。

- ①障害認定区分1次審査のチェック項目の中に、「環境適応能力」の項目を設けること。
- ②障害認定区分2次審査に、成育歴、犯罪傾向の進捗等の項目を設けて、これらのことを参考にして審査していただく。

4. 特別加算について（厚生労働省）

「社会適応性」に極めて重い障がいを持つ者の支援には、終日職員の付き添いを含めた、多大なマンパワーを必要とする。罪を犯した障がい者を受け入れるに当たっては、下記の理由により一定の期間、特別加算の制度が必要である。

- ①障害者自立支援法における日中系サービス事業と生活系サービス事業時間帯の明確な線引きを行い、責任の所在を明らかにすること。
- ②日中系サービス事業と生活系サービス事業の給付額を見直すこと。

5. 措置制度の弾力的運用について（厚生労働省）

満期出所で尚かつ再犯の可能性が高く、社会不適応行動の改善が急務であると判断されるような人等で、契約になじまない状況の場合は、「措置制度」を柔軟に利用できるように、行政の判断基準の見直しおよび緩和が必要と思われる。

又、措置制度の実施マニュアルを作成して、どの市町村でも実施できるようにすべきである。

社会保障制度の構造改革—制度と実践—

2008. 3. 11

神奈川県立保健福祉大学教授 河 幹夫

1. 社会保障における「サービス給付」の再発見
 - (1) 社会保障給付の形態
 - *現金給付、サービス給付
 - (2) 社会サービスの費用と負担
 - *福祉サービスの費用は、「他者の負担（協力）」を必要とせざるを得ない
 - *石井十次、留岡幸助、山室軍平の実践と苦悩
 - (3) 社会サービス費用を社会的に（＝他者が）支援するのは何故か
 - *公権力に伴う行為 * 貧困 * 自立支援
 - (4) 社会サービス論の再登場
 - *社会サービスの特性 …貯蔵ができない、移動が困難
 - *自立支援と「地域社会論」
 - *「制度」は「実践」のためにある

2. 舞台装置としての「制度」、舞台の上（市民社会）における「実践」
 - (1) 「措置制度からの脱却」という思想 …支払うのは「国」「地方公共団体」
 - *「良きサマリア人の例え」と措置制度
 - *行政（権力）が決めることの「長所と短所」
 - *職員は「サービス製造装置」ではない
 - (2) 契約制度における「実践」の創造 …支払うのは「利用者」
 - *ただし、支援費の負担者は「国民」（とせざるを得ない）

3. 「実践」から「制度」を考える
 - (1) ヒューマン・サービスの意義と課題 …心配りと手助け、人の人生への関わり
 - (2) 「実践」の意義、目的、課題の明確化…理念と「社会的な支援」
 - (3) 「実践」のための方法論 …一対一対応論を超えるもの
 - *法律学、経済学の長所と限界…他者負担論の中で
 - *グループホームの価値 …入所措置制度では見出されなかったもの
 - (4) 制度の「源流」としての実践論、制度の「活用」としての実践論
 - (5) 実践（経験）の言語化あるいは科学化と「制度改革」

4. 「田島提言」の意義と期待
 - (1) なぜ「触法障害者問題」が起こったのか…法律学と福祉実践の間
 - (2) 田島提言の政策的な意義
 - (3) 社会生活支援センター（仮称）への期待

障 害 者 の 雇 用

西 村 穰

1	はじめに（障害者雇用の眼目）	2
2	障害者雇用支援のポイント	2
3	職業リハビリテーションとは	4
4	仕事の本質	5
5	働く側（障害者）の考え方（職業意識・職業観）の尊重	6
6	キャリア支援としての職業リハビリテーション	7
7	障害者の職業上の解決課題	8
8	生活支援と就労支援の一体化	8
9	職場環境の調整	9
10	生活環境の調整	9
11	障害者の実態	10
12	民間企業の障害者雇用	10
13	職業紹介状況	12
14	身体障害者の雇用状況	14
15	知的障害者の雇用状況	16
16	精神障害者の雇用状況	17
17	障害者の就業構造	19
18	雇用管理状況（企業側）	23
19	労働者（障害者）側の雇用課題	27
20	障害者雇用施策	33

厚生労働省障害者雇用対策

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/shougai/isha.html>

障害者雇用納金制度に基づく助成援助

<http://www.jeed.or.jp/>

障害者白書

<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h19hakusho/zenbun/index.html>

平成15年度障害者雇用実態調査

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/10/h1019-1.html>

事業主向け障害者雇用管理テキスト

http://www.jeed.or.jp/data/disability/guidebook/h19_pdf.html

1 はじめに（障害者雇用の眼目）

- ◎ 様々な個性のある者が一堂に会することにより初めて強い社会になる（ノーマライゼーション・統合・共生社会・ソーシャルインクルージョン）→社会の中で役割分担・一般雇用・職域開発（一般雇用で推進することが肝心）
- ◎ 近年、障害者の幸福追求、自己実現意欲はきわめて高く、これらを見殺しにした職業指導・就労支援は、結果的に破綻する。
- ◎ 障害者は社会適応上、ゆとりのないぎりぎりの生活をしている（特に職業社会において）。→本人のゆとりの拡大・受け皿側の弾力化
- ◎ 職業に就くことは、障害者にとって新たな生活システムを確立することであり、このシステムを構成する各要素をきめ細かに吟味するとともに、各要素の支援に携わるメンバーのネットワークが不可欠である。
- ◎ 準備・試行・フォローアップが大切
- ◎ 障害者雇用は労使双方にとって大イベント。仲立ち、背中押し、保証機能が重要。

2 障害者雇用支援のポイント

（1）企業への対応

- 雇用率達成を障害者雇用の道具として活用
- 適応に時間がかかるが、適応したらよい人材となることを強調
- キーパーソンを探すとともに、社内全体の取組みが重要
- 実習、試行、フォローアップが重要。正規雇用・常用雇用をはじめから強制しない
- 健常者の中で溶け込みにくい障害者もいることに配慮（健常者向けの均一雇用管理制度に適應できるか否かの判断）
- 助成金等は雇用のきっかけとなる
- 後ろ盾・仲立ち者となる外部支援者を求めている
- 障害者雇用のノウハウを知らない大多数の企業に優しい手を差し伸べる
- 職務以外の支援（通勤、余暇）等の支援を外部の者がやっていただけると企業にとってありがたい
- 既存の仕事にこだわらず（雇用開発・職務開発）

（2）障害者への支援

- 障害よりも、職務上できることを中心に検討する。むしろ、「この仕事を目指す」と目標をたて、それが実現するための方策検討や能力開発をしたほうがよい。完璧にできるようにすることよりも、「おおむねできる」ぐらいでよい（健常者も同じ程度である）。そうすれば、視覚障害なども過大深刻に扱わず、能力中心の評価ができる。もちろんできないことも明確化する。
- 手帳上の障害だけに着目しない。

- 職務の改善は、大仕掛けのものよりも簡単なほど本人にとって使い勝手がよい。
- 実践力は、実践のなかで身につく（できるだけ実践に近い支援を心がける）
- 職業人としての責任を持たせることが大事。そのうえで、困難なことはカバー。
- 仕事に何がしかの、目標や楽しみ・生きがいを持たせること
- 雇用された次のステップ、10年後、20年後を考える。

（3）肢体不自由

- 残存能力の活用が基本であったが、ITが浸透した結果、かなりの仕事を本格的にできるようになった。動きの激しい現場仕事以外は、遂行可能として捉える。
- 補助具により、よりスムーズで快適な仕事になる。
- 体力・重量物の扱い（握力など）を補強する（文鎮など）ことが多い。
- 職務以外の問題が浮き彫りになりやすい（トイレ、段差、通勤など）。納付金の助成制度の活用による施設改善。生活のルール化、同僚の援助のルール化が大事。
- コンプレックスを持つ人が少なくない。援助を受けていることを負担に思う人もいる。個人の尊厳とコミュニケーションの円滑化が大事。
- 重い重度の人でも、ITを活用した仕事は十分可能。

（4）視覚障害

ア 全盲の場合

- 音声関係の仕事（電話交換手、コールセンター）
- 触覚関係の仕事（理療（ヘルスキーパー））
- 事務、プログラマー（オプタコン、音声変換、小型ICレコーダーの活用）。データ作業などの需要は高まっているので、徹底して訓練すれば、かなりの作業をこなせる。

イ 弱視の場合

- 画面拡大ソフトなどの活用で相当の仕事が可能

（5）聴覚・言語障害

- 相当数の仕事が可能
- 手話、口話、筆談、空話の併用。仕事の詳細は筆談を多用。
- コンピュータ関連業務の活用
- 商談、仕様書検討などコミュニケーションが必要な仕事が増えてきた。
- 外観は障害者に見えないため、かえって過小評価されることがある。面接場面などで表現や言葉の使用方法だけで評価されることがある。能力を正しく評価してもらうよう努める。
- 職場における常識や対人関係能力などを身につけることが重要。健常者側もあたたかい理解が必要。
- 職場のコミュニケーションに積極的に溶け込む必要有り
- 職場定着率が悪い（コミュニケーションの問題）。フォローを。電子メール

の活用。

(6) 内部障害 (心臓, 腎臓, 呼吸器機能, 膀胱・直腸, 小腸, HIV)

- 健康管理ルール。無理な仕事は破綻をきたす。労働環境 (温度など) に配慮。
- 仕事が健康増進につながる。悲観的な人が多いのであたたかい理解と孤独にさせない。
- 個人情報等の配慮

(7) 知的障害

- IQにとらわれない
- 学習と能力の発揮のさせ方が大切 (仕事の覚え方, 作業指示の理解, 作業手順の理解のルール)。それを確立すれば配慮すれば, かなりの仕事ができる。抽象的な指示 (「それ」「あれ」) 等はだめ。やってみせて, やらせる。①具体的に, ②正確に, ③一貫して, ④繰り返し, ⑤愛情と熱意。トータルな訓練をすると応用性が身につく者も少なくない
- 仕事 (実践) の中で能力を開発する。
- 仕事を通して全人的な発達を促す。人生の意義を仕事に見出させる。
- よい点 (明るさ, 人懐こい, 繰り返し作業ができるなど) をのばす。できる範囲は狭いかもかもしれないが得意な作業は健常者に負けない。
- 基本的なリテラシーを徹底すると, 応用力も出てくる。
- 企業では指導者とジョブコーチ
- 意外と体力が無い。体力づくり
- 甘やかされている者もいる。生活習慣付けやあいさつ, 基本的学力向上など。
- 通勤方法, 余暇の過ごし方, 家事, 金銭管理の確立
- 職場の中で人間関係は破綻しやすい。最初はジョブコーチが支援
- 期待や評価が高いと能力が伸びる。

3 職業リハビリテーションとは

「障害者が適当な職業に就き、職業を継続し、かつ、職業において向上することができるようにする。それにより、障害者の社会への統合・再統合を促進すること」
(ILO 159 号条約)

(参考) 障害者の雇用の促進等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者又は知的障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて障害者の職業の安定を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害又は精神障害(以下「障害」と総称する。)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

七 職業リハビリテーション 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。

(基本的理念)

第三条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。

第四条 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。

(事業主の責務)

第五条 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

4 仕事の本質 (就労支援の際に見逃してはならないポイント)

- ◎ **経済活動**：営利企業にとって障害者は労働力の一員、給与に見合う労務の提供を期待する。遊びやボランティアと異なり、生活の糧としての賃金と自らが提供できる労務の質・量の比較考量が必要。
 - 明確な技術や経験資格等による確実な評価予測ができない者は高い賃金を確保できない。
 - 同種の業務に従事する他の従業員と労務の比較をされる。
 - 助成金、生活保護、障害年金等と給与の組み合わせも考えられる。
- ◎ **継続性**：1日のアルバイトと違い、繰り返しの作業、安定的な労務提供が求められる。
 - 毎日仕事ができること。
 - 恒常的な労務提供ができること (×いちいち指示しなければならない。
×頻繁にトラブルが生じる。 ○仕事に支障が出ない健康管理や通勤管理ができています。 ○繰り返しの仕事でも辛抱強くやれる。)
 - やる気を見せる者は安定的な労務提供者であると評価される。
- ◎ **社会的活動**：企業は社会に対して作用する行動体。仕事には何がしか社会との相互作用が含まれる。また、企業は、社会的活動を通して社会貢献をしており、労働者も社会の一翼を担う。一方、したがって反社会的活動は仕事とはいえない。
 - 社会生活のルール・企業間慣行をわかまえている。
 - 法令遵守や信頼確保が求められる。(悪いことをしたり、信頼感を得られない者は企業人として認められない)
 - サービスや礼儀が求められる。

- 障害者が社会的事業の核となりうる。
- ◎ 組織活動：仕事は人と人が集まって仕組まれている。したがって、組織人としての行動やルール遵守が求められる。逆にそれさえわかまえば仕事は容易になる。
 - 仕事のルールや職場のマナーを求められる。
 - 昔は、多くの企業で組織人としての同質性が強調されていた。
 - 対人コミュニケーションは不可欠。
- ◎ 個性：仕事は各人の持ち味・能力が最大限活かせるように組み立てられている（セールスポイントを引き出すことが重要）。
 - 技術・資格は学歴や障害を凌駕する。
 - しかし、企業ごとに仕事は異なるので、企業は人を育てなければならない。育てられる人を企業は求める。
 - 明るさ、やる気、マナー、忍耐は最大のセールスポイント
- ◎ 合理性・弾力性：仕事は分業であり、生産活動の合理的効率的役割分担方法である。したがって、仕事には常に合理性が期待され、生産性向上と無駄を省くための工夫と努力が払われており、労働者にもそのような改善に向けての変化が求められる。一方、仕事は必ずしも固定的でなくその場の状況で変わりうる。労働者は変化に即応して裁量的に行動することが求められる。
 - ある程度の創造性や応用力が求められる。
 - 採用された後、仕事は変化することが多い。
 - 自己責任で行動することが求められる。
- ◎ 機械・器具との関係：ほとんどの仕事に機械・器具が使われており、機械類との付き合いが不可欠。逆に機械類が人間を楽にさせる。機械ができない仕事がある。
 - 機械・器具取扱いの基本的習熟が重要。
 - 機械化等により、熟練度・専門性を高く必要としない仕事も少なくない。
 - ITは障害者雇用にも有効活用できる。
 - 機械ができない仕事は必ずある。
- ◎ 健常者向けの仕事システム：多数を占める健常者を念頭に置いた仕事として仕組まれており、障害者に合わせた改善（職務再設計）が行われていたが、汎用システムの考え方が拡大しつつある。
 - 身体障害者雇用では、「仕事に合わせる」「人に合わせる」が重要な雇用促進業務であるが、近年IT化等により両者がマッチするようになってきた。

5 仕事に対する働く側（障害者）の考え方（職業意識・職業観）の尊重

- ◎ 職業観と仕事に対する現実的認識や責任感との間に相当のずれのある者がい

る。(参考) マズローの欲求段階説←知的障害が軽度のほうが定着率が低いといわれる。

- ◎ 企業は、障害者に対する職務満足と職務拡大を図る必要性が増大している。反面、職務拡大に対応できる能力が必要となる。

6 キャリア支援としての職業リハビリテーション

○人と仕事の適合

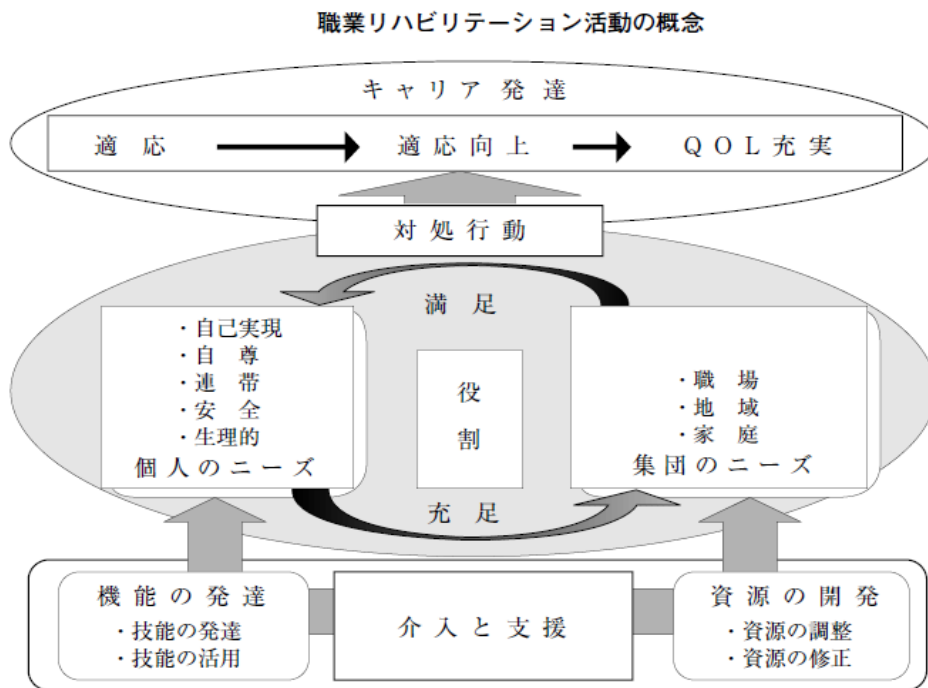
○役割の明確化（社会の中での位置付けを明らかにしてあげること）

○目標の明確化（何のために働くかを明確にしたあげること）

○職業生活全体に気配りすること

○企業と本人の仲立ち，クッションとなること

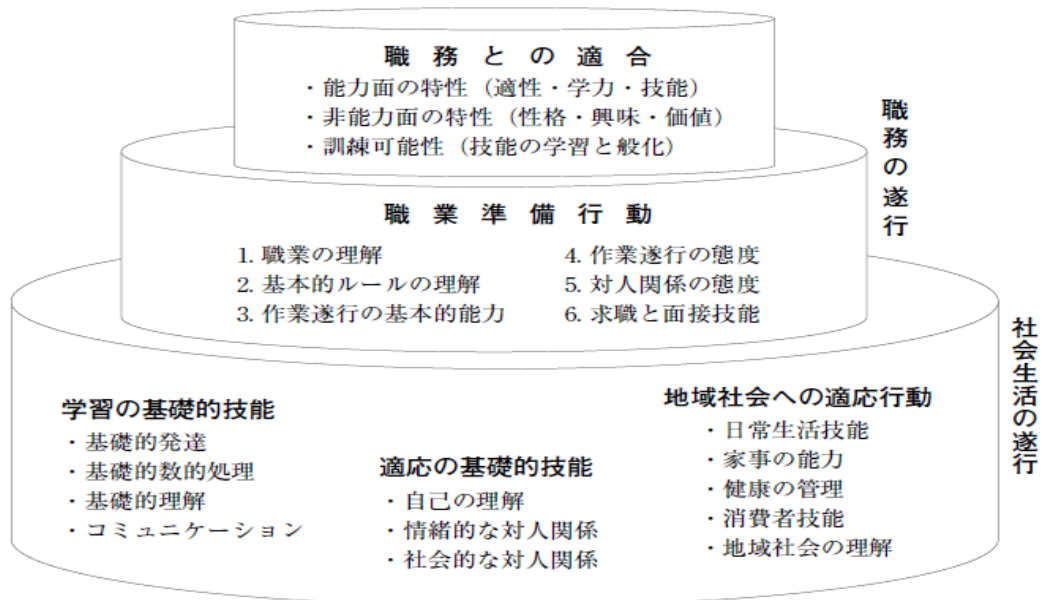
○将来を見通すこと（今よくても10年後は？）



7 障害者の職業上の解決課題

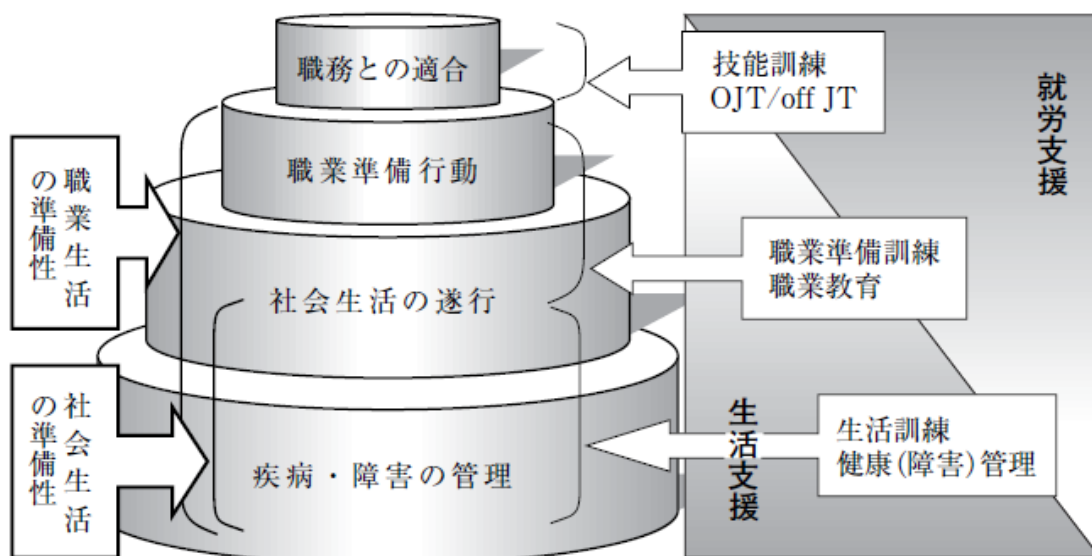
- 下位レベルからの積み重ねが不可欠（基本ができればハイレベルの技能や応用力も開ける）

図3 個人特性の階層構造



8 生活支援と就労支援の一体化

- 解決課題に優先度をつけていく（決定的な課題と解決することが望ましい課題）
- 実際の職業生活を想定しての課題解決
- 試行とフォローアップ



9 職場環境の調整

- 簡単な改善で調整できることが多い。
- 障害者向けの改善は健常者にとってもメリット有り。

職場の環境に関する条件

領域と項目	内 容
1. 物理環境	建築・作業空間、温度・湿度・騒音・照明・振動・換気、危険性、姿勢・動作を規制する機器・道具の構造など。
2. 技術環境	製品・サービス・情報の生産に必要な機器や道具、その操作技能、ノウハウ情報。感覚・判断・識別能力、知識と技能、例外処理の仕方、注意の対象と程度、作業方法、作業分担などの条件。
3. 組織環境	職業的な目的を達成するために意図的で計画的に設けられたフォーマルな地位と役割の体系。成員の役割行動を規定する。
4. 心理社会環境	組織内の成員間の心理的な結合関係と、その職業に対する社会的な価値観や規範。組織環境とは異なる情緒的な人間関係を規定する。
5. 経済環境	経済的な報酬。賃金水準や支給の安定性などの条件。
6. 職場外環境	職業的な活動以外の様々な役割遂行に許容される時間。

10 生活環境の調整

- 通勤・余暇・健康管理・家事ルールの確立が極めて重要

生活環境に関する条件

領域と項目	内 容
地域生活環境	
1. 住 宅 事 情	障害特性に適合した構造、専用住宅
2. 地域生活の状況	地域の店舗、地理
3. 家族等の状況	適切な支援、擁護できる状況
4. 余暇生活の状況	職場を離れた余暇の過ごし方
5. 福祉制度の利用	福祉や年金制度の知識、活用の仕方
6. 支援体制の状況	援助機関の種類や内容、人的資源の状況
7. 社会の態度と理解	地域住民や雇用主の障害者への態度や理解

1.1 障害者の実態

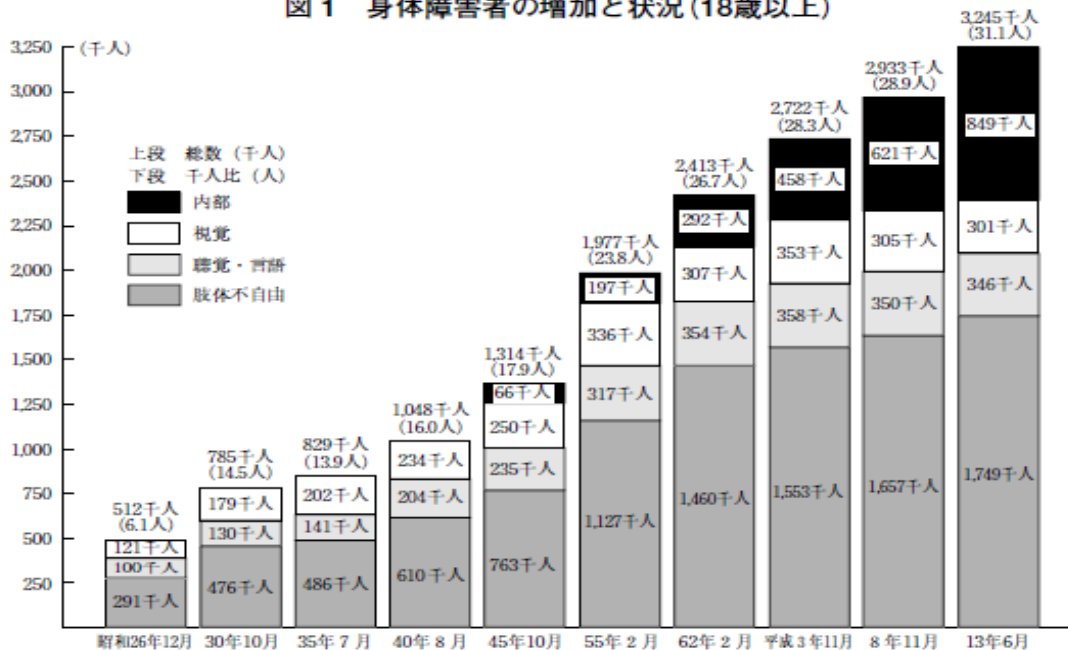
- 重度化（複合的（二次的）側面，社会的側面（生きにくい社会），積極的側面（要求水準の高度化），二極化）

■ 図表1-2 障害者数

	総数	在宅者	施設入所者
身体障害児・者	352万人	333万人	19万人
知的障害児・者	55万人	42万人	13万人
精神障害者	303万人	268万人	35万人

資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）
 厚生労働省「知的障害児（者）基礎調査」（平成17年）
 厚生労働省「社会福祉施設等調査」（平成16年）等
 厚生労働省「患者調査」（平成17年）

図1 身体障害者の増加と状況（18歳以上）



(注) 内部障害については、昭和42年8月から心臓・呼吸器機能障害が、昭和47年7月から腎臓機能障害が、昭和59年9月からは膀胱又は直腸の機能障害が、昭和61年10月からは小腸の機能障害が、それぞれ身体障害者の範囲に取り入れられた。

なお、平成10年10月からは「ヒト免疫不全ウイルス」による免疫の機能の障害が内部障害の範囲に取り入れられた。

(資料出所) 厚生労働省「身体障害者実態調査」（平成13年）



1.2 民間企業の障害者雇用

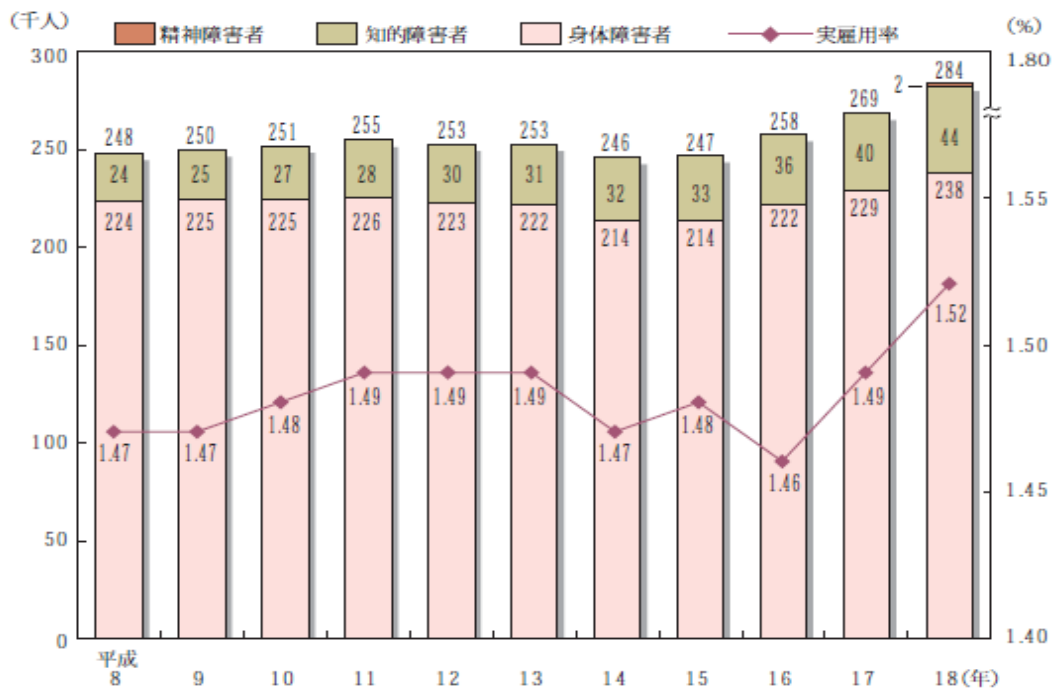
図表2—1—44 雇用障害者数(従業員5人規模以上の規模の事業所)

	雇用者数
身体障害者	36万9千人
視覚障害者	1万7千人

聴覚障害者	5万9千人
肢体不自由	18万1千人
内部障害	7万4千人
重複	1万8千人
不明	1万9千人
知的障害者	11万4千人
精神障害者	1万3千人

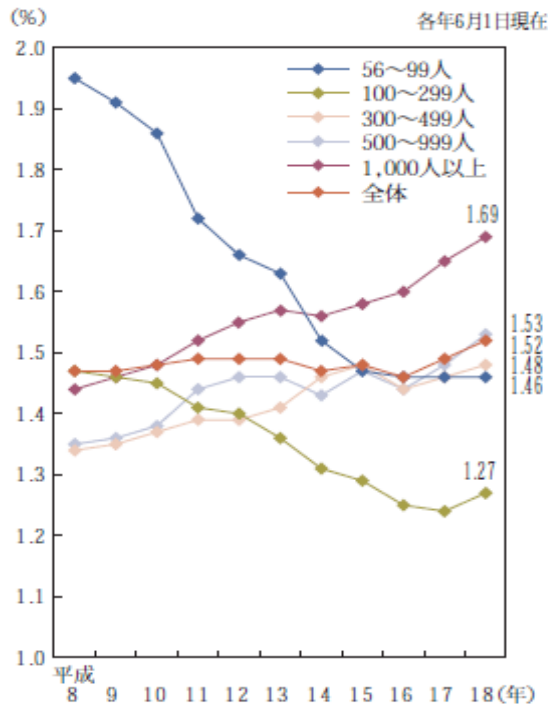
■ 図表1-37 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



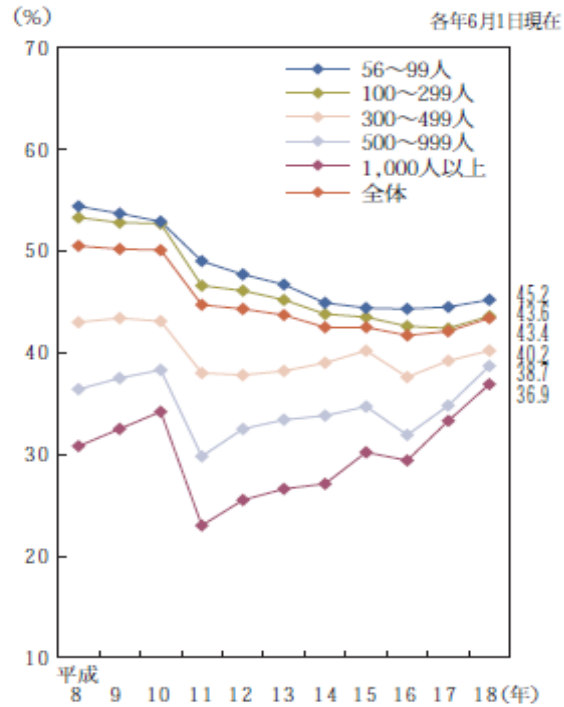
資料：厚生労働省

(2)企業規模別実雇用率



資料：厚生労働省

(3)企業規模別達成企業割合



資料：厚生労働省

1.3 職業紹介状況

■ 図表1-43 ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

	新規求職申込件数		有効求職者数		就職件数		就職率	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度差
平成10年度	78,489	1.9	115,848	12.8	25,653	△9.4	32.7	△4.1
11年度	76,432	△2.6	126,254	9.0	26,446	3.1	34.6	1.9
12年度	77,612	1.5	131,957	4.5	28,361	7.2	36.5	1.9
13年度	83,557	7.7	143,777	9.0	27,072	△4.5	32.4	△4.1
14年度	85,996	2.9	155,180	7.9	28,354	4.7	33.0	0.6
15年度	88,272	2.6	153,544	△1.1	32,885	16.0	37.3	4.3
16年度	93,182	5.6	153,984	0.3	35,871	9.1	38.5	1.2
17年度	97,626	4.8	146,679	△4.7	38,882	8.4	39.8	1.3
18年度	103,637	6.2	151,897	3.6	43,987	13.1	42.4	2.6

資料：厚生労働省

■ 図表1-44 ハローワークにおける障害者の職業紹介件数

合計	新規求職申込件数					就職件数							
	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他	合計	身体障害者		知的障害者		精神障害者	その他
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度				うち重度	うち軽度				
103,637	62,217	26,298	21,607	3,919	18,918	895	43,987	25,490	10,024	11,441	2,823	6,739	317

注：ハローワークに初めて求職の申込みをした者。ただし、求職申込みの有効期間を超過した後には申込みをした者、雇用保険受給者であって受給公共職業安定所を変更した者等を含む。

資料：厚生労働省

表14 障害種類別求職登録状況

(平成19年3月末現在)

区分	障害部位	性、程度	計	男	女	計のうち 重度障害者
有効中の者	合計		151,897(72,832)	104,437	46,600	49,205 (25,086)
	身体障害者計		94,109(61,240)	64,864	28,778	40,820 (23,889)
	1.	視覚	7,329	5,056	2,235	4,092
	2~4	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	14,193	7,906	6,217	8,671
	5.6	上肢切断機能	19,581	14,733	4,760	7,091
	7.8	下肢切断機能	26,053	16,228	9,703	5,118
	9.	体幹機能	5,188	3,898	1,259	2,052
	10.11	脳病変による運動機能	1,911	1,328	574	1,061
	12~16	内臓機能	19,854	15,715	4,030	12,735
	知的障害者		32,870(4,753)	21,550	11,063	8,385
精神障害者		24,092(6,637)	17,444	6,513		
その他障害者		826	579	246		
就業中の者	合計		305,409(134,511)	210,437	94,201	107,692 (43,745)
	身体障害者計		194,760(113,081)	134,793	59,542	78,709 (39,470)
	1.	視覚	17,384	12,098	5,244	9,540
	2~4	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	40,967	24,504	16,357	26,740
	5.6	上肢切断機能	40,726	31,040	9,592	9,648
	7.8	下肢切断機能	54,221	35,929	18,200	9,687
	9.	体幹機能	9,408	6,669	2,719	3,214
	10.11	脳病変による運動機能	4,793	3,373	1,415	2,088
	12~16	内臓機能	27,261	21,180	6,015	17,792
	知的障害者		98,478(17,653)	66,707	31,478	28,983
精神障害者		11,524(3,594)	8,450	3,024		
その他障害者		647	487	157		
保留中の者	合計		47,264(26,084)	31,716	15,411	16,105 (9,274)
	身体障害者計		30,155(21,398)	20,401	9,672	13,150 (8,576)
	1.	視覚	2,646	1,815	823	1,417
	2~4	聴覚・平衡・音声言語・そしゃく機能	4,226	2,231	1,983	2,469
	5.6	上肢切断機能	6,214	4,610	1,583	2,198
	7.8	下肢切断機能	8,398	5,122	3,257	1,777
	9.	体幹機能	1,906	1,365	537	798
	10.11	脳病変による運動機能	713	486	224	411
	12~16	内臓機能	6,052	4,772	1,265	4,080
	知的障害者		11,196(2,519)	6,963	4,198	2,955
精神障害者		5,737(2,121)	4,232	1,485		
その他障害者		176	120	56		

(注) ()内は45歳以上の者。
 (資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

1.4 身体障害者の雇用状況

図1 障害の種類別身体障害者雇用状況

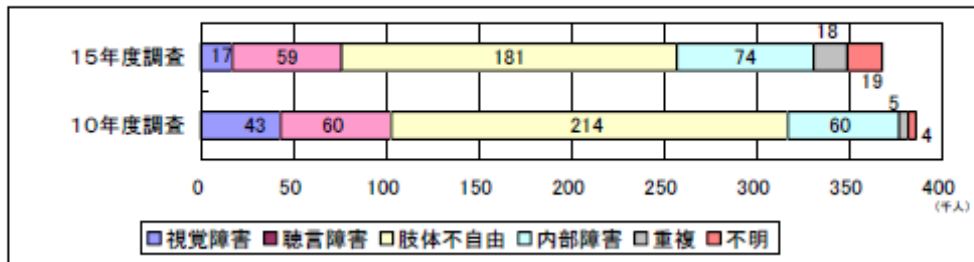


図2 障害の程度別身体障害者雇用状況

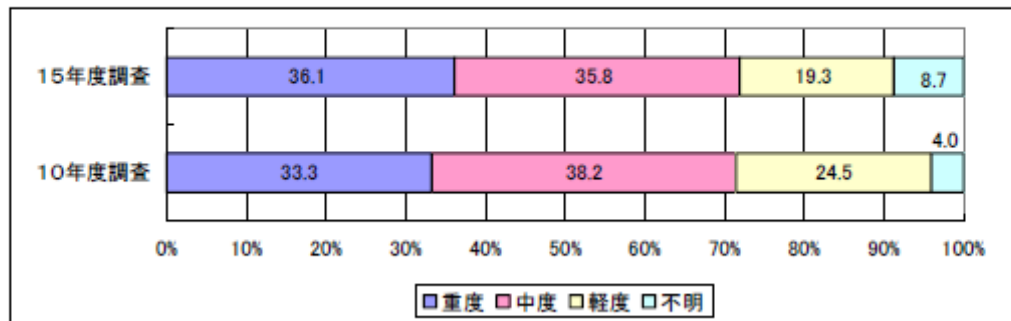


図3 産業別身体障害者雇用状況

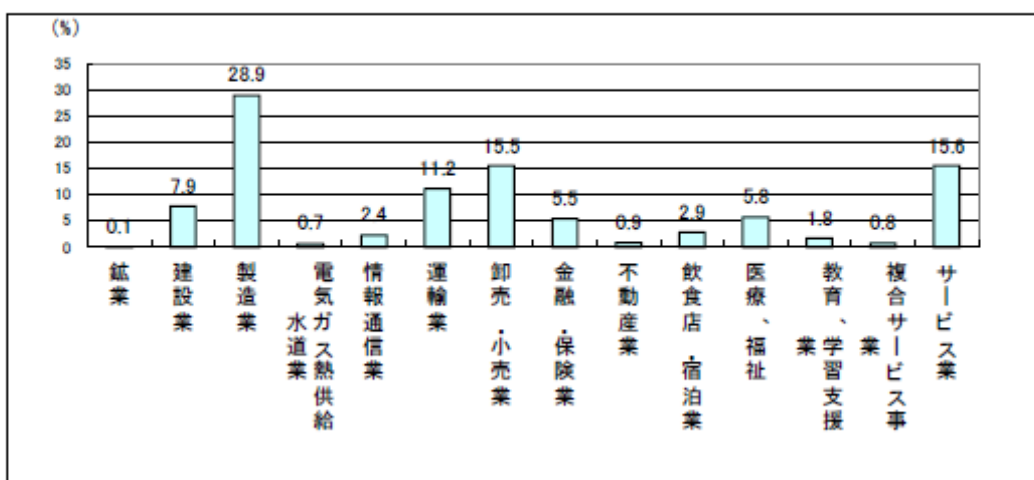
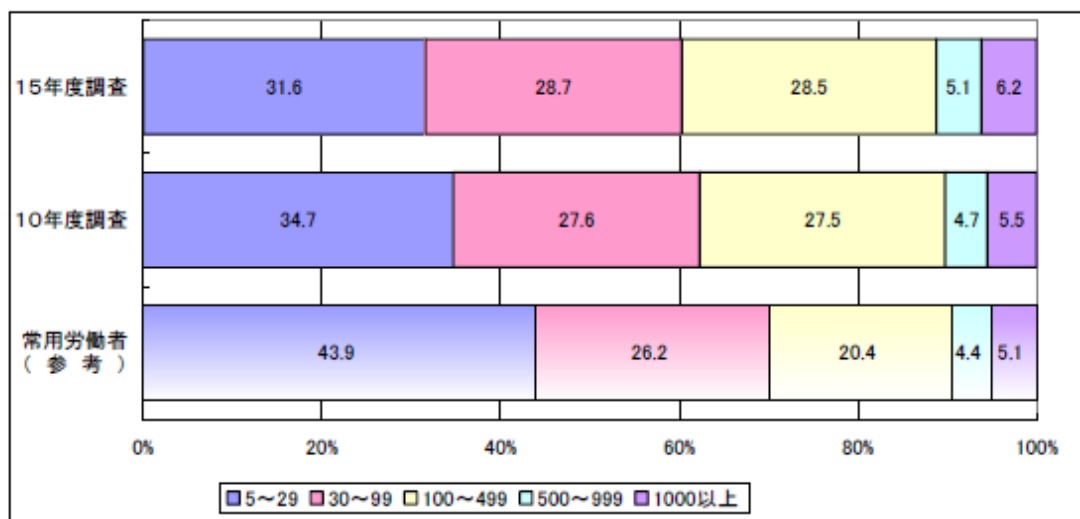


図4 事業所規模別身体障害者雇用状況



注) 常用労働者：平成15年11月毎月勤労統計調査（大臣官房統計情報部）：以下同じ

図8 身体障害者所定労働時間別きまって支給する給与

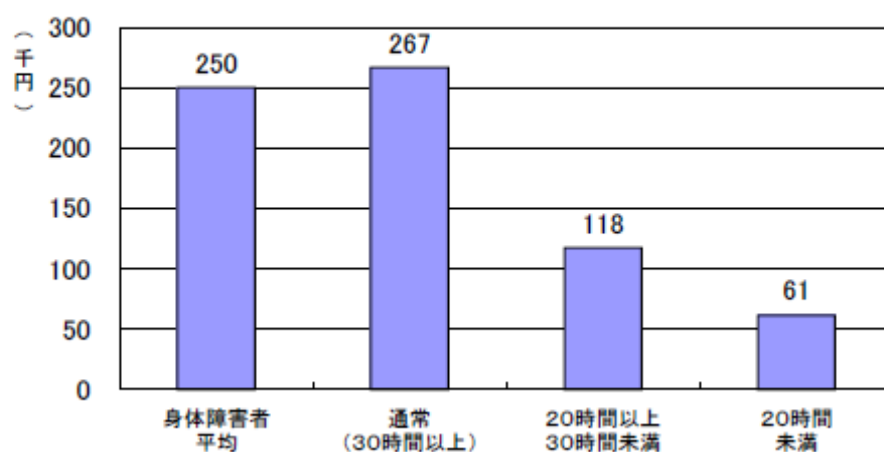
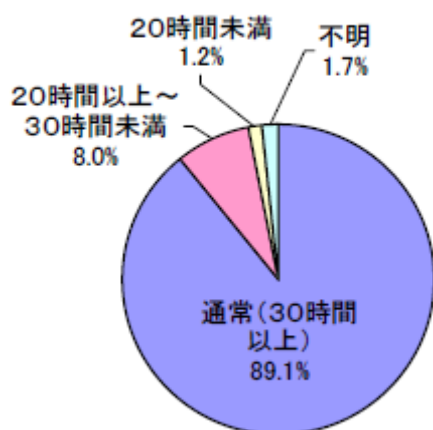


図6 週所定労働時間別身体障害者雇用状況



1.5 知的障害者の雇用状況

図9 障害の程度別知的障害者雇用状況

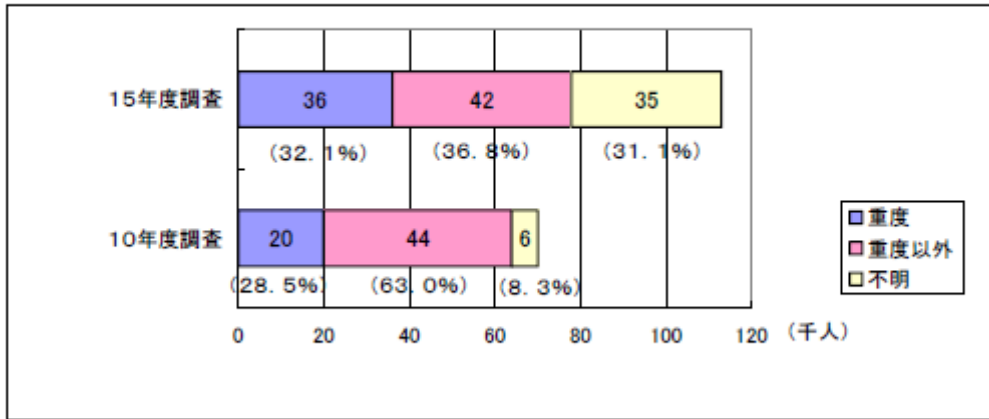


図10 産業別知的障害者雇用状況

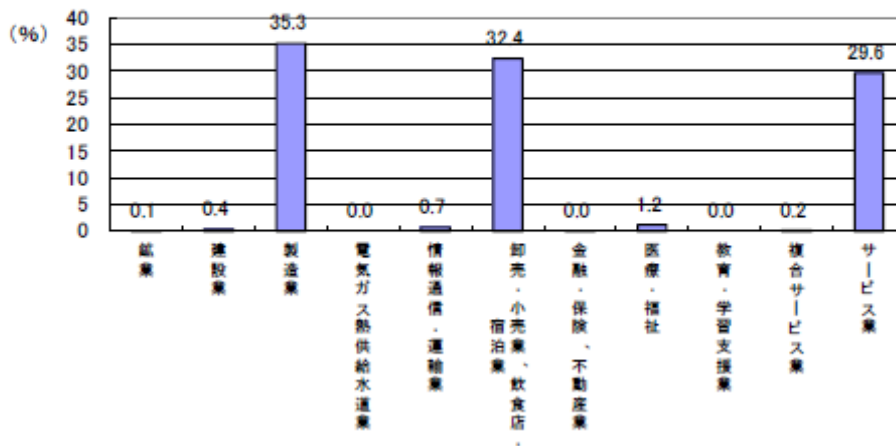


図11 事業所規模別知的障害者雇用状況

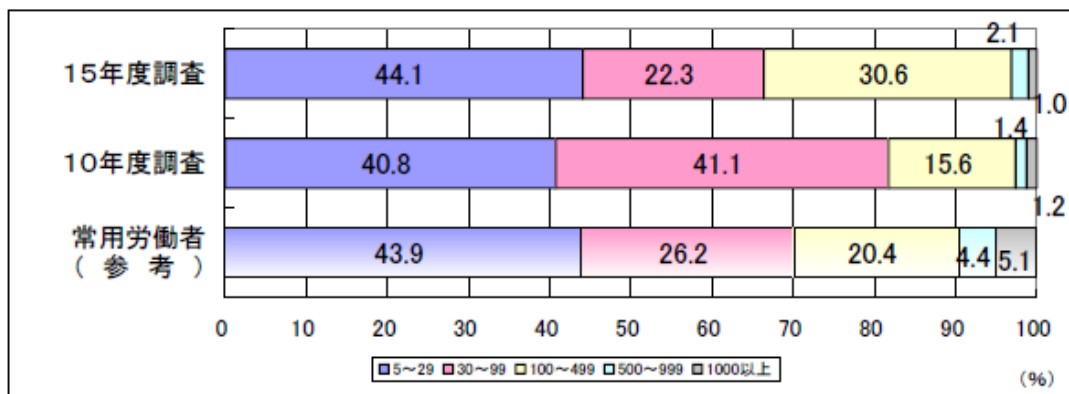


図13 週所定労働時間別知的障害者雇用状況

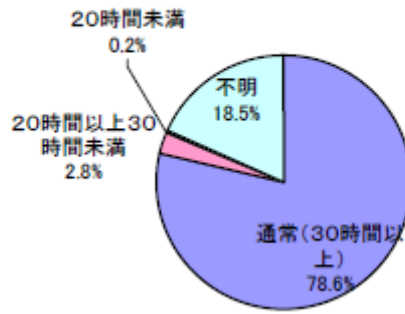
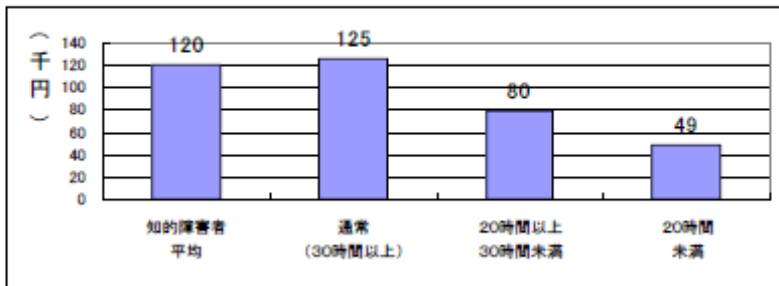


図15 知的障害者所定労働時間別きまって支給する給与



1.6 精神障害者の雇用状況

平成15年調査で雇用されている精神障害者は、1万3千人。

図17 週所定労働時間別精神障害者雇用状況

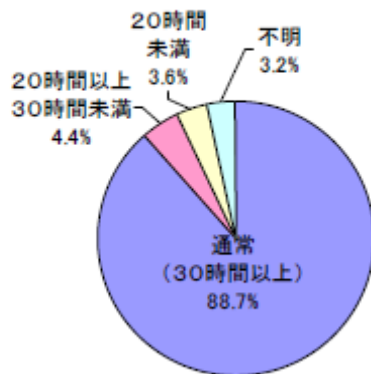


図18 調査時点を含み概ね1ヶ月以上の休職をしている精神障害者の割合

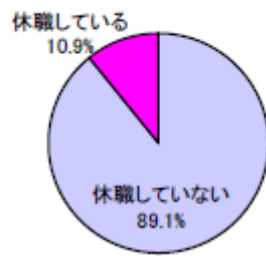
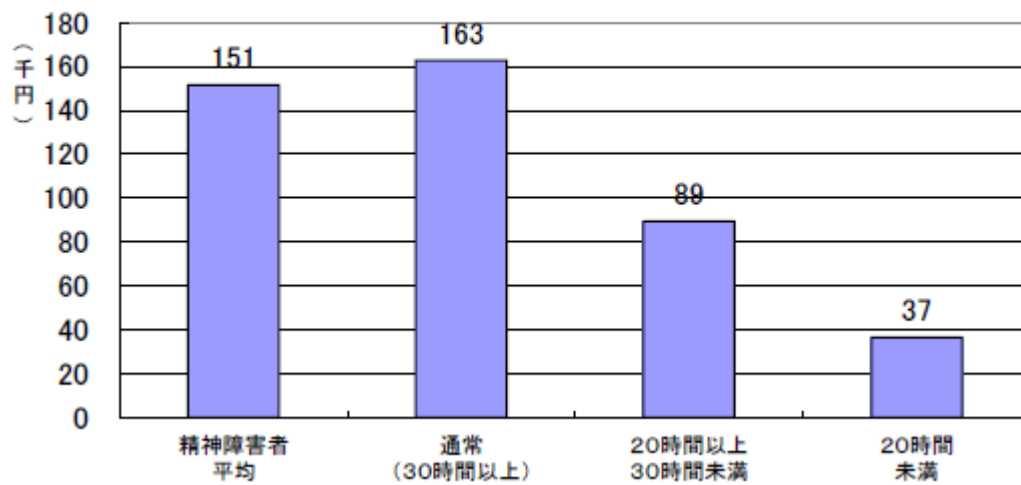
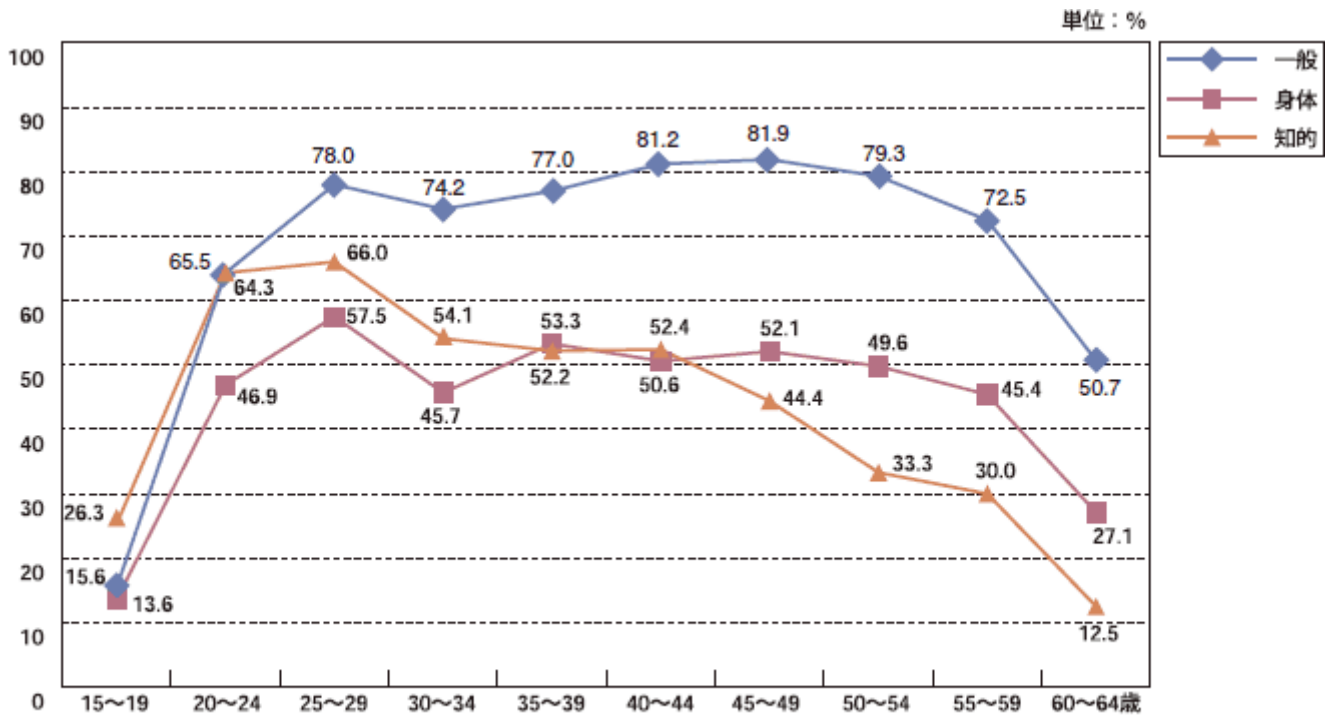


図19 所定労働時間別精神障害者のきまって支給する給与



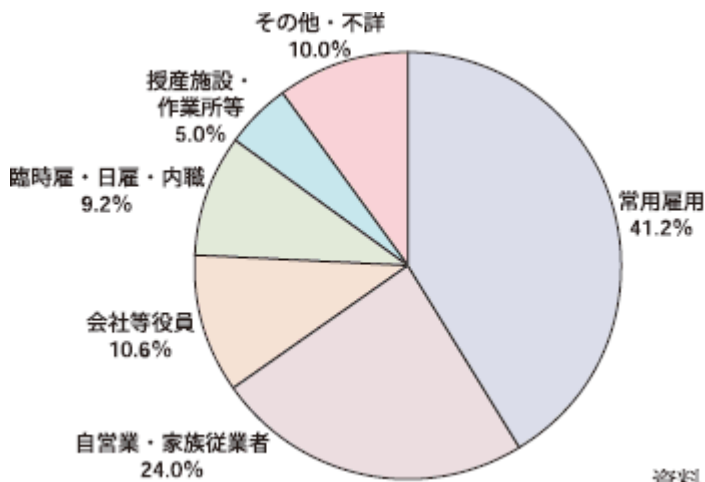
1.7 障害者の就業構造

図表2—1—40 年齢階層別就業率



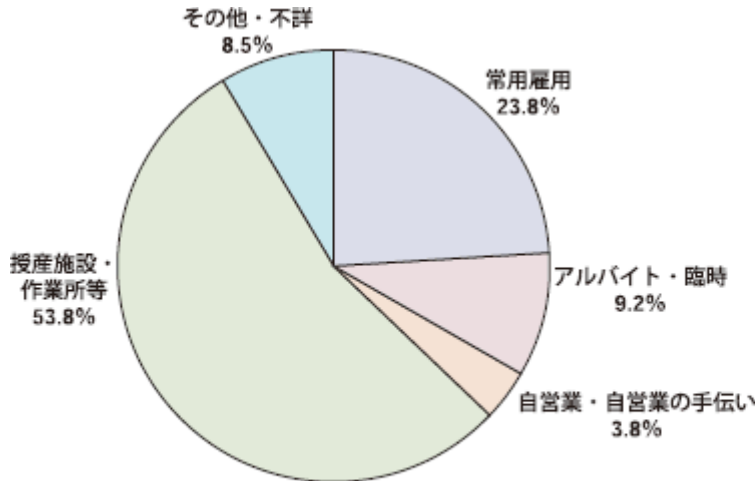
資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）
 総務省「労働力調査年報」（平成13年）

図表2—1—41 就業者の就業実態(身体障害者)



資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」（平成13年）

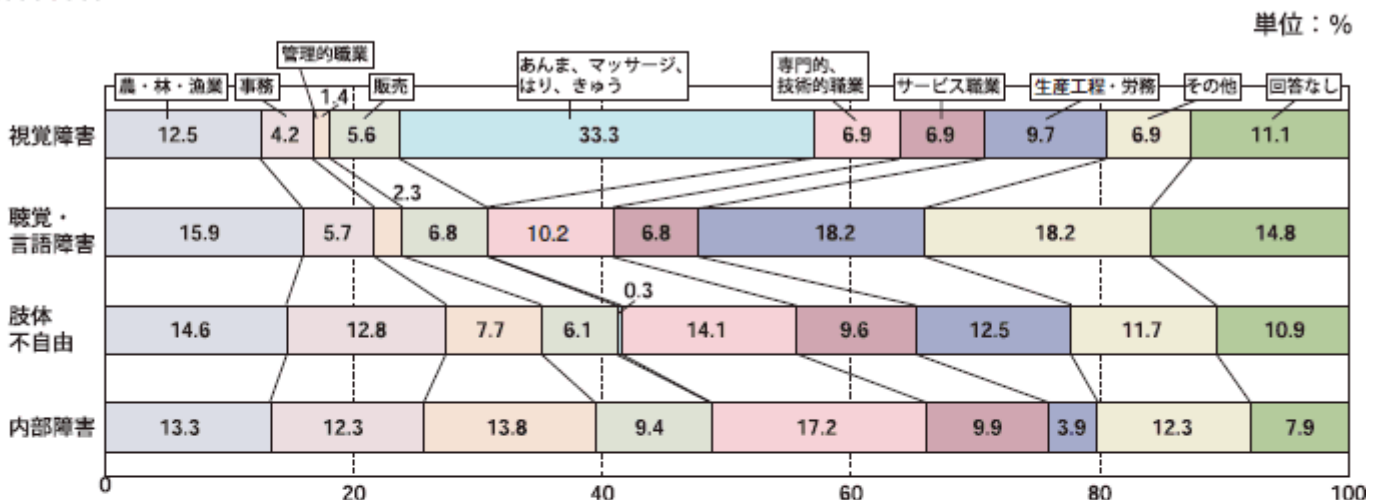
図表2—1—42 就業者の就業形態(知的障害者)



資料：厚生労働省「身体及び知的障害者就業実態調査」(平成13年)

図表2—1—43 職業別従事状況

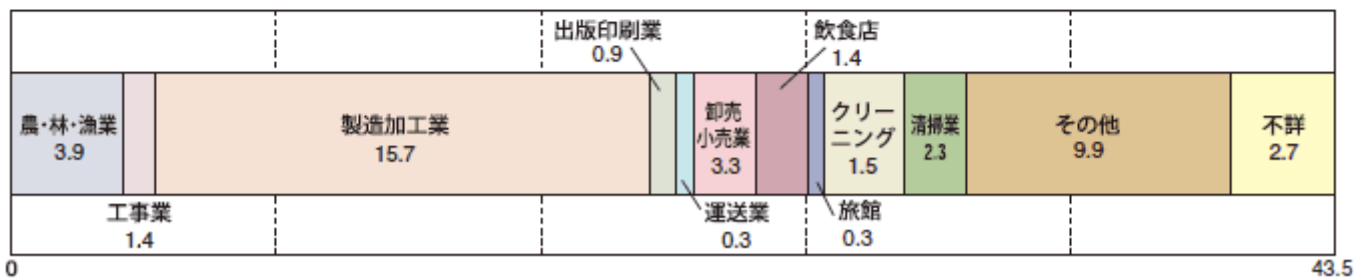
○身体障害者



資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」(平成13年)

注：作業所における従事を含む

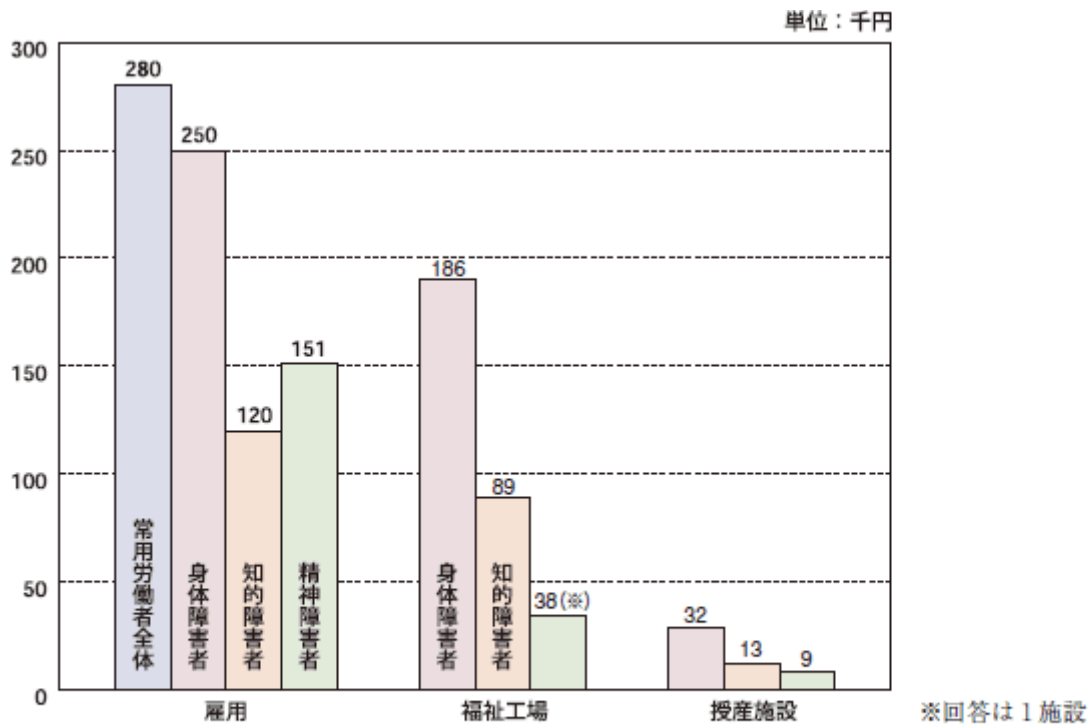
○知的障害者



資料：厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)

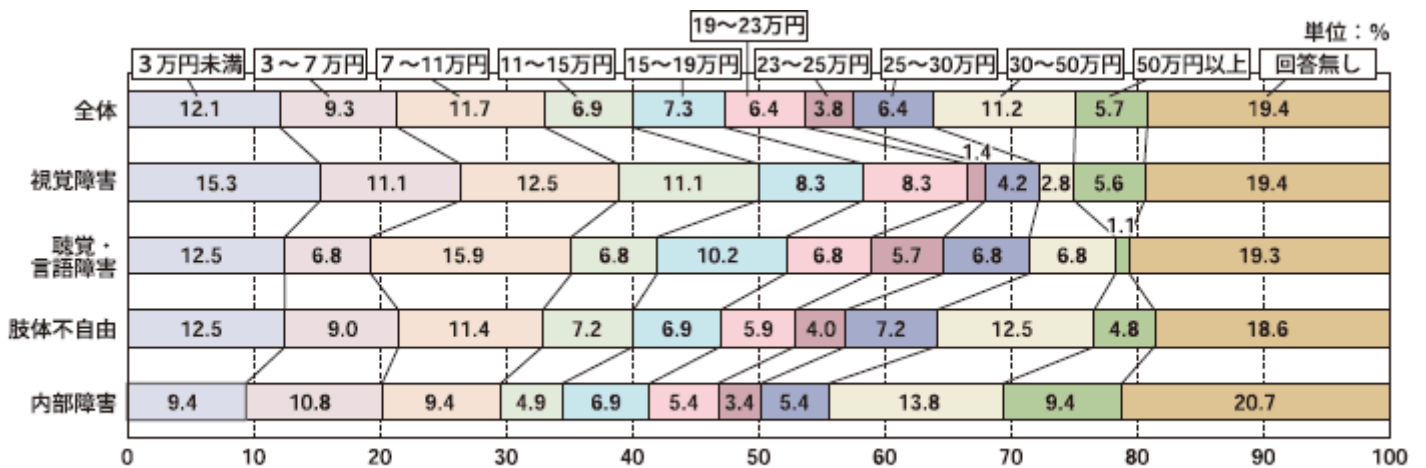
注：作業所における従事(56.5%)は含まない

図表2—1—48 賃金・工費の平均月額



資料：「常用労働者全体」：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（平成15年11月）
 「雇用」：厚生労働省「障害者雇用実態調査」（平成15年）
 「福祉工場・授産施設」：全国社会就労センター協議会「社会就労センター実態調査」（平成15年）

図表2—1—49 収入階級別身体障害者の就労月収(在宅)



資料：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成13年）

図表2—1—53 精神障害者の定期収入の内容(在宅)

単位:%

	合計		
		統合失調症	統合失調症以外
給料	21.8	13.8	26.3
作業所等の工賃	3.7	5.3	2.3
自営業手伝い	4.7	4.8	4.3
親兄弟の援助	12.2	15.4	9.0
家賃等の収入	1.8	1.6	1.9
障害年金	25.7	41.2	12.6
障害年金以外の年金	11.2	5.9	14.5
公的手当	2.1	2.0	2.1
生活保護	13.0	15.0	10.8
その他	7.3	4.9	8.8
わからない	2.5	3.2	1.8
なし	18.1	17.8	17.2

18 雇用管理状況（企業側）

図23 雇用するに当たっての課題（複数回答：4つまで）

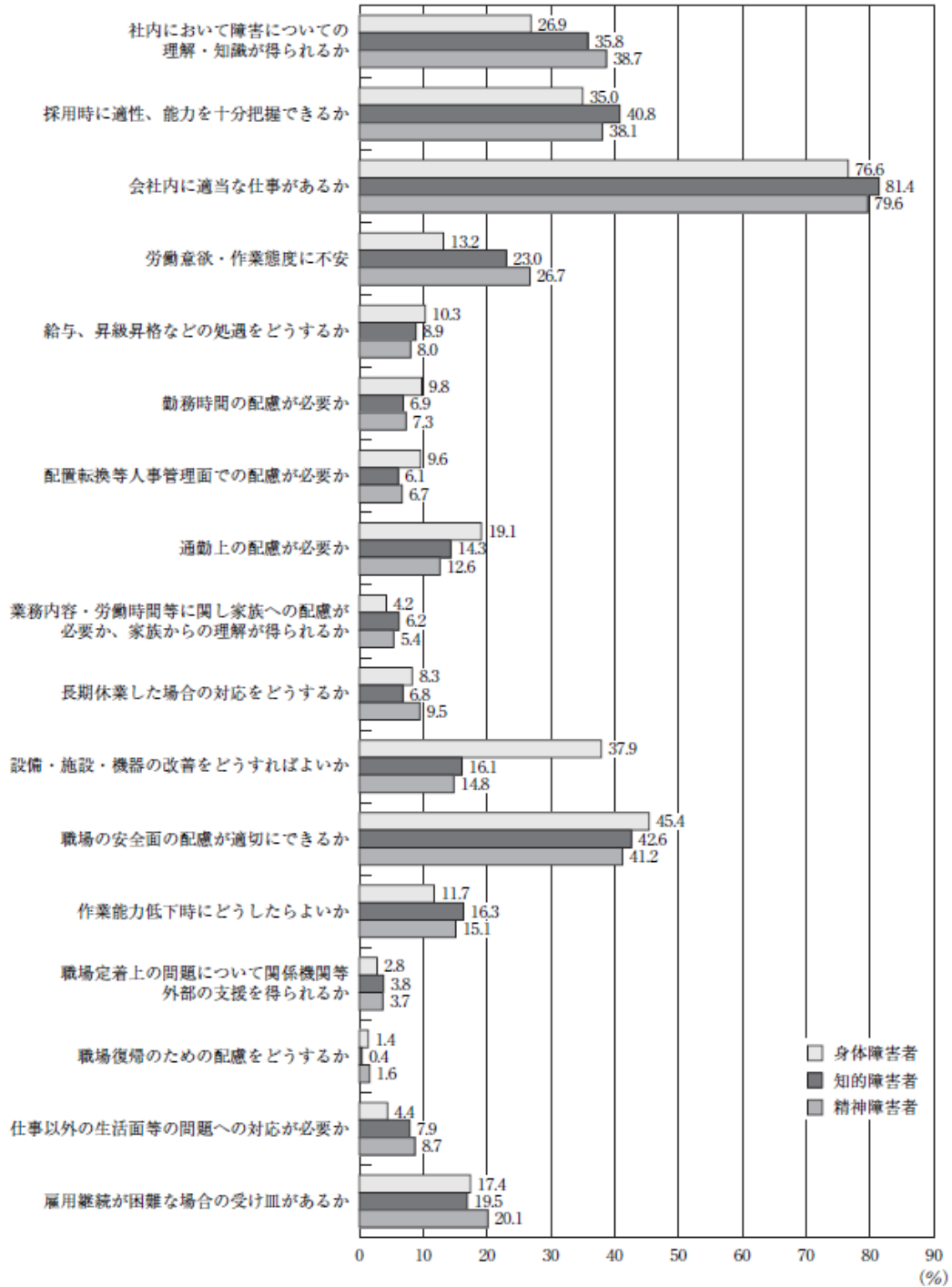


図24 現在配慮している事項（複数回答）

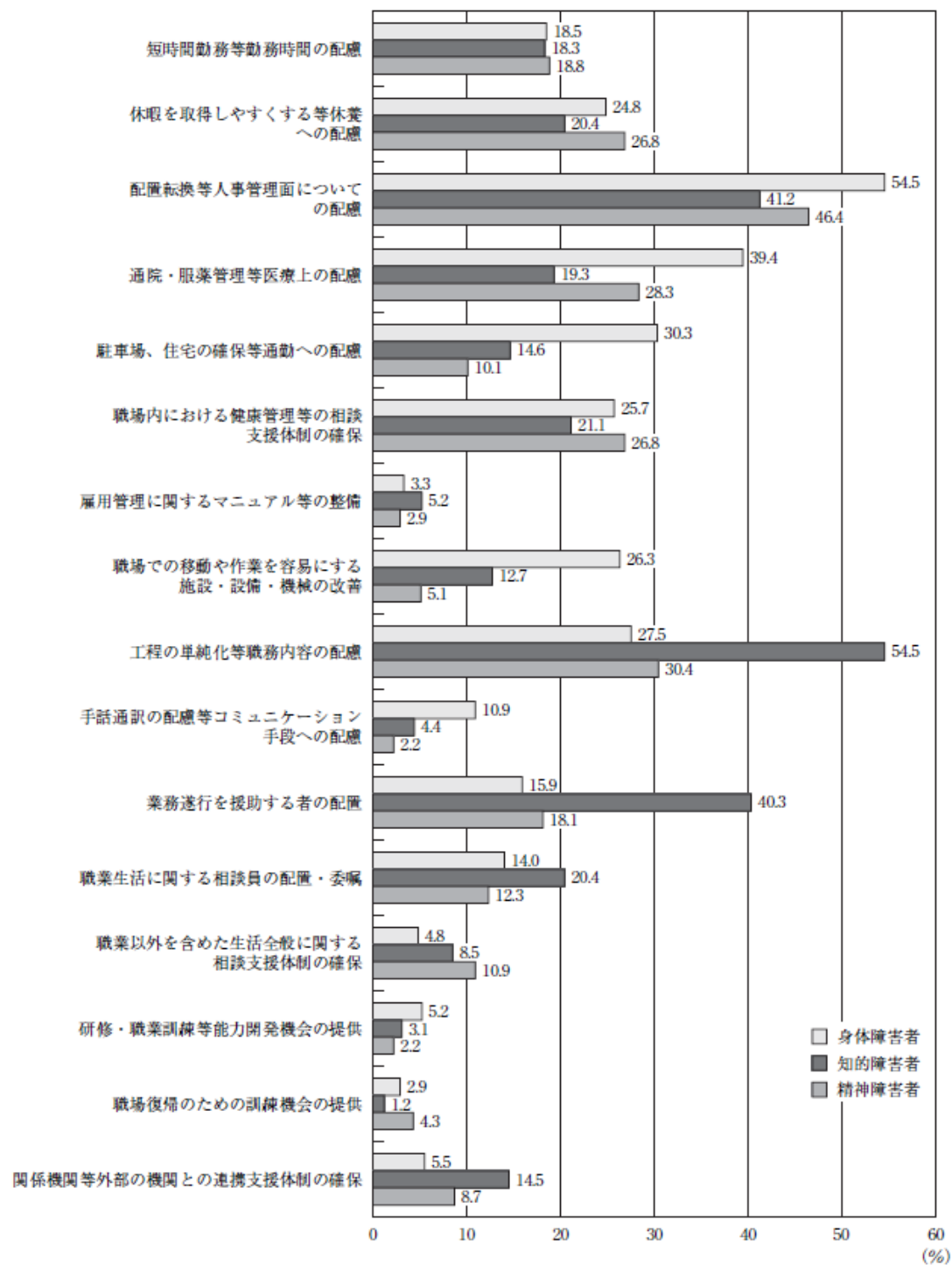


図25 募集・採用する際の事業所と関係機関との連携状況（複数回答：2つまで）

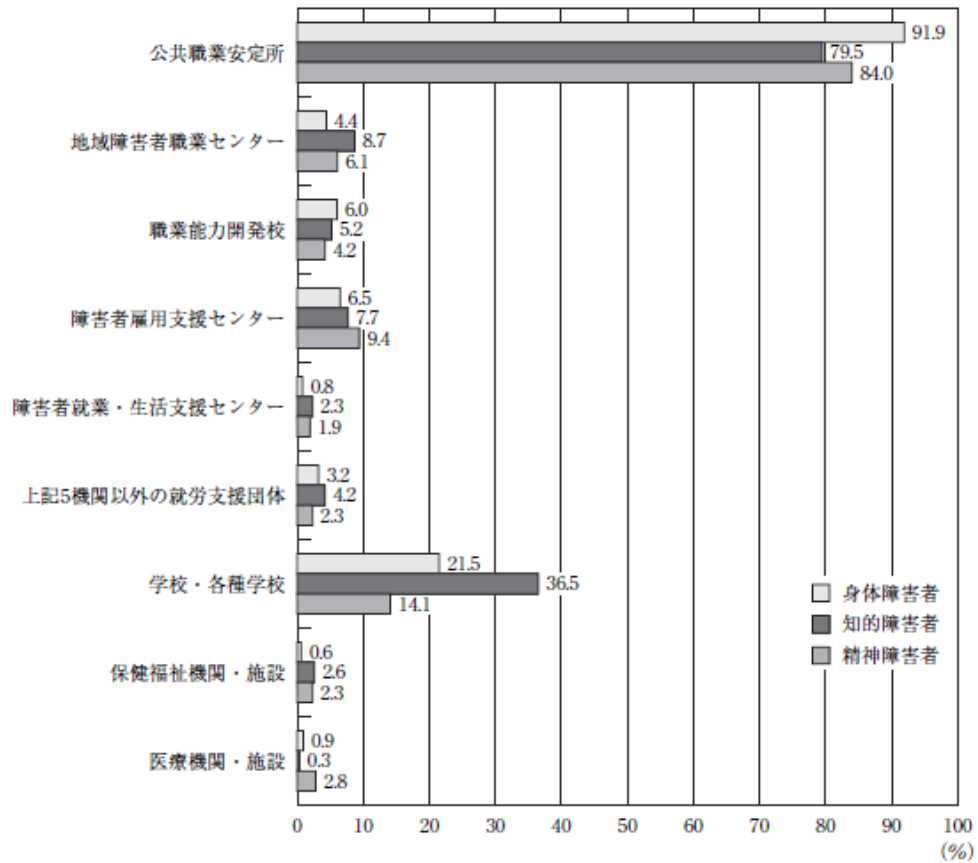
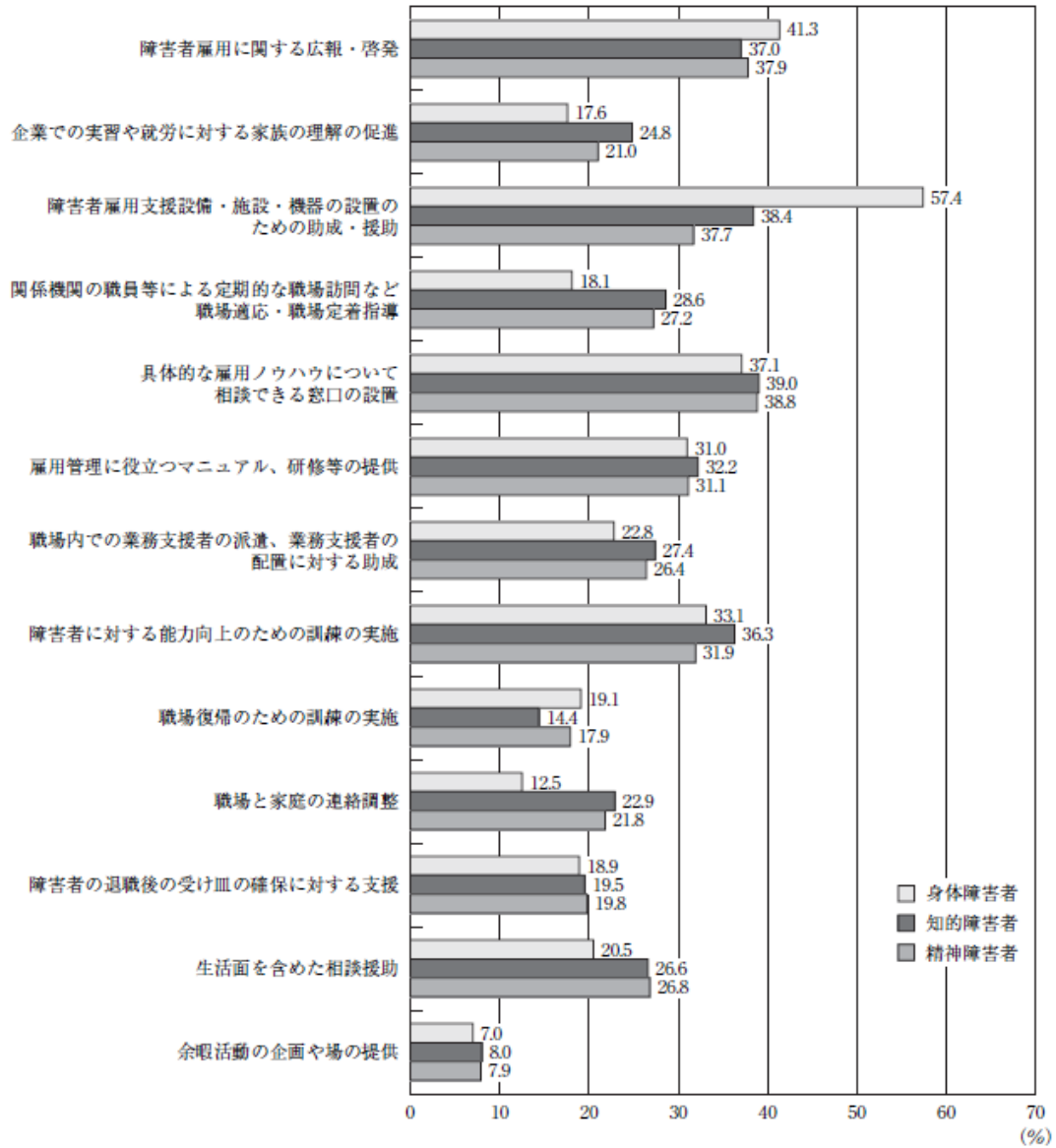


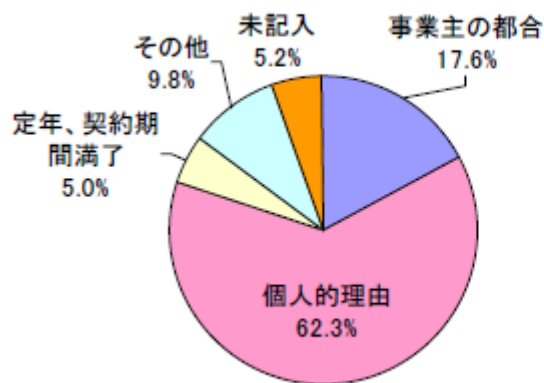
図26 関係機関に期待する取組み（複数回答）



19 労働者（障害者）側の雇用課題

(1) 身体障害者

図24 離職の理由



「個人的理由」の内訳

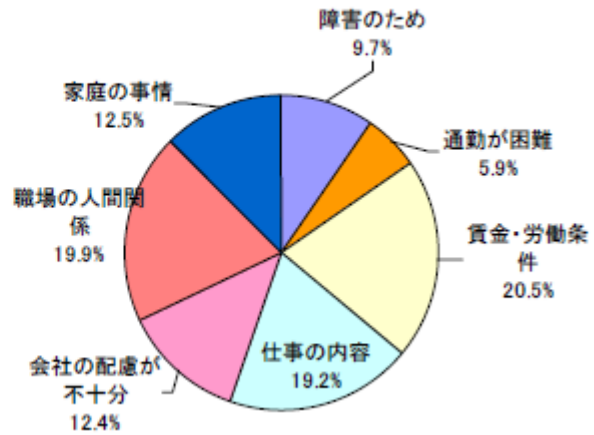


図25 同僚からの援助

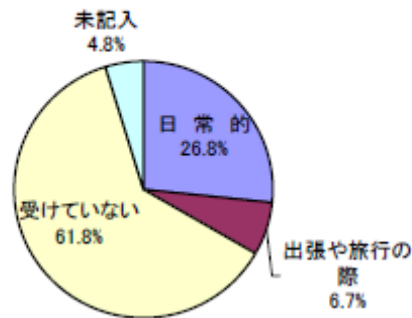


図26 改善等が必要な事項(複数回答:2つまで)

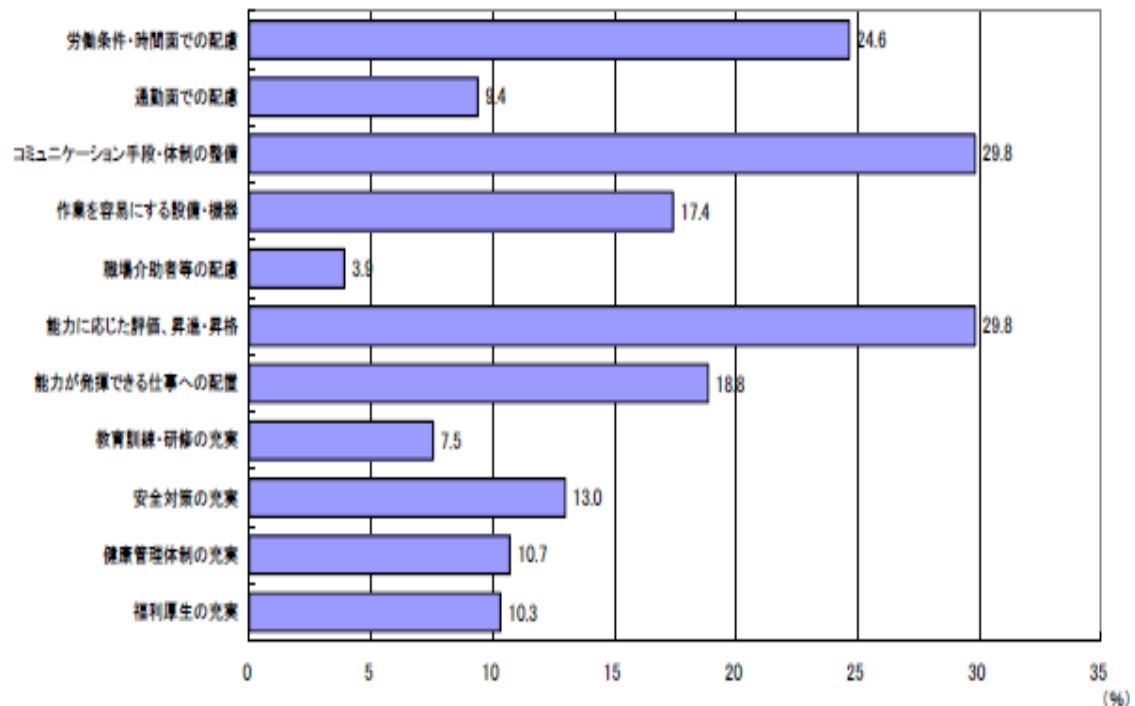


図27 困ったときの相談相手(複数回答:2つまで)

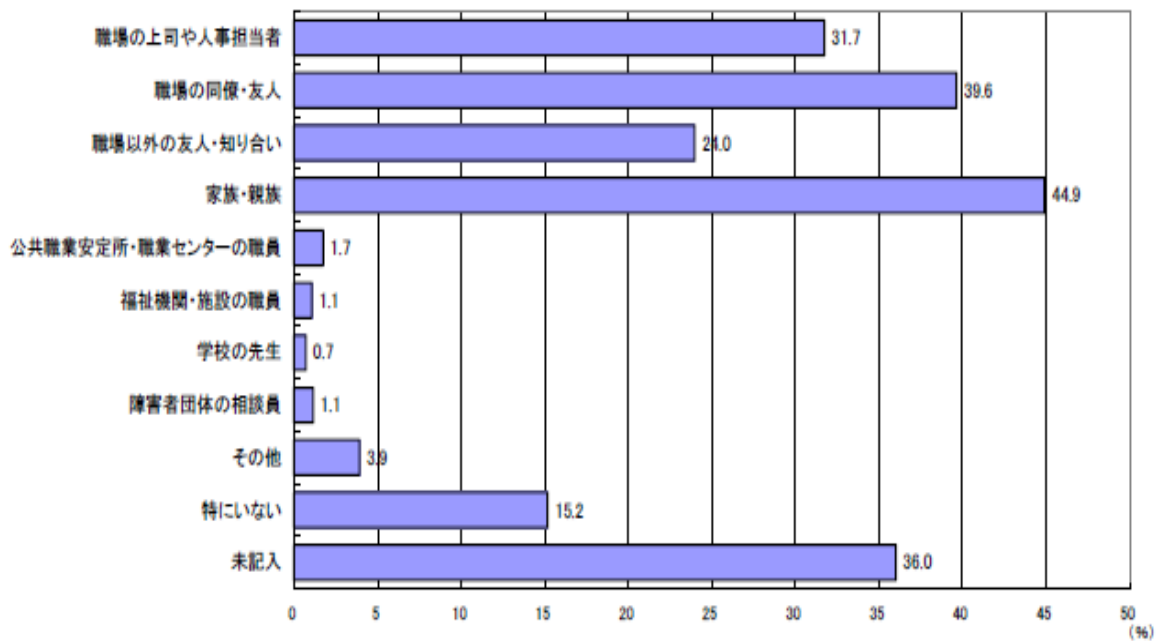
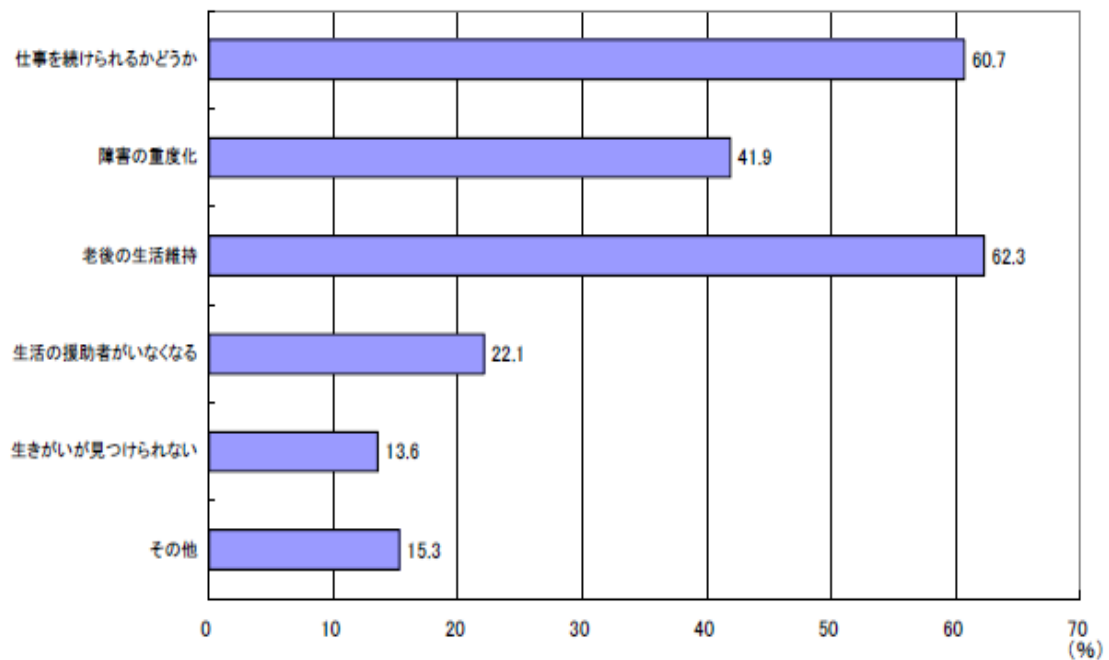


図28 将来に対する不安(複数回答)



(2) 知的障害者

図30 就職に際し相談した相手

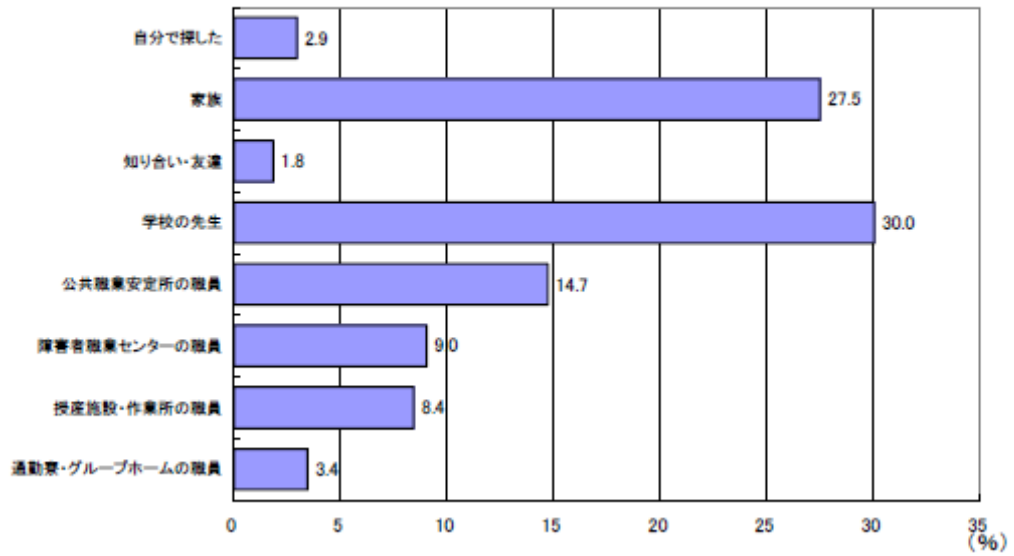


図31 職場で困ったときの相談相手

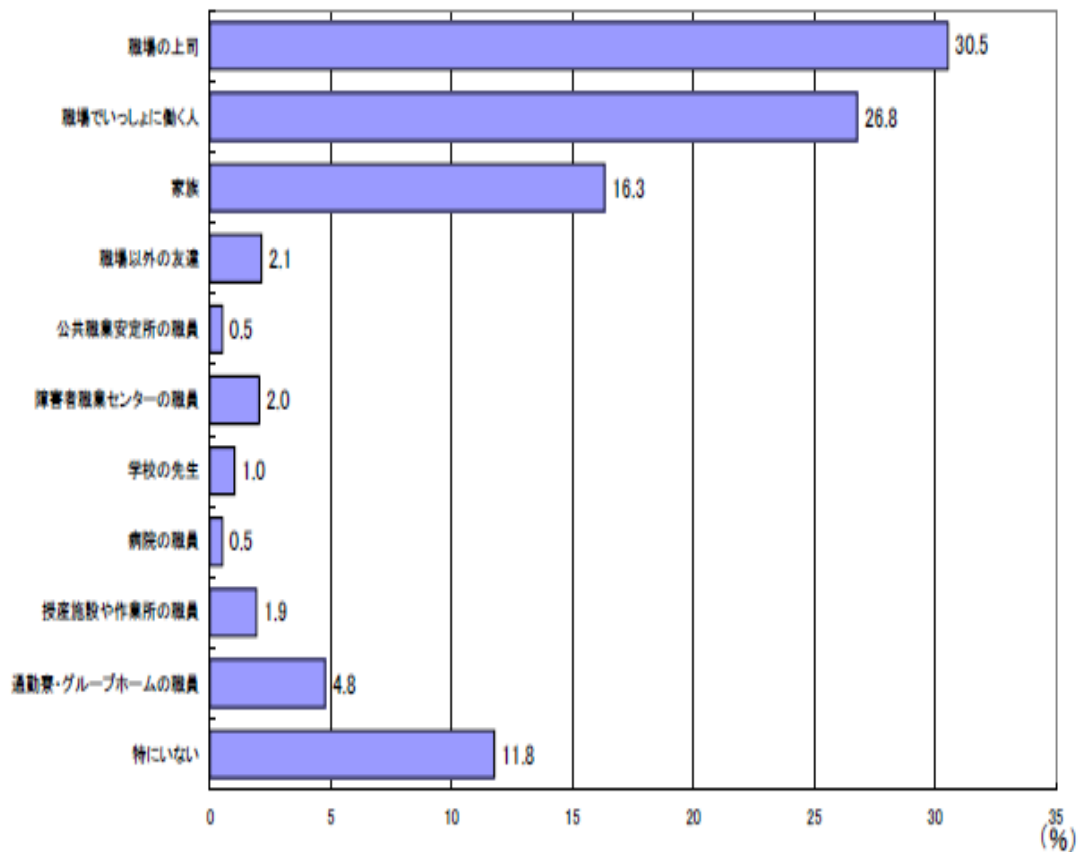


図32 職場への要望(複数回答:2つまで)

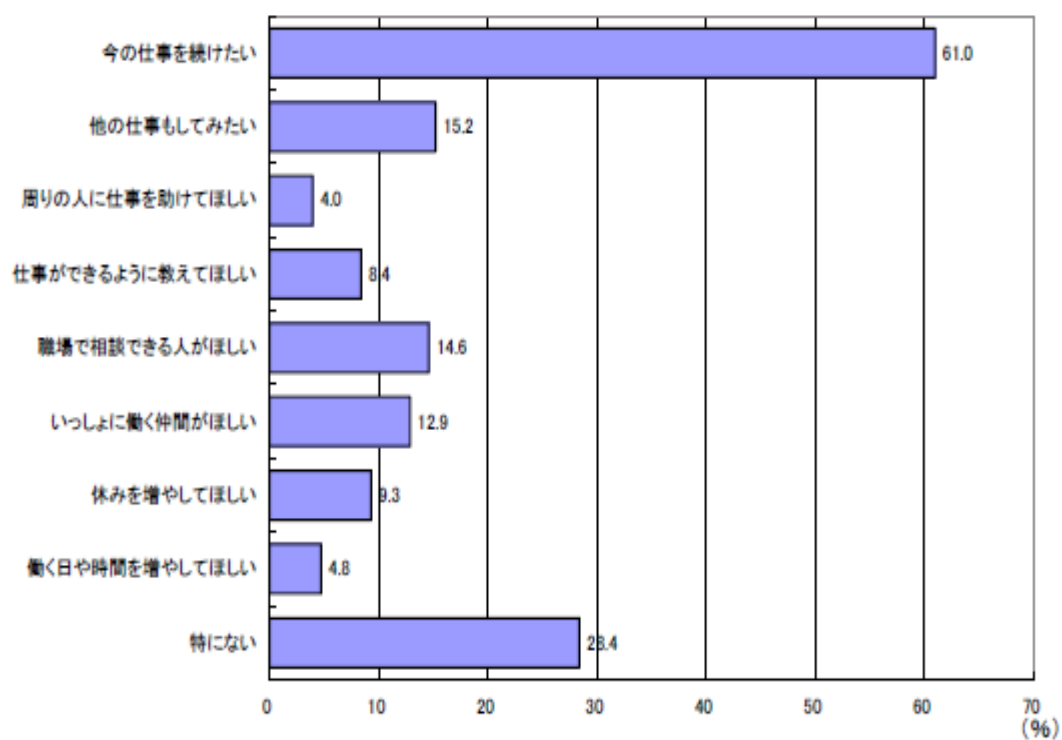


図33 仕事をする理由(複数回答:2つまで)

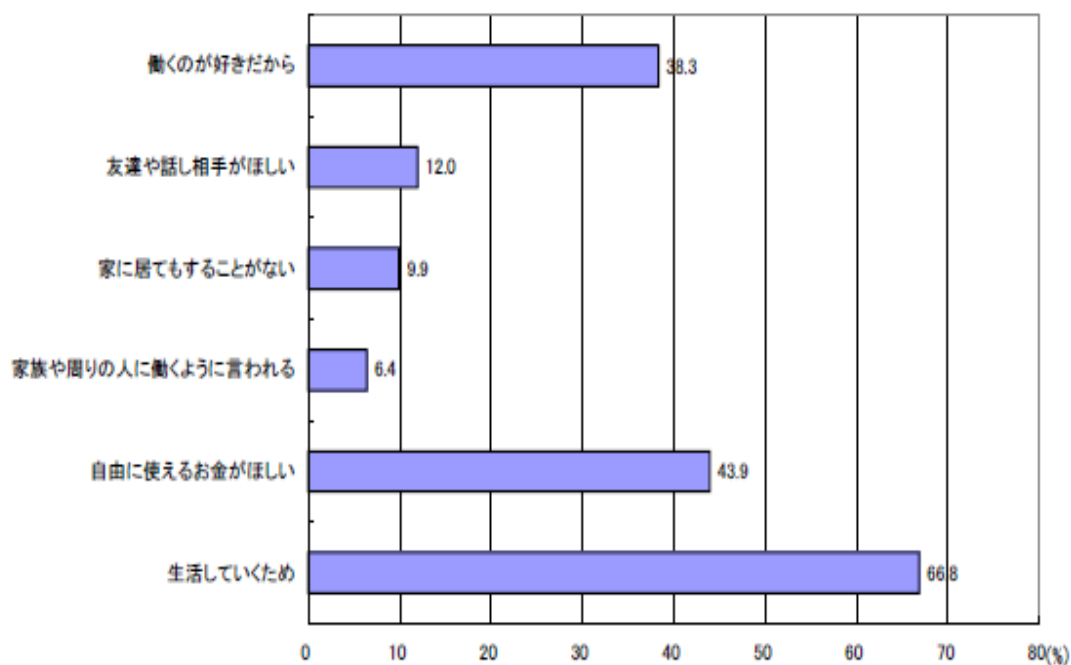
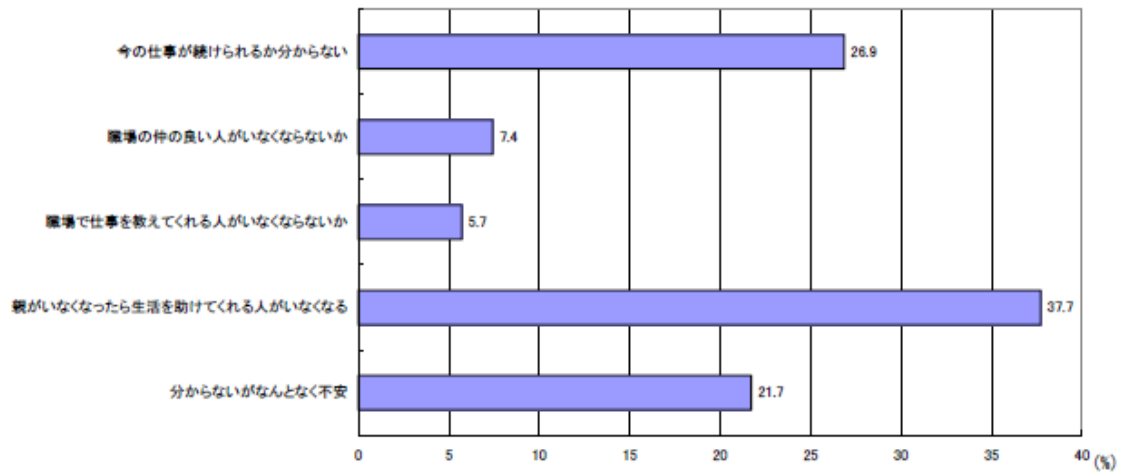


図34 将来に対する不安



(3) 精神障害者

図35 受けている主な配慮(複数回答)

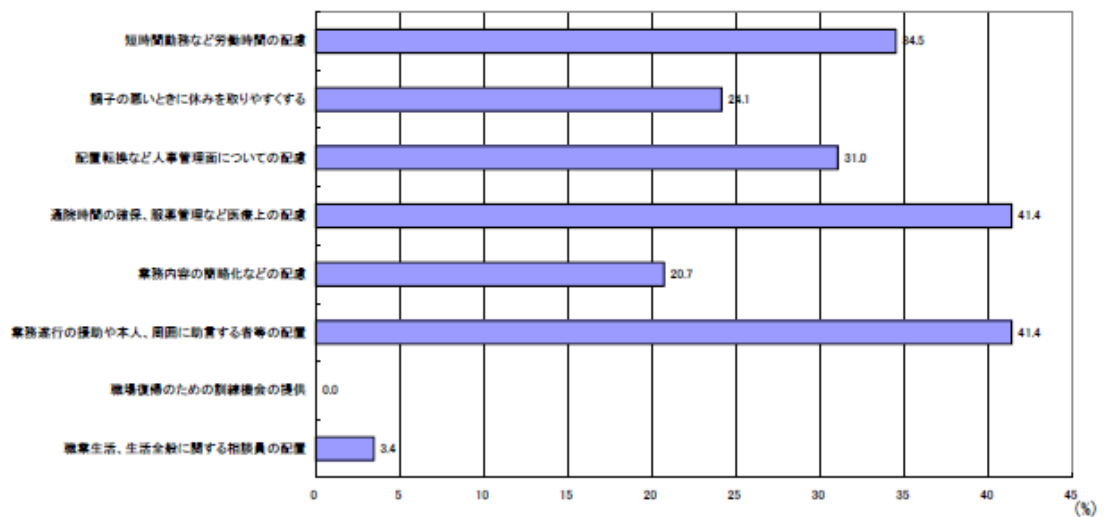


図36 配慮を受けていない、希望しない理由(複数回答)

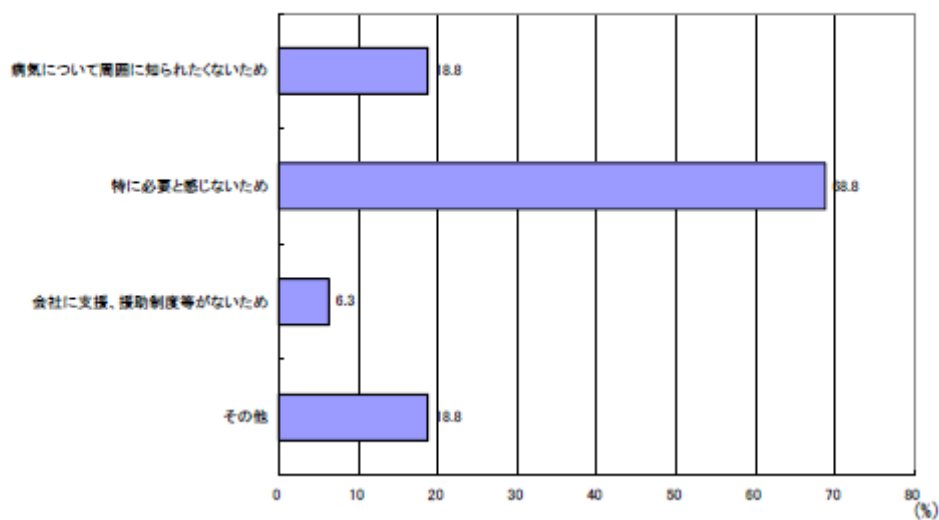


図37 改善等が必要な事項(複数回答:2つまで)

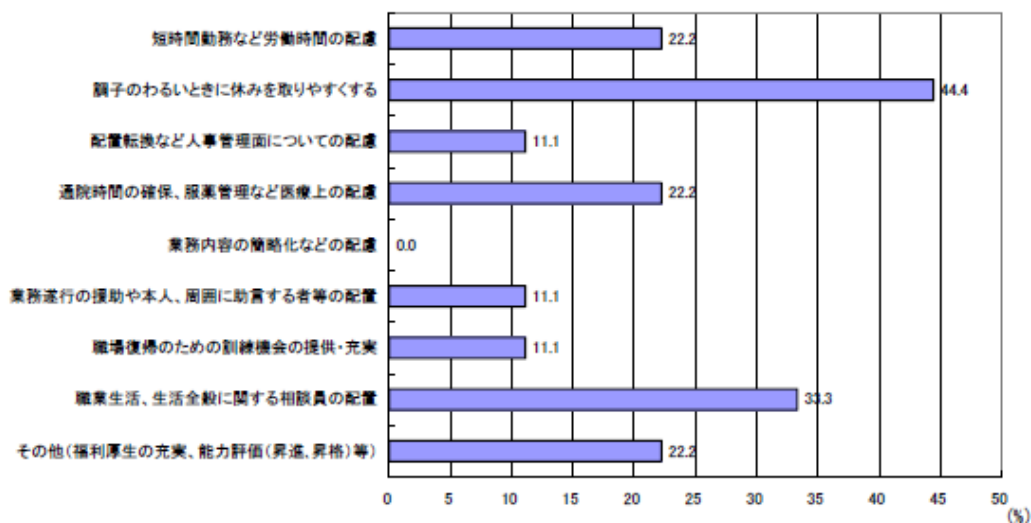


図38 主な相談相手(複数回答:2つまで)

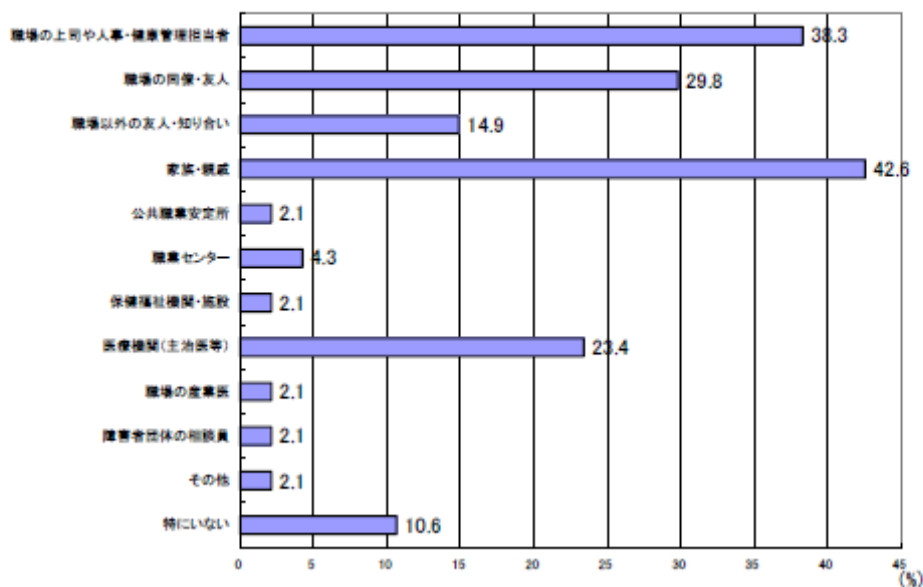
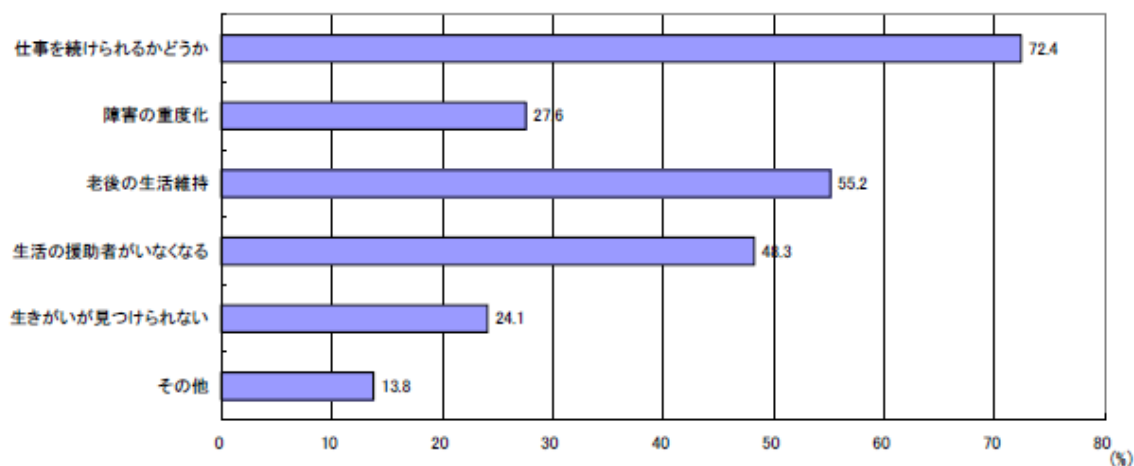


図39 将来の不安事項(複数回答)



障害者雇用促進法の概要

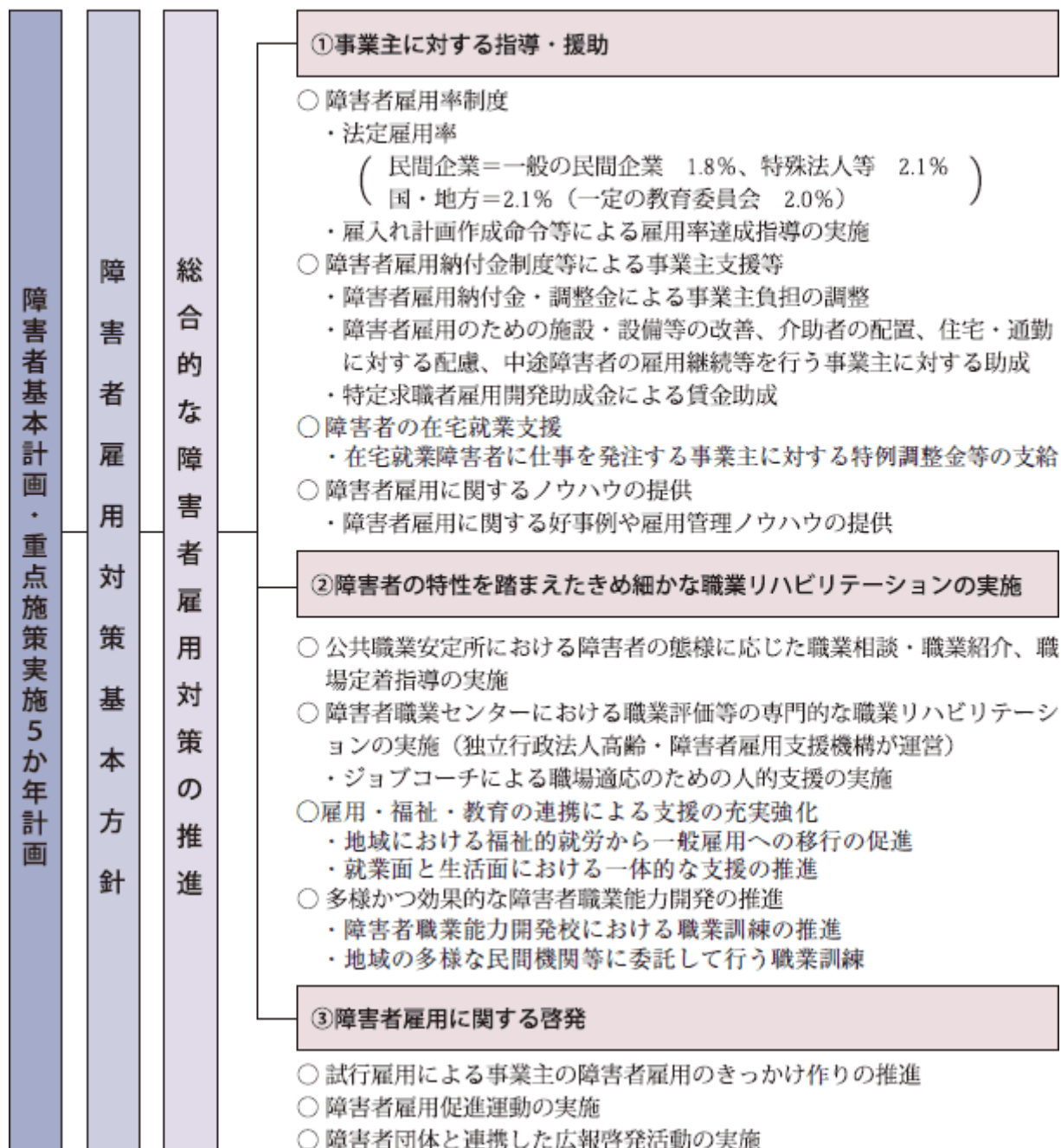
【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

事業主に対する措置	
雇用義務制度	<p>事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける</p> <p>民間企業 ……………1. 8%</p> <p>国、地方公共団体、特殊法人等 ……………2. 1%</p> <p>都道府県等の教育委員会 ……………2. 0%</p> <p>※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認めている。</p> <p>※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。</p>
納付金・調整金	<p>障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る</p> <p>○ 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人月額5万円徴収（常用労働者301人以上）</p> <p>○ 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人月額2万7千円支給（常用労働者301人以上）</p> <p>※ この他、300人以下の事業主については報奨金制度あり（超過1人月額2万1千円支給）</p> <p>・ 上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）</p>
各種助成金	<p>障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給</p> <p>・ 障害者作業施設設置等助成金</p> <p>・ 障害者介助等助成金</p> <p>・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等</p>

障害者本人に対する措置	
職業リハビリテーションの実施	<p>地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援 ＜福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進＞</p> <p>○ ハローワーク（全国591か所） 障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等</p> <p>○ 地域障害者職業センター（全国47か所） 専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）</p> <p>○ 障害者就業・生活支援センター（全国110か所） 就業・生活両面にわたる相談・支援</p>

図表2—2—2 障害者雇用対策の体系について

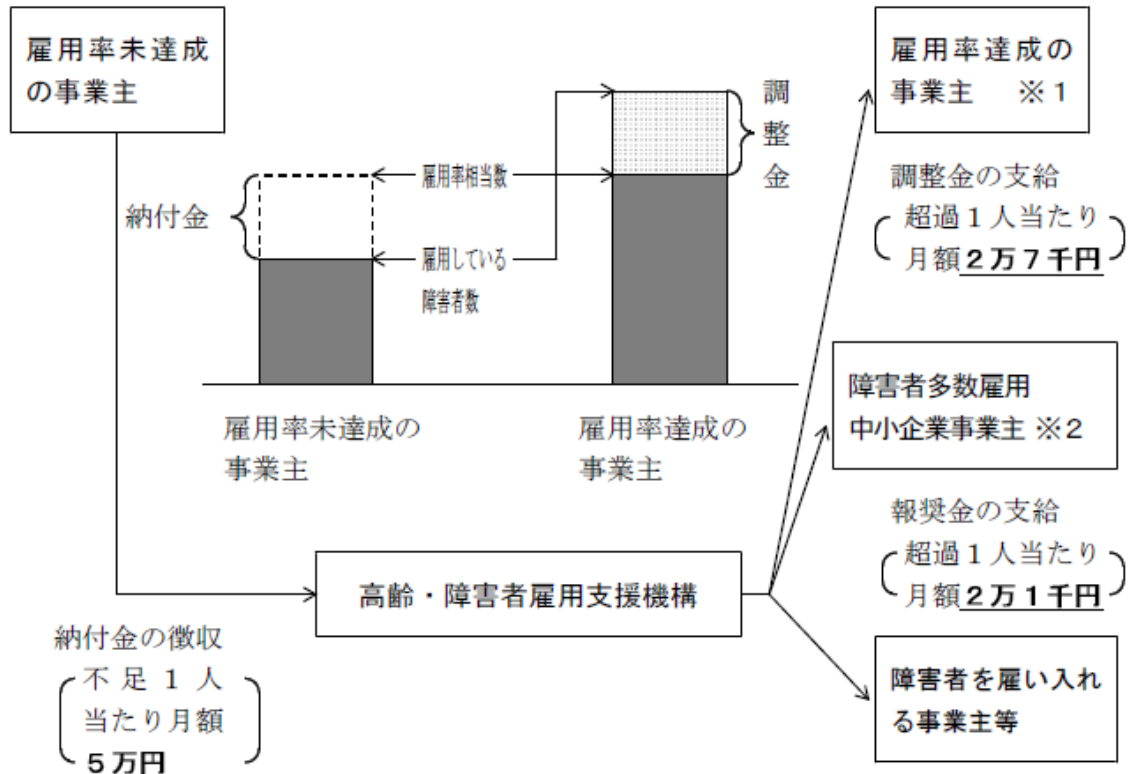
障害者が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場に就くことができるような社会の実現をめざし、障害者の雇用対策を総合的に推進



資料：厚生労働省

障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用労働者301人以上）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



常用労働者301人以上の企業から徴収し、300人以下の中小企業からは徴収していない。

障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※1 常用労働者301人以上

※2 常用労働者300人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主

* 上記のほか、障害者雇用納付金制度においては、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注した事業主に対して、特例調整金又は特例報奨金を支給している。

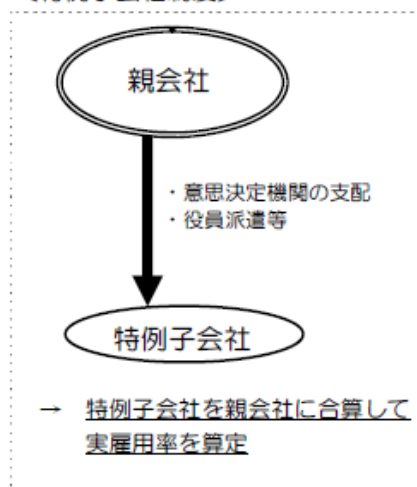
「特例子会社」制度の概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

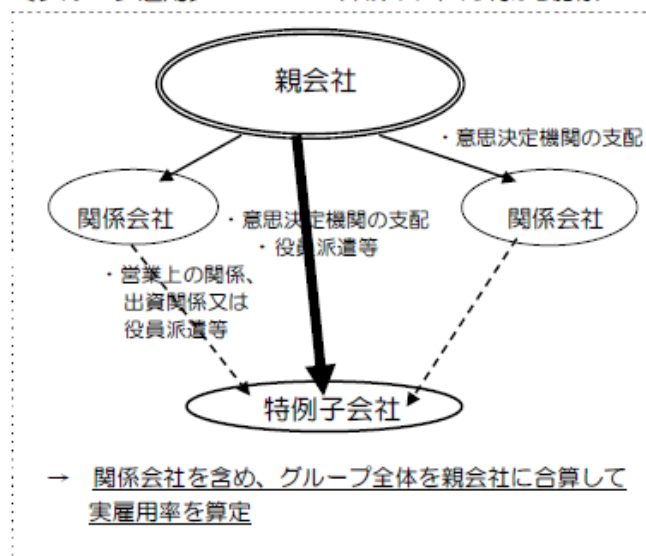
また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

〔特例子会社制度〕



〔グループ適用〕

（平成 14 年 10 月から施行）



○ 特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

試行雇用(トライアル雇用)奨励金

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとするため、経験不足等により就職が困難な求職者を試行的に短期間雇用(原則3か月)する場合に奨励金が支給されます。

【主な受給の要件】

以下に該当する者のうち、試行雇用を経ることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、公共職業安定所の紹介により試行的に**短期間(原則3か月)雇用**すること

- ①45歳以上 65歳未満の中高齢者(原則として雇用保険受給資格者に限る)
- ②35歳未満の若年者
- ③母子家庭の母等
- ④季節労働者(厚生労働大臣が指定する地域・業種に従事する者であって、各年度の10月1日以降に特例受給資格者として離職した65歳未満の者)
- ⑤障害者
- ⑥日雇労働者・ホームレス

その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。

・このほか、[不良債権処理就業支援特別奨励金](#)にもトライアル雇用支援があります。

【受給額】

対象労働者1人につき、月額 40,000 円

支給上限: 3か月分まで

【問い合わせ先】

[最寄りのハローワーク](#)

[都道府県労働局](#)



特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者又は緊急就職支援者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

【主な受給の要件】

○特定就職困難者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の**就職困難者**を公共職業安定所又は適正な運用を期すことのできる無料・有料職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れること

その他の詳細については、都道府県労働局（職業安定部）または最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

【受給額】

平成 19 年 10 月からの雇入れ

○特定就職困難者雇用開発助成金の助成額と助成期間

対象労働者 (一般被保険者)	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
高年齢者(60歳以上 65歳未満)、障害者、母子家庭の母等 ※	50万円	60万円	1年
短時間労働者(高年齢者(60歳以上 65歳未満)、障害者、母子家庭の母等)	30万円	40万円	1年
重度障害者等(重度障害者・45歳以上の障害者・精神障害者) ※	100万円	120万円	1年6か月

障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金の内容

各種助成金の内容	
助 成 金	内 容
1 障害者作業施設設置等助成金 I 第1種作業施設設置等助成金 II 第2種作業施設設置等助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う(賃借による設置を含む)場合に、その費用の一部を助成するものです。
2 障害者福祉施設設置等助成金	障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障

	<p>害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置または整備する場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>3 障害者介助等助成金</p> <p>I 重度中途障害者等職場適応助成金 II 職場介助者の配置又は委嘱助成金 III 職場介助者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金 IV 手話通訳担当者の委嘱助成金 V 健康相談医師の委嘱助成金 VI 職業コンサルタントの配置又は委嘱助成金 VII 業務遂行援助者の配置助成金 VIII 在宅勤務コーディネーターの配置又は委嘱助成金</p>	<p>就職が特に困難と認められる障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障害の種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>4 職場適応援助者助成金</p> <p>I 第1号職場適応援助者助成金 II 第2号職場適応援助者助成金</p>	<p>職場適応援助者助成金は、以下のいずれかに該当する社会福祉法人等又は事業主に対して費用の一部を助成するものです。</p> <p>①職場適応援助者(障害者職業総合センター、地域障害者職業センターが行う第1号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者をいいます。)による援助の事業を行う社会福祉法人等</p> <p>②障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助を行う職場適応援助者(障害者職業総合センター、地域障害者職業センターが行う第2号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、援助の実施に関し必要な相当程度の経験及び能力を有すると認められる者をいいます。)の配置を行う事業主</p> <p>※①の対象となる社会福祉法人等については、法人格を有し、職場適応援助者養成研修を修了した者を雇用していること、障害者雇用に係る支援(就労支援)の実績があること、当機構の地域障害者職業センターとの業務連携関係があること、公益法人等会計基準等に従った適正な会計処理が実施されており、決算の結果、法人経営の安定性が確保されていること等の一定の要件を満たすものに限られます。</p>

<p>5 重度障害者等通勤対策助成金</p> <p>I 重度障害者等用住宅の新築等助成金 II 重度障害者等用住宅の賃借助成金 III 指導員の配置助成金 IV 住宅手当の支払助成金 V 通勤用バスの購入助成金 VI 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 VII 通勤援助者の委嘱助成金 VIII 駐車場の賃借助成金 IX 通勤用自動車の購入助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金</p> <p>I 第1種重度障害者施設設置等助成金 II 第2種重度障害者施設設置等助成金</p>	<p>重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数雇い入れるか継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>
<p>7 障害者能力開発助成金</p> <p>I 第1種(施設設置費)助成金 II 第2種(運営費)助成金 III 第3種(受講費)助成金 IV 第4種(グループ就労訓練請負型)助成金 V 第4種(グループ就労訓練雇用型)助成金 VI 第4種(グループ就労訓練派遣型)助成金 VII 第4種(グループ就労訓練職場実習型)助成金</p>	<p>障害者能力開発助成金は、以下のいずれかに該当する事業主等に対して費用の一部を助成するものです。</p> <p>①障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための能力開発訓練事業を行う事業主またはその団体、社会福祉法人等が、能力開発訓練のための施設等の設置または整備を行う場合、その能力開発訓練事業を運営する場合または障害者である労働者を雇用する事業主が、障害者である労働者に障害者能力開発訓練を受講させる場合</p> <p>②一定の数以上の支給対象障害者(雇用率の対象となる労働者であるものを除きます。)の受入れ(障害者を雇用することを除きます。)を行う事業主の事業所で就労することを通じていずれかの事業主に雇用率の対象となる労働者として雇用されるための障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第22条の3第1項第4号に規定する教育訓練を行う場合</p>

職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

1 公共職業安定所

就職を希望する障害者の求職登録を行い（就職後のアフターケアまで一貫して利用）、専門職員及び職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導を実施

2 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構）

(1) 障害者職業総合センター〔1センター〕

高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施

(2) 広域障害者職業センター〔3センター〕

（国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、せき髄損傷者職業センター）

障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施

(3) 地域障害者職業センター〔各都道府県1センター、5支所〕

障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の専門的な職業リハビリテーション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施

3 障害者雇用支援センター

（都道府県知事が指定した民法法人が設置・運営）〔14センター〕

就職が特に困難な障害者に対する職業準備訓練を中心とした雇用支援を実施

4 障害者就業・生活支援センター

（都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営）〔110センター〕

障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施

5 障害者職業能力開発校

（国及び県が設置、都道府県、高齢・障害者雇用支援機構が運営）〔国立13校、府県立6校〕

訓練科目・訓練方法等に特別の配慮を加えつつ、障害の特性に応じた職業訓練、技術革新の進展等に対応した在職者訓練等を実施

※ 民間の能力開発施設（事業主、民法法人等が運営）〔20施設〕

民間施設において、障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるための教育訓練事業（厚生労働大臣の定める基準に適合するもの）を実施

就業面と生活面における一体的な支援 (障害者就業・生活支援センター事業)

障害者就業・生活支援センターでは、就職を希望されている障害のある人、あるいは在職中の障害のある人を対象に、ハローワークや地域障害者職業センター、福祉事務所や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携して様々な支援制度を活用しつつ、就職に当たっての支援や仕事を続けていくための支援を、日常生活面も含めて行っています。

具体的には、次のような支援を行っています。

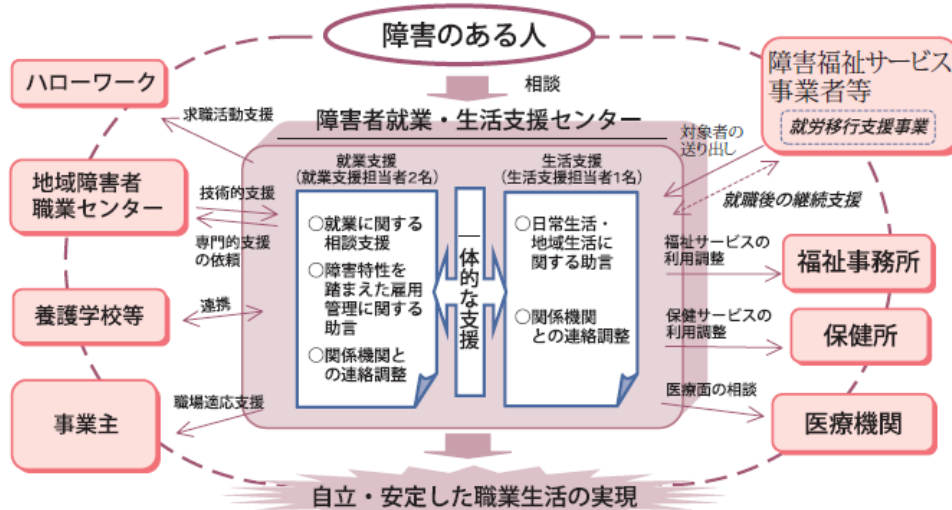
〈就業面の支援〉

- ・就職に向けた準備支援(労働習慣や生活リズムの確立のための訓練のあっせん)
- ・就職活動の支援(ハローワークへの同行、採用面接への同行、職場実習先の開拓や職場実習中の支援)
- ・就職後の職場定着に向けた支援(職場訪問による適応状況の把握、事業所の担当者との情報交換、課題への対応)
- ・関係機関との連絡調整(支援を行うに当たって必要な専門機関との連絡調整、支援制度の利用調整、ケース会議の開催)

〈生活面の支援〉

- ・日常生活に関する支援(生活習慣の形成、健康管理や金銭管理)
- ・地域生活に関する支援(住居の確保、年金の受給手続、余暇活動)
- ・関係機関との連絡調整(支援を行うに当たって必要な専門機関との連絡調整、支援制度の利用調整、ケース会議の開催)

平成18年度は全国で110箇所が設置・運営され、約22,000人の人を対象に支援を実施し、職場実習等のあっせんで約5,000件、就職件数は約3,600件で、職場訪問による定着支援は約61,000件と高い成果をあげています。



関係機関の「チーム支援」による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進 ～地域障害者就労支援事業～

ハローワークにおいては、福祉施設等を利用する障害のある人が就職を希望する場合、福祉施設等と連携した就職支援を行っています。

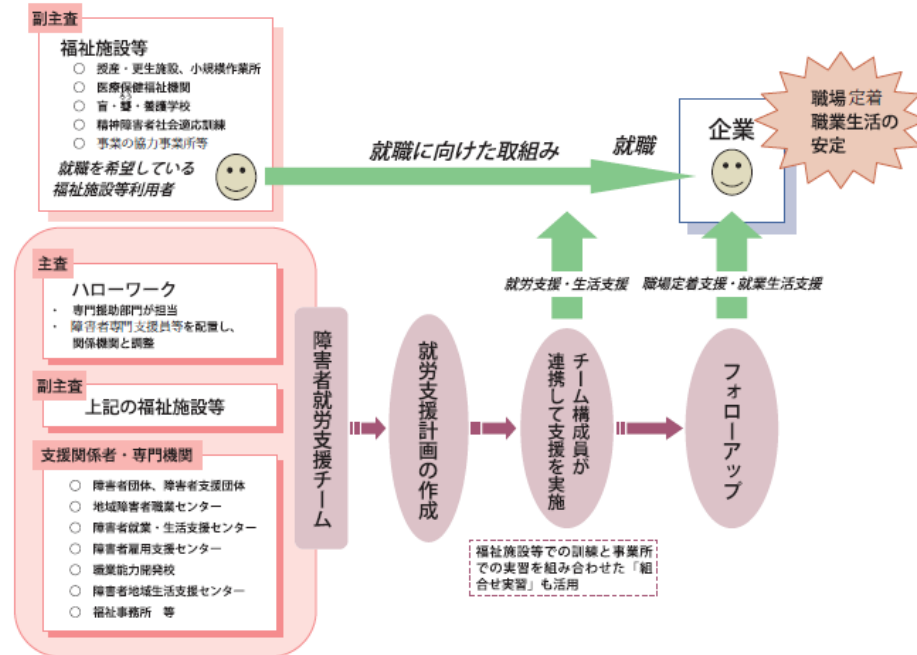
具体的には、

- ・ハローワークが中心となって、支援対象者ごとに当該福祉施設等をはじめとする地域の支援関係者からなる「障害者就労支援チーム」を設置
- ・複数の分野にわたるサービスを効果的かつ計画的に組み合わせるケアマネジメントの手法を用い
- ・就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援

を行っています。

この事業は、平成17年度より全国10か所のハローワークにおいてモデル的に実施してきたところですが、19年度からは、2年間で得たノウハウを踏まえ、全国で実施します。

なお、平成18年度は、231人に対し支援を行い、116人が就職（支援継続中113人）し、高い実績をあげています。



職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援について

障害のある人が円滑に職場に適応できるよう、ジョブコーチが障害のある人が働く職場に出向き、障害のある人と事業主に対して作業方法やコミュニケーション等に関する課題を改善するための支援を行っています。

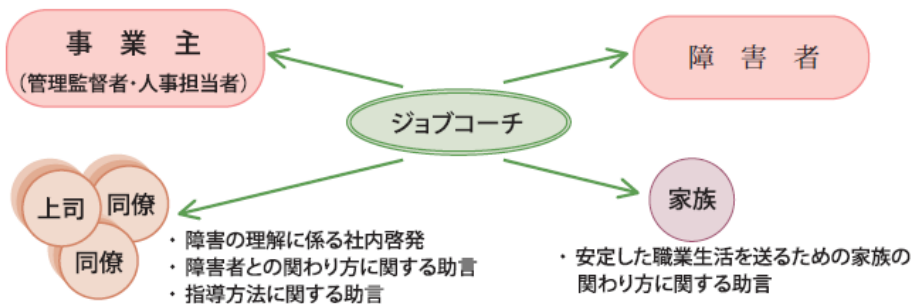
地域障害者職業センターに配置されたジョブコーチのほか、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等のジョブコーチや企業内に配置されたジョブコーチが支援を実施しています。

◆支援の契機

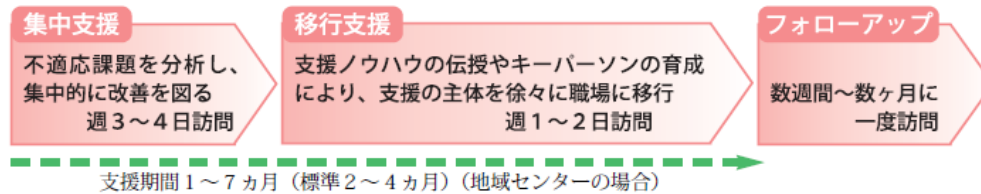
- ・就職しようとする時（就職前から支援を開始する場合と就職と同時に支援を開始する場合があります）
- ・就職後、職場環境の変化等により職場適応上の問題が生じたとき

◆支援内容

- ・障害特性に配慮した雇用管理に関する助言
- ・配置、職務内容の設定に関する助言
- ・作業遂行力の向上支援
- ・職場内コミュニケーション能力の向上支援
- ・健康管理、生活リズムの構築支援



◆標準的な支援の流れ



◆ジョブコーチ配置数

平成19年3月現在、全国で842人のジョブコーチが活躍しています。

- ・地域障害者職業センターのジョブコーチ 304人
- ・第1号ジョブコーチ（福祉施設型） 515人
- ・第2号ジョブコーチ（事業所型） 23人

◆支援状況（平成18年度、地域障害者職業センターにおける実績）

支援対象者数は3,306人で、支援終了後の職場定着率は84.3%と高い成果をあげています。

成年後見制度の概要

平成 20 年 3 月 11 日
東京都知的障害者育成会
青年期相談室 白井俊子

I. 成年後見制度

1999 (H11) 年 民法改正 2000 (H12) 年 4 月施行
(これまでの禁治産・准禁治産制度廃止)

1. 意味

- (1) 「成年後見制度」とは、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分で、自分自身の権利を守ることが困難な人が不利益を被らないように、財産管理や身上監護を通して保護・支援する制度である。
- (2) 「成年後見制度」の基本理念は、上記の人の保護を図りながら、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーションの実現である。
- (3) 判断能力が不十分な人とは、具体的には以下のような行為を自ら適切に行うことが困難である人が想定される。
①高額な買い物 ②アパートを借りる ③福祉サービスの選択と契約 ④障害年金や収入の管理 ⑤相続権の理解と適正な手続き ⑥財産の処分 ⑦悪質商法の対処 ⑧いじめ、虐待、差別等の察知と対処
- (4) 子どもが 20 歳過ぎれば親の親権がなくなるため、子どもに代わって法律行為をすることができないため、成年のための後見人が必要となる。
- (5) 「成年後見制度」は、かつての禁治産・准禁治産制度がもつ問題の解消を図ったものである (官報掲載・家裁の掲示板・戸籍の登載を廃止・本人意思を尊重した柔軟な保護)。

2. 種類

- (1) 法定後見
- (2) 任意後見

3. 法定後見

家庭裁判所が選定した成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」)が、

本人の利益を考えながら、①本人を代理して契約などの法律行為をする、②本人が自分で法律行為をする時に同意を与える、③本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消すなどにより、本人を保護・支援する。

(1) 後見人等の権利

代理権・・・本人が行う法律行為を、本人の代わりに行う権限

同意権・・・本人が行う法律行為に有効性を判断する権限

取消権・・・障害のある本人が行った法律行為が、だまされている、損していると思われるとき、それを取り消すことができる権限

(2) 後見の種類 (①後見 ②保佐 ③補助)

	後 見	保 佐	補 助
対象となる人	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官など市町村長(注1)		
後見人等の同意が必要な行為		民法13条1項の行為(注2・3・4)	申立ての範囲内で裁判所が審判で定める特定の法律行為 民法13条1項の行為の一部 (注1・2・4)
取り消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 (注2・3・4)	同左 (注1)
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為 (注1)	同左

(注1)本人以外のものの請求により、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じ

(注2) 第13条 被保佐人が同意を得なければならない行為：民法代13条

1. 元本を領収し、又は利用すること。
2. 借財又は保証をすること。
3. 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
4. 訴訟行為をすること。
5. 贈与、和解又は仲裁合意をすること。

6. 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
7. 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
8. 新築、改築、増築又は大修繕をすること。
9. [第 602 条](#)に定める期間を超える賃貸借をすること。

(注 3) 家庭裁判所の審判により、民法 13 条 1 項の行為以外についても、同意権・取消権の範囲を広げることができる

(注 4) *自己決定の尊重の観点から日用品(食料品や衣料品等)の購入など、「日常生活に関する行為」は、取り消しの対象にはならない

(3) 手続き

住所地の家庭裁判所に後見開始の審判の申立をする。

民法第 22 条 (住所) 各人の生活の本拠をその者の住所とする。

民法第 23 条 (居所) 住所が知れない場合には、居所を住所とみなす。

2. 日本に住所を有しない者は、その者が日本人または外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。

民法第 24 条 (仮住所) ある行為について仮住所を選定したときは、その行為に関してはその仮住所を住所とみなす

(4) 後見人等

人材：親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者や法人の中から、家庭裁判所が選任した人。複数の後見人が選任される場合、後見監督人が付与される場合がある。

役割：本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身の回りの事柄にも目を配りながら、本人を保護・支援する。しかし、その職務は、財産管理や契約などの法律行為に関するものに限定されている。

後見人等の事務は家庭裁判所に報告するなど、家庭裁判所の監督を受ける。

(5) 申し立てから開始までの期間

多くの場合 4 ヶ月以内

申立 → 審理 → 法定後見開始の審判・成年後見人等の選任 → 審判の確定 → 法定後見の開始

(6) 費用

	後 見	保 佐	補 助
申立手数料 (収入印紙)	800円	800円(注1)	800円(注2)
登記手数料 (登記印紙)	4000円	4000円	4000円
その他	連絡用の郵便切手(注3) 鑑定手数料(注4)		

(注1) 保佐人に代理権を付与する審判または保佐人の同意を要する行為を追加する審判の申立をするには、申立ごとに別途収入印紙が必要

(注2) 補助開始の審判をするには、補助人二度意見または代理権を付与する審判を同時にしなければならないが、これらの申立それぞれにつき収入印紙800円が必要

(注3) 申し立てをする家庭裁判所に要確認

(注4) 後見と補佐では、必要などときには、本人の判断能力を医学的に十分確認するために、医師による鑑定が必要。鑑定量は個々の事案によって異なるが、ほとんどが10万円以下(5~10万円)

(注5) 日本司法支援センター(法テラス)、市区町村の助成制度がある

(7) 法定後見人の報酬(社会福祉士)

1万以下	12%	4~7万	11%
2~3万	34	その他	2
3~4万	12		

- ・ 交通費 文房具代 コピー代等(申立費用は含まれない)
- ・ 被後見人に収入や財産がない場合: 後見経費は扶養義務者(配偶者、親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹)が支払う
- ・ 身寄りのない障害者こそ公的責任で後見人をつけるべきという意見は強い

(8) 後見人の役目が終わる時

- ① 被後見人の死亡
- ② 後見開始の審判が取り消された時
- ③ 後見人が辞めたとき
- ④ 後見人が解雇された時

4. 任意後見

本人が十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった状態に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養監護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおく。

本人の判断能力が低下した場合、任意後見人が、契約で決めた事務につい

て、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下で、本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思に従った適切な保護・支援をする。

(1) 具体的手続き

公証役場で任意後見契約を結ぶ

(2) 任意後見契約公正証書作成費用

公正証書作成の基本手数料	11,000円
登記嘱託手数料	1,400
登記所に納付する印紙代	4,000
その他	本人等に送付する製本の証書代、 登記嘱託所郵送用の切手代など

5. 成年後見登記制度

法定後見制度と任意後見制度の利用の内容、成年後見人等の権限、任意後見契約の内容などをコンピューターシステムによって法務局で登記し、登記官が登記事項を証明した登記事項証明書（登記事項の証明書、登記されていないことへの証明書）を発行することにより、登記情報を開示する制度。

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときなどに家庭裁判所または公証人の嘱託によって登記される。

後見人等の証明書

証明書交付申請者：本人、配偶者、4親等以内の親族

II. 知的障害者にとって活用しやすい成年後見制度

(1) 望ましい成年後見

- ① 本人の苦手な契約行為が保障される
- ② 本人の意向を基に最大利益が図られる
- ③ 経済的負担が少なく、お金がない人も利用できる
- ④ 身上監護面を重視した保護・支援が受けられる
- ⑤ 権利侵害その他被害救済が的確にされる
- ⑥ 親亡き後も安心した生活が確保できる

(2) 改善点

- ① 本人・家族等への分かりやすい広報及び相談の実施
- ② 後見を行う際の留意事項の周知
- ③ 手続きの支援
- ④ 無理のない費用負担

⑤ 安心して託せる後見人の確保

(3) 後見人の確保

- ① 後見人の養成
- ② バックアップ体制
- ③ 関係機関との連携

Ⅲ. 制度活用の必要性

- ・事例1. 刑務所から入福祉施設へ入所した M さん
- ・事例2. 少年院から通所施設を利用した A さん
- ・事例3. 職場で触法行為をした S さん

(1) 社会環境の調整（支援体制作り）が更生の大きな鍵となる

- ・支援者の確保
- ・福祉サービスの受給
- ・日中活動の場及び居住の場の設定

(2) 知的障害者の福祉サービス受給上の問題

- ・支援費制度の施行（15年4月）
基本理念：利用者本位 自己決定・自己選択）
- ・契約に基づく福祉サービスの受給
- ・知的障害者は契約能力が不十分
- ・契約行為を誰がするか
法律的には後見人等
実態は親が代理人となる等あいまいな状況

(3) 福祉サービス受給の準備

- ・申請主義
- ・帰宅先の福祉事務所へ連絡 → 療育手帳の取得 → 帰宅後の生活設計
→ 支援計画の作成
- ・保護・支援をするキーパーソンを決めた上で、チームによる支援体制を組む

(4) 市町村の成年後見開始の申立

- ・知的障害者福祉法第27条の3（審判の請求）：市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るために特に必要があると認める時は、……審判の請求をすることができる。

- ・当事者・親族の申立が基本。身寄りが無い場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについて、審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、当人の実状を把握しうる立場にある市町村長に審判の請求権を付与したもの。

<参考>

民法：成年後見に関する条文

第4～21条：行為能力

第838～876条：後見（開始 機関 事務 終了）

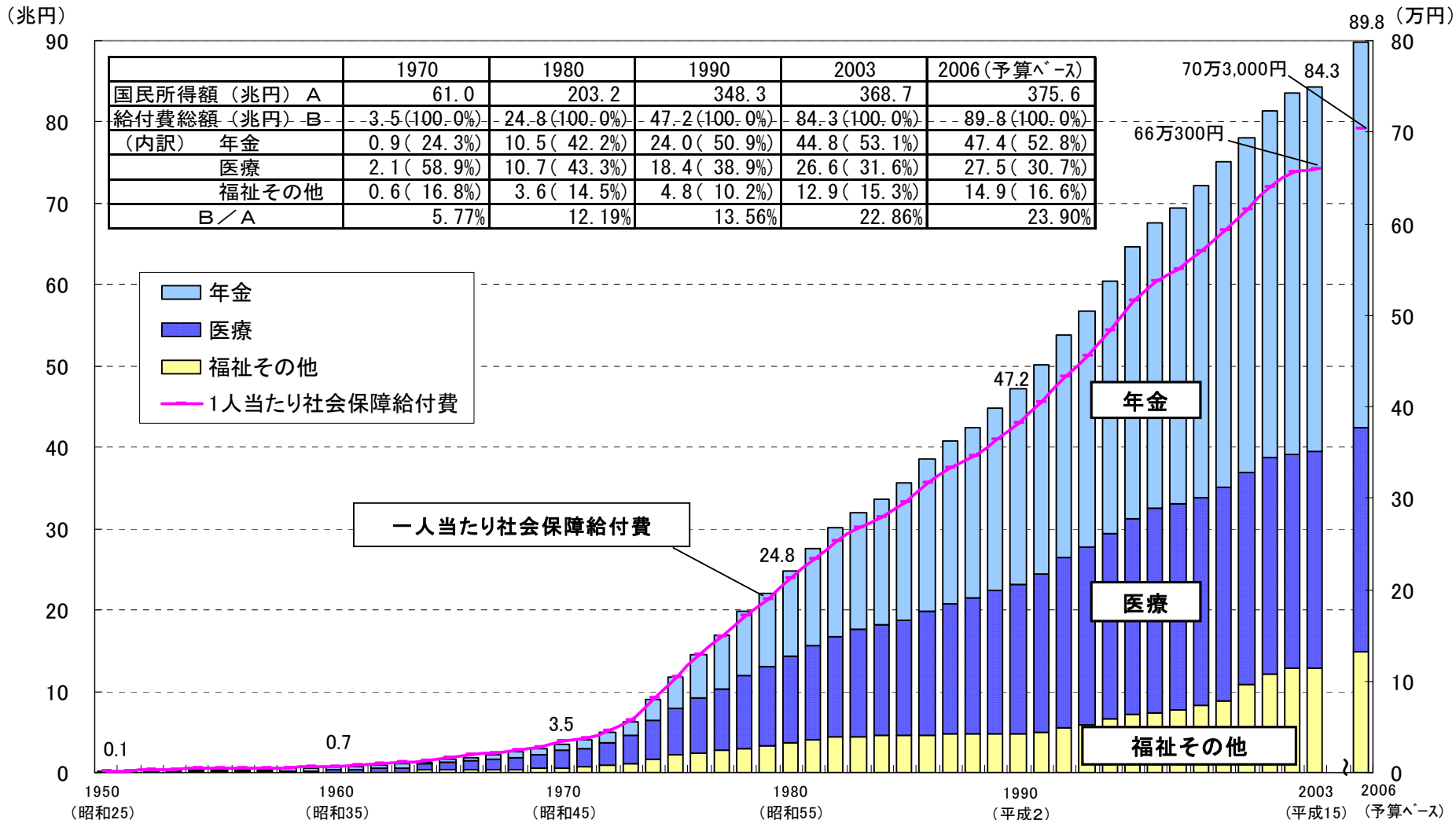
障害者の福祉の現状と課題

厚生労働省

社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課 大塚晃

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成15年度社会保障給付費」、2006年度(予算ベース)は厚生労働省推計

(注1) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990及び2003並びに2006年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

(注2) 2006年度の「1人当たり社会保障給付費」は、給付費総額を平成18年1月1日時点(概算値)の人口総数で除したもの。

福祉・介護のパラダイムの転換

○ 普遍化

- ・ 低所得者対象 → 普遍化

○ 措置から契約へ

- ・ 選択
- ・ 自己決定
- ・ 利用者本位

○ 費用の分担

- ・ 無料又は低額 → 応益負担
- ・ 自助と「皆で支え合う部分」の整理

○ 市町村中心

- ・ 市町村への一元化
- ・ 基盤の計画的整備

○ 地域で普通の暮らし

- ・ 在宅重視
- ・ 自立支援
- ・ 地域福祉

障害保健福祉施策が直面していた課題

支援費制度の施行（15年4月～）により新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- **新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大**。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- **大きな地域格差**（全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差）
- **障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない**
- **働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない**

障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が十分整備されていない

改革の背景(1)

障害種別ごとに大きなサービス格差があり、
障害サービスの地域基盤がまだまだ弱い。

ホームヘルプサービス実施市町村数

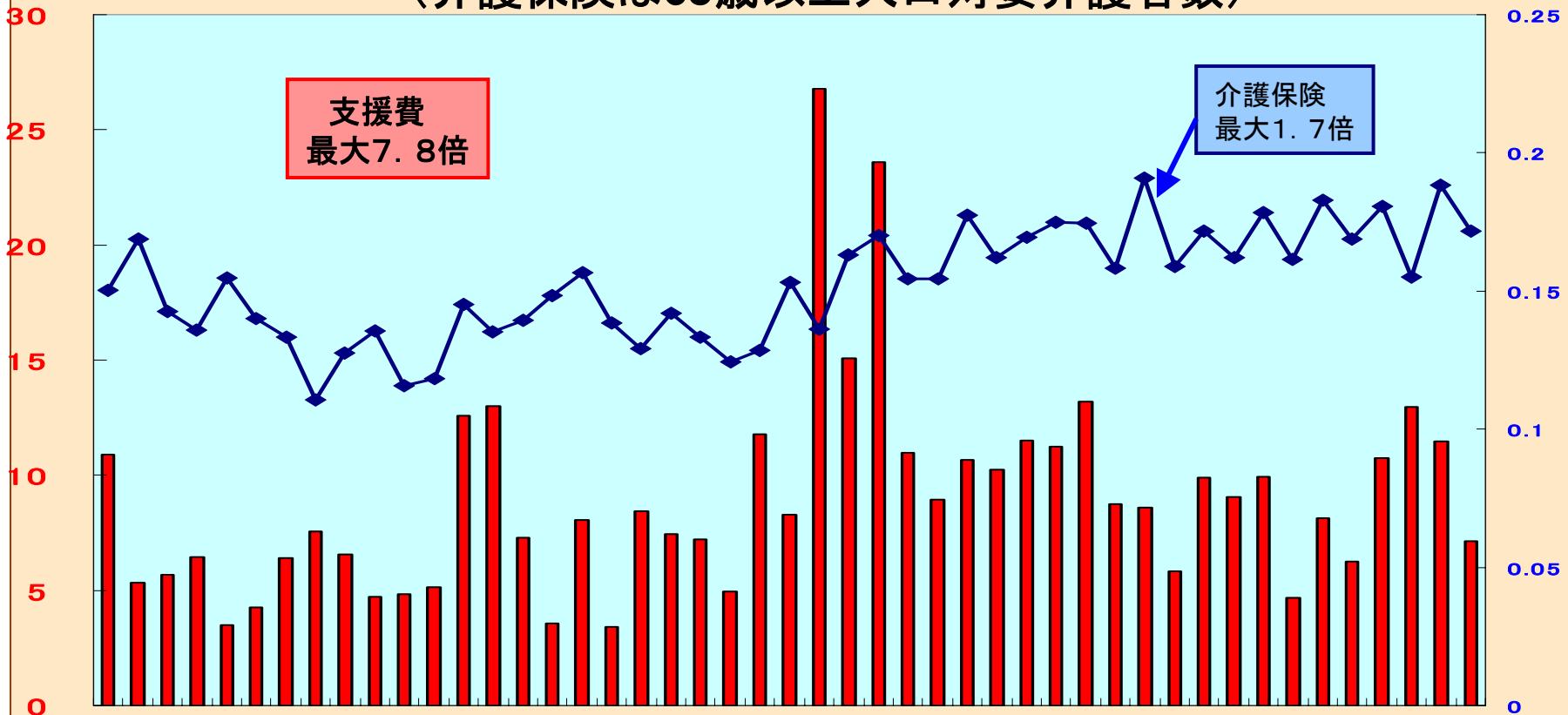
	14年3月	15年4月	16年3月
身体障害者 ホームヘルプ [○]	2,283 (72%)	2,328 (73%)	2,447 (78%)
知的障害者 ホームヘルプ [○]	986 (30%)	1,498 (47%)	1,780 (56%)
精神障害者 ホームヘルプ [○]	—	1,231 (39%)	1,671 (53%)

精神障害者は支援費制度の対象外

改革の背景(2)

障害サービスの地域基盤に、大きな水準の差

人口1万人対支給決定者数
(介護保険は65歳以上人口対要介護者数)



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
海森手城田形島城木馬玉葉京奈瀧山川井梨野阜岡知重賀都阪茨車良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄
道県県県県県県県県県県都川県県県県県県県県県県県府府県県山県県県県県県県県県県県県県県

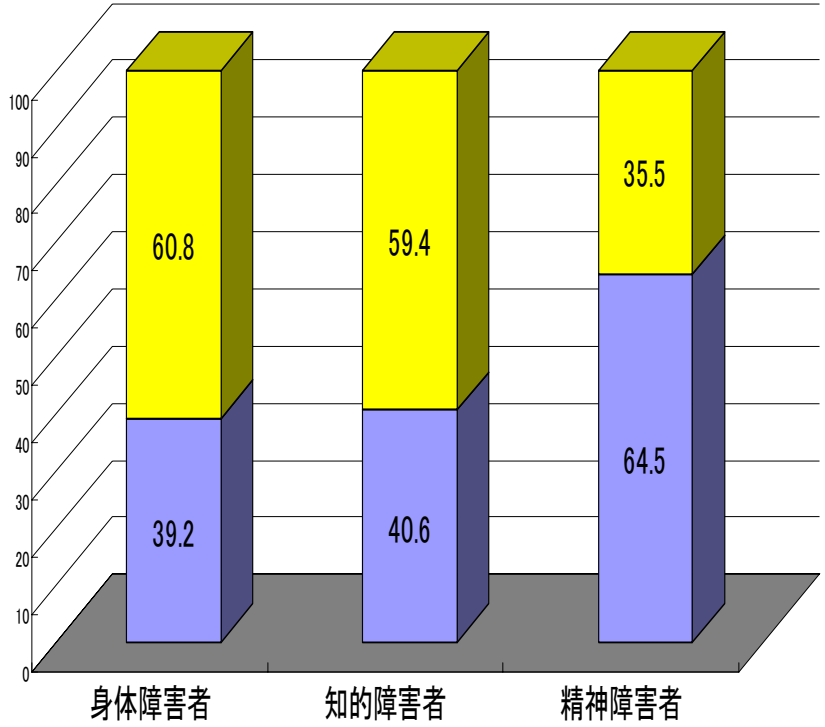
改革の背景(3)

働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない。

養護学校の卒業者の半数以上(55%)が福祉施設へ

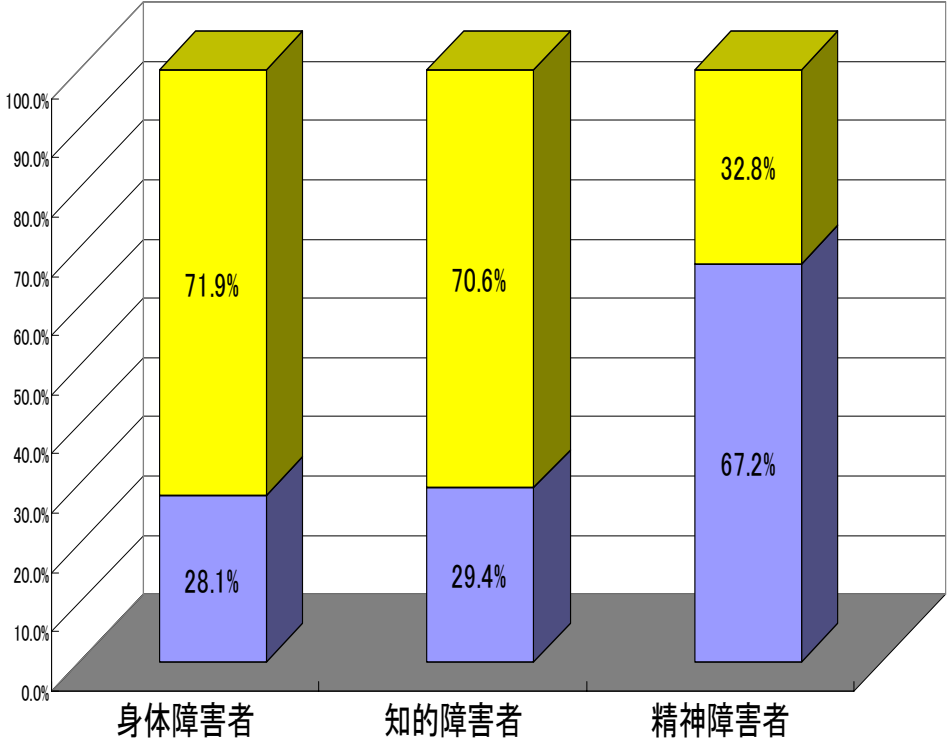
■ 働きたいとは思わない
■ 働きたい

授産施設を出て企業で働きたいか



■ 消極的
■ 積極的

家族の一般就労への移行についての考え方



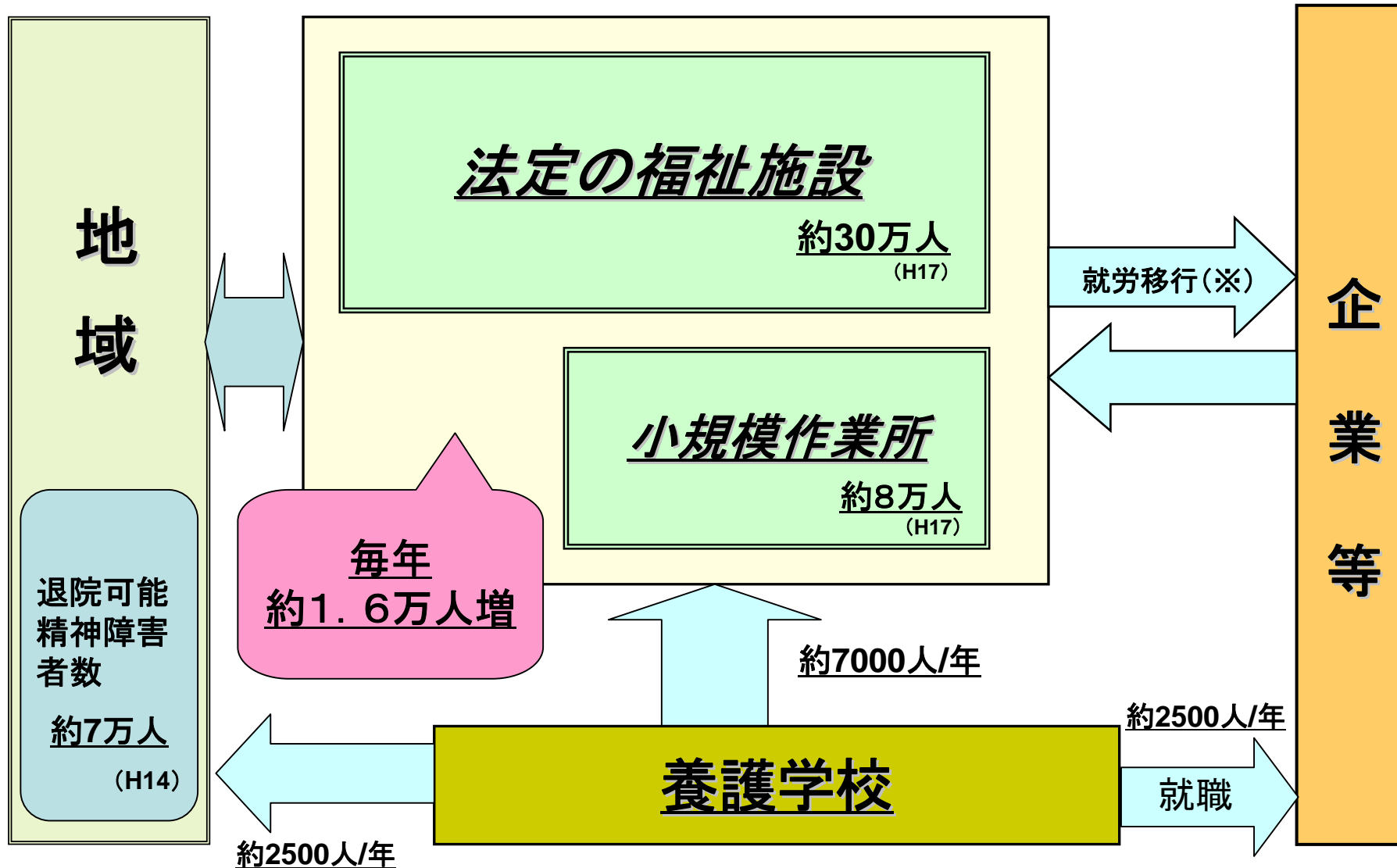
社会就労センター調べ(平成12年)

しかし実際に就職のために施設を出た人は年間1%程度

何故施設から企業就労が進まないのか？

- 家族や当事者が現状に満足している、冒険をさせない
- もし駄目になったとき戻れる場所がない
- 小規模作業所が中心で職員配置や条件が厳しい
- 作業所で能力の高い利用者を送り出すことのリスク
- 施設での支援の到達目標が高すぎないか？
- 施設に就労支援機能がなく、就労を考える土壌がない
- 地域で就労を支えるネットワークが確立していない
- 就労生活を支える場が充実していない
- 就労支援機関の能力と機能の限界がある
- いつまでも福祉を売りにして企業に向き合う姿勢

障害者の福祉施設利用の動向

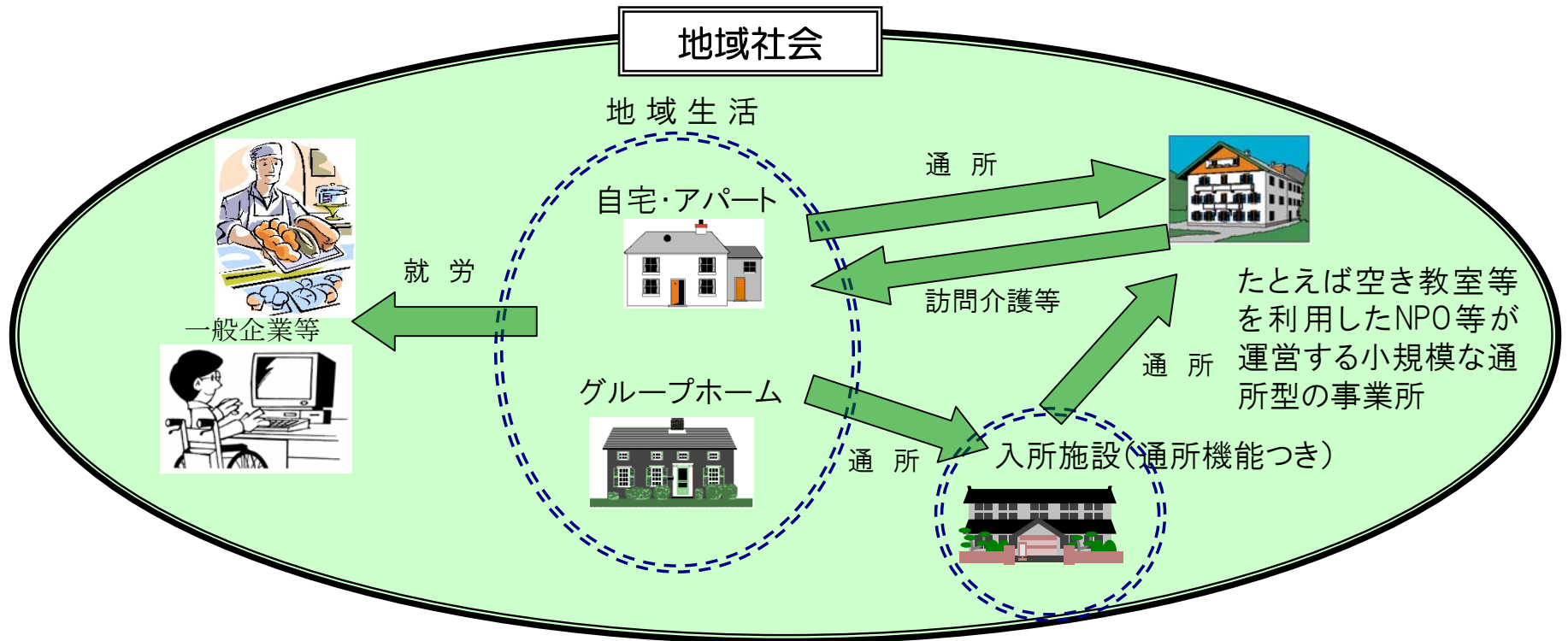


注) 法定の福祉施設からの移行者は年間約2000人(平成15年度)

障害のある人が普通に暮らせる地域づくり

(目指す方向)

- できるだけ身近なところにサービス拠点
- NPO、空き教室、小規模作業所、民間住宅など地域の社会資源を活かす
- 施設入所者も選べる日中活動
- 重度の障害者も地域で暮らせる基盤づくり



「障害者自立支援法」のポイント

法律による改革

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害(身体、知的、精神)ばらばらの制度体系(精神障害者は支援費制度の対象外)
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化

- 3障害の制度格差を解消**し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化**し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・障害種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離

- 33種類に分かれた施設体系を**6つの事業に再編**。あわせて、「**地域生活支援**」「**就労支援**」のための事業や**重度の障害者**を対象としたサービスを創設
- 規制緩和**を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業者の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%

- 新たな就労支援事業を創設**
- 雇用施策との連携**を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール(支援の必要度を判定する客観的基準)がない
- ・支給決定のプロセスが不透明

- 支援の必要度に関する**客観的な尺度(障害程度区分)を導入**
- 審査会の意見聴取など**支給決定プロセスを透明化**

安定的な財源の確保

現状

- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み

- 国の費用負担の責任を強化**(費用の1/2を負担)
- 利用者も応分の費用を負担し、**皆で支える仕組み**に

自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

働く意欲や能力のある障害者の就労支援

【福祉分野における課題】

- 施設を出て就職した者の割合が少ない。
(施設利用者の1%)
- 授産施設の工賃が低い(平均月額15,000円)。
- 離職した場合の再チャレンジの受け皿がなく、就職を躊躇する傾向がある。
- 養護学校卒業者のうち、約6割が福祉施設へ入所しており、就職者は約2割にとどまっている。
- 雇用施策、教育施策との連携が不十分

【障害者自立支援法による改革】

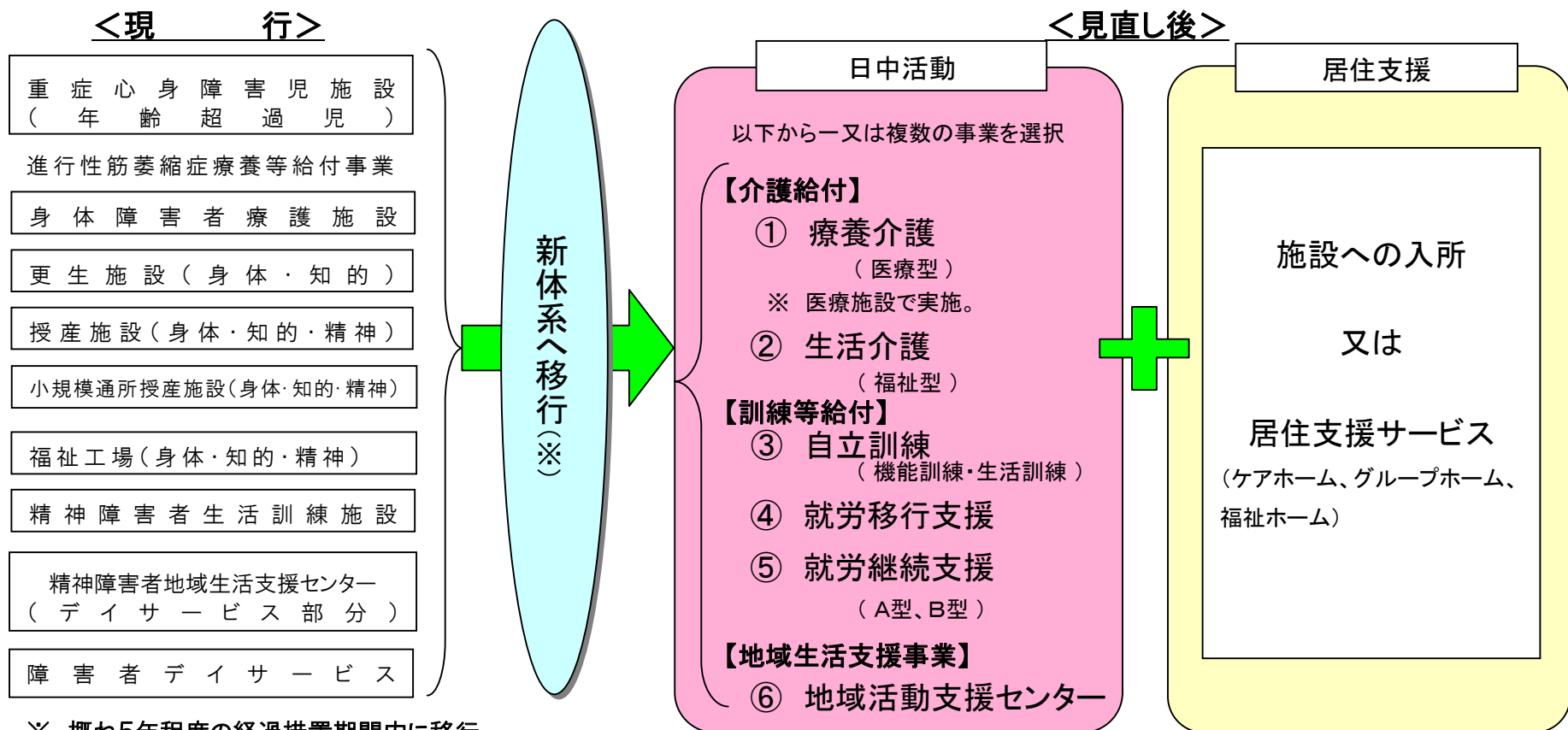
- 福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」を創設
- 障害福祉計画において、就労関係の数値目標を設定
- 定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応
- 支援を受けながら働く「就労継続支援事業」に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入
- 福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者の適性に合った就職の斡旋等を実施

障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

利用者本位のサービス体系へ再編

○ 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。

- ・ 「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・ 24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ（日中活動の場と生活の場の分離。）。
- ・ 入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



※ 概ね5年程度の経過措置期間内に移行。

福祉サービスに係る自立支援給付の体系

＜現行サービス＞

＜新サービス＞

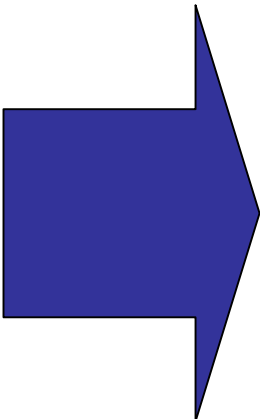
第28条第1項

居宅サービス

- ホームヘルプ(身・知・児・精)
- デイサービス(身・知・児・精)
- ショートステイ(身・知・児・精)
- グループホーム(知・精)

施設サービス

- 重症心身障害児施設(児)
- 療護施設(身)
- 更生施設(身・知)
- 授産施設(身・知・精)
- 福祉工場(身・知・精)
- 通勤寮(知)
- 福祉ホーム(身・知・精)
- 生活訓練施設(精)



- ホームヘルプ
(居宅介護)
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 療養介護
- 生活介護
- 児童デイサービス
- ショートステイ
(短期入所)
- 重度障害者等包括支援
- ケアホーム
(共同生活介護)
- 障害者支援施設での夜間ケア
(施設入所支援)
- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- グループホーム
(共同生活援助)

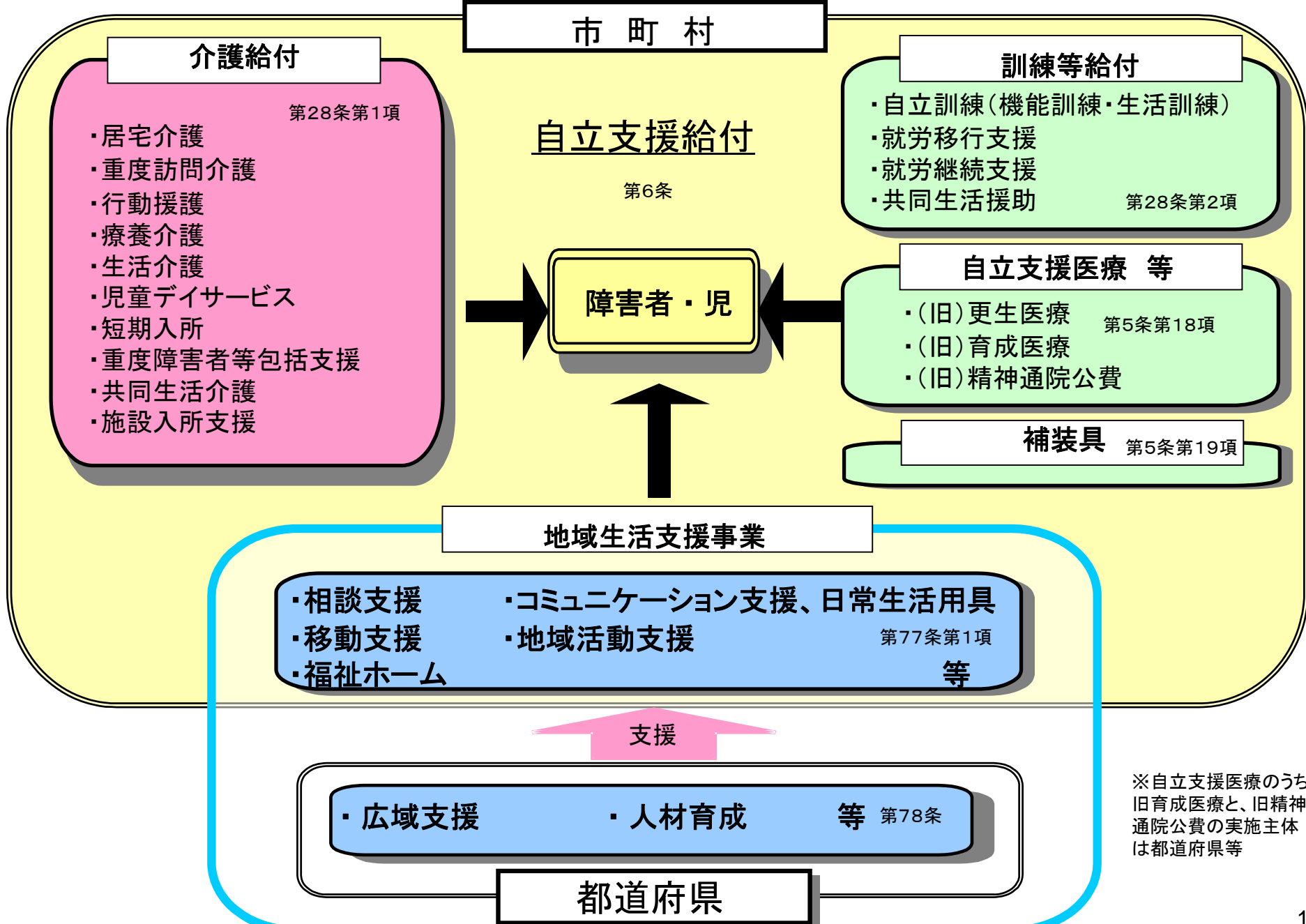
- 第5条第2項
- 第5条第3項
- 第5条第4項
- 第5条第5項
- 第5条第6項
- 第5条第7項
- 第5条第8項
- 第5条第9項
- 第5条第10項
- 第5条第11項
- 第5条第13項
- 第5条第14項
- 第5条第15項
- 第5条第16項

介護給付

訓練等給付

※この他、地域生活支援事業として移動支援、地域活動支援センター、福祉ホーム等を制度化 第28条第2項

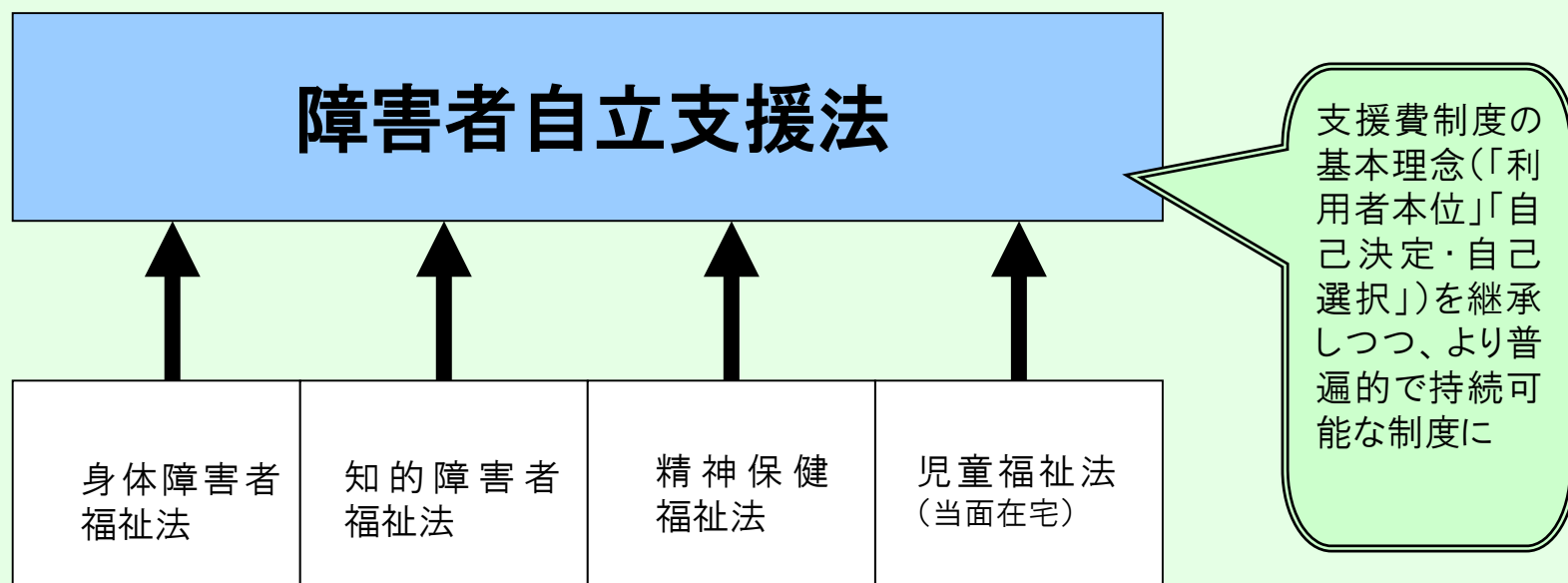
総合的な自立支援システムの構築



※自立支援医療のうち旧育成医療と、旧精神通院公費の実施主体は都道府県等

「障害者自立支援法」の構造

- ・障害者自立支援法では、障害者に共通の福祉サービス等について一元的に規定。(各障害固有の制度は引き続き各法に規定)



- ・居宅サービスは、18年4月から障害者自立支援法に移行
- ・施設サービスは、18年10月から障害者自立支援法に移行

※利用者負担は居宅・施設とも18年4月から見直し、18年10月から両者を新たなサービス体系に再編。

障害者自立支援法の施行状況

障害者自立支援法の円滑な運営のための 改善策について

- 障害者自立支援法は、地域移行の推進や就労支援の強化など、障害者が地域で普通に暮らせる社会の構築を目指すものであり、この改革を着実に定着させていくことが必要。
- しかしながら、本改革が抜本的なものであることから、さまざまな意見が存在。こうした意見に丁寧に対応するため、法の枠組みを守りつつ、3年後の見直しまでの措置として、以下の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

【改善策の規模：1, 200億円(国費)】

- ① 利用者負担の更なる軽減 (19年度当初、20年度当初:計240億円)
- ② 事業者に対する激変緩和措置 (18年度補正:300億円)
- ③ 新法への移行等のための緊急的な経過措置 (18年度補正:660億円)

※ ②及び③は、18年度補正で都道府県に基金を造成し、20年度まで事業を実施

特別対策の概要

1. 利用者負担の更なる軽減

→ 負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

- ・通所・在宅 1割負担の上限額の引下げ(1/2 → 1/4)
軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)
※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施
- ・入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

2. 事業者に対する激変緩和措置

→ 日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした対策を実施

- ・旧体系 従前額保障の引上げ(80% → 90%)
※旧体系から新体系へ移行する場合についても90%保障の創設
- ・通所事業者 送迎サービスに対する助成

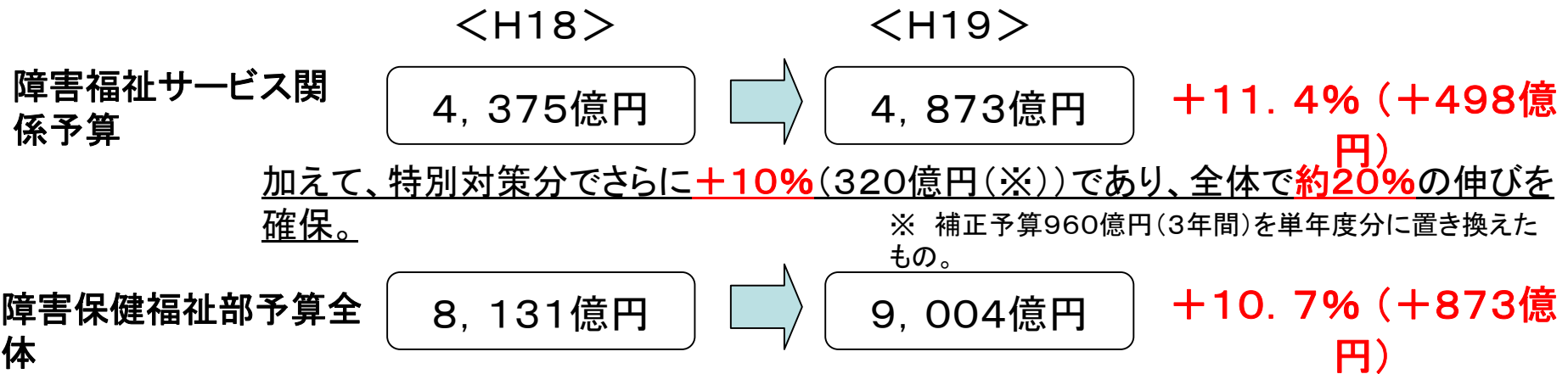
3. 新法への移行等のための緊急的な経過措置

→ 直ちには移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

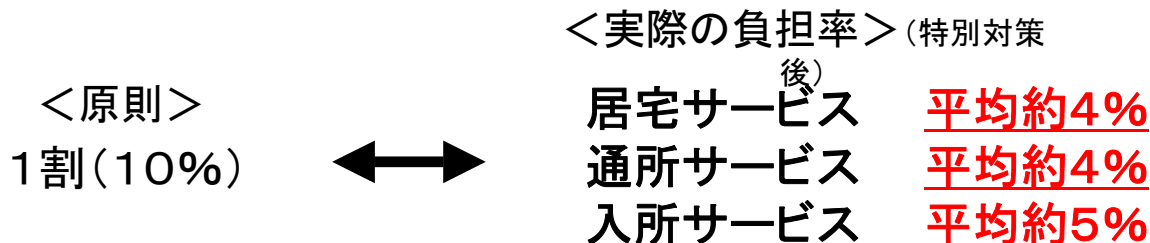
- ・小規模作業所等に対する助成
- ・移行への改修等経費、グループホーム借上げのための初度経費の助成
- ・制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発 等

障害者福祉関係予算と利用者負担の状況

1. 国の障害福祉関係予算 平成19年度障害福祉関係予算は、10%を超える伸び。



2. 利用者負担の状況 負担軽減措置により、実際の利用者負担は1割負担とはなっていない。



※ 所得段階に応じた負担上限により低所得者や重度障害者ほど負担率は低くなる仕組み
特別対策により低所得者の負担上限額が4分の1に軽減されている。

障害福祉サービスの状況について(1)

利用者数の状況 ※ 6国民健康保険団体連合会のデータ

○ サービス利用者数(全体)は対前年度比8.8%と着実に増加

【利用者数の伸び(対前年度比(18年4~9月))】

居宅サービス	通所(授産施設等)	入所	計
+14.7%	+8.0%	+0.1%	+8.8%

施設利用者の利用中止等

○ 一方、利用者負担を理由とする退所・中止は、0.73%

- ①利用者負担を理由とした利用の中止:0.73%(一月当たりでは0.09%) ※昨年3月から10月までの状況
- ②利用者負担を理由としたサービス利用の抑制:4.39%(単月では0.63%) ※昨年4月から10月までの状況

新体系サービスの指定状況 ※ 42都道府県の状況

○ 法施行後、新体系サービスへの移行が始まっている

18年10月1日(施行時) 19年4月1日
5,745施設(18年9月末現在)のうち → 220施設(3.8%) → 794施設(13.8%)

※ 新体系サービス:就労移行支援事業、就労継続支援事業、生活介護など、障害者自立支援法によって創設されたサービス

障害者自立支援法の目指すもの


障害者自立支援法の目指すもの

(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(抄))

(目的)

第一条 この法律は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

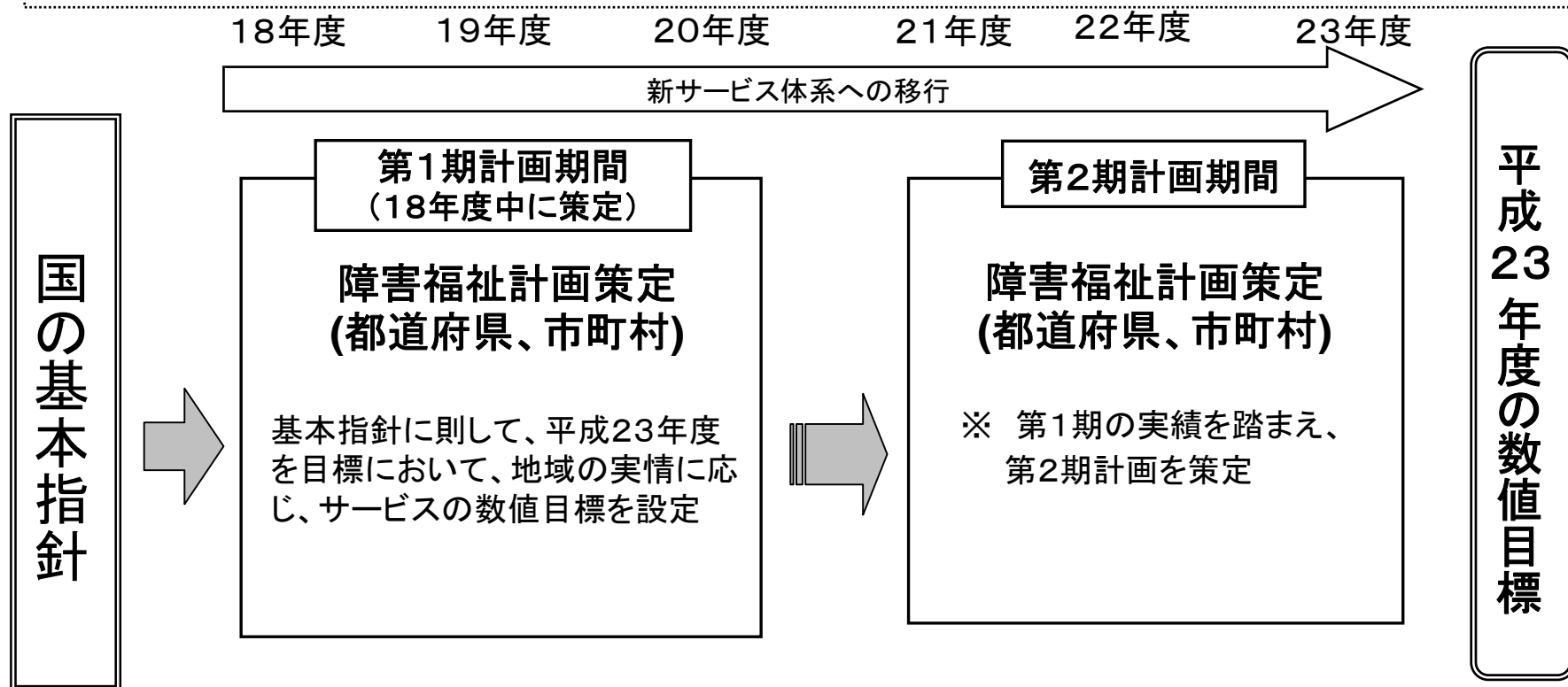
- 障害者自立支援法は、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、平成18年4月に施行された。
- 共生社会の実現をより確かなものとするためには、子どもの頃から、障害の有無にかかわらず、共に遊び・学び・暮らす環境を整備していくことが重要。



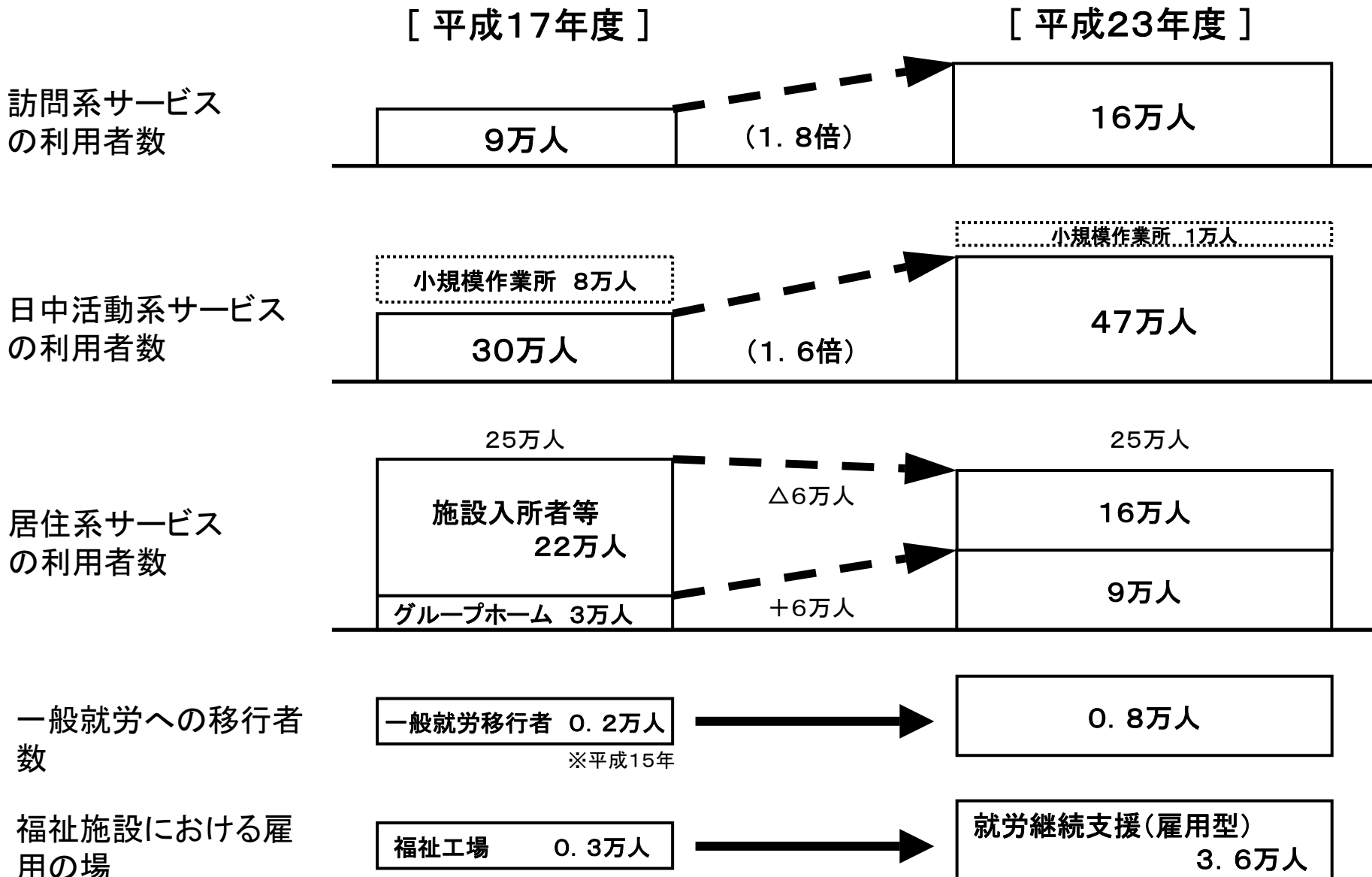
障害者の地域生活を支援するため、複数のサービスを適切に結びつけて調整するとともに、社会資源の改善及び開発を行う相談支援事業の充実が不可欠であり、その中核的役割をなす自立支援協議会を強化する必要がある。

障害福祉計画について

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方を示す。
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする。



サービス利用者の将来見通し

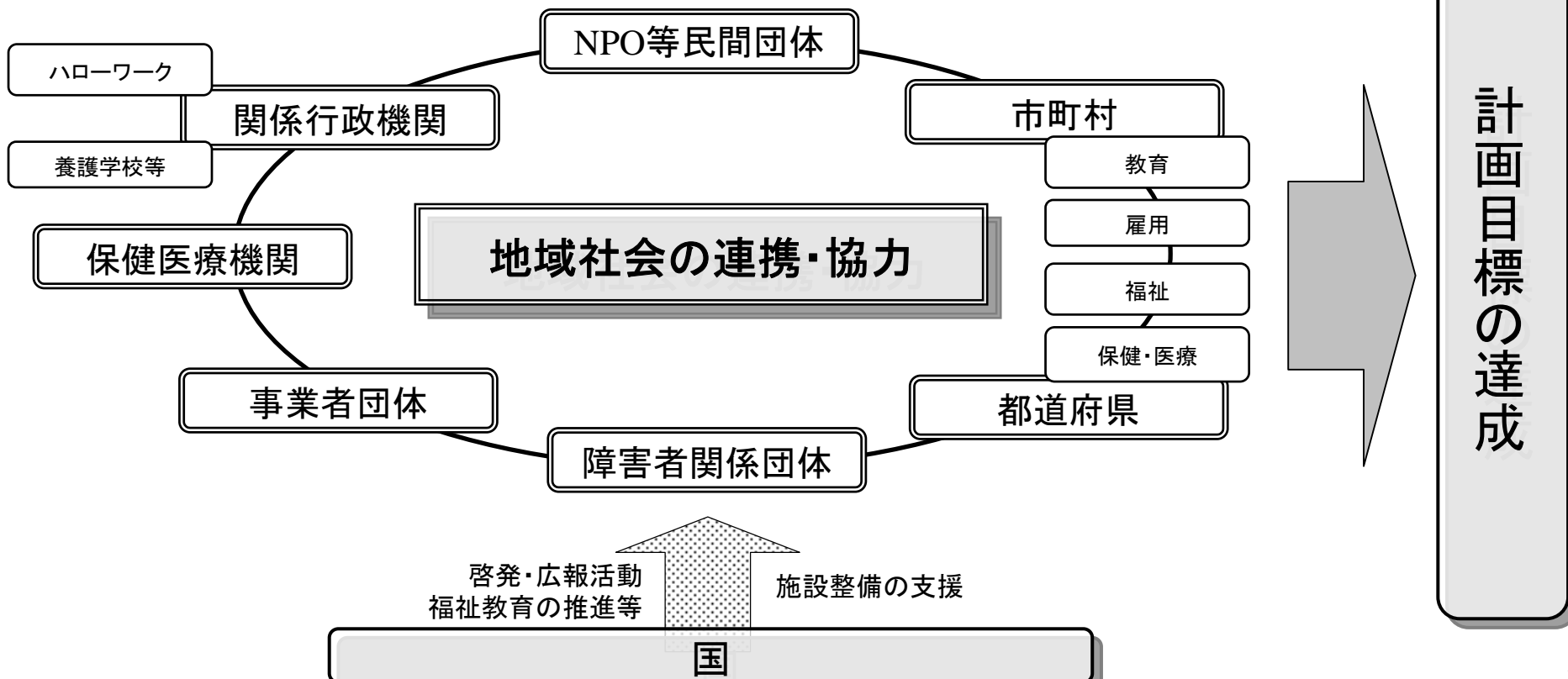


※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

障害福祉計画の目標の達成に向けて

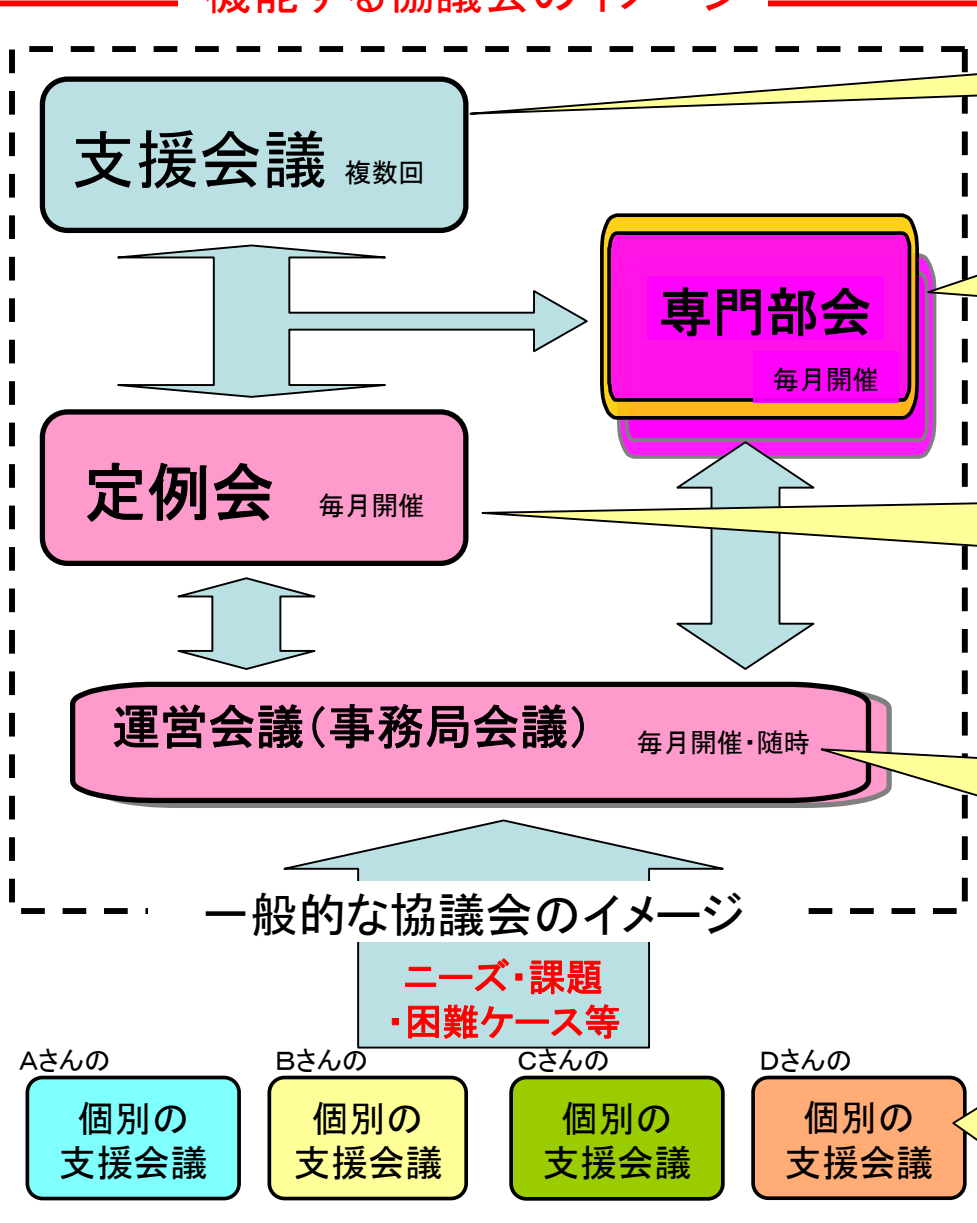
- 計画目標の達成に向けて、国、都道府県、市町村は、諸施策の着実な実施を図るとともに、地域全体で障害者を支える力を高める観点から、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係者、企業等の地域ネットワーク(地域自立支援協議会等)の構築、強化を進める。
- 特に就労支援については、福祉と雇用、教育との連携が重要であり、関係機関が一体となった総合的な取り組みを進める。

目標達成に向けたネットワークの構築



地域自立支援協議会はプロセス(個別課題の普遍化)

機能する協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場
(参加者は現場レベル)

ポイント2

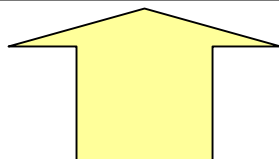
* 個別の支援会議で確認した課題の取扱いについて運営会議で協議・調整
(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

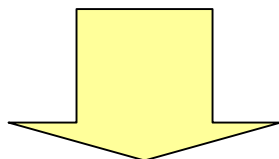
* 個別の支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

地域自立支援協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない(ネットワークで取り組む基盤をつくる)
- 他人事にとらえない(地域の課題を的確に把握する)
- 出来ることから進める(成功体験を積み重ねる)
- 取り組みの成果を確認する(相互に評価する)



地域自立支援協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

相談支援事業の現状及び課題について

現状

課題

相談支援体制

- ・相談支援体制が不十分
(障害者等に情報が周知されていない)

※市町村相談支援機能強化事業の実施率:35%

- ・説明会の開催や自宅訪問などによるきめ細やかな相談支援の実施
- ・相談支援マニュアルの作成

自立支援協議会

- ・未設置市町村が多い(未設置市町村:62%)
- ・運営方法がイメージしにくいとの声があり、運営の形骸化が懸念

- ・地域自立支援協議会の法令上の位置づけの明確化
- ・地域自立支援協議会設置・運営マニュアルの作成

サービス利用計画作成費

- ・理解不足、対象者限定などにより、サービス利用計画作成費の活用が不十分

- ・サービス利用計画作成費の支給対象者の明確化・拡大

権利擁護

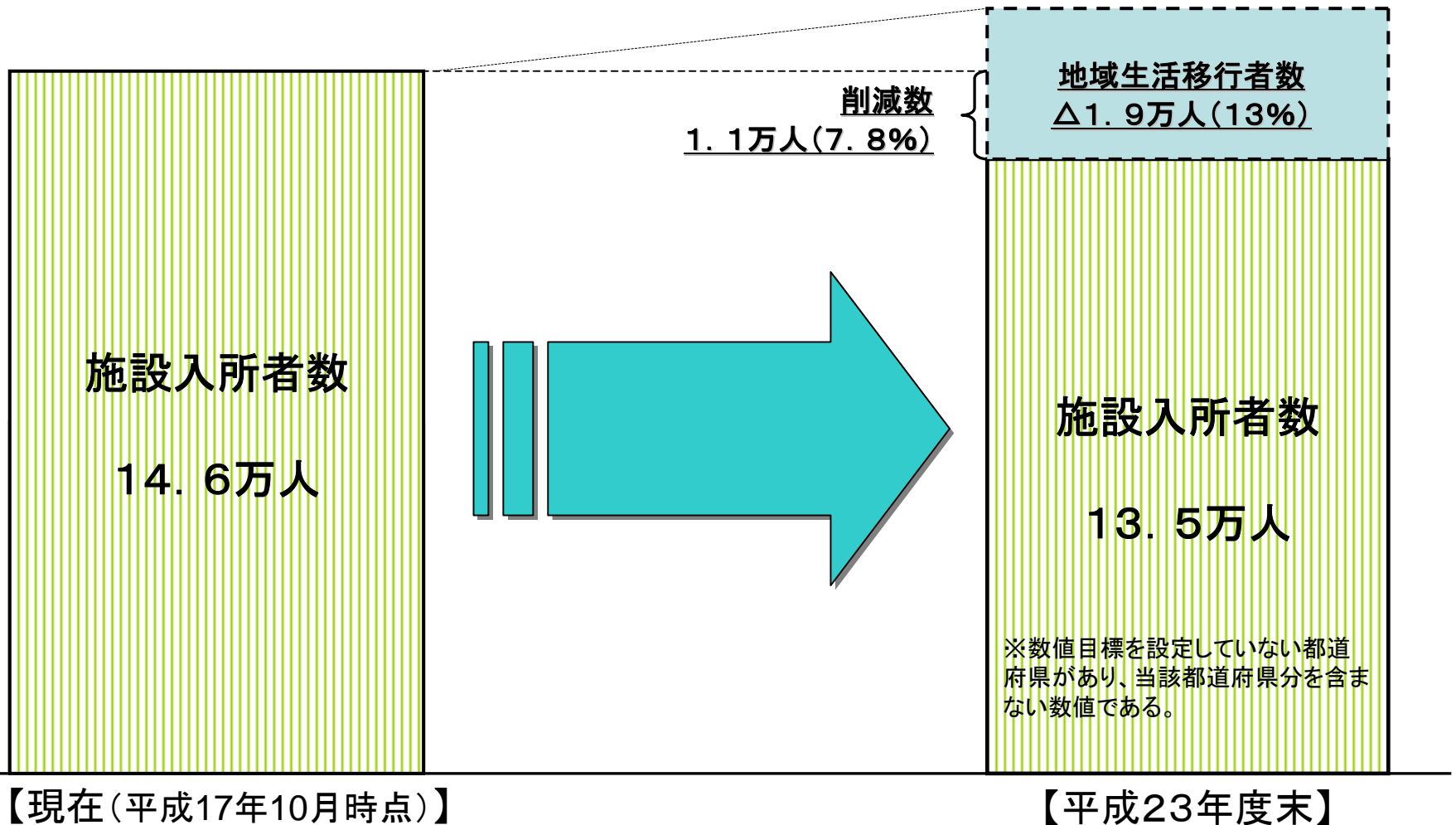
- ・虐待防止、権利侵害防止の支援体制が不十分

※成年後見制度利用支援事業の実施率:28%

- ・虐待防止、権利侵害防止のための制度的な整備

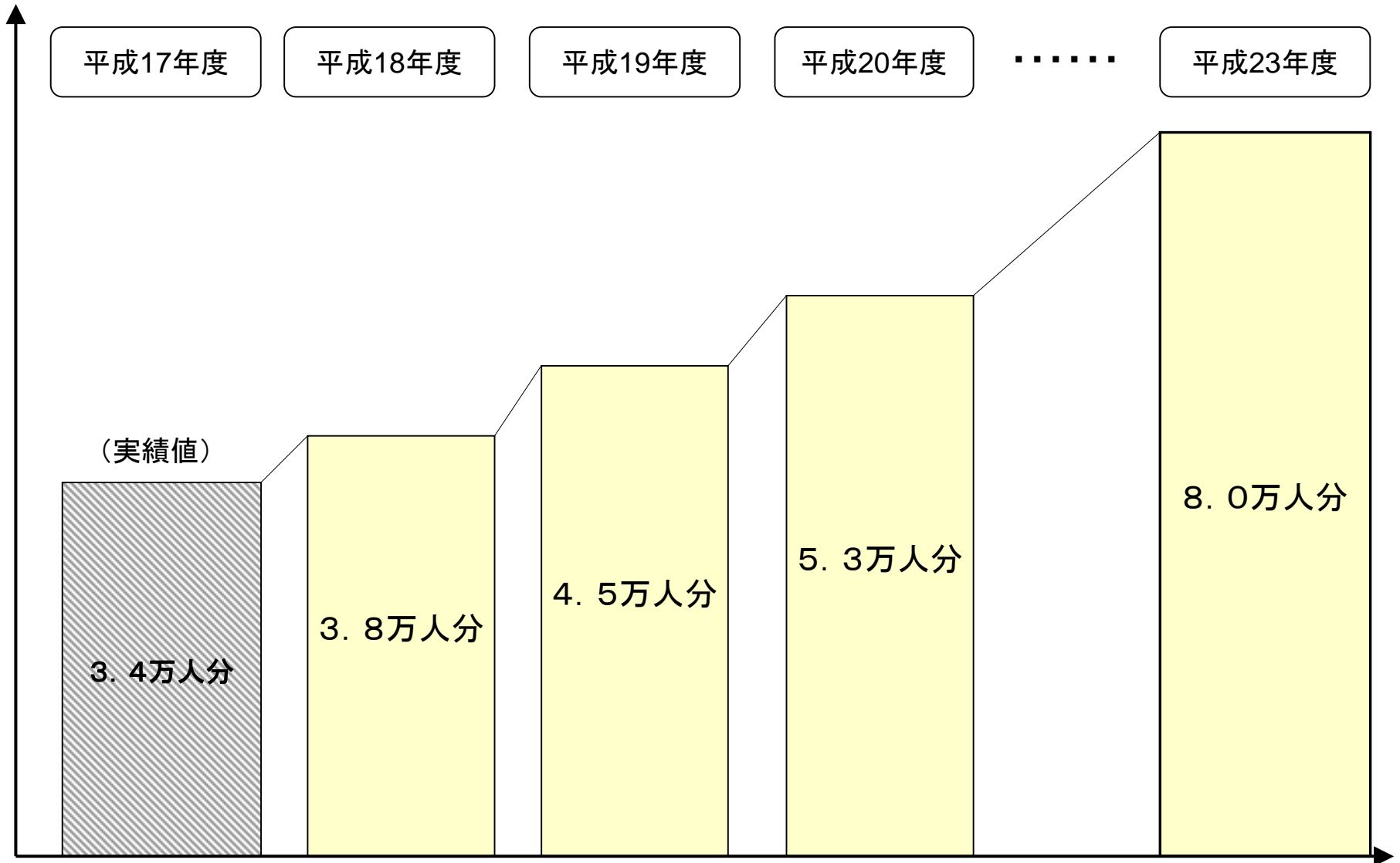
【数値目標】 福祉施設からの地域生活への移行

○ 施設入所者の地域生活への移行については、平成23年度までに現在の施設入所者(14.6万人)のうち、1.9万人(約13%)が地域生活へ移行するとともに、入所待機者の動向等を勘案した結果、現在の施設入所者のうち1.1万人(約7.8%)が削減されることが見込まれている。



グループホーム等の見込量の推移

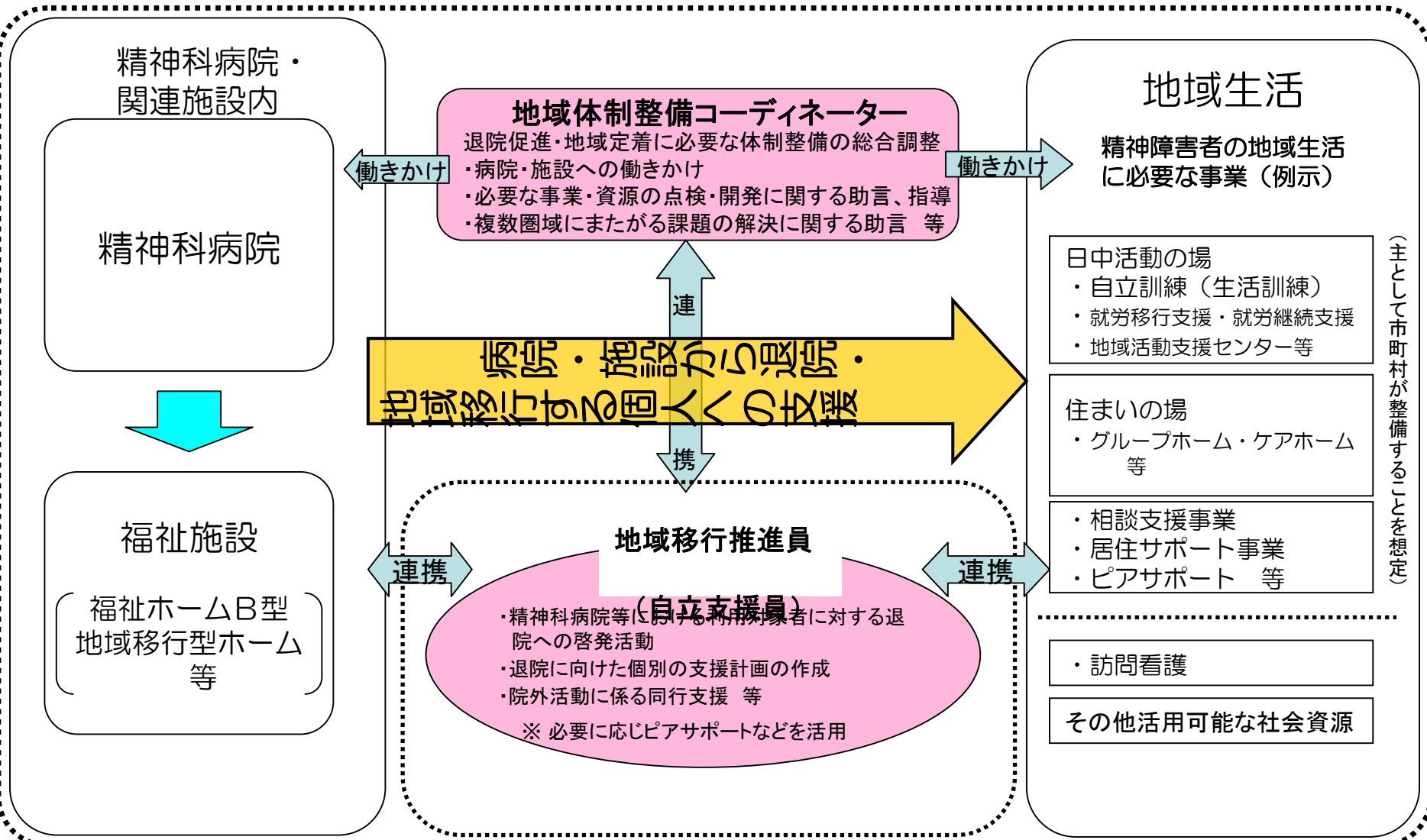
～各都道府県における障害福祉計画に係るサービス見込量の全国集計値～



精神障害者地域移行支援特別対策事業(新規)(17億円)

事業の概要

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の退院支援や地域生活支援を行う地域移行推進員(自立支援員)を配置するとともに、地域生活に必要な体制整備を促進する地域体制整備コーディネーターを配置することにより、精神障害者の地域生活への移行を着実に推進する。



就労支援について

「成長力底上げ戦略」 3本の矢

『機会の最大化』 = “好循環”を創出し、成長力を底上げ

① 人材能力戦略

“能力発揮社会”の実現

職業能力形成の機会
が付与される



・安定した職場で働ける
・キャリアアップできる

能力・知識が
向上する



② 就労支援戦略

『福祉から雇用へ』

公的扶助等（福祉）
と就労促進プログラ
ムが連携



経済的自立
ができる

就労への移
行が図られ
る



③ 中小企業底上げ戦略

産業政策と雇用政策の一体運用

生産性が向上する



人材が確保
できる

賃金の底上
げができる



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』における重点戦略

地域の特性を活かした就労支援体制を全国展開

- 「障害者就業・生活支援センター」を全障害保健福祉圏域に設置(約400カ所)
- 各省庁・各自治体における障害者に対する「チャレンジ雇用」の推進・拡大
- 障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開するとともに、全都道府県において「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げを推進
- 平成19年度までに「生活保護の就労支援プログラム(※)」を全自治体で策定
(※)意欲の向上や職業意識の啓発、技能修得、就職支援等、段階的・計画的な支援を行うプログラム
- 母子家庭等就業・自立支援センターやマザーズハローワークなどの子育て女性重点支援拠点を全国展開

ハローワークを中心とした「チーム支援」

- ハローワークを中心に福祉関係者等と連携した「就労支援チーム(※)」の体制・機能強化(※)ハローワークの就職支援担当と福祉事務所、福祉施設等関係機関により編成されるチーム
- ハローワークにおける「就労支援アクションプラン」の推進により、支援対象者(生活保護・母子世帯)の就職率を60%に引上げ 「就職活動プランの策定」、「就労意欲向上プログラム」 など



障害者雇用促進法制の整備

- 短時間労働・派遣労働を活用した雇用促進、中小企業における雇用促進等を図るための障害者雇用促進法制の整備

関係者の意識改革

- 関係者の意識改革を通じた雇用機会の拡大
企業の経営者・労働組合・従業員、福祉関係者等の意識改革と、相互の協力関係の構築等を通じ、雇用機会を拡大



『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の考え方

～誰でもどこでも自立に向けた支援が受けられる体制整備～

○ 福祉を受ける方に対して、可能な限り就労による自立・生活の向上を図る。(※)

一 国民が社会的、経済的、精神的な自立を図る観点から、自ら、働いて生活を支え、健康を維持する、といった「自助」を基本に、それを「共助」、「公助」が支える福祉社会を構築

※ 自立の支援や生活の向上が目的－自助努力のみでは生活に困窮する方に対しては福祉により適確に対応

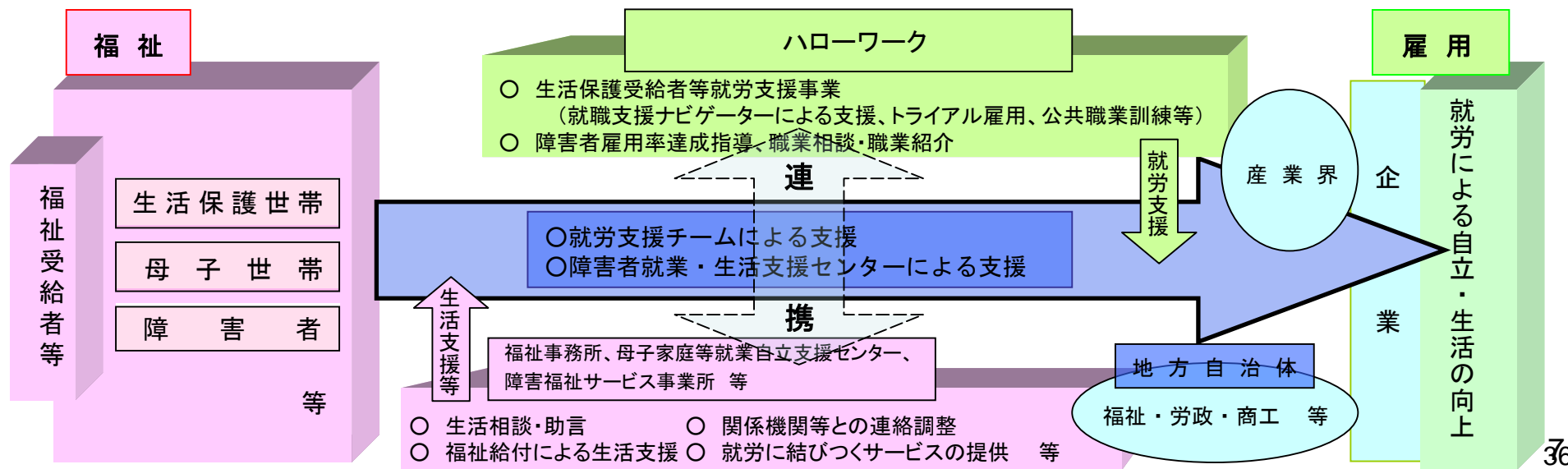
○ 緒についたばかりの福祉事務所等とハローワークの連携による「福祉と雇用の連携」施策、地方自治体における自立支援策を加速

〔 例 福祉事務所において、自立・就労意欲のある生活保護や児童扶養手当の受給者を選定し、ハローワークにおいて、就労支援を実施 〕

○ 「福祉から雇用へ」の実効性を高めるため、関係機関の連携を促進するとともに、産業界等の理解・協力を得ながら(※)、『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』として実施

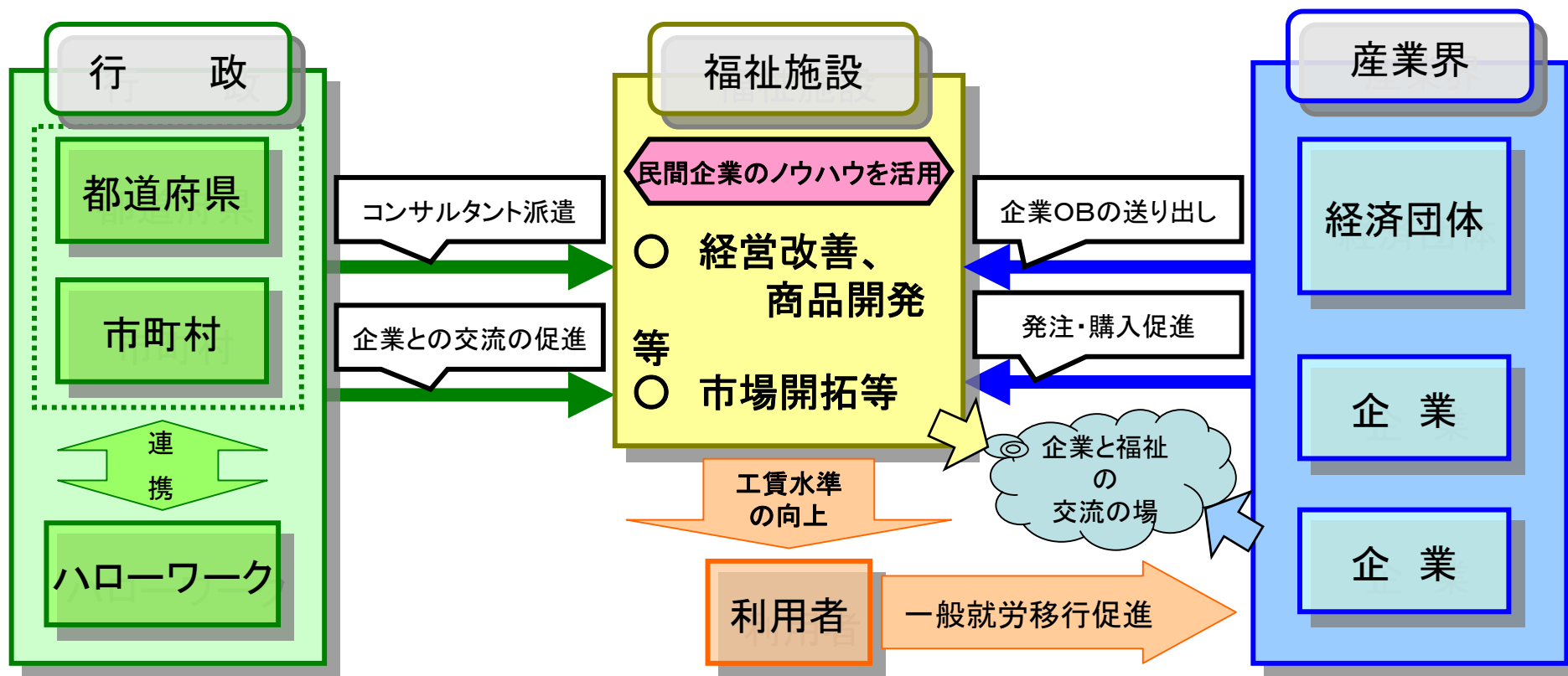
※ 産業界・企業の理解、協力

- ・ 職業紹介、職業訓練等を受けた後における雇用の機会の確保
 - ・ 母子世帯等の実情を踏まえた多様な働き方や、障害者雇用率達成の必要性への理解などの意識改革
 - ・ 企業の生産性の向上などにより、安定した雇用機会の創出や、賃金の引上げを図ること
- 福祉施設関係者、特別支援学校関係者等の意識改革も必要



「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ

- 障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組が重要。このため、「工賃倍増5か年計画」に基づき、官民一体となった取組を推進。
- 具体的には、各事業所において、民間企業等の技術、ノウハウ等を活用した以下のような取組を実施。
 - ・ 経営コンサルタントや企業OBの受け入れによる経営改善、企業経営感覚(視点)の醸成
 - ・ 一般企業と協力して行う魅力的な商品開発、市場開拓 等



労働政策審議会意見書(H19.12.19)の概要

<多様な雇用形態に対応した障害者雇用の促進 >

- ・ 短時間労働者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)を雇用義務(法定雇用率:1.8%(民間))の対象に追加 ※短時間労働者について0.5カウントとして算定

<中小企業における障害者雇用の促進 >

- ・ 事業協同組合等を活用した障害者雇用に対する障害者雇用率制度の適用
- ・ 障害者雇用納付金制度(納付金の徴収及び調整金の支給)について、中小企業に対して適用を拡大(301人以上の企業から段階的に101人以上の企業に拡大)

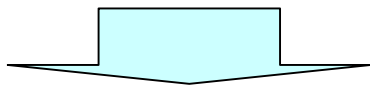
<その他>

- ・ 地域障害者職業センターの業務に、地域の就労支援機関に対する助言・援助等を追加
- ・ 特例子会社がない場合においても、企業グループに対し、一定の要件の下で、障害者雇用率制度を適用

障害者の短時間労働について

○ 短時間労働に関する障害者のニーズ

- ・ 障害者の求職者の38.8%、授産施設等利用者の45.7%が、短時間労働(週30時間未満)を希望。
- ・ また、障害程度が重い程、短時間労働を希望(重度45.3%、軽度33.3%)。



○ 障害者雇用における短時間労働の位置づけ

- ・ 障害の特性や程度、加齢に伴う体力等の面での課題に対応する就業形態として、有効。
- ・ 福祉的就労から一般雇用へ移行していくための段階的な就業形態として、有効。

(現行の障害者雇用率制度の対象範囲)

	週30時間以上	週20~30時間 (短時間労働者)
身体障害者	○	-
重度	◎	○
知的障害者	○	-
重度	◎	○
精神障害者	○	△

- 週所定労働時間が30時間以上の労働者が、法定雇用障害者数の算定の基礎となる。
 - 短時間労働者については、重度の身体障害者・知的障害者と精神障害者が、実雇用率のカウント対象となっている。
- ※ ◎ダブルカウント、○1カウント、△0.5カウント

(意見書の内容)

○ 障害者の短時間労働に対する障害者雇用率制度の適用

- ・ 障害者雇用率制度において、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働についても、雇用義務の対象とする。
- ・ この場合、短時間労働者及び短時間労働の障害者について、0.5カウントとして算定する。

○ 適用時期

- ・ 短時間労働を雇用義務の対象とするに当たっては、一定の準備期間を設ける。

中小企業における障害者の雇用の促進

○ 全体の雇用状況は着実に進展している一方、中小企業では低調

- ・ 実雇用率が近年大幅な低下。特に100～299人規模の企業は、企業規模別で最低(1.30%)。
- ・ 障害者雇用に関する考え方についても、企業規模300人を境とした違いがみられるところ。

○ 中小企業における障害者雇用の促進の必要性

- ・ 我が国の企業数の大半を占める中小企業において、障害者の雇用の場を確保することは重要であり、また、中小企業は、障害者に対し、雇用の場を提供することができる地域の主要な担い手としても重要だが、中小企業における障害者雇用の状況が低い水準にあり、中小企業における障害者雇用の促進が必要。

○ 障害者雇用納付金制度の現状

- ・ 納付金は、障害者雇用促進法上、本則においては、すべての事業主が雇用する労働者の数に応じて平等に負担することとされているが、附則において、当分の間の暫定措置として、300人以下の規模の企業からは徴収しないこととされている。

(意見書の内容)

○ 中小企業に対する雇用支援策の強化

- ・ 障害者雇用についての理解の促進、マッチング及び職場定着に関する支援を講じていくことが必要。

○ 事業共同組合等を活用した障害者雇用に対する障害者雇用率制度の適用

- ・ 複数の中小企業が、事業協同組合等を活用して共同して事業を行い、当該事業協同組

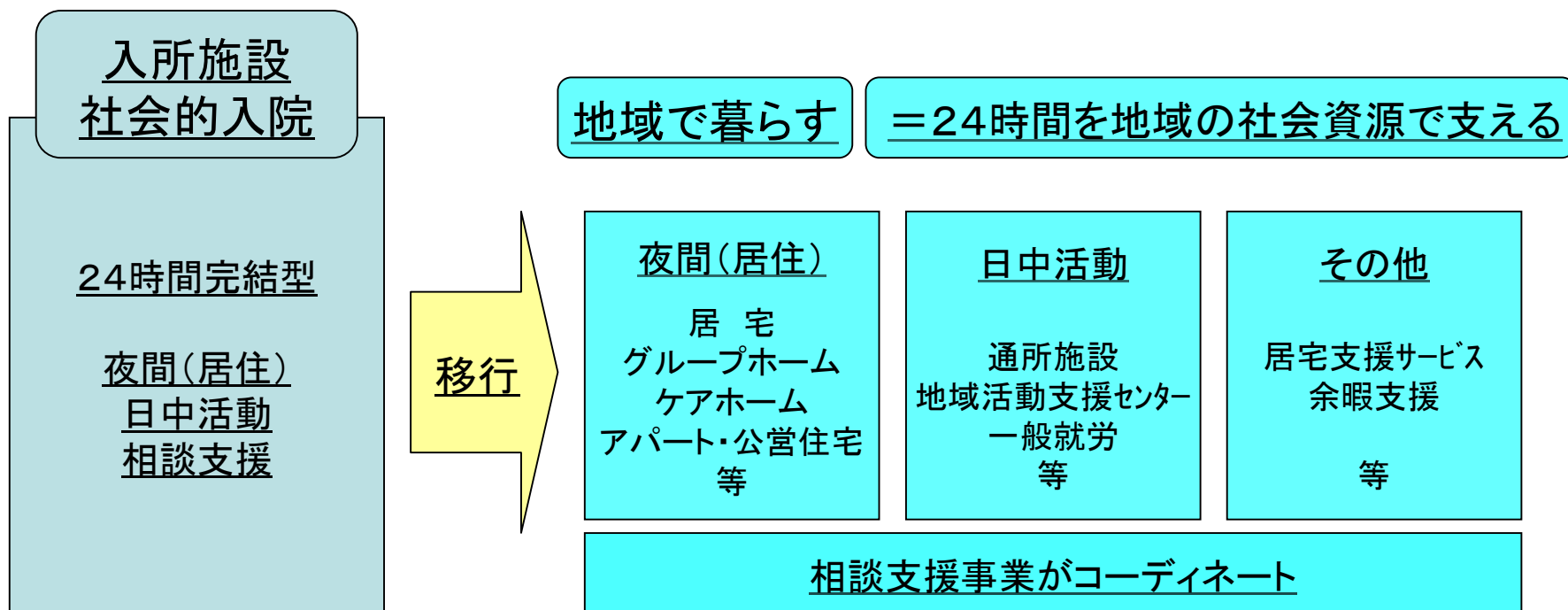
合等において障害者を雇用する場合に、障害者雇用率制度を適用する仕組みを創設。

○ 障害者雇用納付金制度の適用による経済的負担の調整

- ・ これまで300人以下の企業に対しては、暫定措置として適用を猶予してきた障害者雇用納付金制度について、一定の範囲の中小企業(企業規模101人以上)に対し、適用。
- ・ この際、一定範囲の中小企業のうち、比較的規模の大きい中小企業(企業規模201人以上)から対象とする。

地域移行について

障害者の地域生活移行支援



※障害者ケアマネジメントの役割

障害者の地域生活を支援するために、個々の障害者の幅広いニーズと様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービス供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進すること。

そして、それを具体的に行うのが、相談支援事業であり、その中核的役割をなすのが地域自立支援協議会の使命である。 —

入所施設から地域生活支援への転換【長野県西駒郷の例】

- 平成14年10月に策定された西駒郷基本構想に基づき、入所施設中心の支援から、グループホーム、日中活動、相談支援等の地域を総合的に支援する施設へ転換
- 利用者の退所後、4人部屋の解消など居住環境を改善するとともに、ショートステイに活用
- 既存の訓練棟・作業棟についても日中活動系サービスに活用

1 西駒郷退所者の状況

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度		
					19・1・31現在	19・4・1予定	
地域生活移行者数	17	29	71	56	20	50 (計画)	
累計	17	46	117	173	193	243	
うち グループ ホーム移行	人数	11	24	66	52	20	50 (計画)
	か所数	2か所	7か所	27か所	24か所	12か所	25か所
施設利用者数 (年度末現在)	441	406	326	261	242	211	

※今後、さらに就労移行支援、生活介護などの新体系サービスも整備し、10年後には施設の定員を60～100人とする予定。

3 県内の入所施設からの地域生活移行の状況

区 分	16年度	17年度	18年度 (予定)	計
西 駒 郷	71	56	50	177
他 施 設	67	71	50	188
計	138	127	100	365

西駒郷(県立施設)の取組が県内の他の民間施設にも波及。

2 地域生活移行者の日中活動の場

区 分	人 数
就 職	31
共同作業所	52
通所授産施設	62
通所更生施設	25
その他	23
計	193

地域で生活するためには、グループホーム等の居住の場に加えて、日中活動の場や相談支援体制等を整備することが重要。

※相談支援の拠点として平成16年に県内10の圏域ごとに障害者総合支援センターを設立

地域生活移行した方の家族へのアンケート (長野県西駒郷の地域生活移行の取組から)

実施期間 平成18年2月20日～3月10日
 対象者数 地域生活移行した方の家族142人
 回答数 95人
 方法 郵送による無記名回答方式

移行前 (基本構想策定時)

移行後

回答なし

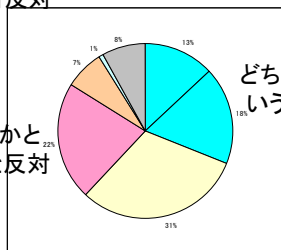
その他

大いに賛成

絶対反対

どちらかと言うと反対

どちらとも言えなかった



反対29%

賛成31%

よくなかった6%

よくなかった

あまりよくなかった

わからない

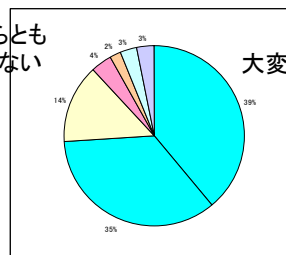
回答なし

よかった74%

どちらも言えない

大変よかった

まあよかった



意識
の
変化

長野県西駒郷の地域生活移行

- 大規模コロニー(500人定員の知的障害者入所施設)の入所者の地域生活移行を推進(西駒郷基本構想に基づき全県的な取組)
- 平成19年1月の入所者数は242人に減少(H14～H19.1の地域生活移行者は193人)
- 今後も全県的に地域の基盤整備を進め、地域生活移行を推進する。
(県障害福祉計画目標値:入所者の17%の移行を進め、新たな入所者も含めて全体で14%以上削減)

相談支援

相談支援事業はなぜ重要か

市町村の必須事業として

サービス(自立支援給付)の利用プロセスに位置付けられ、総合的相談支援を行う

障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う

自己完結しないでニーズに対する総合的な協働支援を行う

システムづくりに関し中核的役割を果たす協議の場として

自立支援協議会の活用

対応困難事例の検討・必要な社会資源の検討
障害福祉計画の作成関与等

障害者相談支援事業のイメージ

地域生活支援事業

障害者相談支援事業
(交付税)

市町村相談支援機能強化事業

成年後見制度利用支援事業

住宅入居等支援事業
(居住サポート事業)

福祉サービス利用援助

ピアカウンセリング

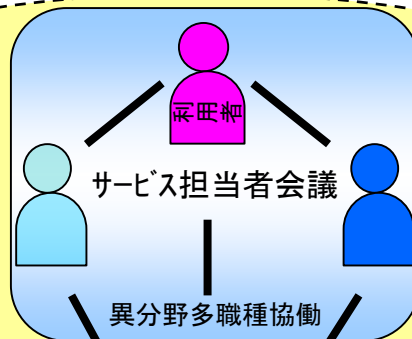
権利擁護のための必要な事業

障害程度区分にかかる認定調査の委託の場合

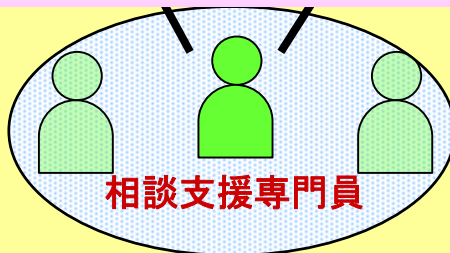
- ・認定調査の実施
- ・サービス利用意向の聴取

サービス利用計画作成・フォローの場合

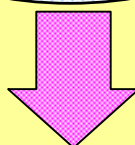
- ・サービス利用計画作成・フォロー支援
- ・利用者負担額の上限管理



総合的な相談支援



相談支援専門員



地域自立支援協議会の運営

社会生活力を高めるための支援

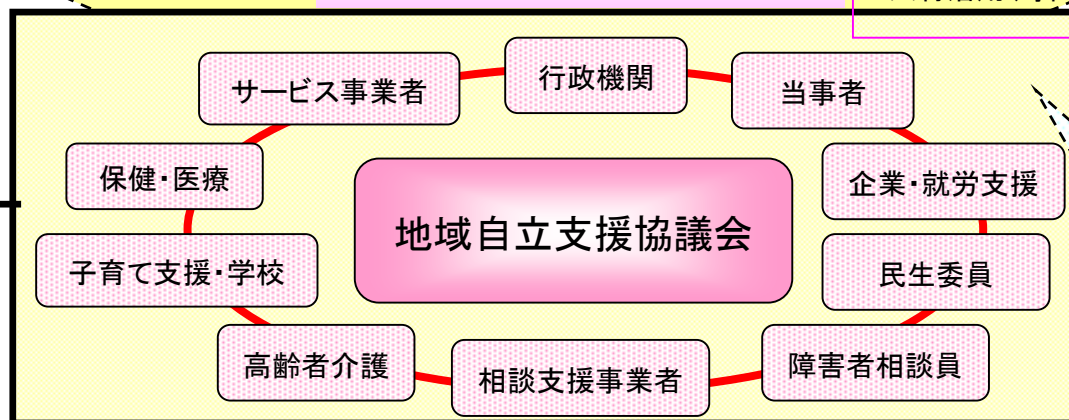
社会資源の活用支援

専門機関の紹介

- ・委託相談支援事業の運営評価
- ・中立公平性の確保
- ・困難事例への対応協議調整
- ・ネットワーク構築
- ・地域資源の開発改善
- ・人材活用(専門的職員・アドバイザー)

サブ協議会

権利擁護
就労支援
地域移行 等



自立支援協議会を市町村が設置し、中立・公正な事業運営の評価を行う他、権利擁護等の分野別サブ協議会等を設置運営する。
(市町村単位・圏域単位)

地域生活支援事業における相談支援事業

市
町
村

3障害に対応した
一般的な相談支援

・障害者相談支援事業(地域自立支援協議会の運営を含む)※

相談支援事業の
機能強化

・市町村相談支援機能強化事業
・成年後見制度利用支援事業
・住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

都
道
府
県

広域・専門的支援

・都道府県相談支援体制整備事業
・精神障害者退院促進支援事業
・高次脳機能障害支援普及事業
・発達障害者支援センター運営事業
・障害者就業・生活支援センター事業
・障害児等療育支援事業※

相談支援に関する
基盤整備

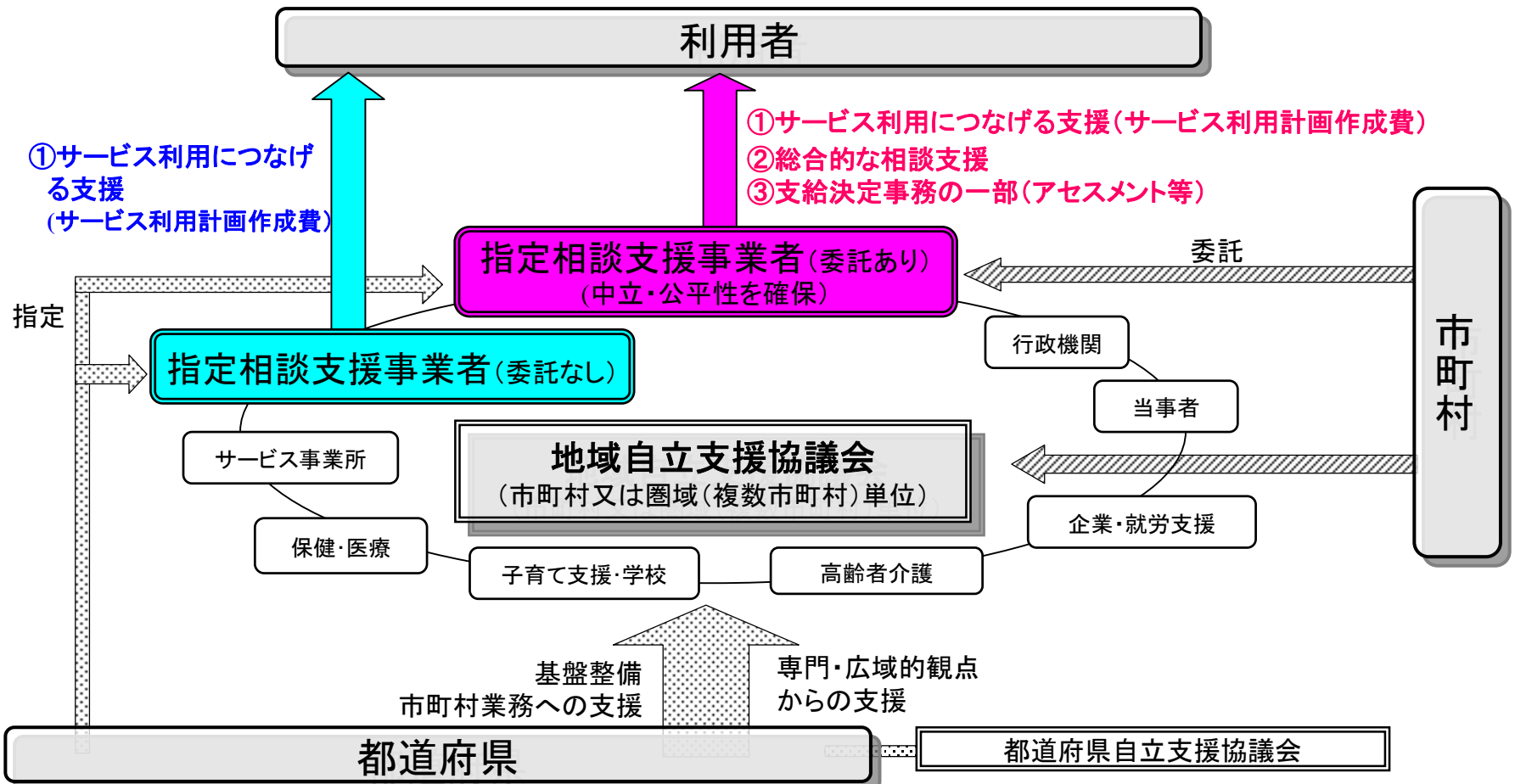
・都道府県自立支援協議会※
・相談支援従事者研修事業

※「障害者相談支援事業」、「都道府県自立支援協議会」は相談支援の基礎的な事業であること、「障害児等療育支援事業」は都道府県等の事務として同化・定着している事業であることから、財源は交付税により措置。

地域における相談支援体制について

(市町村が相談支援事業者に委託して行う場合)

- 地域において相談支援事業を適切に実施していくため、市町村は「地域自立支援協議会」を設置し、次のような機能を確保。実施に当たり、個別ケースの調整会議を開くなど、多様なかたちを想定。
 - ・ 中立・公平性を確保する観点から、相談支援事業の運営評価等を実施
 - ・ 具体的な困難事例への対応のあり方について指導・助言
 - ・ 地域の関係機関によるネットワークを構築



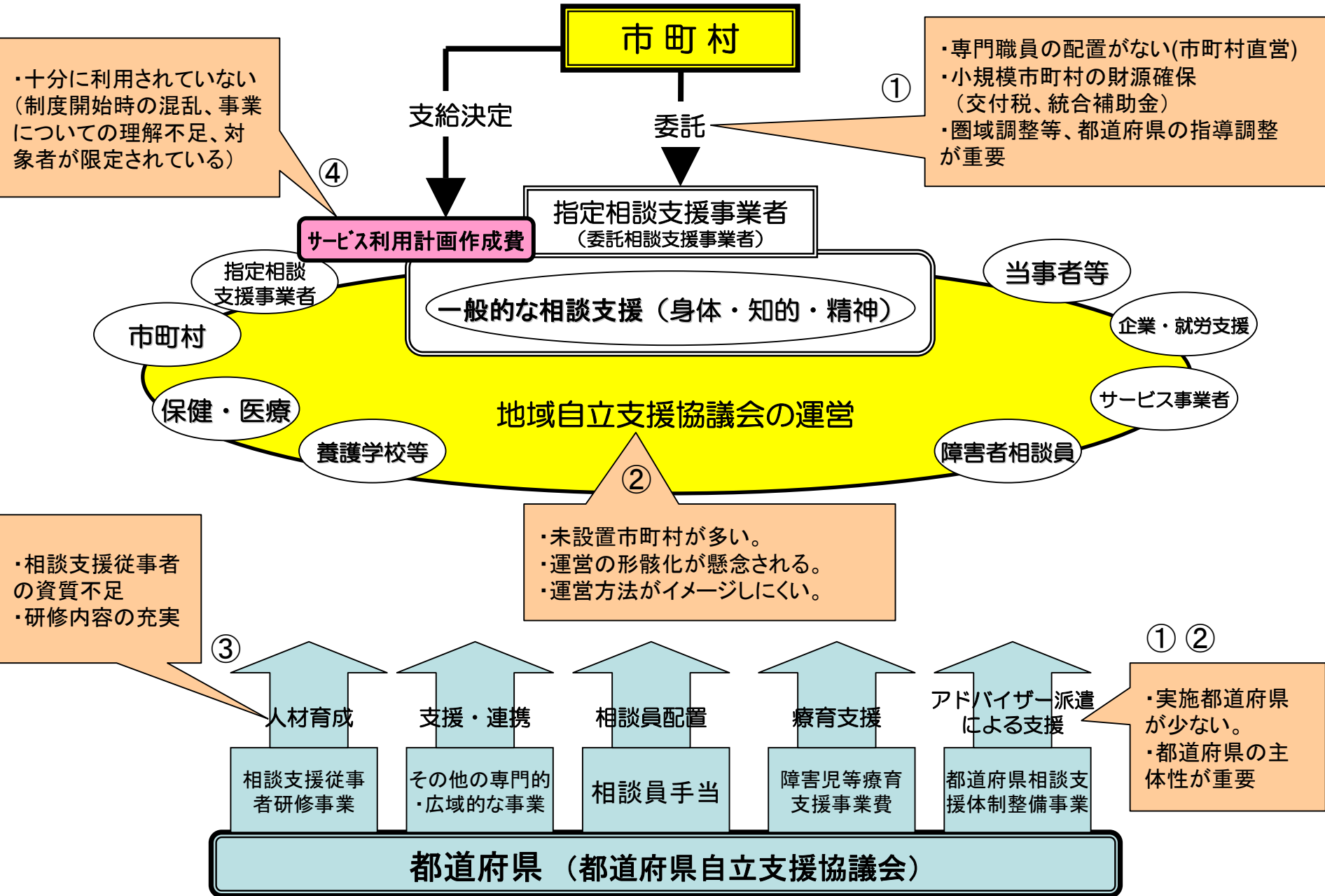
どういう戦略で 相談支援体制を構築するか

- 相談支援を地域の連携・協働の中心に据えた地域システムとして構築する
- 相談支援を通じて地域のニーズを把握し、障害福祉計画に反映させる
- 地域の実情に応じてステップアップの視点で構築する
- 地域の社会資源の開発・創造・工夫により、地域を変えていく。
- 次に利用する対象者に有効に活用される。

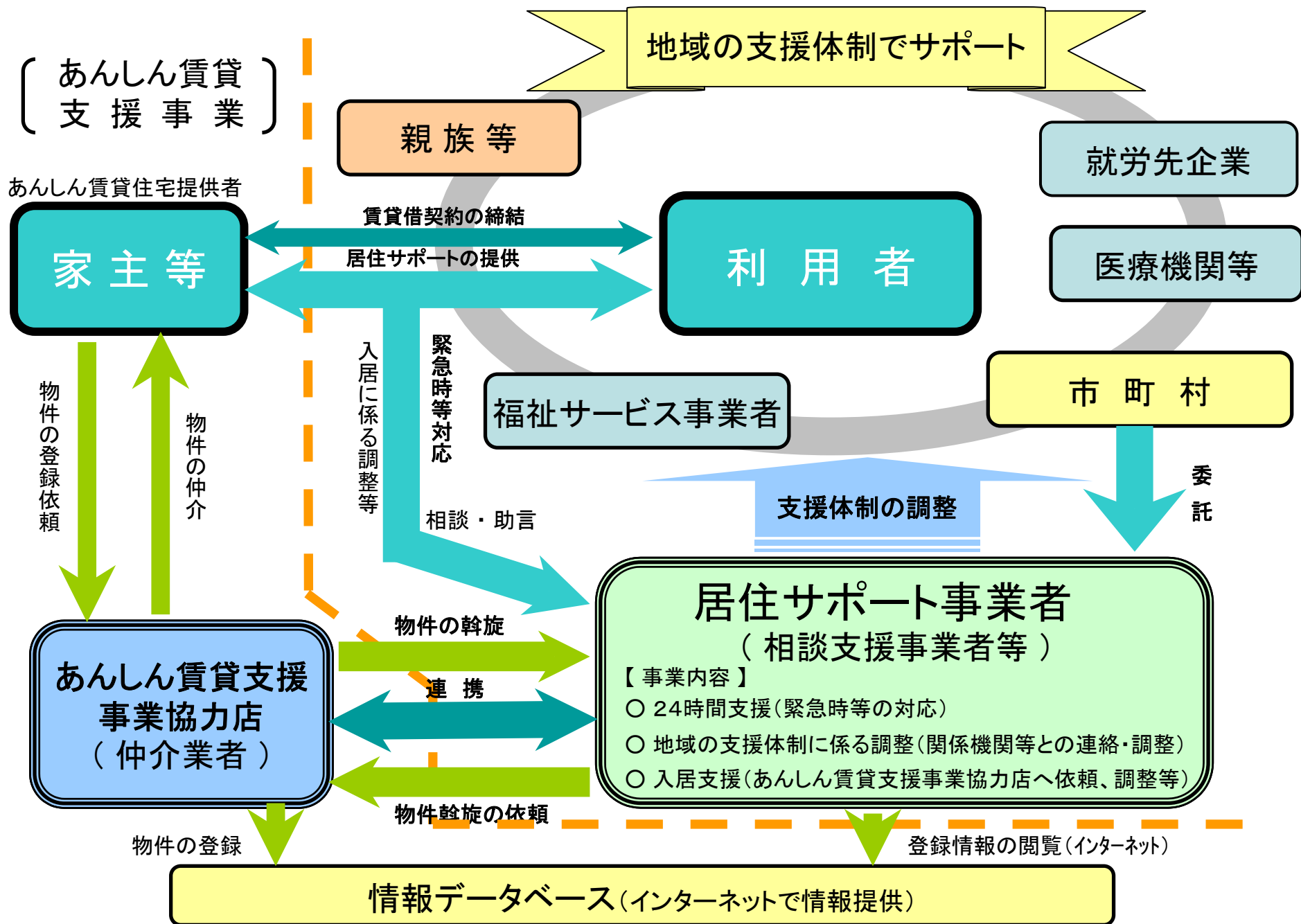


- 地域全体の支援力を高める
- 地域を豊かにする

地域における相談支援体制と課題



居住サポート事業とあんしん賃貸支援事業の連携



障害者自立支援法の3年後の見直し

○ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)(抄)

附 則

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第二章第二節第五款、第三節及び第四節の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、障害者等の福祉に関する施策の実施の状況、障害者等の経済的な状況等を踏まえ、就労の支援を含めた障害者等の所得の確保に係る施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

我が国の障害児福祉を巡る状況

① 少子化社会の進展

- ・ 子育て不安の増加

② 障害者自立支援法の施行

- ・ ノーマライゼーションの理念（自立と共生社会の実現）

③ 特別支援教育の実施

- ・ 特殊学校での対応から一般学校での対応へ

④ 発達障害者支援法の施行

- ・ 「新たな」障害への対応

検討すべき主な課題

① 障害児に対するサービス

- ・ 障害児の「自立」を支援するための発達支援
- ・ 障害児の家族を含めたトータルな支援(家族支援)
- ・ 子どものライフステージに応じた一貫した支援(乳幼児期から青年期まで)
- ・ できるだけ身近な地域における支援

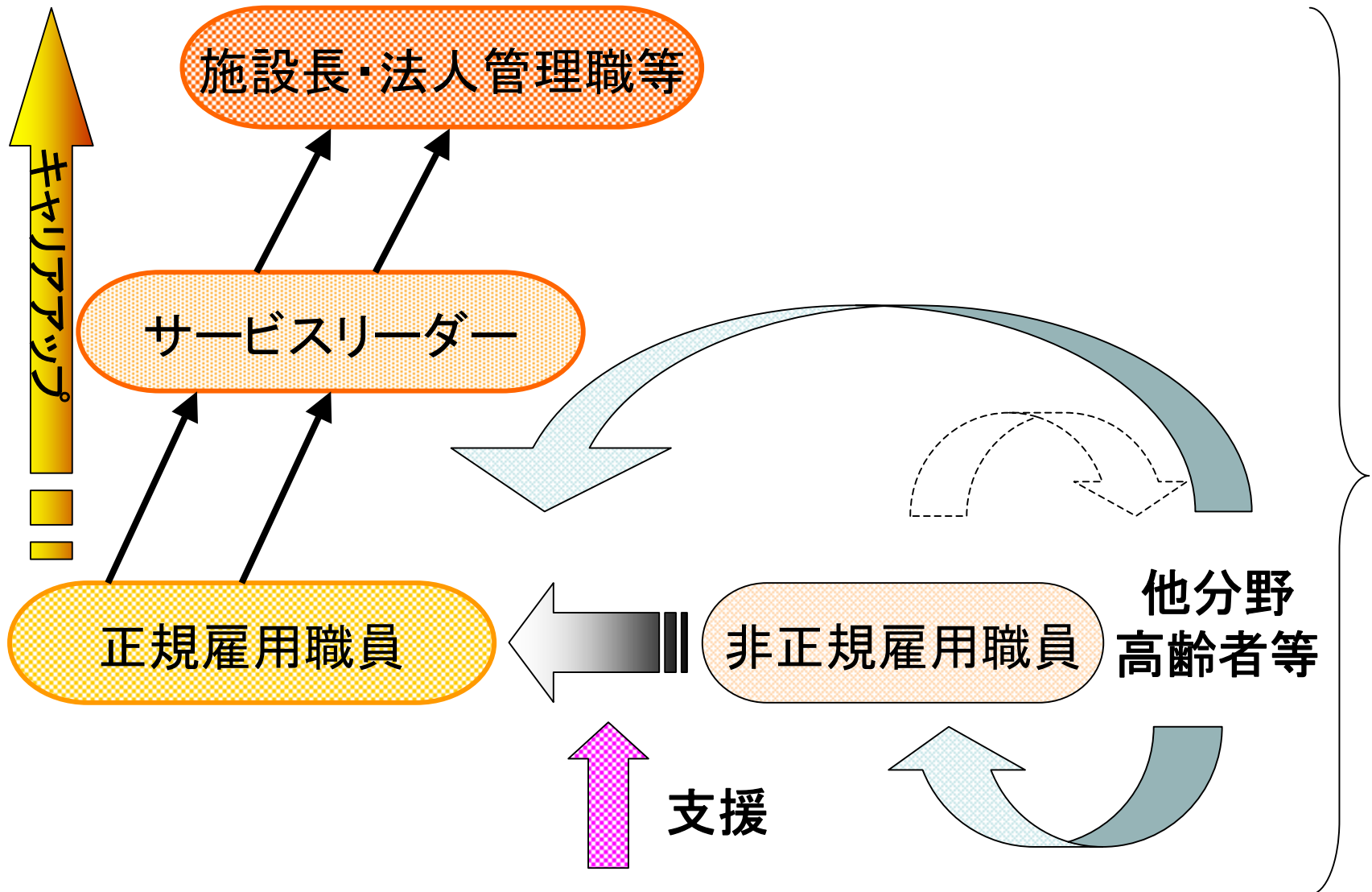
② 障害者の範囲

- ・ 発達障害者など

③ 所得の確保の在り方

④ その他

福祉人材確保指針のポイント(1)



人材確保の安定化・定着化

福祉人材確保指針のポイント(2)

労働環境の整備の推進

- キャリアと能力に見合う給与体系の構築、適切な給与水準の確保、給与水準・事業収入の分配状況等の実態を踏まえた適切な水準の介護報酬等の設定、介護報酬等における専門性の高い人材の評価の在り方検討
- 労働時間の短縮の推進、労働関係法規の遵守、健康管理対策等の労働環境の改善
- 新たな経営モデルの構築、介護技術等に関する研究・普及 等

キャリアアップの仕組みの構築

- 施設長や生活相談員等の資格要件の見直し等を通じた従業者のキャリアパスの構築や研修 体系
- 従事者のキャリアパスに対応した研修体系の構築
- 経営者間のネットワークを活かした人事交流による人材育成 等

福祉・介護サービスの周知・理解

- 教育機関等によるボランティア体験の機会の提供
- 職場体験、マスメディアを通じた広報活動等による理解の促進 等

潜在的有資格者等の参入の促進

- 潜在的有資格者等の実態把握／福祉人材センター等による相談体制の充実／無料職業紹介等による就業支援・定着の支援 等

多様な人材の参入・参画の促進

- 高齢者への研修、障害者への就労支援等を通じた高齢者などの参入・参画の促進 等

発達障害児者支援について

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前(乳幼児期)

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中(学童期等)

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後(青壮年期)

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

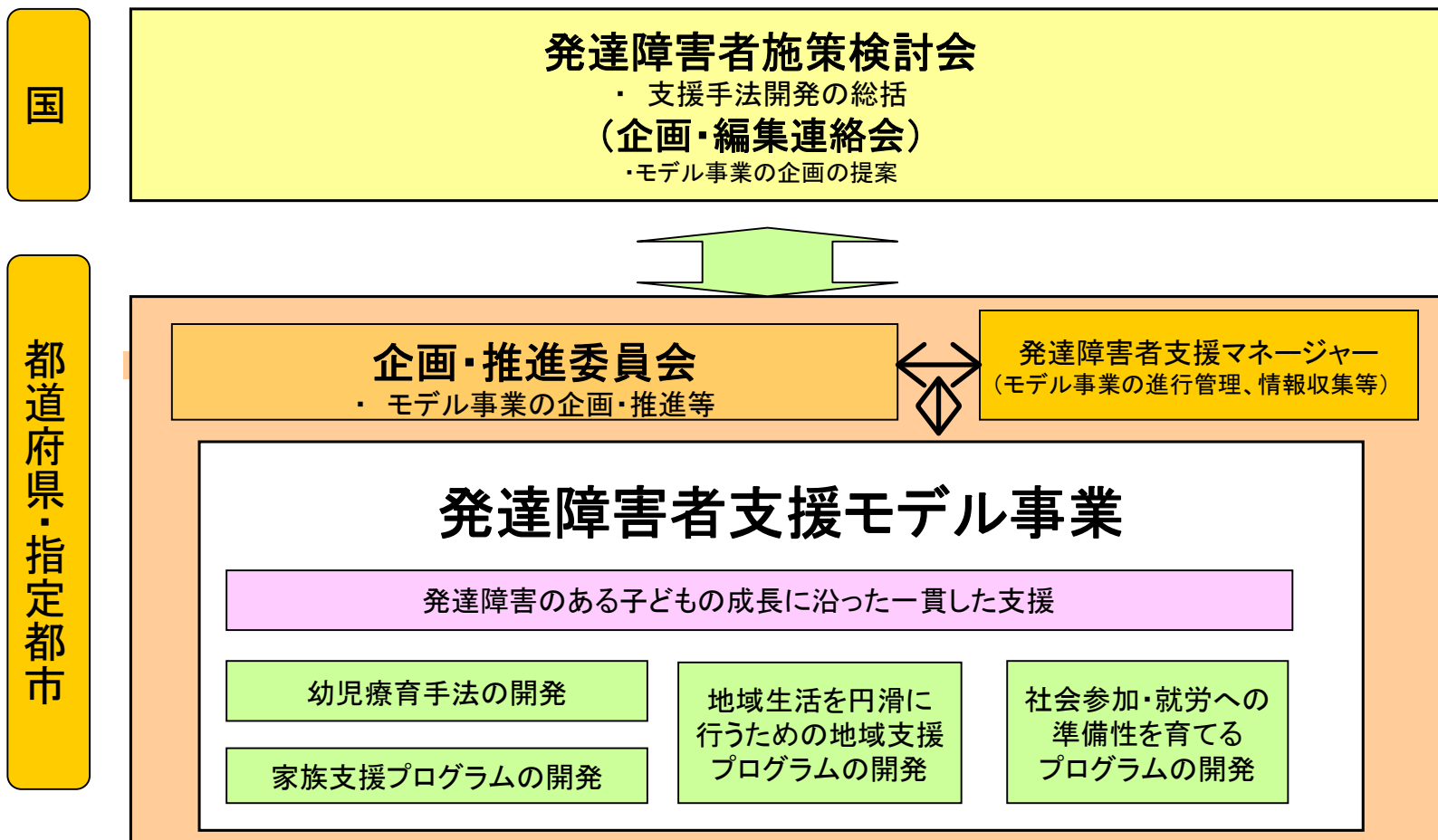
障害保健福祉施策

課 題	平成19年度 9.6億円 (他局計上分含む。)	平成20年度 10.8億円 (他局計上分含む。)	期待される 成果
	～平成19年度	平成20年度～	
①支援手法の開発	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援開発事業 5.2億円 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践して、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(20自治体で実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援開発事業 5.2億円 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践して、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(20自治体で実施) 	○支援手法の 確立
		<p>新</p> <ul style="list-style-type: none"> ●青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業 45百万円 地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立 	
②地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの 形成	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援体制整備事業 2.1億円 発達障害の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援体制整備事業 2.1億円 発達障害の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築 	○地域の体制 整備
	<ul style="list-style-type: none"> ●全県的な相談支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害者支援センターの設置、運営(地域生活支援事業費に一括計上) 発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施 	
③情報提供・普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害情報センター 50百万円 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害情報センター 50百万円 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発 	○情報提供・ 普及啓発
	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害研修事業 18百万円 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場等における対応を充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害研修事業 18百万円 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場等における対応を充実 	
④専門家の育成			○人材育成

I. 発達障害者の支援手法の開発

① 発達障害者支援開発事業

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

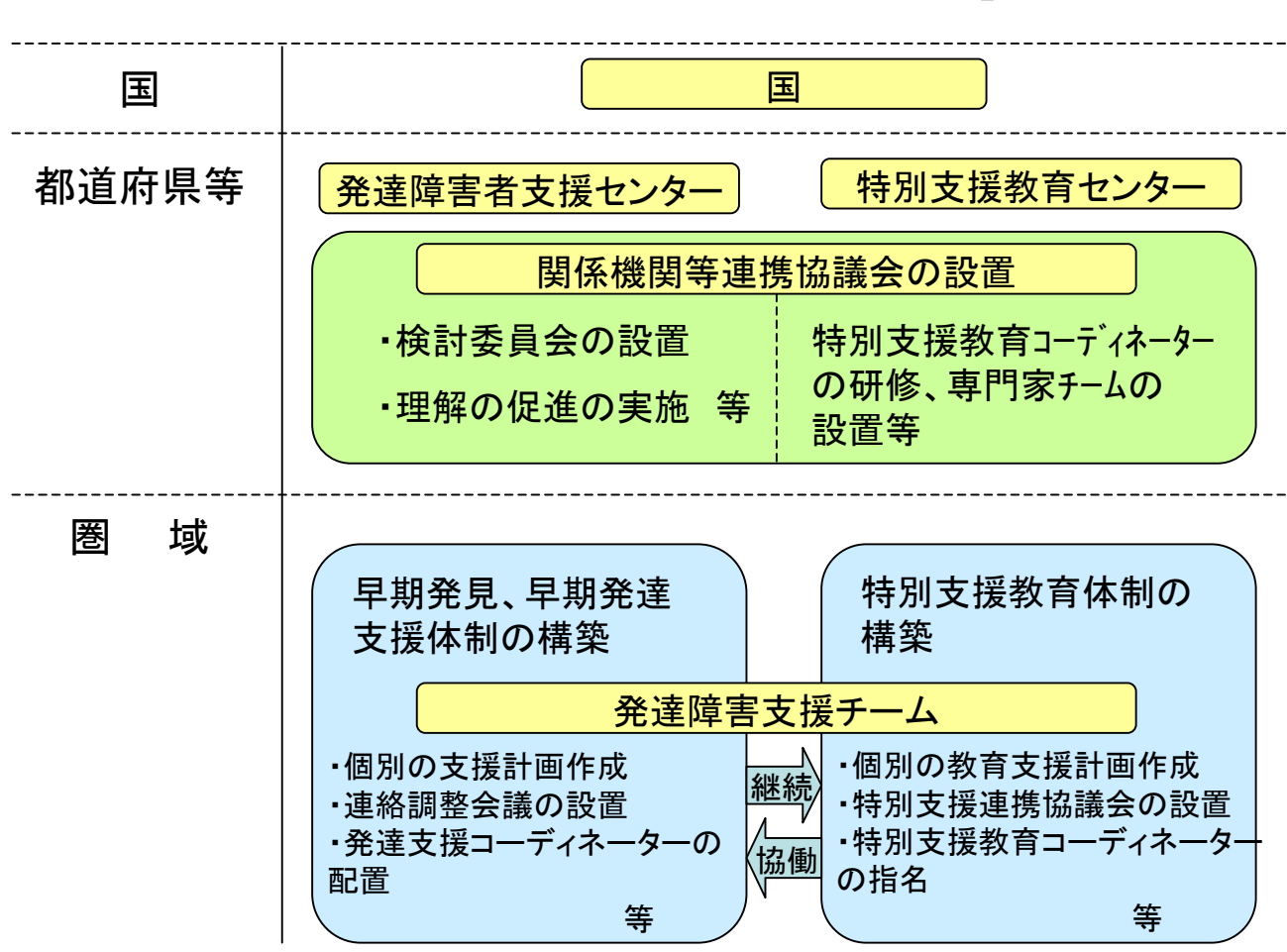


Ⅱ. 地域支援体制の確立

① 発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等を行うことにより、支援の体制整備を構築する。

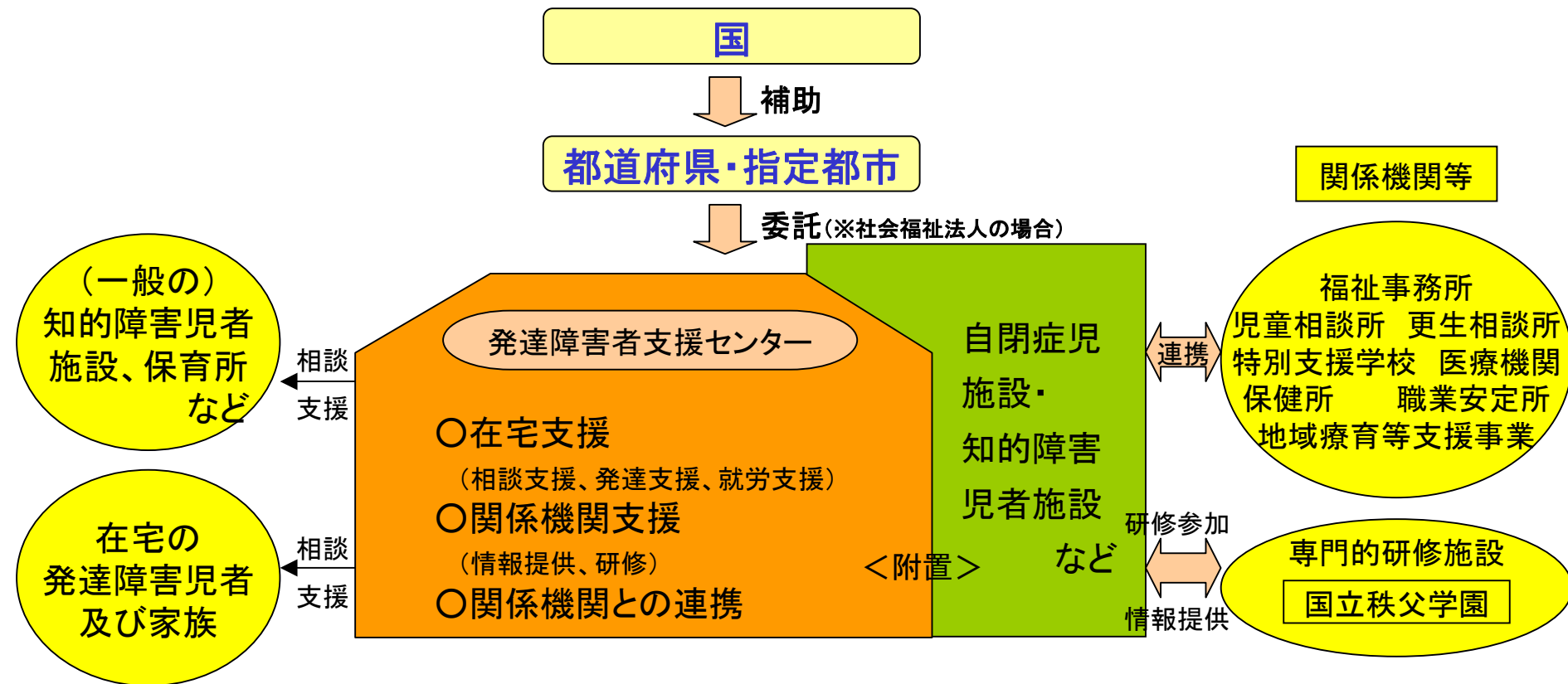
(※) 文部科学省の実施する「特別支援教育体制推進事業」と協働して実施する。



Ⅱ. 地域支援体制の確立

②発達障害者支援センター運営事業

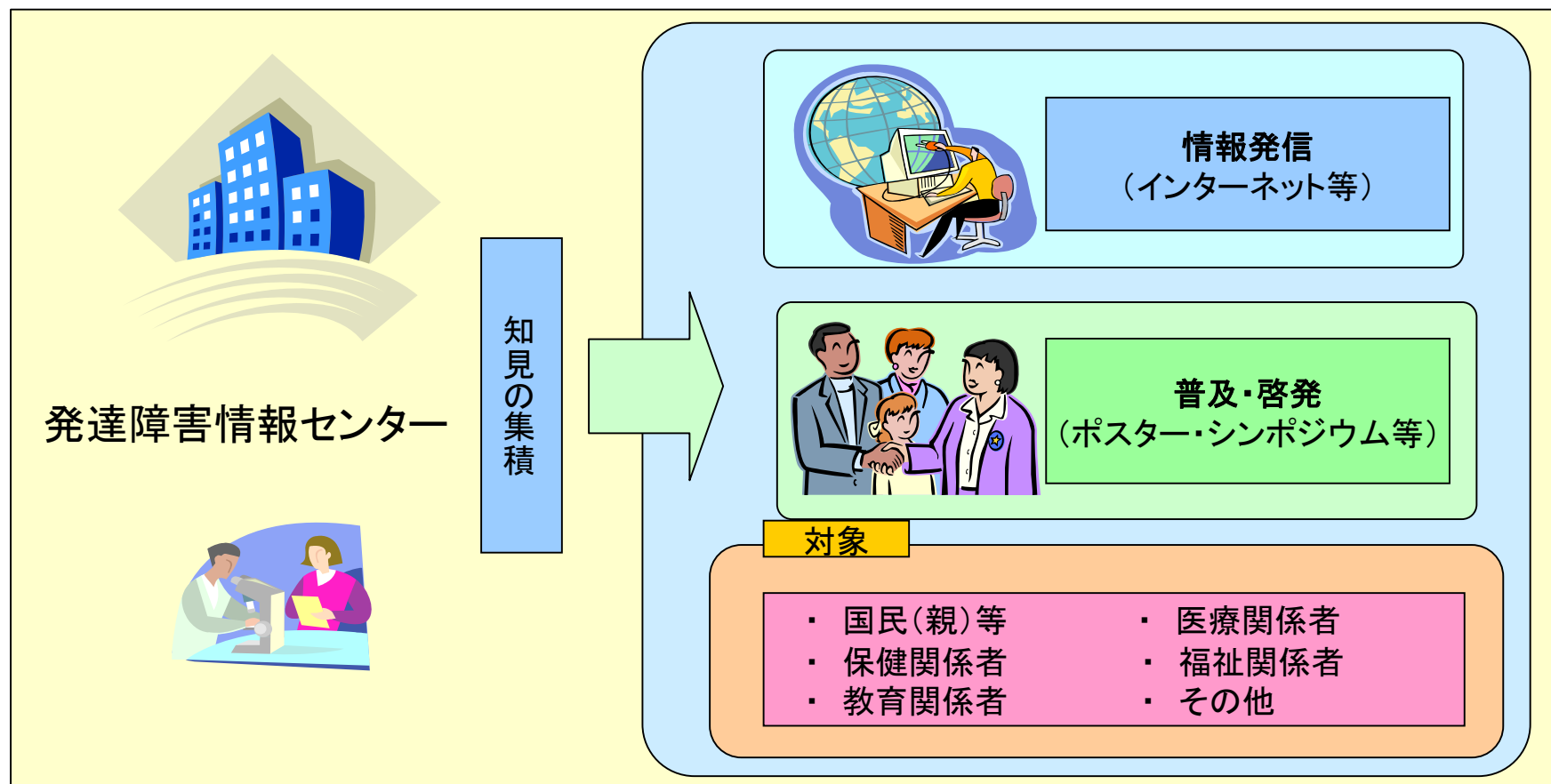
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。



Ⅲ. 情報提供・普及啓発

○発達障害情報センター

発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供・普及啓発活動を行う。



発達障害に対する理解の促進
発達障害者支援の普及・向上

雇用分野の発達障害者への支援施策

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム (平成19年度新規)

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

※ 就職チューターの配置(安定所)20人

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、新たに、発達障害者と支援による体験交流会を開催する。

※ 実施箇所数 4箇所→6箇所

(3) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(1) ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

(2) 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

※ 対象者数 6,000人→8,000人

(3) 福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

(4) 障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

※ 設置箇所数 110センター→135センター

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

(4) 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業

(平成19年度新規)

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を実施する。

(5) 発達障害者に対する効果的な職業訓練のあり方に関する調査研究

発達障害者の雇用・就業を支援するための職業訓練指導と受講ルートの確立等のあり方に関して調査研究を行い、発達障害者職業訓練指導ハンドブック等を開発する。

※ (独)雇用・能力開発機構交付金事業

(6) 発達障害者に対する職業訓練の試行実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する吉備高原職業能力開発校において、発達障害者に対する職業訓練を試行実施する。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

(5) 事業主や社会福祉法人等による実践的な職業訓練の推進

企業、社会福祉法人等の多様な委託訓練先を開拓し、障害の態様に応じた職業訓練を推進する。

※ 対象者数 6,300人→6,600人

若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

〔現状〕

- コミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者は、採用に至らなかったり、離転職を繰り返して、ニートやひきこもりになる例も少なくない
- こうした困難を抱える要因の1つとして「発達障害」である場合がある。

〔対応の方向性〕

- 発達障害であった場合でも、適切な支援を受けることで、就職可能性が拡大する。
- 発達障害ではないが、コミュニケーション能力に問題があるボーダーライン上の者の者についても、発達障害者と同様の支援を受けることで、その就職可能性が拡大する。

ニート等の若年者に対する就職支援と障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える要支援者向けの総合的な支援システムを創設

- ① 若年者の就職支援を行う機関と障害者の就労支援機関の連携体制を構築
- ② 発達障害等、様々な要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている要支援者に対して、自らの特性と支援の必要性についての気づきを促し、適切な支援への誘導を行う。
- ③ 発達障害者に対する専門的支援の強化を図ること等により、要支援者のニーズや応じた適切な相談・支援を実施し、要支援者の円滑な就職の促進を図る。

要支援者の発見

適切な支援への誘導

希望に応じた支援の提供

就職

ハローワークや若者向け就職支援機関から

- ハローワークでの相談時に、担当者が就職不調の背景に障害のあることに気づき、専門支援機関等に適切に誘導。
- 地域若者サポートステーションにおける相談過程において、専門支援機関等に誘導。
- ハローワークに就職チューターを配置
- 発達障害者専門指導監による関係機関の担当者の相談スキルの向上

学校から

- ハローワークから学校に対し、
- 発達障害に関する就職支援情報・方法を提供
- 希望に応じて卒業前から専門的な職業相談を実施

インターネットから

- 自らの特性に気づき専門的な支援サービスの活用方法等を習得するためのツール(サポートブック(仮称))を開発し、インターネット上で公開

障害者向け専門支援を選択する者

障害者向け専門支援を選択しない者

地域障害者職業センター

ワークシステムサポートプログラムの提供

ハローワーク

障害専門窓口での支援

一般相談窓口での支援

- 就職チューターによる職業相談・職場定着支援

その他の若者向け就職支援機関

発達障害者専門指導監による指導

発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充

発達障害を理解するために
～支援者のためのQ&A～
(平成16年度)

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構
障害者職業総合センター職業センター

発達障害のある人の
雇用管理マニュアル
(平成17年度)

厚生労働省

成果の活用

発達障害者支援関係者に対する講習

[対象者:雇用、医療、保健福祉、教育等関係機関の就労支援関係者]

事業主に対する発達障害者雇用促進セミナー

[対象者:事業主等]

より具体的な支援ニーズを把握し、適切な支援ノウハウを構築

発達障害者の体験交流会[新規]

- 発達障害者の意見、ニーズを知る機会
- 支援ノウハウを検証し、向上を図る機会

[対象者:就労支援関係者、事業主、発達障害者]

発達障害者の就労支援を行うための共通基盤を整備

罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修

分野別講義—1) 法務①

矯正行政の概要

法務省 矯正局と保護局

矯正局

施設内処遇

= 刑事施設・少年院・少年鑑別所 等

保護局

社会内処遇

= 保護観察所・地方更生保護委員会

矯正施設の種類

刑事施設 75施設

刑務所 (60)

少年刑務所 (8)

拘置所 (7)

少年院 52施設

少年鑑別所 51施設

婦人補導院 1施設

(施設数は平成19年度)

法務省矯正局と矯正施設

矯正局(本省)⇒ 矯正管区(全国8か所)
⇒ 矯正施設

「矯正局」が矯正施設の保安警備や被収容者処遇に関する企画立案や指導監督を行い、各「矯正管区」が管内の矯正施設の運営を管理する。

福祉行政との違い

- 矯正施設はすべて国立であり、矯正局の定める基準や方針に従って運営される。
- 都道府県は矯正施設の運営には関与しない。

矯正施設の役割と関係法令

刑事施設 (刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律)
被告人・被疑者など未決被収容者を収容し処遇(拘置所)、受刑者を収容し処遇(刑務所、少年刑務所)

少年院 (少年法・少年院法)

保護処分により少年院送致となった少年に矯正教育

少年鑑別所 (少年法)

家庭裁判所の審判等のための少年の資質鑑別

婦人補導院 (売春防止法)

売春防止法違反で補導処分となった成人女子の補導

矯正施設入出所の流れ(成人)

成人に関する手続きの流れ(1図)参照

矯正施設入出所の流れ(少年)

少年に関する手続きの流れ(2図)参照

少年刑務所について

- 未成年の少年受刑者は、少年刑務所で処遇されるが、人数は少ない(平成18年新受刑者52人)。
- 他方、少年刑務所8施設の収容定員は、合計で約5800人(平成19年)であり、少年刑務所には、少年受刑者のほかに26歳未満の受刑者などを収容
- 少年刑務所は、教育スタッフが多く、職業訓練を実施しているなど、他の刑務所に比べて矯正処遇実施体制が充実
- 少年受刑者は、原則として成人と分隔した居室で生活させ、個別担任の職員が、面接や日記指導等を継続的に実施するなど、教育的観点を重視した処遇を実施

少年刑務所と少年院の違い

目的:「少年刑務所」は、刑事裁判により刑が確定した者の刑を執行するために収容して処遇(刑事処分)

「少年院」は、家庭裁判所が矯正教育を行う必要があるとして保護処分決定した者を収容して処遇

年齢:「少年刑務所」に収容されるのは、少年だけとは限らない。そのほとんどは、26歳未満の青年。

「少年院」には、主として未成年の少年を収容

処遇:「少年刑務所」は他の刑務所と同様に、刑務作業を中心としつつ改善指導や教科指導を実施。

「少年院」は、生活全般を通じた矯正教育

刑事施設と少年院の

調査の位置づけ

刑務所

裁判所で刑が確定 ⇒ 刑務所内で矯正処遇を実施するため、受刑者の資質と環境を調査 ⇒ 処遇計画を作成

少年院

家庭裁判所における審判等の資料として、少年鑑別所で鑑別（心理専門職） ⇒ 家庭裁判所において少年院送致決定 ⇒ 少年鑑別所の鑑別結果と家庭裁判所調査官の社会調査なども参考に処遇計画を作成

刑事施設と少年院の施設規模

収容規模

刑：約300人～約3,000人

院：約30人～約250人

1日平均収容人員(平成18年)

刑：80,335人(男75,331、女5,003)

院：4,017人(男3,548、女469)

職員数(平成18年度)

刑：17,021人

院：2,482人

刑事施設と少年院の職員

刑事施設

刑務官(刑務官採用試験)

教育専門官(教員免許所有者、少年院勤務経験のある

法務教官)

調査専門官(少年鑑別所勤務経験のある心理専門職)

作業専門官(職業訓練指導員など)

医療職(医師、看護師)

少年院

法務教官(法務教官採用試験)～心理、教育、社会学

医療職(医師、看護師)

刑事施設の概要（収容状況）

平成18年統計

- 1日平均 約6万9千人
(平成9年に比べ約2万人増)
- 新受刑者 約3万3千人
(平成9年に比べ約1万人増)
- 収容率(年末人員 未決も含む)
平成13年以降 100%超過
- 高齢者、外国人、女子受刑者が増加

刑事施設の概要(犯罪名・刑期)

新受刑者の罪名(平成18年) (女子)

窃盗 30.1% (31.9%)

覚せい剤取締法違反 20.6% (33.6%)

詐欺 7.6%

傷害 5.9%

道路交通法違反 5.7%

新受刑者の刑期(平成18年)

1年以下(21.7%) 2年以下(36.2%)

3年以下(21.6%) 5年以下(13.1%)

刑事施設の概要（処遇区分等）

（例）

- A指標（犯罪傾向の進んでいない受刑者）を収容する施設
- B指標（犯罪傾向の進んでいる受刑者）を収容する施設
- L指標（8年以上の執行刑期の受刑者）を収容する施設
- 女子刑務所
- 医療刑務所

監獄法が100年ぶりに改正

明治時代の法律

- 監獄の役割は収容の確保
- 懲役刑の執行

監獄法改正（平成18年、平成19年）

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

- 作業のほかに、改善指導、教科指導も義務付けによる実施

刑事施設の概要（矯正処遇）

「矯正処遇の充実」の 図を参照

刑事施設における 性犯罪者処遇プログラム

- 平成17年度に、刑事施設と保護観察所で共通の理論のプログラムを作成(カナダ等で実証研究により効果が認められている **認知行動療法**に基づくプログラム)
 - 平成18年度から、刑事施設20庁で指導開始
 - 平成19年度には、知的能力の制約のため、現在のプログラムの理解が難しい者に対するプログラムを開発
- ※ 絵図を用いた指導、指導回数を多く 等

知的障害の受刑者の処遇

15施設サンプル調査(平成18年)

受刑者数 27,024名

知的障害又は知的障害が疑われる者 410名

処遇上の配慮

- 対人適応力を勘案した居室配置
- 能力・適性を考慮した作業選定
- 時間をかけ、かみ砕いた説明や指導
- 和やかな面接

刑事施設の概要（優遇措置等）

優遇措置（1類～5類）

受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、一定期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずる

→ 自弁品の拡大、面会回数増、信書発信数増 等

制限の緩和（1種～4種）

受刑者の自発性及び自立性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限は、改善更生等の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和される

→ 居室の開放度、外出 等

刑事施設職員以外のスタッフ等

- 篤志面接委員（ボランティア）、宗教教誨師
- 少年院、少年鑑別所からの処遇共助
- 民間専門家の招へい
 - 教育支援スタッフ（教科指導）
 - ゲストスピーカー（被害者支援団体等）
 - 薬物依存回復のための民間自助グループ

民間心理士

ビジネスマナー又はSST講師

キャリアカウンセラー

PFI刑務所

平成19年度開庁

美祢社会復帰促進センター 1000人(男女)

喜連川社会復帰促進センター 2000人

(特化ユニットあり:精神障害・知的障害を有する者)

播磨社会復帰促進センター 1000人

(特化ユニットあり:精神障害・知的障害を有する者)

平成20年度開庁(予定)

島根あさひ社会復帰促進センター 2000人

PFI刑務所とは、

× 民営刑務所 ⇒ ○ 官民協働の刑務所
(民間の割合 約30～約50%)

少年院の概要（収容状況）

- 戦後の混乱期には、新入院が1万人台に達した時期もあったが、近年は4,000人～5,000人で推移
- 新入院者の非行名（平成18年）（カッコ内女子）
 - 窃盗 37.7%（23.7%）
 - 傷害 15.9%
 - 道路交通法違反 11.2%
 - 覚せい剤取締法違反 1.5%（8.4%）

少年院の概要（種類と処遇区分）

種類

初等少年院 おおむね12歳～16歳未満

中等少年院 おおむね16歳～20歳未満

特別少年院 犯罪傾向の進んだ

おおむね16歳～23歳未満

医療少年院 心身に著しい故障のある

おおむね12歳～26歳未満

処遇区分

一般短期処遇 原則6か月以内

特修短期処遇 開放処遇になじむ者 4か月以内

長期処遇 短期処遇になじまない者

原則2年以内

少年院の概要（処遇課程）

長期処遇の処遇課程

- 生活訓練課程
- 職業能力開発課程
- 教科教育課程
- 医療措置課程

○特殊教育課程

- ・ 知的障害者であって専門医療措置を必要とする者、知的障害者に対する処遇に準じた処遇を必要とする者
- ・ 情緒的未成熟等により非社会的不適応が著しいため専門的な治療教育を必要とする者

知的障害の少年院在院者の処遇

全国の少年院を調査(平成18年度)

在院者 4060名

知的障害又はそれに準じた処遇を要する者
130名

特殊教育課程のある少年院における指導の例

- 心理療法(箱庭療法, 音楽療法, グループカウンセリング等)
- 作業療法(陶芸科, 木彫科, 農園芸科)
- その他(SST, 教科教育, 性教育, 基本的な生活訓練)

少年院の概要（教育内容）

生活指導

基本的な生活態度の指導、健全なものの見方、考え方、行動の仕方を身に付けさせるための指導

職業補導

種目：溶接・木工・土木建設・建設機械運転・農業・介護等

教科教育

義務教育、高等学校教育、学力遅滞者、進学・復学

保健・体育

健康管理能力を向上させる指導、体育指導

特別活動

自主活動、院外教育活動、クラブ活動、レク、行事

少年院の概要（処遇の流れ）

新入時教育（2級下）

オリエンテーション、面接など

中間期教育（2級上→1級下）

問題改善への具体的指導

出院準備教育（1級上）

社会生活への円滑な移行を図る指導

※ 成績審査により進級が認められる

少年法改正

平成12年の改正(平成13年施行)

刑事処分可能年齢を16歳以上から14歳以上へ

16歳以上の少年の殺人等は原則検察官送致
(刑事処分へ)

少年事件の被害者への配慮

平成19年の改正(同年施行)

少年院収容下限年齢を14歳以上から、おおむね12歳以上
以上に引き下げ

刑事施設、少年院共通の再犯防止施策 就労支援

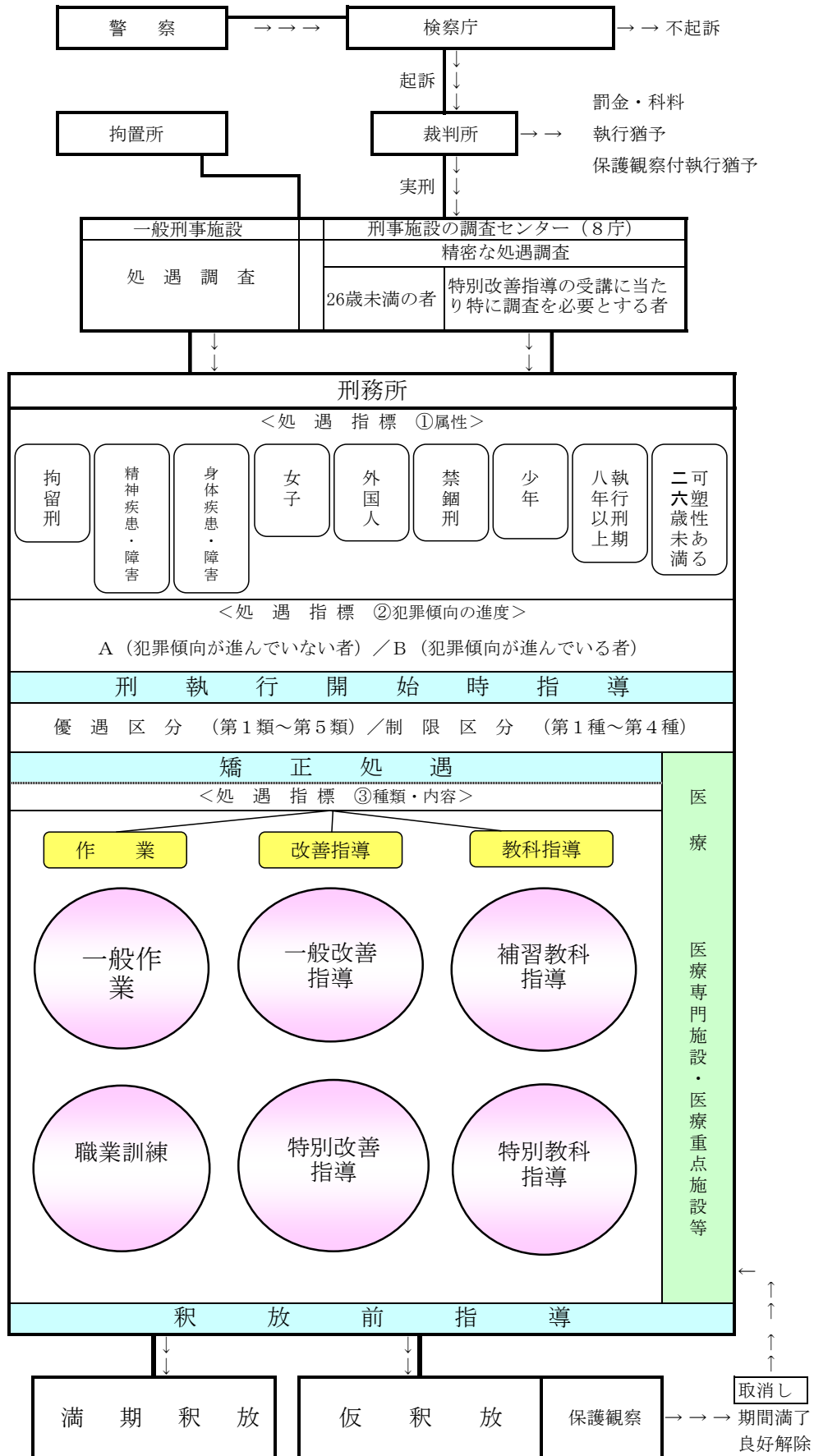
平成18年度から、厚生労働省・保護局と連携し
「刑務所出所者等就労支援対策事業」を実施

(実施例)

- ハローワーク職員の来訪
職業講話、職業相談、職業紹介
- キャリアカウンセラーの配置
- 雇用情勢に応じた職業訓練種目の拡大
- SST(ソーシャルスキルズトレーニング)を用いた職場適応のための指導

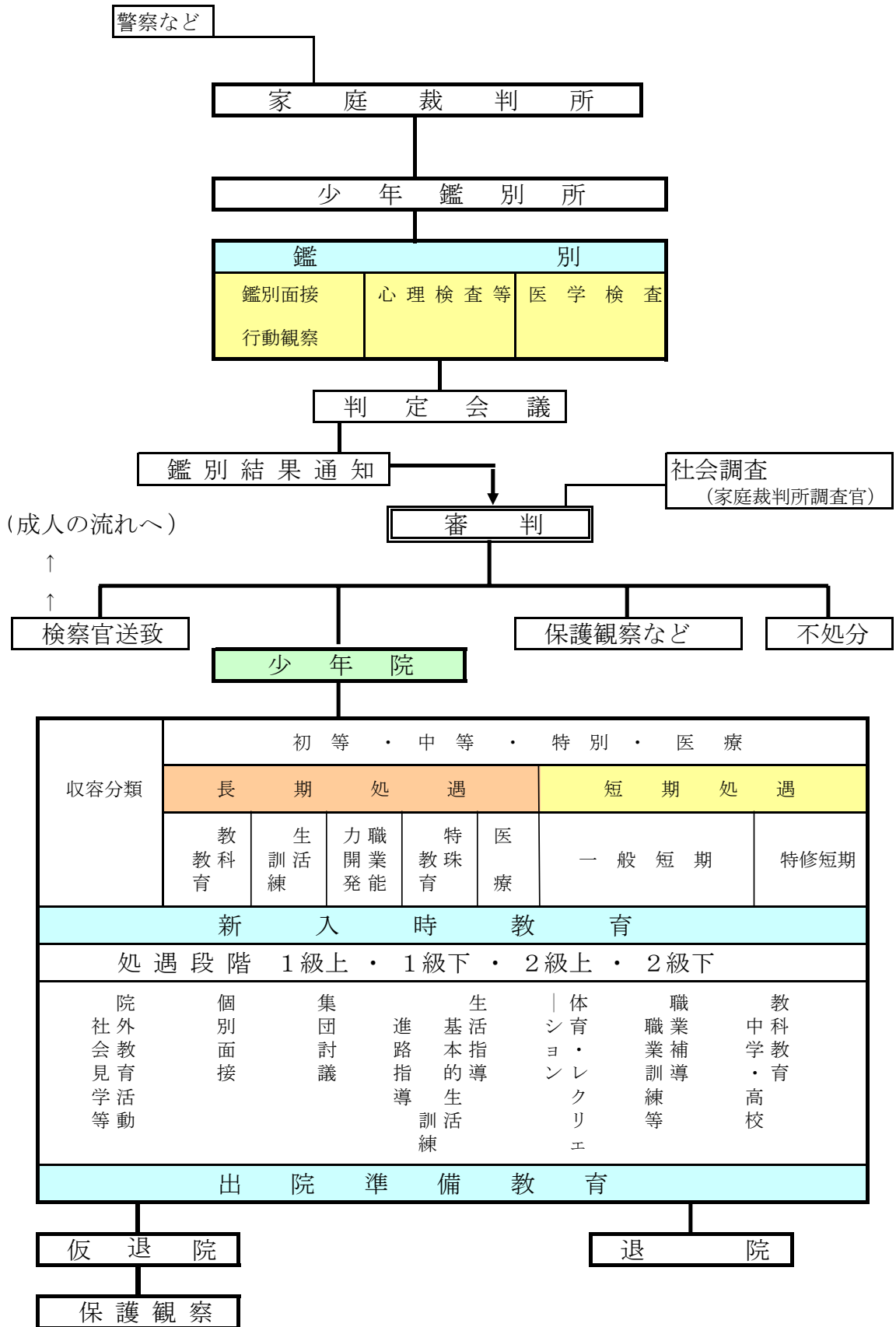
(1 図)

成人に関する手続きの流れ



2 図

少年に関する手続きの流れ



收容分類	初等・中等・特別・医療							
	長期処遇					短期処遇		
	教科教育	生活訓練	職業開発	特殊教育	医療	一般短期		特修短期
新入時教育								
処遇段階 1級上・1級下・2級上・2級下								
	院外教育等	個別面接	集団討議	進路指導	生活基本指導 生活訓練	体育・レクリエーション	職業補導訓練等	教科教育・高校
出院準備教育								

仮退院
↓
保護観察

退院

矯正処遇の充実(改善指導を中心として)

『刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律』

作業+改善指導+教科指導

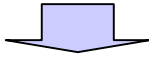
(平成19年6月1日からは、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に名称変更)

入所

Plan

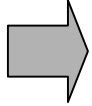
処遇調査

(処遇要領を作成するため、受刑者の資質と環境を調査)



処遇要領の作成

(本人に必要な矯正処遇を実施するため、矯正処遇の目標及びその基本的な内容及び方法を策定)



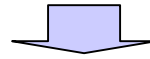
矯正処遇の義務化

受刑者に対し、矯正処遇(作業, 改善指導, 教科指導)の受講を義務付け

刑執行開始時指導

(受刑の意義, 矯正処遇への動機付け等に関する指導)

本人に説明し, 自発的な意欲をかん養



Do

矯正処遇の実施

作業

一般作業

生産作業
自営作業

職業訓練

職業に関する免許若しくは資格を取得させ, 又は職業に必要な知識及び技能を習得させるための指導

改善指導

一般改善指導

被害者感情理解指導
行動適正化指導
自己啓発指導
自己改善目標達成指導
社会復帰支援指導
対人関係円滑化指導

等

特別改善指導

薬物依存離脱指導
暴力団離脱指導
性犯罪再犯防止指導
被害者の視点を取り入れた教育
交通安全指導
就労支援指導

教科指導

補習教科指導

社会生活の基礎となる学力を付与することにより, 改善更生及び円滑な社会復帰を図るための指導

特別教科指導

学力の向上を図ることにより, 円滑な社会復帰に資するための指導

See

目標の達成度評価

(定期的に, 矯正処遇の目標についての達成度を評価)

必要に応じて処遇要領の見直し

釈放前指導(社会復帰後に必要となる知識・情報の付与)

出所

問題性の改善・社会適応能力の向上による再犯の防止



障害者福祉行政の概要

2008年3月12日

赤平 守

身体障害者(児)

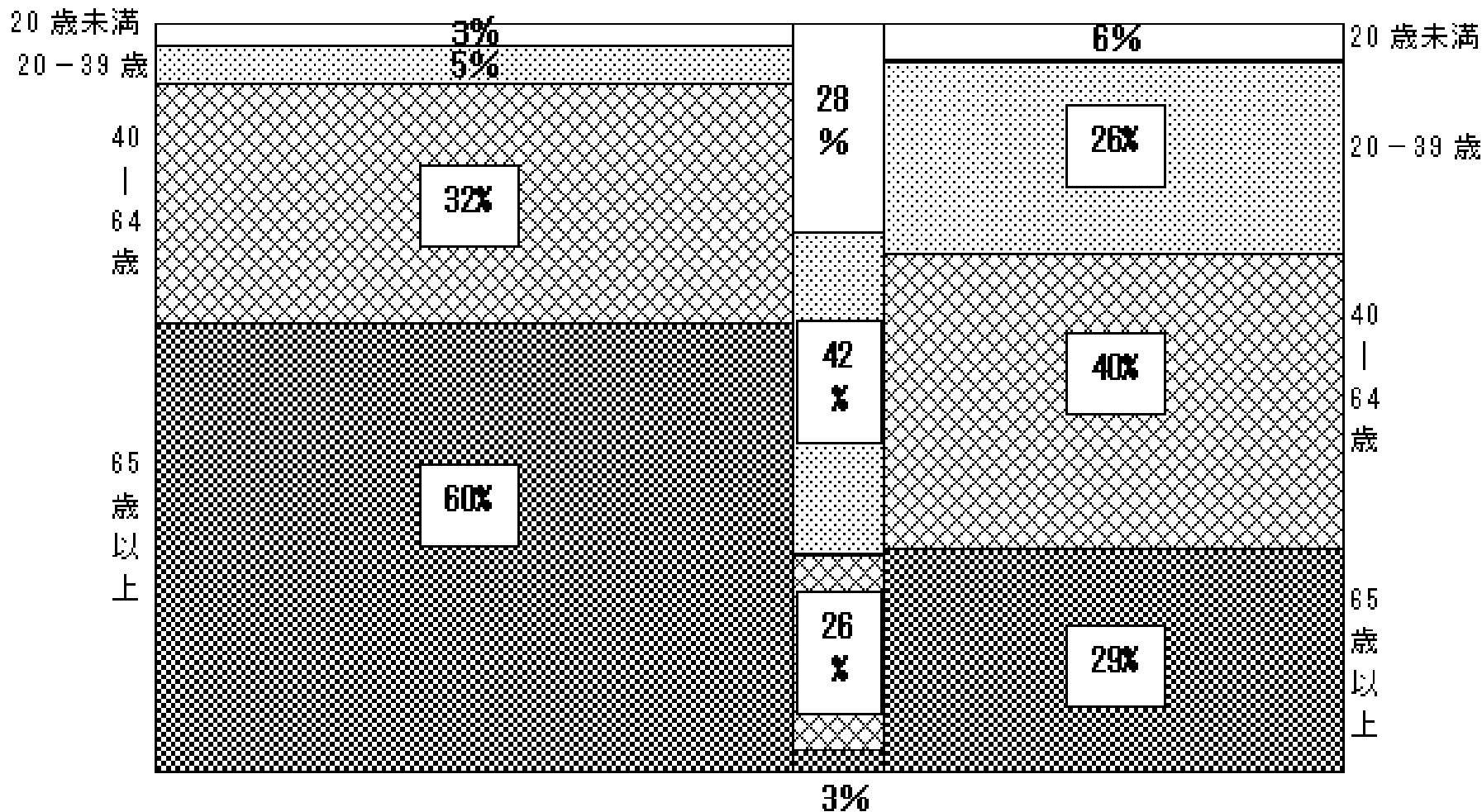
352万人

知的障害者(児)

46万人

精神障害者

258万人



2004年4月26日 社会保障審議会介護保険部会資料

身体障害者(児)
351.6万人

知的障害者(児)
45.9万人

精神障害者
258.4万人

在宅身体障害者(児)
332.7万人(95%)

在宅知的障害者
(児)
32.9万人
(72%)

在宅精神障害者
223.9万人(87%)

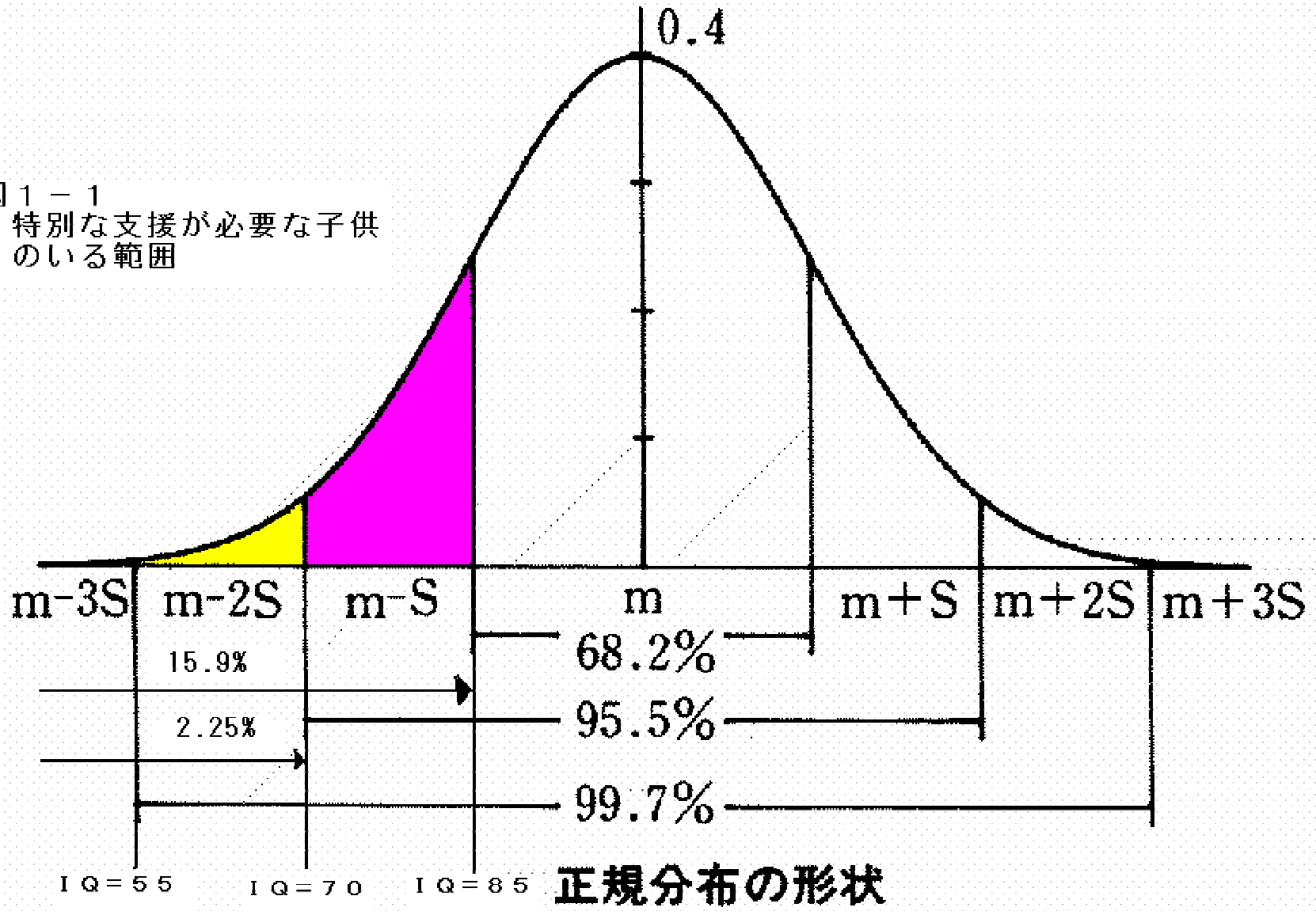
施設入所知的
障害者
13.0万人
(28%)

入院精神障害者
34.5万人(13%)

施設入所身体障害者(児) 18.9万人(5%)

身体障害者(児)数は平成13年の調査等、知的障害者(児)数は平成12年の調査等、精神障害者数は平成14年の調査等による推計。

図 1 - 1
特別な支援が必要な子供のいる範囲



従来の特級学級等が対象とする範囲 ... A

新たに特別支援学級の対象となりうる範囲で、アスペルガー症候群などが含まれる。... B



障害者に関する主な法律

- 障害者基本法(昭和45年、平成16年改正)
- 身体障害者福祉法(昭和24年)
- 知的障害者福祉法(昭和35年「精神薄弱者福祉法」平成10年改正)
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年「精神衛生法」平成7年改正、手帳の交付)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年)
- 発達障害者支援法(平成16年)
- **障害者自立支援法**(平成17年10月可決、18年4月施行)



身体障害者とは(身体障害者手帳)

- 身体障害とは身体障害者福祉法によって、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障害、、内部機能の障害(心臓、腎臓、呼吸器、うこうまたは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害)が認定されていて、1級から7級までの等級がある。ただし7級(上肢の軽度の障害等)のみでは手帳交付の対象とはならない。
- 全国一定基準



知的障害とは(療育手帳)

- 法令上、一般的な知的障害の定義は存在しない。「知的障害者」とは、発達途上(おおむね18歳まで)において、「知能」が平均よりも明らかに低い状態をきたし、そのために年齢にふさわしい自立や社会的責任を果たすことが十分にできない障害を持つ人をいう。障害の程度によって違うが、さまざまな社会的な援助が必要な人たちである。
- 判定の基準は、基本的には
 1. 知的機能の障害があること(知能指数がおおむね70以下)
 2. その障害が発達期(通常18歳まで)に生じたものであること
 3. 知的機能の障害のために社会適応面で障害をきたしていること

* 判定は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健センター、精神保健指定医、地域障害者職業センターなどの知的障害者判定機関で判定される。(都道府県ごとによる対応)

療育手帳不所持者の不所持理由

—平成17年度知的障害児（者）基礎調査より—

表40 療育手帳不所持者の不所持理由

	総数	制度を知らない	申請するつもりがない	手続きがめんどう	申請したがもらえな	その他	不詳
総数	121 (100.0)	37 (30.6)	18 (14.9)	2 (1.7)	9 (7.4)	43 (35.5)	12 (9.9)
18歳未満	51 (100.0)	5 (9.8)	8 (15.7)	(-)	6 (11.8)	29 (56.9)	3 (5.9)
18歳以上	63 (100.0)	30 (47.6)	10 (15.9)	2 (3.2)	2 (3.2)	13 (20.6)	6 (9.5)
不詳	7 (100.0)	2 (28.6)	(-)	(-)	1 (14.3)	1 (14.3)	3 (42.9)

手当・年金不受給者の不受給の理由

—平成17年度知的障害児（者）基礎調査より—

表3-1 手当・年金不受給者の不受給の理由

		総数	制度を 知らない	障害が 軽いため	収入が 多いため	その他	不詳
今回	総数	292 (100.0)	45 (15.4)	147 (50.3)	40 (13.7)	44 (15.1)	16 (5.5)
	20歳未満	167 (100.0)	19 (11.4)	74 (44.3)	36 (21.6)	30 (18.0)	8 (4.8)
	20歳以上	119 (100.0)	23 (19.3)	71 (59.7)	4 (3.4)	14 (11.8)	7 (5.9)
	不詳	6 (100.0)	3 (50.0)	2 (33.3)	(-)	(-)	1 (16.7)
前回		(100.0)	(17.9)	(48.2)	(14.3)	(14.3)	(5.2)

療育手帳判定の地域格差

(資料1、2、3)

■ 呼称の違い

- ・東京都と横浜市は「愛の手帳」
- ・埼玉県は「みどりの手帳」
- ・名古屋市は「愛護手帳」
- ・他の大半の地域は「療育手帳」

■ 等級の違い

- ・東京都のみ 最重度・1度
重度・2度 中度・3度 軽度・4度
- ・その他の道府県は
A(重度、最重度)B(中・軽度)、又はA、B、Cを採用。違う行政区に住民票を移すと、再判定の必要性も出てくる。

■ 判定の地域格差

- ・全国の平均は、重度判定が約47%中・軽度の判定が約53%

■ 重度判定の少ない地域

1. 沖縄県 重度 32% 中・軽 68%
2. 東京都 重度 34% 中・軽 66%
3. 山形県 重度 36% 中・軽 64%

■ 重度判定の多い地域

1. 徳島県 重度 65% 中・軽 35%
2. 秋田県 重度 60% 中・軽 40%
3. 広島県 重度 58% 中・軽 42%

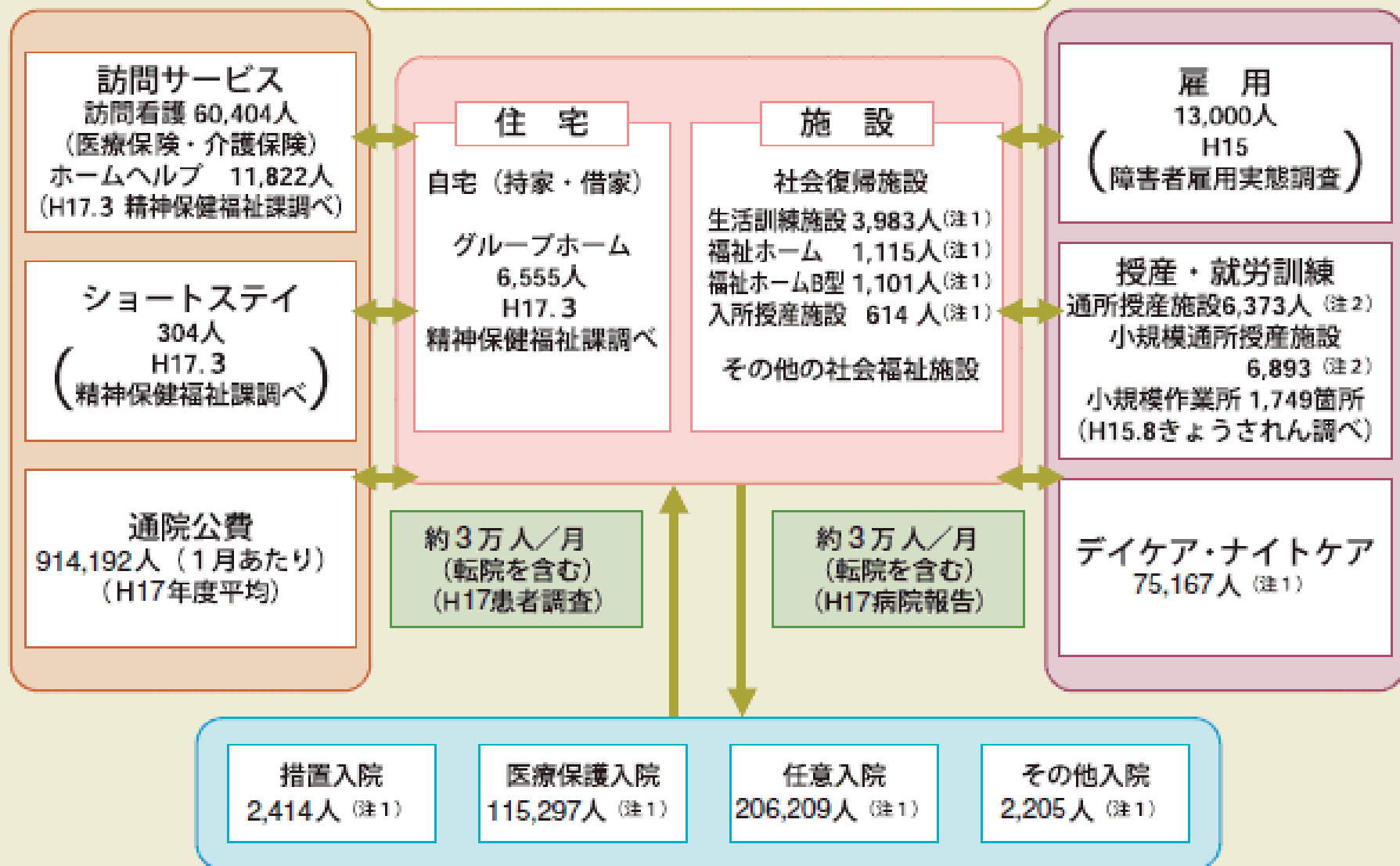
◎ 大都市圏とそれ以外、東西南北による傾向は見られない。

精神障害とは

(精神障害者保健福祉手帳)

- 精神保健福祉法では、精神障害者とは「統合失調症(2000年に精神分裂病から名称が変わる)、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患をする者」となっていて、1995年10月制定された精神保健福祉手帳は。程度により1級～3級に認定される。
- 精神科領域の病気にかかっている、長期に渡って日常生活や社会生活に制約がある人。
- 初診から6ヶ月経った時点で交付の手続きをすることができる。
- 年齢制限、所得による制限による制限はない。
- 病気の種類は問わない。神経症でも交付を受けることができる。
- * 知的、身体と異なり、2年間の有効期間がある更新制度
- * 以前は写真添付は義務ではなかったが2006年10月より義務化された。

精神疾患で医療を受けている人約303万人

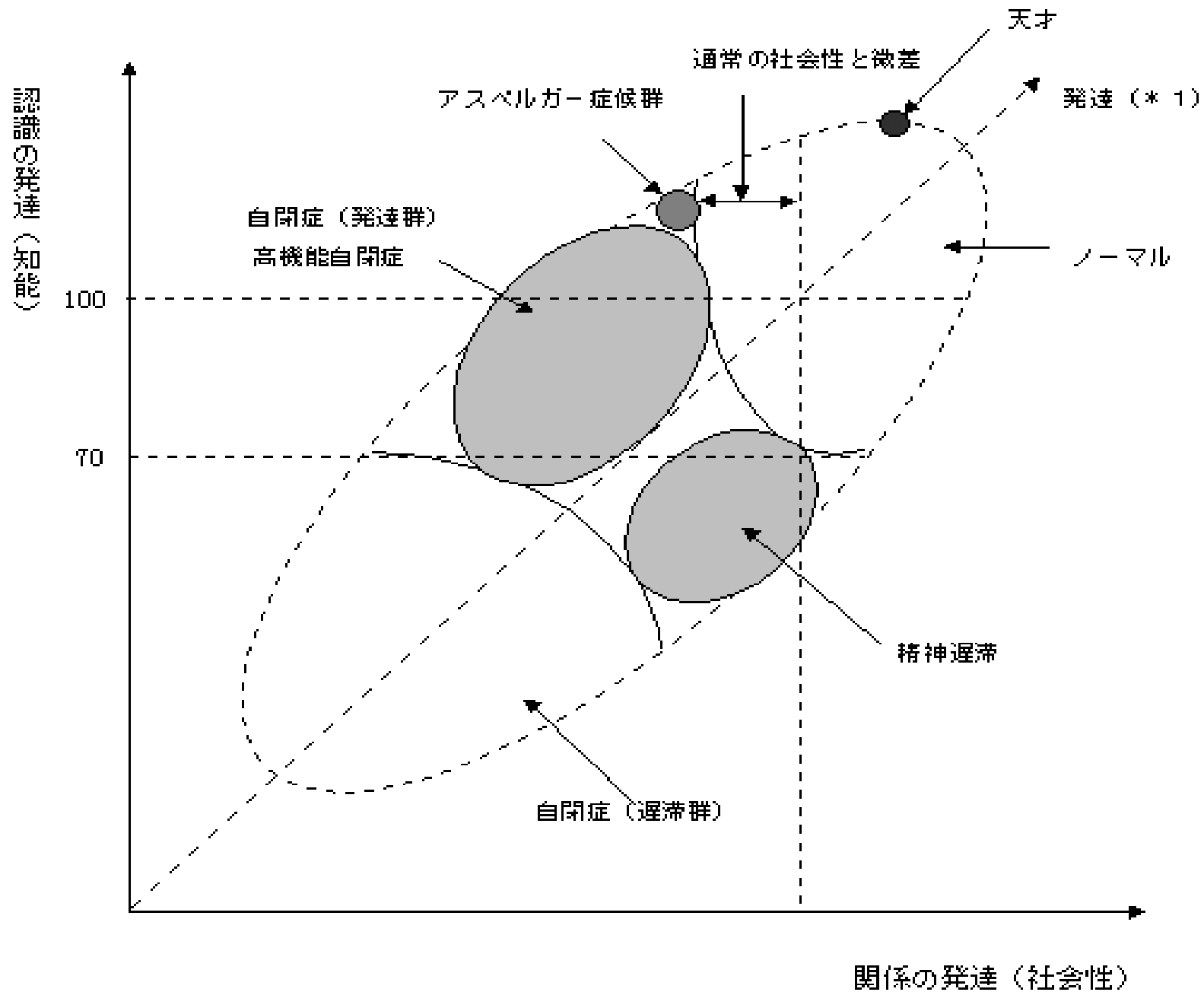


注1：平成16年精神・障害保健課調べ
注2：平成16年社会福祉施設等調査

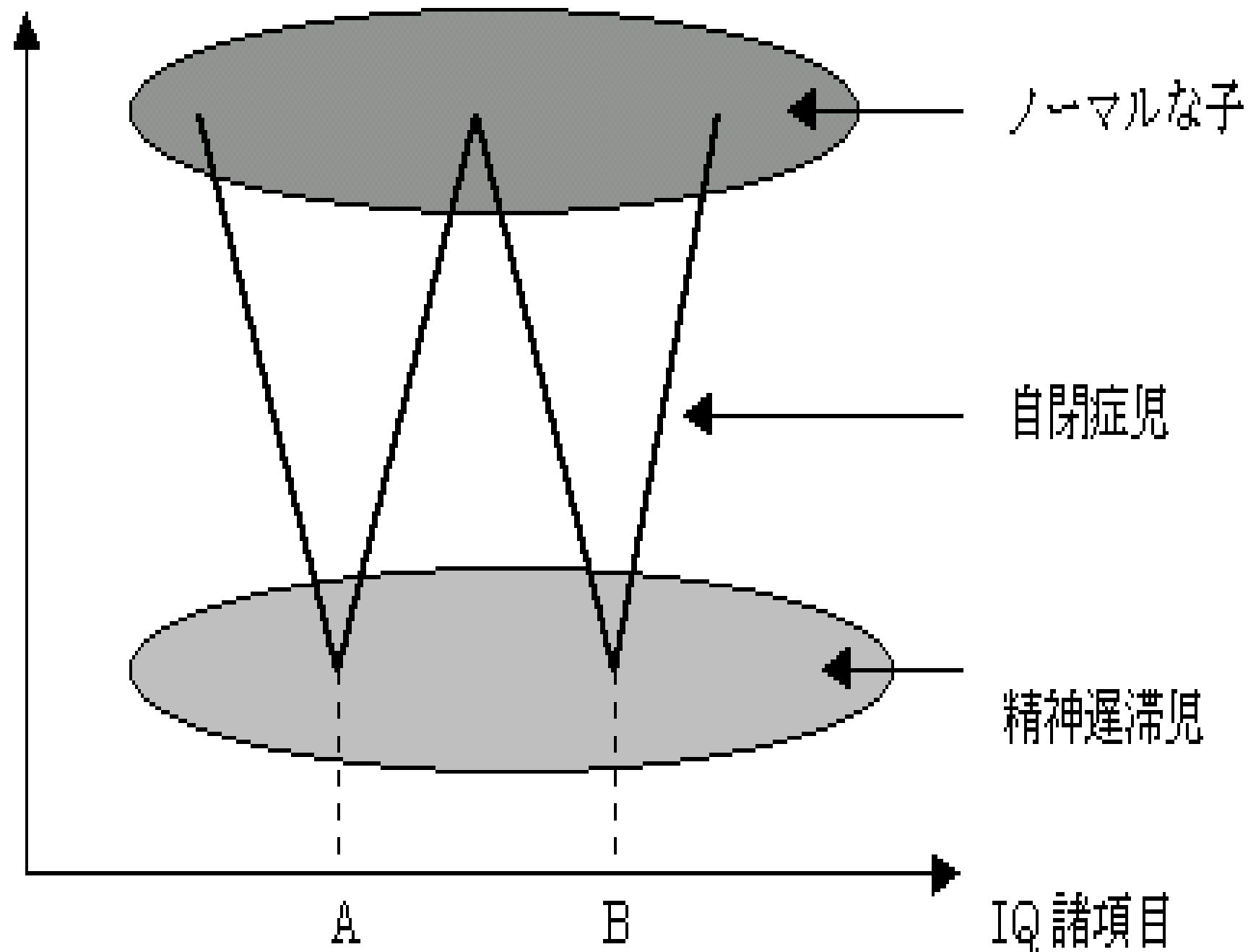


発達障害とは（発達障害者支援法）

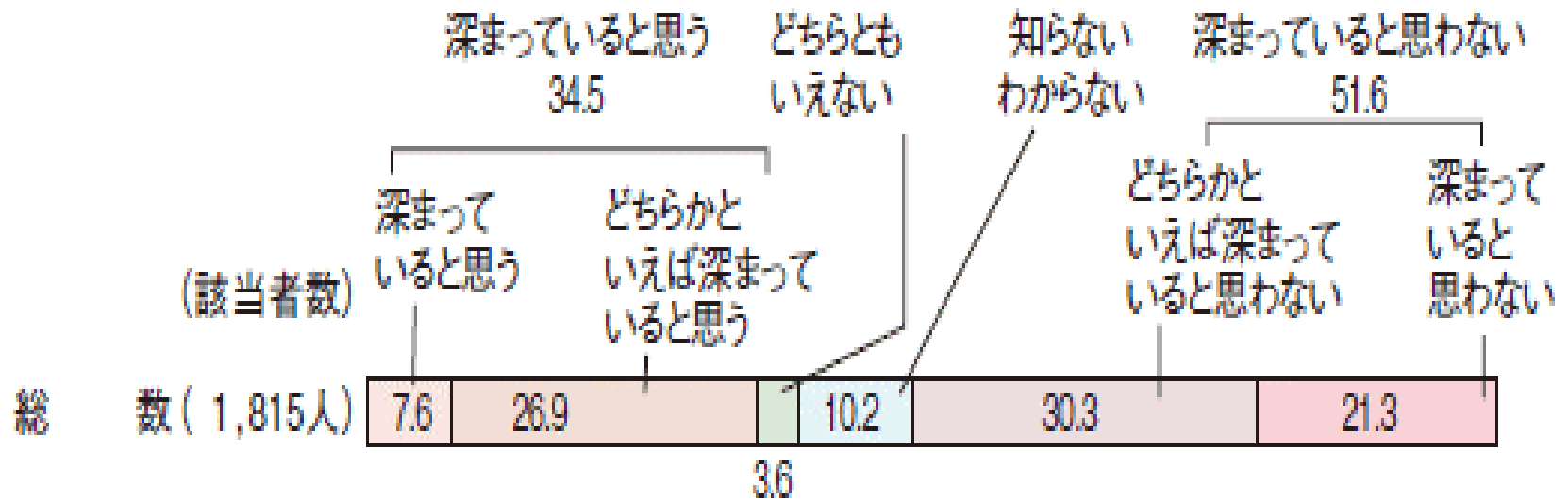
- 発達障害者支援法による定義
「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
- この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。
- この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。



数値

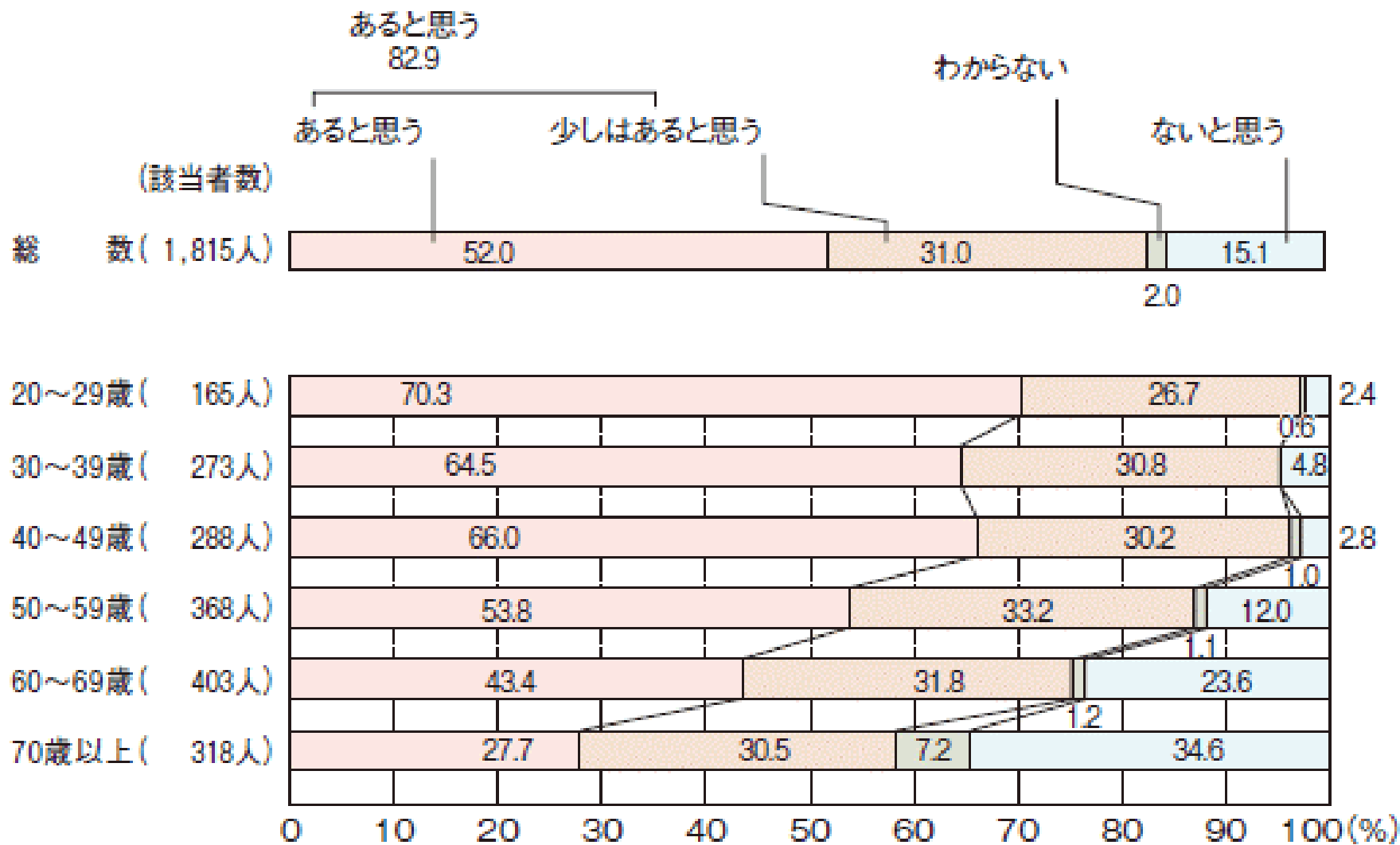


発達障害への理解（学習障害や注意欠陥／多動性障害、自閉症などの発達障害について社会の理解は深まっていると思うか）



資料：内閣府「障害者に関する世論調査」（平成19年2月）

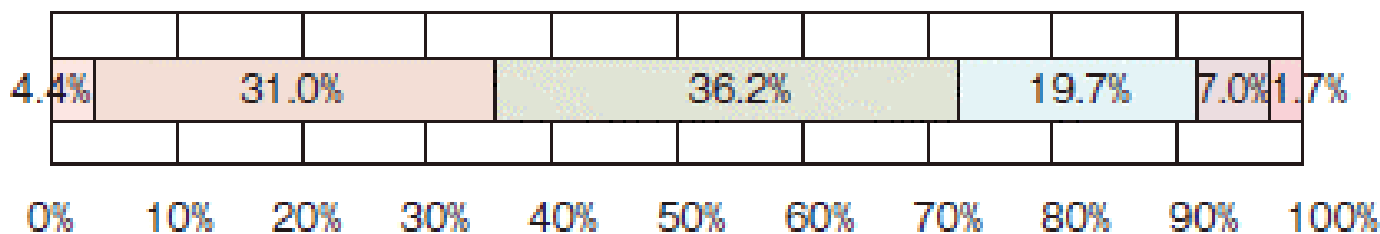
差別や偏見の有無(世の中には障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか)



資料：内閣府「障害者に関する世論調査」(平成19年2月)

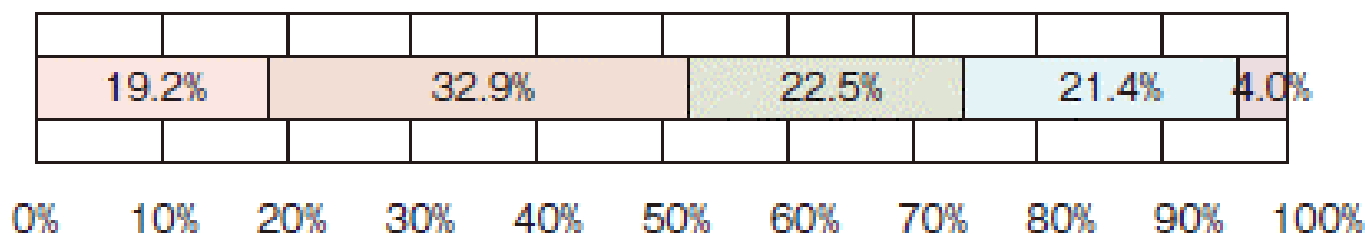
雇用・就業環境に関する障害のある人の評価

問 障害のある人が働くことについて社会の理解があると思いますか。



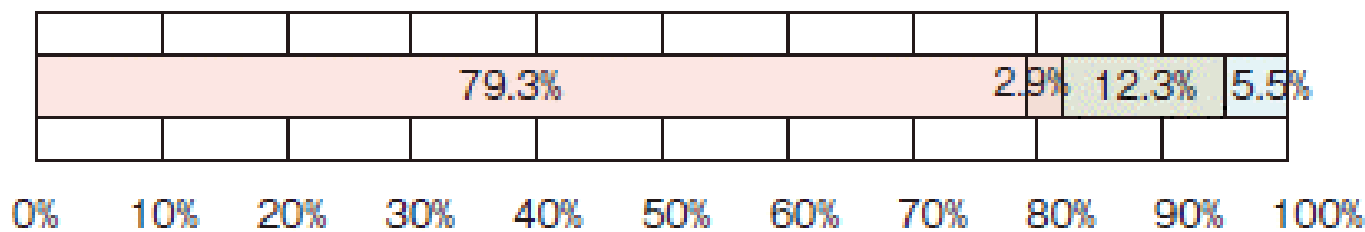
- とてもあると思う
- ある程度あると思う
- あまりあると思わない
- あると思わない
- わからない
- 回答なし

問 働くことに関して、障害を理由に差別を受けたと感じたことがありますか。



- とてもある
- 少しある
- ない
- わからない
- 回答なし

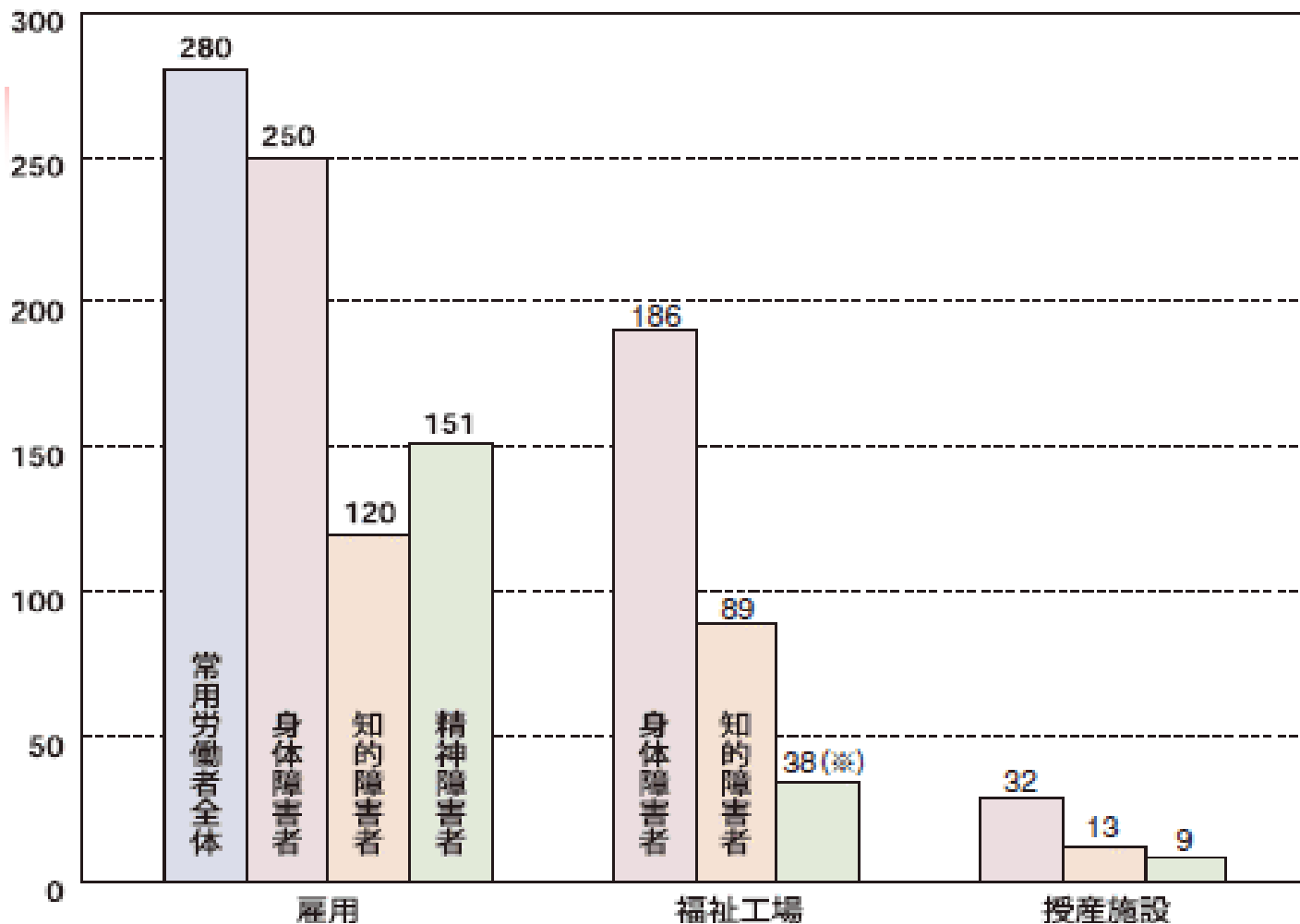
問 障害のある人がもっと働けるようにするための法律の整備が必要だと思いますか。



- 思う
- 思わない
- わからない
- 回答なし

賃金・工費の平均月額

単位：千円



※回答は1施設

資料：「常用労働者全体」：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(平成15年11月)

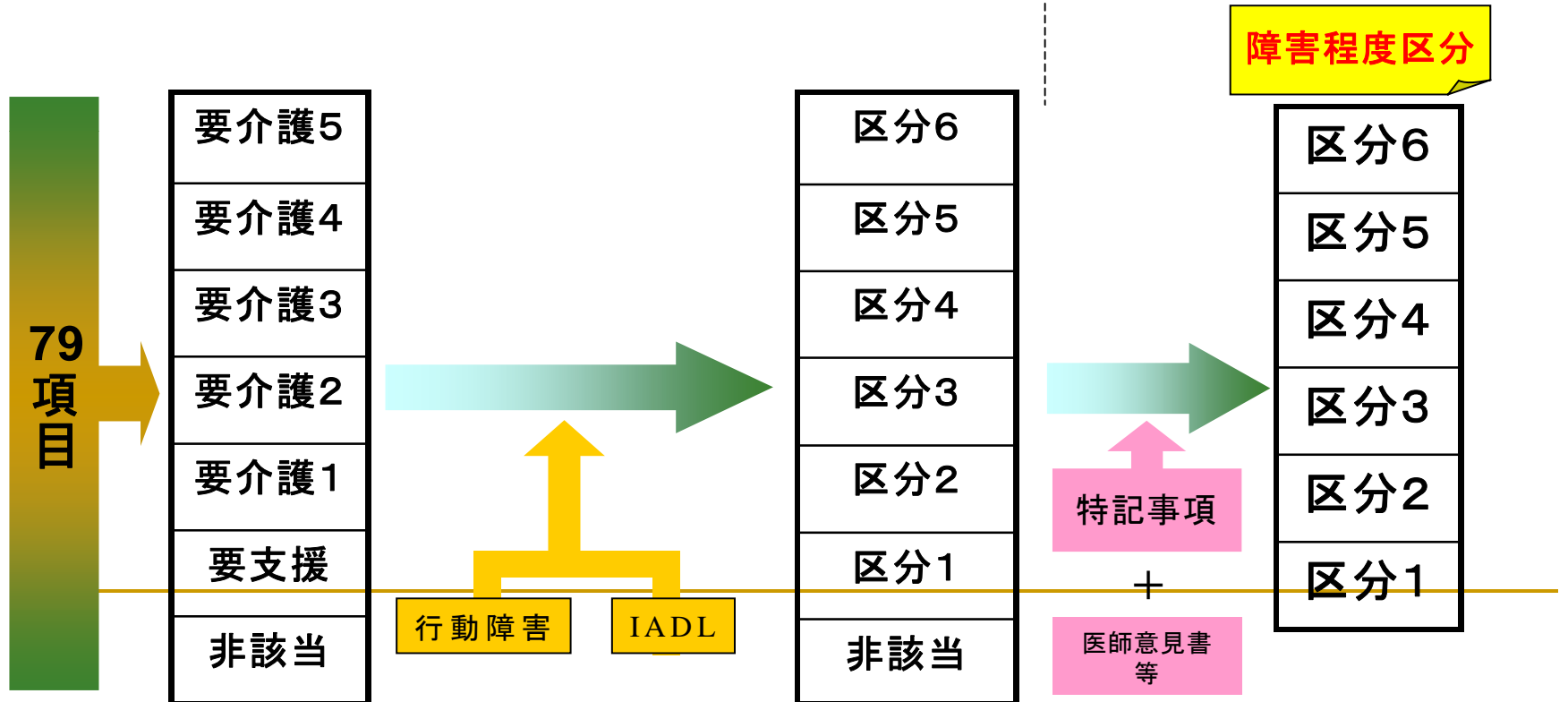
「雇用」：厚生労働省「障害者雇用実態調査」(平成15年)

「福祉工場・授産施設」：全国社会就労センター協議会「社会就労センター実態調査」(平成15年)

介護給付における障害程度区分の判定ロジック(案)

【障害程度区分】

- 1 79項目の調査結果から一定時間以上の介護時間を要すると推計される状態
- 2 79項目の調査結果に加え、行動障害の頻度とIADLに係る支援の必要性に関する調査結果も
勘案して1に相当すると認められる状態
- 3 106項目の調査結果、特記事項及び医師意見書も勘案して1に相当すると認められる状態



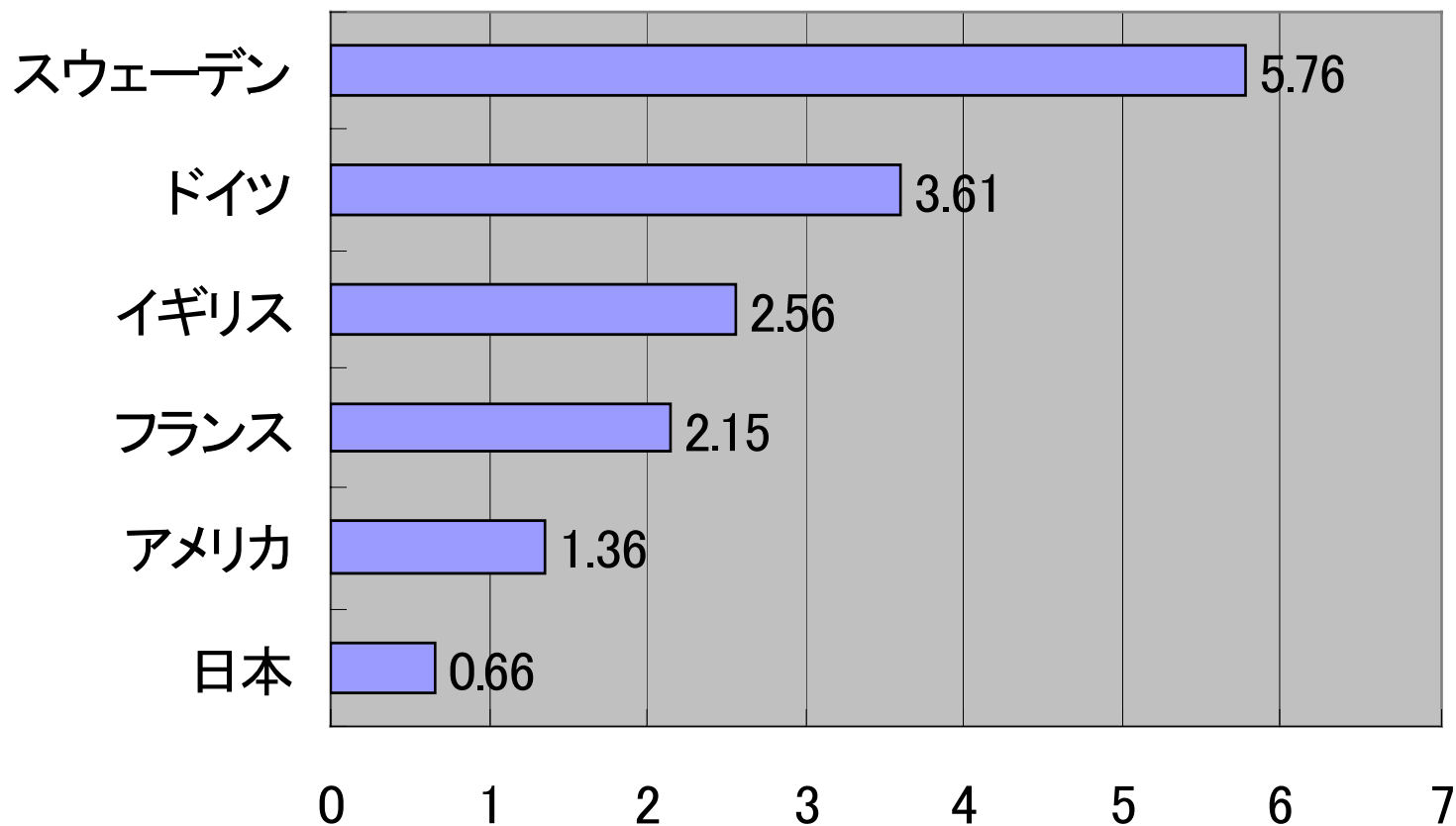


障害程度区分の問題点と課題

- 基本的には出来る、出来ないの調査なので、その人のニーズ、生活困難度は把握しづらい。
- 特に軽度知的障害者や精神障害者の場合は、医療モデルではなく見守りの支援の必要性。
- 判定により、サービスの支給量が決定される矛盾。入所施設は区分判定4以上(50歳以上は3)が必要。
- 精神障害や発達障害の場合、その日の体調等によって調査結果がまったく異なってしまう危険性。
- 自立生活の概念の違い 等々

障害者予算はアメリカの2分の1

障害等分野社会支出 対国内総生産比(%)
(2001年、国立社会保障・人口問題研究所作成資料より)



療育手帳交付台帳記載数と人口比

資料2

順位	都道府県	人口	療育手帳	順位	都道府県	人口比(%)
1	東京都	12,369,185	53446	1	島根県	0.733
2	大阪府	8,831,177	44466	2	佐賀県	0.732
3	神奈川県	8,687,422	34182	3	鹿児島県	0.721
4	愛知県	7,161,891	33041	4	長崎県	0.718
5	埼玉県	7,037,849	27833	5	宮崎県	0.702
6	千葉県	6,028,315	21475	6	沖縄県	0.649
7	北海道	5,655,754	26242	7	徳島県	0.646
8	兵庫県	5,588,268	26566	8	熊本県	0.642
9	福岡県	5,051,762	27868	9	青森県	0.626
10	静岡県	3,792,982	18333	10	鳥取県	0.609
11	茨城県	2,992,152	13894	11	秋田県	0.601
12	広島県	2,878,677	15549	12	京都府	0.599
13	京都府	2,645,796	15859	13	大分県	0.594
14	新潟県	2,455,741	12782	14	岩手県	0.582
15	宮城県	2,371,683	11320	15	愛媛	0.58
16	長野県	2,214,757	11934	16	山口県	0.057
17	岐阜県	2,115,336	11523	17	高知県	0.569
18	福島県	2,112,489	9805	18	和歌山県	0.567
19	群馬県	2,033,535	9108	19	滋賀県	0.553
20	栃木県	2,011,691	9888	20	福岡県	0.551
21	岡山県	1,950,952	10487	21	岐阜県	0.545
22	三重県	1,864,185	8712	22	広島県	0.54
23	熊本県	1,854,792	11922	23	長野県	0.539
24	鹿児島県	1,773,957	12804	24	岡山県	0.537
25	山口県	1,511,112	8618	25	福井県	0.537
26	長崎県	1,500,156	10784	26	新潟県	0.52
27	愛媛県	1,481,569	8600	27	富山県	0.507
28	青森県	1,459,855	9128	28	大阪府	0.503
29	奈良県	1,434,576	6988	29	香川県	0.495
30	岩手県	1,401,763	8168	30	栃木県	0.491
31	滋賀県	1,366,415	7567	31	山形県	0.488
32	沖縄県	1,347,304	8749	32	奈良県	0.487
33	山形県	1,229,854	6012	33	静岡県	0.483
34	大分県	1,216,735	7237	34	石川県	0.478
35	石川県	1,179,168	5635	35	宮城県	0.477
36	秋田県	1,167,282	7016	36	兵庫県	0.475
37	宮崎県	1,163,083	8168	37	三重県	0.467
38	富山県	1,116,926	5663	38	茨城県	0.464
39	和歌山県	1,056,050	5989	39	福島県	0.464
40	香川県	1,020,421	5048	40	北海道	0.463
41	山梨県	887,595	4103	41	山梨県	0.462
42	佐賀県	871,908	6384	42	愛知県	0.461
43	福井県	827,110	4442	43	群馬県	0.447
44	徳島県	817,937	5281	44	東京都	0.432
45	高知県	806,673	4593	45	埼玉県	0.395
46	島根県	753,135	5518	46	神奈川県	0.393
47	鳥取県	611,073	3726	47	千葉県	0.356
合計		127,708,048	640713		平均	0.501

人口は2003年10月1日の推計数、交付台帳記載数は2003年度

		1 度 (最重度)	2 度 (重度)	3 度 (中度)	4 度 (軽度)
知能測定値	標準化された知能検査、社会生活能力検査または乳幼児用の精神発達検査を用いた結果、算出された知能指数およびそれに該当する指数について、右の程度別に判定すること	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 19 以下	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 20～34	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 35～49	知能指数およびそれに該当する指数がおおむね 50～75
知的能力	文字や数の理解、物事の判断および日常生活における教養、娯楽物などの利用能力について、右の程度別に判定すること	文字や数の理解力が不可能	文字や数の理解力がわずかに可能	表示をある程度理解し簡単な加減ができるもの	テレビ、新聞などをある程度日常生活に利用できる、給料などの処理ができる
職業能力	作業能力または職業としての作業能力の程度について、右の程度別に判定すること	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能。また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言などがあれば、単純作業が可能	単純作業は可能であるが、時に助言などが必要
社会性	対人関係の理解、集団的行動の能力、また一般的社会生活の能力について、右の程度別に判定すること	対人関係の理解が不可能	集団的行動のほとんど不可能。ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解および集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解および集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語および文字を通しての意思疎通の可能な度合いについて右の程度別に判定すること	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話 (意思疎通) が可能。また簡単な文字を通じた意思疎通が可能
身体的健康	身体の発達、その健康状態または合併症などに関する健康上の配慮について、右の程度別に判定すること	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としないもの
日常行動	日常行動の状況について、右の程度別に判定すること	日常行動に支障および特別な傾向があり、常時保護および配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意および配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	食事、排泄、着脱衣、入浴、睡眠などみずからの周辺生活の処理能力について、右の程度別に判定すること	周辺生活の処理がほとんど不可能	周辺生活の処理が部分的に可能	周辺生活の処理がおおむね可能	周辺生活の処理が可能

※0～6 歳 (就学前)、6～17 歳 (児童) の基準には若干の違いがあります。

障害者に関する税制上の特別措置一覧

資料4

事項	根拠法令条項	内容
障害者控除 (所得税)	所得税法 第79条	居住者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ・一般の障害者の場合（1人につき）27万円 ・特別障害者の場合（1人につき）40万円
同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例（所得税）	租税特別措置法 第41条の16第1項	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族が居住者やその配偶者若しくは居住者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、配偶者控除及び扶養控除として通常の控除額に35万円を加算した金額を所得金額から控除する。
障害者控除 (個人住民税)	地方税法 第34条第1項（6） 第314条の2第1項（6）	納税義務者又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合には所得金額から次の金額を控除する。 ・一般の障害者の場合（1人につき）26万円 ・特別障害者の場合（1人につき）30万円
同居の特別障害者に係る扶養控除等の特例（個人住民税）	地方税法 第34条第4項 第5項 第314条の2第4項 第5項	特別障害者が納税義務者又は納税義務者と生計を一にする親族等のいずれかとの同居を常況としている場合には、配偶者控除として56万円（70歳以上の場合61万円）を、扶養控除として1人につき56万円（特定扶養親族及び70歳以上の父母などである場合68万円）を所得金額から控除する。
障害者等の非課税限度額（個人住民税）	地方税法 第24条の5第1項（2） 第295条第1項（2）	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫であって前年中の合計所得金額が125万円以下の者については、住民税を課さない。
地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づいて受ける給付金の非課税（所得税）	所得税法 第9条第1項（3）ハ 同施行令 第20条第2項	地方公共団体の条例において心身障害者を扶養する者を加入者とし、その加入者が地方公共団体に掛金を納付し、その地方公共団体が心身障害者の扶養のための給付金を定期に支給する場合の当該給付金を非課税とする。
地方公共団体が心	所得税法	条例により地方公共団体が心身障害者に関して実施する

身障害者に関して 実施する共済制度 に係る掛金の控除 (所得税)	第75条第2項(3) 同施行令 第20条第2項	共済制度に係る掛金を所得金額から控除する。
地方公共団体が心 身障害者に関して 実施する共済制度 に係る掛金の控除 (個人住民税)	地方税法 第34条第1項(4)ハ 第314条の2第1項(4)ハ 同施行令 第7条の14の3 第48条の7第2項	条例により地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に係る掛金を所得金額から控除する。
障害者等少額貯蓄 非課税制度(所得 税)	所得税法 第9条の2 所得税法 第10条 租税特別措置法 第3条の4 租税特別措置法 第4条	障害者等が、所定の手続をとる場合に限り、元本350万円までの利子等については、所得税を課さない。
地方公共団体が心 身障害者に関して 実施する共済制度 に基づく給付金の 受給権に係る相続 税・贈与税の非課 税	相続税法 第12条第1項(4) 第21条の3第1項(5) 同施行令 第2条の2	条例により地方公共団体が心身障害者に関して実施する共済制度に基づく給付金の受給権については相続税・贈与税を課さない。
相続税の障害者控 除	相続税法 第19条の4	障害者が相続により財産を取得した場合、当該障害者が、70歳に達するまでの年数に6万円(特別障害者については12万円)を乗じた金額を税額から控除する。
特別障害者に対す る贈与税の非課税	相続税法 第21条の4	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち、6,000万円までの部分については、贈与税を課さない。
重度の視力障害者 のあん摩、はり等 医業に類する事業	地方税法 第72条の2第9項(5) 同施行令	重度の視力障害者(失明者又は両眼の視力0.06以下の者)があん摩、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合、事業税は非課税とする。

に対する事業税の 非課税	第13条	
自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免	地方税法 第162条 第454条 第699条の17	<p>地方公共団体の条例により、おおむね次のような減免措置が講じられている。</p> <p>(1) 身体障害者等が取得し、又は所有する自動車等で、身体障害者等自身が運転するもの又は身体障害者等の通勤等のためにその生計同一者若しくは身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等のために常時介護者が運転するものについては、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を減免する（事業用は除く）。</p> <p>(2) 身体障害者等の利用に専ら供するため、特別の仕様により製造された自動車等又は一般の自動車等に同種の構造変更が加えられた自動車等については、自動車税、軽自動車税、自動車取得税を全額免除する。</p> <p>(3) 身体障害者等の利用に供するため、特別の仕様により製造された自動車等又は一般の自動車等に同種の構造変更が加えられた自動車等で身体障害者等以外の者の利用にも併せて供される自動車等及び専ら身体障害者等が運転するために特別の仕様により製造された自動車等又は構造変更が加えられた自動車等で、タクシー等の用途に供される営業用自動車等については、当該自動車等の取得価額のうち、特別の仕様又は構造変更に必要な金額に当該自動車等に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する自動車取得税額を減額する。</p> <p>(4) 身体障害者等の利用に供する超低床型バスについて、その取得価額のうち、車椅子固定装置、スロープ板及び車高調整機能に係る装置に必要な金額に当該超低床型バスに係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する自動車取得税額を減額する。</p>
身体障害者用物品の非課税（消費税）	消費税法 別表第一 同施行令 第14条の4	<p>義肢、盲人安全つえ、特殊寝台、改造自動車等身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等は非課税</p>
社会福祉事業等と	消費税法	<p>障害者自立支援法に基づく障害者支援施設を経営する事</p>

して行われる資産 の譲渡等の非課税 (消費税)	別表第一 同施行令 第14条の3	業、障害福祉サービス事業等として行われる資産の譲渡等 は非課税
-------------------------------	------------------------	------------------------------------

障害者に関する割引・減免制度及び福祉措置一覧

資料5

	内容		備考
駐車禁止規制の適用除外	障害があり、歩行が困難な人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付することにより、その者が使用中の車両について駐車禁止規制の適用から除外する。		一問合せ先 警察署、都道府県公安委員会
JRの旅客運賃割引	第1種身体障害者若しくは第2種身体障害者(身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載)のうち12歳未満の者又は第1種知的障害者若しくは第2種知的障害者(療育手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載)のうち12歳未満の者に介護者が同行する場合(区間制限なし、12歳未満の第2種身体・知的障害者の場合は定期のみの適用で介護者のみ割引となる。第1種身体障害者及び第1種知的障害者については回数乗車券・普通急行券も対象となる)	本人と介護者1人 各々50%割引	※身体障害者手帳又は、療育手帳を発売窓口に表示
	第1種身体障害者若しくは第2種身体障害者又は第1種知的障害者若しくは第2種知的障害者が単独で片道101km以上(他社線との連絡含む)乗車する場合(普通乗車券のみ)	本人のみ 50%割引	各駅、福祉事務所、市町村役場
航空旅客運賃割引	第1種身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記入されている者)及び第1種知的障害者が介護者と共に利用する場合	本人と介護者1人 割引運賃額は、事業者又は路線によって異なる	※身体障害者手帳又は療育手帳を発売窓口に表示
	第1種身体障害者若しくは第2種身体障害者(身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第2種と記入されている者)又は第1種知的障害者若しくは第2種知的障害者が単独で利用する場合	本人のみ 割引運賃額は、事業者又は路線によって異なる	一問合せ先 各航空会社支店・営業所及び指定代理店、福祉事務所、市町村役場
その他の公共交通機関の旅客運賃割引	各公共交通機関ごとに割引を実施。また、地方自治体が運営するバス等では独自に割引等を行っている場合もある。	各交通機関ごと 割引率を設定	一問合せ先 各交通事業者、福祉事務所、市町村役場
有料道路の通行料金の割引	身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合	50%割引	※料金所において、身体障害者手帳又は療育手帳の呈示 一問合せ先 福祉事務所、市町村役場
NHK放送受信料の免除	身体障害者を構成員に有する一定の生活状態以下の世帯 重度の知的障害者を構成員に有し、かつ、構成員すべてが市町村民税非課税の世帯	全額免除	※市町村長又は、福祉事務所長の証明が必要 一問合せ先

			NHK 放送局、福祉事務所、市町村役場
	視聴覚障害者が世帯主 肢体不自由者(障害等級1・2級)が世帯主	半額免除	
郵便料金の 減免	点字郵便物、特定録音物等郵便物(3kg まで)	無料	※特定録音物等郵便物は、
	心身障害者団体が発行する第三種郵便物の承認を受けた定期刊行物(1kg まで)	(1)毎月3回以上 発行の新聞紙50gまで8円 (2)その他50gまで15円	日本郵政公社が指定する施設の発受するものに限る。 ※心身障害者用冊子小包は、身体に重度の障害がある人又は知的障害の程度の
	心身障害者用冊子小包郵便物(3kg まで)	冊子小包(基本)料金の半額	重い人と一定の図書館との間で発受するものに限る。 ※聴覚障害者用小包は、聴
	聴覚障害者用小包郵便物(3kg まで)	冊子小包(基本)料金の半額	覚に障害がある人と日本郵政公社が指定する施設との
	点字小包郵便物(1)3kg までのもの	冊子小包(基本)料金の半額	間で発受するものに限る。 －問合せ先－
	点字小包郵便物(2)3kg を超えるもの	一般小包のうち一定の条件を満たすものに係る料金の半額	郵便局
身体障害等による簡易 保険の保険料払込免除 制度	被保険者が基本契約の効力発生後に受けた障害等により、身体障害等の状態になったときは、将来の保険料の払込みを免除		－問合せ先－ 郵便局
NTT 無料番号案内	身体障害(1～6級)、肢体不自由(上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1, 2級)の身体障害者・療育手帳を有する知的障害者、精神障害者保健福祉手帳を有する精神障害者等が番号案内サービスを利用する場合	無料	※事前に東西 NTT 支店又は、営業所に申込みが必要 －問合せ先－ 東西 NTT 支店・営業所
施設設置負担金の分割 払い	身体障害者に対して、加入電話を設置する際に必要な設置負担金の分割払制度を適用	2～12回の分割払い、無利子	－問合せ先－ 東西 NTT 支店・営業所
福祉用電話機器の利用 料金等割引	65歳以上で一人暮らしの老人等が福祉用電話機器(シルバーホン・ファックス信号装置)の取付け工事を行い機器を使用する場合	工事費及び機器使用料を一般の半額程度	－問合せ先－ 東西 NTT 支店・営業所

公営住宅の優先入居	障害者及び障害者を含む世帯については、住宅困窮度が特に高いものとして、一般の住宅困窮者よりも入居を優先することができる。また、障害者の単身入居を認めている。		一問合せ先— 都道府県、市町村
都市機構賃貸住宅の優遇制度	障害者及び障害者を含む世帯については、入居基準収入額の緩和、1階又はエレベーター停止階への住宅変更、新規賃貸住宅募集時の当選率の優遇などの措置がある。		一問合せ先— 都市再生機構
住宅金融公庫による割増融資	(1)住宅設備等工事に対する割増融資 <1>段差解消等のバリアフリー化工事 <2><1>に併せてホームエレベーター、階段昇降機、車いす対応キッチンユニット等の設備を設置 (2)身体障害者向け住宅改良工事に対する融資額の増額	(1) <1>150万円 <2>250万円 (2) 530万円→ 1,000万円	一問合せ先— 住宅金融公庫 【H19.4～は(独)住宅金融支援機構】
不在者投票	両下肢、体幹、移動機能に障害(1,2級)内臓機能に障害(1～3級)、免疫に障害(1～3級)又は要介護状態区分が要介護5である身体障害者等は郵便等による不在者投票が可能。また、これらの者のうち、上肢、視覚に障害(1級)がある者は代理記載をさせることが可能。		※郵便等投票証明書が必要 (代理記載の場合、代理記載人の同意書も必要) 一問合せ先— 市町村選挙管理委員会
生活福祉資金の貸付け	低所得世帯、障害者世帯(身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯)又は高齢者世帯に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図るために必要な経費を貸し付ける。 (1)更生資金(障害者世帯) <1>生業費(据置期間18月、償還期限9年) <2>技能習得費(据置期間6月、償還期限8年) (2)福祉資金 <1>福祉費(据置期間6月、償還期限3年) <2>障害者等福祉用具購入費(据置期間6月、償還期限6年) <3>障害者自動車購入費(据置期間6月、償還期限6年) <4>中国残留邦人等国民年金追納費(据置期間6月、償還期限10年) (3)住宅資金(据置期間6月、償還期限7年)	貸付限度額 (1) <1>460万円 <2>130万円 (2) <1>50万円 <2>120万円 <3>200万円 <4>470.4万円 (3) 250万円	※民生委員を経由して市区町村社会福祉協議会へ申込みをする(都道府県社会福祉協議会において決定される)※貸付利子は据置期間経過後年3% 一問合せ先— 市町村社会福祉協議会

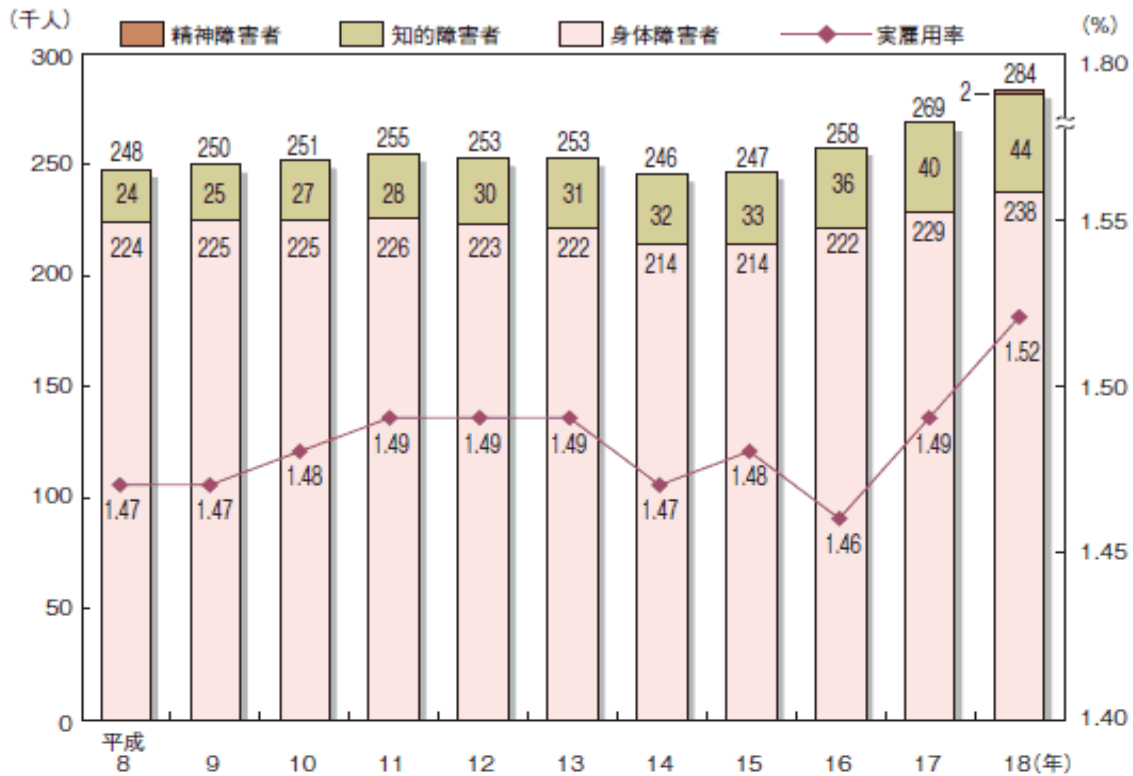
福祉サービスに係る自立支援給付等の体系（平成18年10月1日現在） 資料6

	現行サービス	新サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	介護給付
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの	
	デイサービス (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの	
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの	
	ショートステイ (身・知・児・精)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うもの	
		グループホーム (知・精)	短期入所 (ショートステイ)	
	施設サービス	重症心身障害児施設 (児)	療養介護	
生活介護			共に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの	
療養施設 (身)		障害者支援施設での 夜間ケア等 (施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの	
		更生施設 (身・知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
授産施設		自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの	

(身・知・精)		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
福祉工場 (身・知・精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
	就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの	
通勤寮 (知)	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うもの	
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援するもの	
福祉ホーム (身・知・精)	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設	
生活訓練施設 (精)	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの	地域生活 支援事業

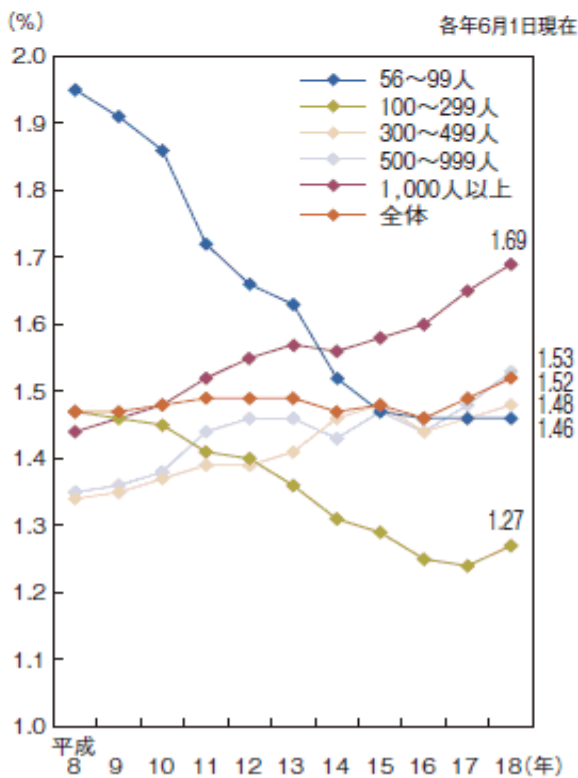
(注) 表中の「身」は「身体に障害のある人」、「知」は「知的障害のある人」、「精」は「精神障害のある人」、「見」は「障害児」

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



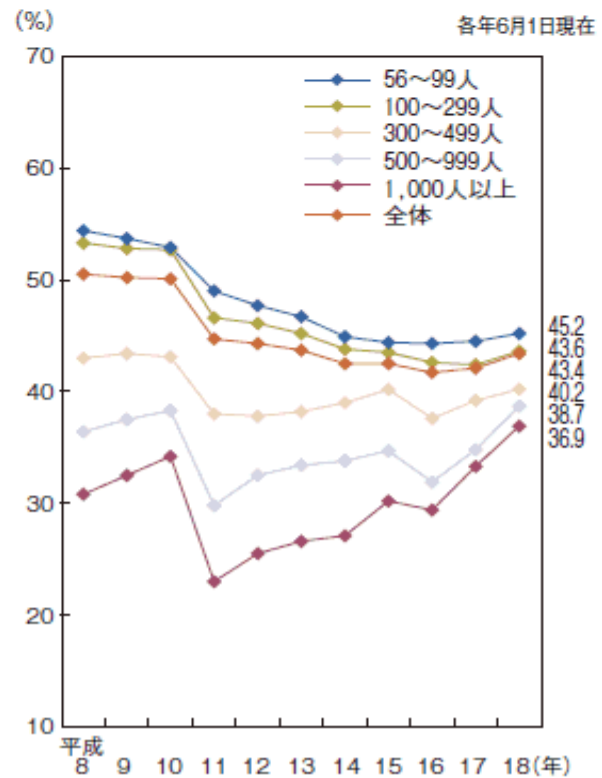
資料：厚生労働省

(2) 企業規模別実雇用率



資料：厚生労働省

(3) 企業規模別達成企業割合



資料：厚生労働省

資料 8

日本障害者協議会の自立支援法影響調査の「障害程度区分認定」の部分から

2006年9月時点で、認定調査を受けたと答えた人は、調査回答者414人中無回答を除く385人の50.1%(193人)。

認定調査について「十分にご自分の状況を聞いてもらえましたか」という問いには、「十分だと感じた」と「どちらかというと十分だと感じた」が約6割であったが、「不十分」、「どちらかというと不十分」も合計1割以上見られた。障害種別の大きな差はなかった。

自由回答

設問は「これまでに受けた方も、受けておられない方も、「障害程度区分の認定」についてのご意見をお聞かせください。」

(1) 全体の傾向

第2回調査の回答者414人中244人(58.9%)が合計289件(ひとり1.2件)の回答を記した。なお、一つの文章でも2種類の内容を書いている場合には2件と数えた。

全体で9つの内容に区分されたが、最も多いのは「4. 障害評価のあり方への不満」で78件であった。ほかにもこの方式への批判が多く、全体として現行制度のような評価項目と手法によっては障害者の生活の困難や支援ニーズを把握することは難しい、というものであった。しばしば指摘される知的障害や精神障害のある人の状態を把握することができにくいという批判も多く見られたが、視覚障害、内部障害、難病、重複障害、難聴などからも同様な指摘がなされた。具体例は次の通り。

初対面の方から質問され普段出来ることもその日は出来ず30分ほどの時間で判定することは不可能です。できる、できないのみの判定ですがあまりにも機械的で不快でした。一人一人ちがう障害者を無理やりどこかへあてはめてよしとする障害区分認定そのものが無理な制度です。(女性、29歳、知的障害)

程度区分の中で一番重い6の範囲が広い。少数であるが7,8が必要。(女性、32歳、発達障害)

認定の意味が良く理解できない。正確なことは中々わからない。例えば食事が出来るかどうかという質問にたいしてできると答えてしまう。しかし実際にはご飯を炊くこと、ラーメン・ソーセージ等をいためることしか出来ず野菜料理や栄養のバランスが全く取れない。同じ物ばかり食べてしまう。入浴できると答えるが、実際は精神症状の為入浴が1年に数回しかしていないなど精神症状を認定してもらうのはよほど調査員が精神疾患に理解がないと難しい。また医療従事者が横についてのフォローもなかなか本人を前にしていづらく、調査員の力量がかなり問われると思う。(男性、49歳、精神障害)

ついで多かったのが「6. 認定の手法への批判」で31件であった。前項は主に認定調査の項目や視点に関する批判であるが、ここでは評価・調査をする担当者と方法を問題としている。

自分のことをわかってもらえていないと思った。(女性、44歳、精神障害)

精神障害の場合、浮き沈みがあり、調査員との方との対応も相当なストレスになると考えられる。主治医の判定ではなぜだめなのか。身体知的障害者の方より肉体的には自立しているように見えて、項目のチェック度も高めに出ると思われるが、感情や意欲、対人関係のコントロールが難しく、謙譲な生活リズムが送れず苦しんでいる現実をしっかりと把握してもらいたい。(女性、27歳、精神障害)

できないのに知識だけで調査員にできるような話をされるとあとあと困ります。誰を中心に信じて話を進めてもらえますか。(女性、68歳、視覚障害)

関連して、「5. 認定プロセス・体制への疑問」も出された。例えば

調査を受けた後の結果や、医師の意見書も本人に見せるべきである。認定審査会の傍聴も認めてほしい。(女性、37歳、肢体不自由)

より根本的にこの障害程度区分の「3. 制度そのものを問題にする意見」もある。

認定にかかわる認定員が「高次脳機能障害」という障害をわかっている人かどうか心配です。一見ではわかりにくく、

障害による生活の大変さ、自立の難しさ、支援の難しさを知った人の認定員がどれだけいるのか？疑問ですし不安です。認定員は、勉強し、正しい知識の元、謙虚な姿勢で家族、当事者の話を聞いてほしい。2～3回話を聞いただけで、障害者の大変さ、家族の大変さはわからないと思う。それなのに区分に分けようとする点に無理があると思う。(性別・年齢・障害種類無回答)

知的・精神・身体を同じ基準で計ることは無理があり一律の調査は無意味である。本当に必要なことが反映されない。(女性、45歳、肢体不自由)

認定する意味がわからない。なぜ障害程度を区分して何か変わるのか。(男性、34歳、精神障害)

障害はいくつかの区分に分けてしまえるものではないと思います。(女性、25歳、障害種別無回答)

私は足をケガして不自由なわけですが上半身は自由ですので、このあたりを企業の社長さんたちにわかって頂きたいと思います。障害者の級が上に行くと仕事も無くつらいです。(男性、55歳、肢体不自由)

この最後の回答は、「障害程度区分」で「重く」認定されると、「雇用面で」不利になることを(身体障害者手帳の体験から?)感じているものと思われる。これまで見てきたように、「障害程度区分の数字」は「介護」の必要度を示す上でも極めて不完全なものだと批判されている。まして、労働能力や所得保障ニーズを示すものではないにもかかわらず、障害の軽重を一般的に表現するものとして福祉以外の世界にも流用される危険性を指摘した意見といえる。

「2. この制度の内容や目的がよくわからない」という意見も多い。

判定の基準がどうなっているのかわからない。(男性、50歳、肢体不自由)

介護保険を基準に行われたと聞いていますが区分の決定はどのように決められたのか全く解りません。今の区分で良いのか悪いのか何をもって判断してよいのでしょうか。(女性、29歳、知的障害) 具体的にどのようなことをすれば、認定がうけられるのか誰も教えてくれない。(男性、44歳、その他)

図表7-3 自由回答:これまでに受けた方も、受けておられない方も、「障害程度区分の認定」についてのご意見をお聞かせください。

内容	件数	%	内容の例
1. 調査・認定を受けることそのものへの不安・抵抗感	21	8.6	質問項目が多すぎる, 疲れる 不満だ, 面倒だ 個人のプライバシーに入りすぎる
2. 制度・認定基準などよく理解できない	21	8.6	正確に理解できていません 介護保険を基準に行われたと聞いていますが区分の決定はどのように決められたのか全く解りません。 認定する意味は?なぜ障害程度を区分して何か変わるのか
3. 制度批判	13	5.3	区分認定することに無理がある 障害は判定できるものでない 重度と判定されると仕事が得られずつらい
4. 障害評価のあり方への不満	78	32.0	自分のことをわかってもらえない 高齢者の介護を基準では障害者に適していない 障害者の生活の困難や社会的活動面の評価がされない 区分6の範囲が広い、7や8なども必要、など区分の設定の問題 主治医の診断書や判定が必要なのでは 障害種別の困難が反映されない(視覚障害、精神障害、知的障害、発達障害、自閉症、聴覚障害、高次脳機能障害、難病、内部障害、重複障害等)
5. 認定のプロセスや体制への批判	15	6.1	意見書の公開や認定審査会の当事者の傍聴を 認定審査会に当事者を入れてほしい 自治体によって姿勢等に格差があって、不平等 公正におこなわれるかどうか確認できない

6. 認定の手法への批判	31	12.7	数字化でニーズは測れない 調査の短時間では理解は不可能 調査の日だけの様子だけで決められるものでない 調査員は面識なく、障害を専門に知るものでない 認定審査員は専門医や主治医でない 医療から遠ざかっているので適切な医師を見つけにくい 質問の内容が良く分からない 本人はできないのにできると答えてしまう 認定調査をする人によって変わってしまう
7. 区分認定が必要なサービスと結びつかない不安・批判	21	8.6	区分で使えるサービスの上限が決められてしまう不満 時間数が減らされてしまった 入所の場合、退所となる不満とその後の受け皿のない不安
8. 自己負担について	11	4.5	自己負担をなくしてほしい 重度ほど負担が多くなるのはおかしい 重度ほどサービス単価が低くなるのはおかしい
9. その他	78	32.0	特にない わからない 特記事項が重要だとわかった 審査会がよい判定をしてくれた 訪問調査ではよく聞いてもらった
合計(件数)	289	118.4	
合計(回答者数)	244	100.0	

このような理解しがたさもかかわって、認定調査を受けること、判定されることへの不安や抵抗感が報告されている。

いい気はしない。(男性、67歳、精神障害)

やつきはやの質問で苦勞した。(男性、61歳、精神障害)

いやだったけど仕方がないので受けた。(男性、66歳、障害種別無回答)

また、このようにして認定された結果、「7. サービス受給が困難になることを懸念」する声も21件と多かった。

身体的なことのみで、自閉症のような障害についての配慮が全くなされていない。施設等で専門的なかわりが必要な人もこのままでは施設を出なくてはならず施設を出た後、受け皿もないというのに、国はどう考えているのか。あまりにも無責任である。(男性、12歳、発達障害)

障害程度区分で入所施設が利用できなくなるのはおかしい。寮を出ても行く所がなくて困る。(男性、30歳、肢体不自由)

手足のマヒがひどく、特にものを持つ(にぎる)手の動作が困難だが、かろうじてはしや包丁を持てる。こういう状態でもし障害程度が軽く判定されヘルパーが必要なだけ使えなくなったら困る。今は介護保険(特定疾病による)でヘルパーを必要なだけ使える(要介護1)為に自立生活が出来ている。(男性、58歳、内部障害)

「軽く」判定されてサービス利用ができなくなる不安とは逆に、「重く」判定されて「8. 自己負担額が大きくなることを懸念」する声も多い。

障害程度区分「6」です。重度であればあるほど、一割負担も大きくなります。一律にして欲しい。(女性、25歳、肢体不自由)

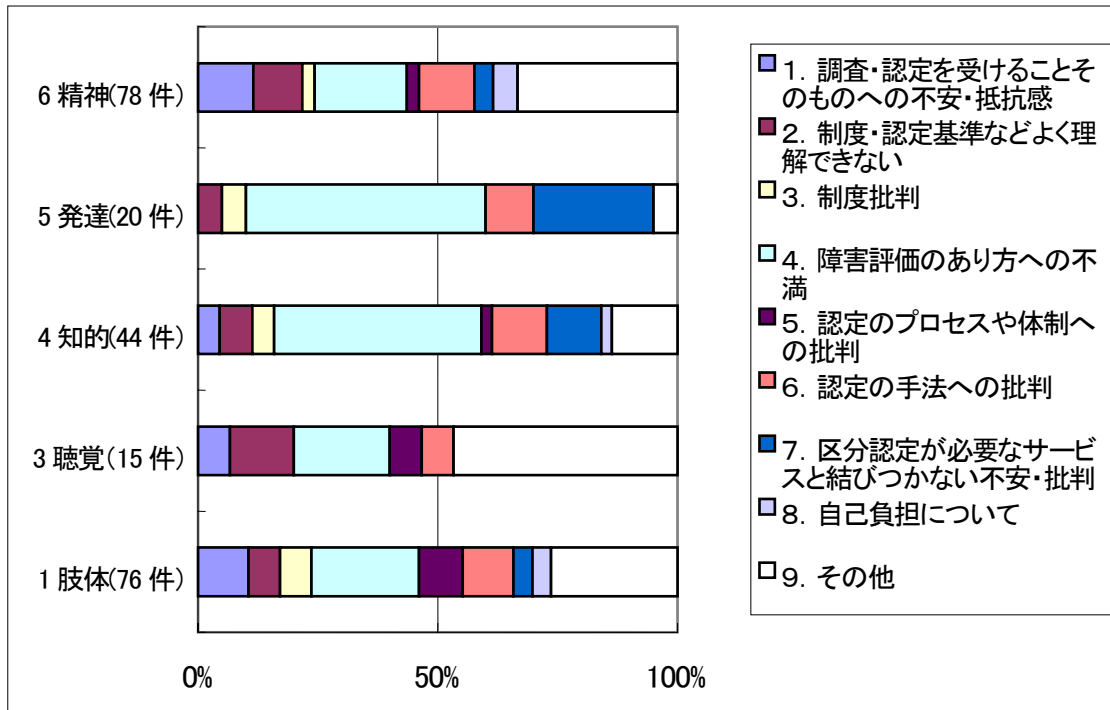
障害の状況に応じて負担額が決めるのはおかしい。負担をなくしてほしい。(女性、46歳、精神障害)

(2) 障害種別の特徴

「障害評価のあり方への不満」が「知的障害」、「発達障害」でやや多い傾向が見られ、「調査・認定を受けることそのものへの不安・抵抗感」が「精神障害」や「肢体不自由」でやや多く出されていた。また「発達

障害」から「区分認定が必要なサービスと結びつかない不安・批判」がとくに多く出されていた。
 しかし障害種別に細分化すると例数が少なくなり、明確な傾向を読み取ることはできなかった。

図表7-5 障害種別に見た自由回答の内容(10件以下の障害種別を除く)



2007年4月13日

日本障害者協議会 (JD) 理事・政策委員長 佐藤久夫

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「障害程度区分勉強会」での報告) より抜粋

障害者ケアマネジメントの概要

国立のぞみの園
地域支援部長

小野 隆一

障害者ケアマネジメント

目的

- 各種の福祉サービスを知的障害者一人ひとりのニーズに対して、より適切に、より迅速かつ効果的に提供していくための具体的な支援方法
- 権利を擁護し、地域において安心して生活が送れるよう社会的に支援する仕組み

福祉の理念

1. ノーマライゼーション理念

障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立することのできる社会をめざす。

2. リハビリテーション理念

機能回復を示すものではなく、障害者の自立自助を援助し、全人的復権を目指す医学的、心理学的及び社会学的な総合対応である。

3. 「生活の質」の向上

物質的な豊かさの他、人間が人間らしく生きていく内面的充実感をふくむもの。

4. 権利擁護

本人の権利を擁護し、地域で安心して生活できる支援。

ケア（支援）の理念

1. 自立支援

障害のあるなしにかかわらず、重度の者も含め、生涯において自立した生活を目指し、社会経済活動へ積極的に参画できるよう支援する。

2. 主体性の尊重

可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができること。

3. 地域生活の充実

地域での生活の充実を図る。

4. 家族への支援

家族への支援を行うことで、本人を能力が発揮できるようにする。

ケア（支援）の原則

1. ニーズに基づいたケア

本人や家族（身元引受人）の意向（要望・主訴）に基づくものであること。

本人等が選択できるようにサービス内容は複数用意すること。

本人の意向（主訴）に隠れた本来のニーズに総合的にアセスメントし、ケアすること。

2. ケアの目標の設定と計画的な実施

具体的ケアをの目標や内容を設定し、計画に実施する。

定期的に見直し、必要に応じて内容を変更する。

3. 総合的なサービスの提供

地域で生活するために各関係機関が総合的に提供できるようにサービスを調整する。

所得、健康、住まい、就労（日中活動）、精神的よりどころ、
財産管理、地域との交流（人間関係）、余暇活動、移動方法

4. プライバシーの尊重

各関係機関のチームケアのため、サービス提供の同意書の確認と個人データの保護管理を徹底する。

ケアマネジメント

1. ケアマネジメントの理念

サービス利用者の生活全般にわたる各種ニーズと公私にわたる様々な社会資源を適切に結びつけて多様なサービス等を効果的、かつ速やかに提供できる総合調整を図る機能。

2. ケアマネジメントの利用者

既に療育手帳など医学的に知的障害があると推測される者

3. ケアマネジメントを行う実施体制

障害者自立支援法では、市町村事業である障害者相談専門員が中心となる相談支援事業及び自立支援協議会が実施主体になる。

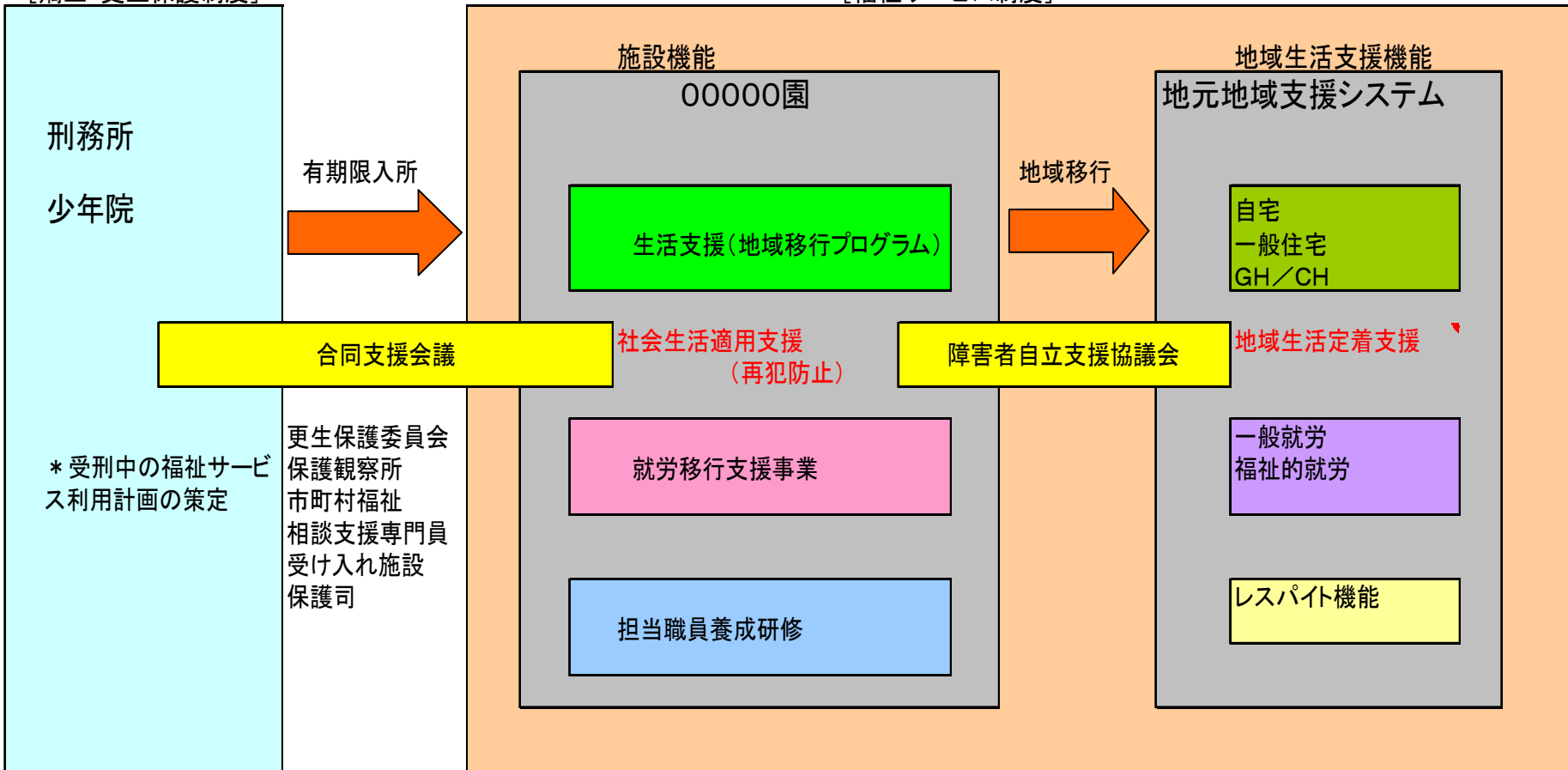
受刑者のケアマネジメントについては特に決まりはなく、実態としては、法務・福祉の「合同支援会議」がそれに当たる。

4. 関係機関との連携

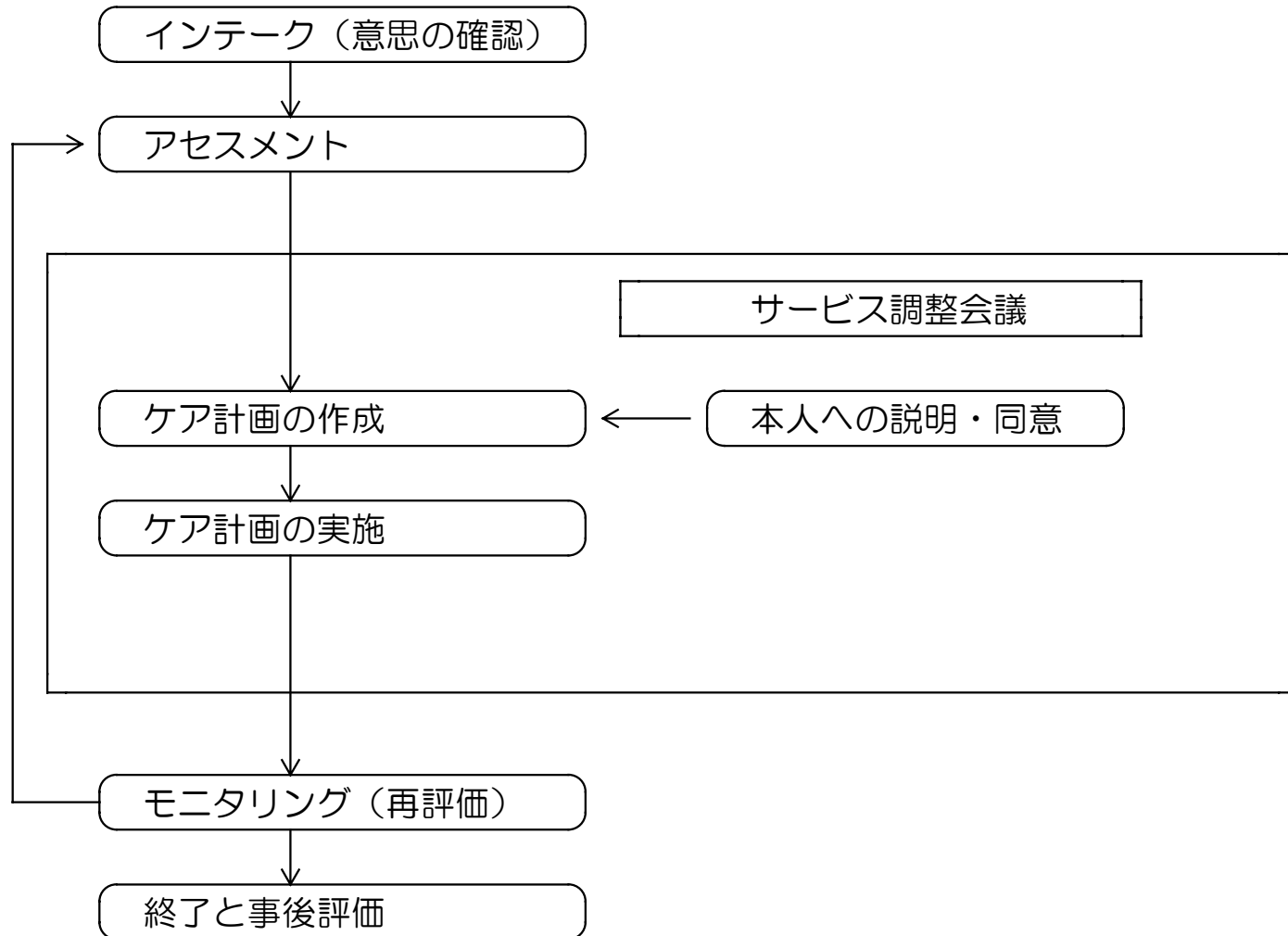
各関係機関の専門職等によるチームケアであり、一般的には実施主体は、福祉・労働・医療・保健・教育等ですが、今回はここに法務・司法が参画することになる。

[矯正・更生保護制度]

[福祉サービス制度]



ケアマネジメントの過程



その他サービス提供時の留意点

- ・ 本人を24時間受け入れられるレスパイト的存在の設定
- ・ インフォーマルな社会資源も活用する。
友人・親戚・宗教・近隣
- ・ 年齢によっては障害サービスと介護保険サービスの併用

対処型と対応型

対処型ケアマネジメント == 介護保険型・身体障害型

必要なサービスに繋がれば支援が終了する。

一定期間、一定量だけサービスが提供されれば満たされるニーズ
利用者が希望するサービスを希望する形で出来るだけ早く提供
する方法

対応型ケアマネジメント === 知的障害・精神障害型

ニーズの充足を阻害する根本的な問題に向き合い、個別性の高い、総合的な支援を行う。

対処型ケアマネジメント == 介護保険型

例 ○ニーズ

- ・「留守をしなければならないのでその間ホームヘルプに来てほしい。」
- ・「転院したがどこか病院を紹介してほしい。」
- ・「介護疲れで家族が休養したいので、ショートステイを利用したい。」
- ・「母親が入院したため、子供の養護学校へ送迎できない。一週間だけ送迎してくれる人がほしい。」

○提供するサービス

「入浴介助」「病院や学校の送迎」「余暇外出の付き添い・移動介護」
「家事介護サービス（食事・掃除・洗濯）」

* 必要なサービスに繋がれば支援が終了する。

一定期間、一定量だけサービスが提供されれば満たされるニーズ

利用者が希望するサービスを希望する形で出来るだけ早く提供する方法

対応型ケアマネジメント

○ニーズ

例1「何度も離職しているが、就職したい。」

例2「自閉症の6歳児、妹が出来たので見られなくなった。通園施設は町にないが、どこか探してほしい。」

例3「最近、仕事を休んでばかりいる。原因がわからない。このままでは解雇される。」

○提供できるサービス

- ・すぐに提供できるサービス提供機関が見つからない。
- ・例1では、就職先を紹介するだけでは解決しない。
- ・離職に至った原因を突き詰めその要因を解決する方法を見いだす。精神的不安定によるものか。仕事に集中できないのか。集中できない理由が本人にあるのか、家族にあるのか。本人の粗暴行為など、反社会的行為によるものか。職場の偏見や受け入れ態勢にあるのか。

* ニーズの充足を阻害する根本的な問題に向き合い、個別性の高い、総合的な支援を行う。

施設という社会資源

- ① 受刑期間中だけでは自立が難しいと判断された場合、有期限の活用
矯正施設後の隔離的や社会防衛的及び長期利用型利用ではなく、
通過施設としての位置づけ

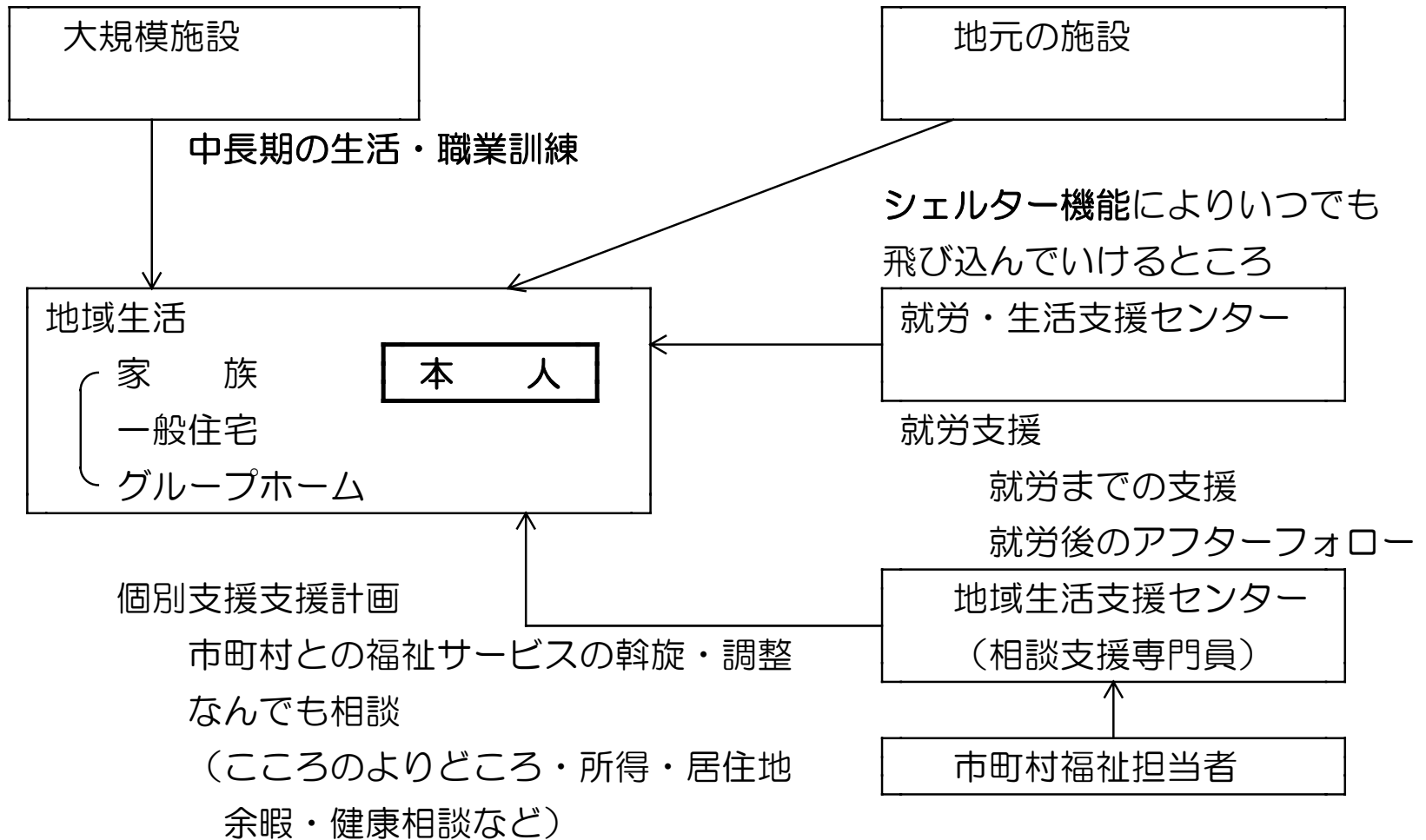
- ② 施設の機能を活かして目的を持って利用する。

日中活動	就労移行支援事業 (通所型でも可能)	就労訓練と就職活動の場
夜間	入所型の施設利用 更生保護施設利用	一般社会生活訓練

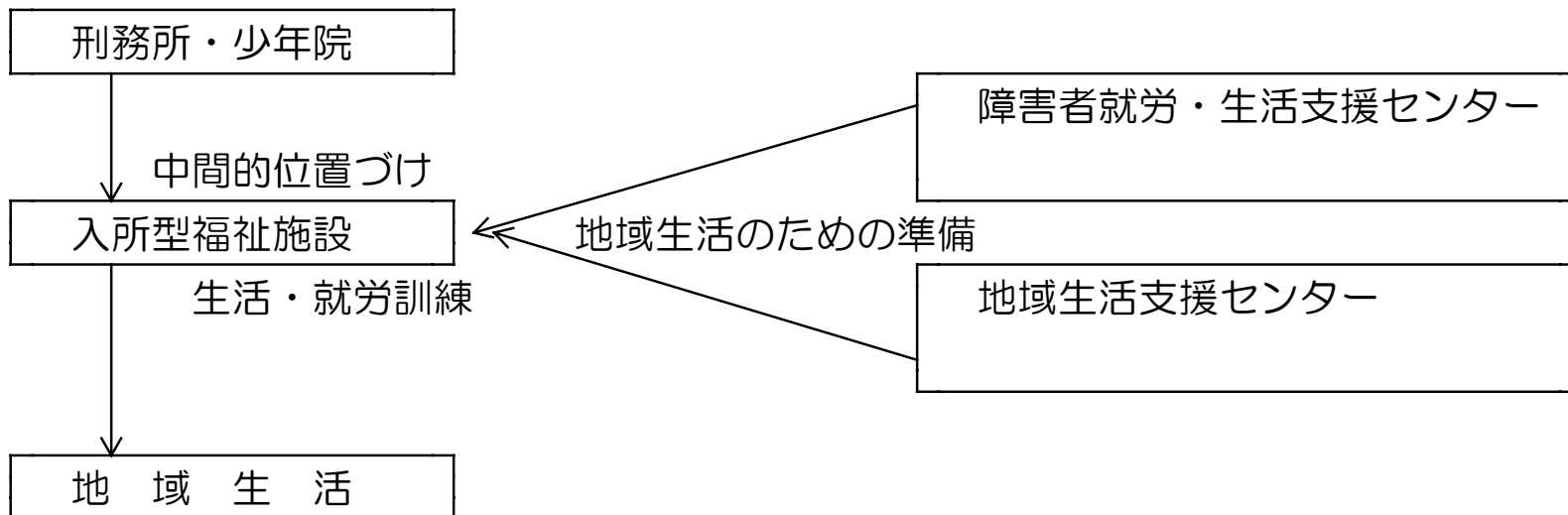
- ③ 施設等の集団生活には順応しやすいが、あくまで施設内自立であって、社会的自律は難しい。
- ④ 施設の万能妄想からの脱却

支援体制フロー図

(パターン1)



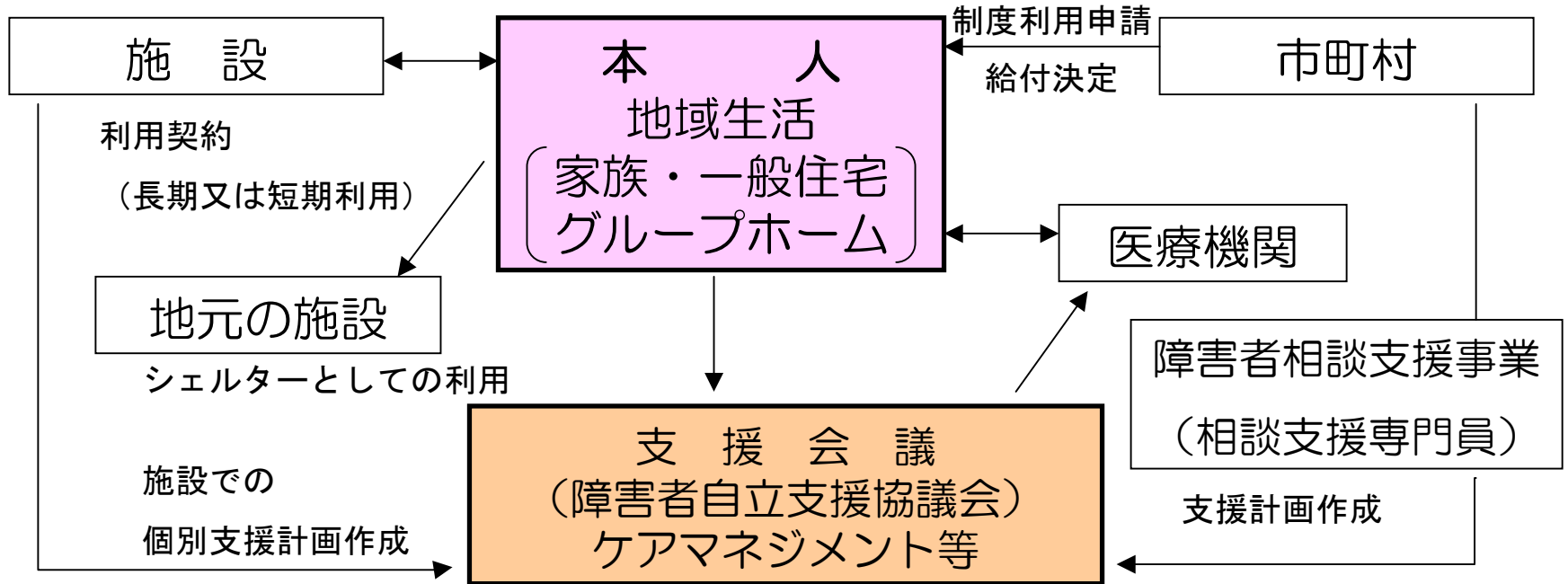
(パターン2)



地域を支える支援会議

[施設]

[出身市町村]



* 地域生活支援のため必要な支援計画づくり

居住の確保

収入の確保 (障害基礎年金等)

就労支援 (職場実習→就労)

生活支援 (日常的な信頼できる相談)

* 保護司・保護観察所・相談支援専門員

シェルター (施設の短期利用の確保)

本人がいつでも駆け込むことのできる場所の確保

中長期期間の施設利用による生活・就労訓練

医療機関との調整

受刑中のケアマネジメントの実際

1. 主 訴

出所後の自立

2. アセスメント

- (1) 犯罪に至るまでの分析
犯罪に至るまでの経緯
- (2) 家族関係等人間関係
本人・家族等の社会環境も含む
- (3) 自立を目指したときの本人の精神的支えは何か。

3. 実際のニーズ

※ 出所後の地域社会での自立

① 知的障害の確認 サービス受給資格の確認

受刑前の本人の確認

援護の実施者(原則家族の住所市町村=本人の住所地と同じではない)

療育手帳受給の確認、健康保険証・障害基礎年金の確認

新たに知的障害者としてのサービス提供に向けての手続きの必要性

療育手帳等の障害判定に向けての手続きの必要性の確認

② 障害サービスの受給の必要性と本人と身元引受人の同意の可能性

福祉サービスの必要性(環境調整)

本人と身元引き受の同意の可能性

市町村への福祉サービス受給申請者の確保

③ 自立した生活習慣の確保

法令遵守（物事の善悪の判断）
矯正・更生保護プログラム

④ 余暇の確保

将来に対して何をしたいのか。夢や希望を持たせる。
地域社会を営む上で休日の余暇の過ごし方を考えはじめる。
休日の過ごし方で生活を狂わせてしまうことが多い。

⑤ 収入の確保

障害基礎年金の受給（20才以上）

1級 82,508円/月 2級 66,008円/月

* 20才までは身元引受人に頼りざるを得ない
就労による工賃受給の場の確保

⑥ 住まいの確保

原則は自宅

居住サポート事業により単独生活

シェルターの確保（困ったときに気軽に飛び込める）

施設 短期利用（家族の冠婚葬祭・リフレッシュ）

就労訓練の場としての活用

⑦ 就労（日中活動）の確保

出所後の活動の場

生活費の確保

⑧ 本人の心の相談相手（信頼できる第3者）

信頼の対象はだれなのか。

地元出身市町村福祉との連携

レスパイト先（シェルター）の確保はどうか（再掲）

人にとっての緊急時に頼ることの出来る逃げ道

自分の居場所（帰れる場所）

数泊出来る環境

地元の街に信頼できる民生委員や知的障害相談員はいるか。

友人・学校の教師の存在はどうか

⑨ 受刑期間中だけでは自立が難しいと判断された場合

施設の有期限利用

就労に関する基礎訓練

生活全般の自立

当面の住居の確保（通所型の場合ex 更生保護施設）

期間 仮釈放・保護観察期間（居住地確保の確定期間）
3～6ヶ月程度 最大1年間

⑩ 健康の維持

既往歴の確認

医師・保健所等による健康管理。食事指導の必要性

⑪ 財産の管理

民間による財産管理サポート事業の活用は必要か

4. ケアマネジメントの実際

※ アセスメント結果からの基本

(1) サービスの利用の開始

- ① 保護者の障害者サービス利用の承諾
- ② 本人の障害者サービス利用の承諾

(2) 受刑中の福祉サービスの開始（保護者からの申請）

- ① 福祉事務所・福祉担当課へ福祉サービス開始に向けての申請
 - 1) 療育手帳の受給申請（障害者更生相談所の知的障害の判定）
 - 2) 療育手帳の判定に関わる手続き
例 県外委託（出身市町村から当該県へ相談所間依頼）
鑑別所等からの医療・心理判定書等の情報の提供
- ② 保護者からの障害者相談事業への登録
 - 1) 地域での生活に向けてのコーディネイトの依頼
 - 2) 必要に応じて各サービス機関によりサービス調整会議の開催
例 自立支援協議会・ケアマネジメント会議
* 少年法事例は必ず本人は地元に戻ってくる。
住民で少年を支える仕組みを自ら作る必要がある
- ③ 障害者就労・生活サポート事業への登録
(退院後の就労に向けての実習先の確保)
- ④ 相談員・支援員の退院前の面接
- ⑤ 施設利用の場合（通所型・入所型）の施設関係者の面接及び訪問

(3) 受刑中の矯正・更生保護プログラムの徹底

(再掲)

- ① 自立した生活習慣の確保
法令遵守（物事の善悪の判断）
- ② 余暇の確保
将来に対して何をしたいのか。夢や希望を持たせる。
地域社会を営む上で休日の余暇の過ごし方を考えはじめる。

(4) 出所後の福祉サービス開始

- ① 障害基礎年金の受給申請（退院後の受給開始）
- ② 受給者証の発行
- ③ 各種相談事業の開始
- ④ 健康保険への加入
- ⑤ 必要な施設サービスの開始

受刑中のインテークの課題

福祉サービス利用の確認
本人又は身元引受人

市町村福祉への福祉サービスの受給申請は誰がするのか。
本人又は身元引受人
身元引受人が不在の場合は？
刑務所・少年院・保護司・保護観察所は？

市町村福祉に本人が知的障害者であることの証明
療育手帳等受刑前に認知されている場合

市町村福祉が本人が知的障害者としての登録がない場合
証明に関わる市町村福祉の判定にどこまで協力できるか。
資料を提供できるか。
鑑別所等の資料を市町村福祉に提供できるか。

刑務所等の担当機関は？ 環境整備 担当刑務官・保護司・更生保護観察所

参考文献

- 「知的障害者ケアガイドライン」

平成14年4月

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部

罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修

分野別講義—3) 法務③

矯正施設における社会復帰に
向けた支援の実際

仮釈放、仮退院の状況

平成18年の統計

刑事施設

仮釈放 52.6% → 保護観察

満期釈放 47.4%

少年院

仮退院 98.2% → 保護観察

退院 1.8%

出所時調整に関する担当部署 刑事施設5部制(大規模庁)

所長

総務部

処遇部

分類審議室(分類部)

首席矯正処遇官

統括矯正処遇官(考査担当)

統括矯正処遇官(審査担当)

※統括矯正処遇官(保護担当)一 係

教育部

医務部

出所時調整に関する担当部署

刑事施設2部制

所長

総務部

処遇部

首席矯正処遇官(処遇部門)

首席矯正処遇官(企画部門)

統括矯正処遇官(作業担当)

統括矯正処遇官(教育担当)

※統括矯正処遇官(分類担当)一 係

医務課

出院時調整に関する担当部署 少年院

院長

次長

庶務課

教育部門

首席専門官

統括専門官(企画調整担当)

統括専門官(教務担当)

※統括専門官(分類保護担当)一 係

医務課

仮釈放、仮退院時の帰住先調整

引受人・帰住予定地の設定(本人の希望等)

- 身上調査書を帰住予定地の保護観察所に提出
- 保護観察所による環境調整実施
 - 環境調整報告書受理
 - ⇒ 仮釈放時の引受人・帰住地の決定

引受人・帰住予定地のない場合

環境調整の結果「帰住不可」の場合

- 更生保護施設を帰住予定地として身上調査書提出

(本人の希望による)

出所、出院時の帰住先がない場合

改善更生の意欲がある等、
仮釈放申請相当の状態にあっても
帰住地と引受人がない場合は、仮釈放できない。

○ 更生保護施設でも引受不可になり、かつ、出所後に自立した生活を送ることが難しい者（高齢者、疾患患者、障害者など）への対応

⇒ 刑事施設の保護担当又は分類担当部署の職員が、引き受けてくれる病院や福祉施設などを探し、福祉事務所に生活保護などを相談

帰住先のない知的障害の受刑者の 福祉との調整が困難な理由

- 受刑者の入所前の住所地と刑事施設所在地が遠距離にあり、福祉事務所等との調整を行いくい。
- 受刑により長期間居住していないため、住民票が抹消されてしまったり、受刑前から住所不定であるため、福祉の事業主体が不明確
- 刑事施設の職員は、福祉施設や福祉制度等に関する十分な知識を有していない。
- 福祉施設との相互理解は不十分

帰宅先がない満期出所者への対応

刑事施設から満期出所する者への支援

- 乗車保護

最寄の駅などまで刑事施設職員が送る

- 旅費給与

- 更生緊急保護

本人の希望により「保護カード」を交付
～保護観察所に出頭すれば、一時的な
支援を受けることができる。

知的障害の受刑者 調査

15施設サンプル調査

知的障害又は知的障害が疑われる者 410人

- 平均年齢 48.8歳
- 療育手帳所持者 26名
- 犯罪の動機「困窮・生活苦」 36.8%
- 窃盗(43.4%)、詐欺(6.8%)、放火(6.3%)

知的障害のある再入所者について調査

入所回数	平均	6.75回
	5回以上の入所	54.4%

知的障害の受刑者の帰住先

再入所者 285名

前刑出所時の帰住先判明者 56.5%

「親族」 27.0 %

「更生保護施設」 10.5 %

「知人」 5.3 %

「社会福祉施設」 1.1 %

前回の受刑からの再犯期間

3か月以内 32.3%

1年未満 60 %

知的障害の少年院在院者 調査

全国の少年院 在院者 4060人

知的障害又はそれに準じた処遇を要する者130人

- 平均年齢 17.5歳
- 療育手帳所持者 29人
- 窃盗(44.6%)、強制わいせつ(9.2%)、
傷害(8.5%)、放火(5.4%)
- 再入院者10人(60%が1年以内の再非行)
- 実父母(またはその一方)が引受
82.4%

刑事施設への福祉士の配置

平成19年度の配置数

精神保健福祉士(8施設)

精神障害、知的障害の受刑者の保護調整

社会福祉士(8施設)

身体疾患、身体障害の受刑者の保護調整

- 要保護者の資質・環境の調査
- 要保護者に対する福祉上の相談、助言
- 要保護者の受入先開拓、連絡調整

知的障害のある受刑者等の社会復帰支援に必要なこと

- 適切な引受人の確保が難しい。
- 受入可能な福祉施設の情報が少ない。



- 入所後早い段階から引受調整開始
- 引受人等と電話・面談により綿密に連絡
- 自治体の福祉相談所との調整を緊密に
- 矯正施設の担当職員が福祉制度の知識を獲得
- 福祉行政、福祉施設等への理解の促進
- 対象受刑者に、福祉機関への相談方法等を助言指導する

平成20年3月12日

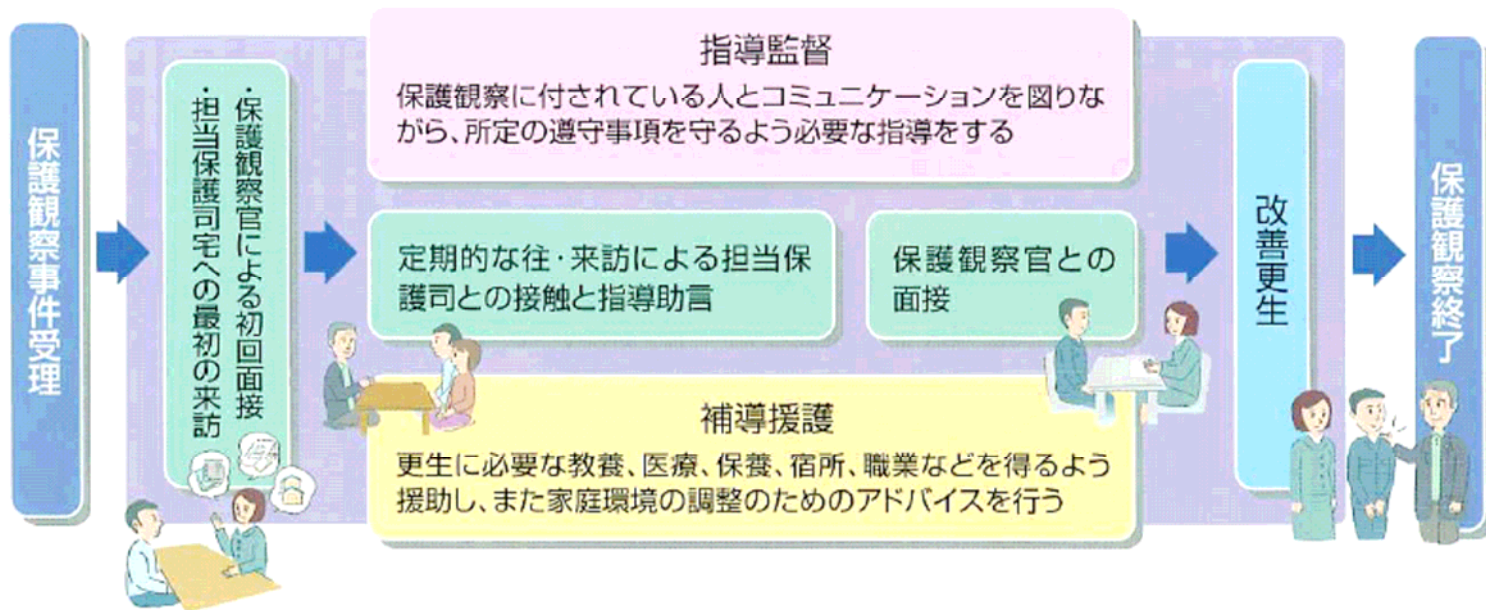
保護観察所における 社会復帰に向けた支援の実際

法務省保護局更生保護振興課
更生保護事業係長 石川 祐介

保護観察の方法

指導監督と補導援護

保護観察は、保護観察所の保護観察官が民間のボランティアである保護司と協働で行います。



保護観察対象者，刑事施設出所者等に対する援助

保護観察に付されている人や刑事上の手続による身体の拘束を解かれた人で援助や保護が必要な場合には、次のような措置を受けることができます。

種別	対象	期間	措置の内容	
			自庁保護	委託保護
援助等	保護観察中の人で、更生が妨げられるおそれのある場合	保護観察期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職や家族関係などに対する必要な助言の実施 ・ 食事又は食費の給与 ・ 医療及び保養の援助 ・ 帰住の援助 ・ 金品の給貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊する居室及び必要な設備の提供 ・ 食事の提供 ・ 就職の援助や社会生活に適應するために必要な指導の実施
更生緊急保護	次の①②③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②家族からの援助や、公共の施設の保護を受けられない、または、それらのみでは更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨申し出た人	原則として6か月 例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能		



更生保護を支える人々

保護観察官，地域の民間関係団体



保護観察官

医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づき、更生保護及び犯罪予防に関する事務を行う国家公務員です。

現在、保護観察所の保護観察官の定員は約1,000人です。



保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。保護観察を受けている人の指導や援助のほか、地域での犯罪予防活動などを行っています。現在、全国で約5万人が活動しています。



更生保護施設

犯罪や非行をし、頼ることのできる人がいないなどの理由から、直ちに自立更生することが困難な人に、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職の支援や生活指導等をして、その自立を援助している民間の施設です。現在、全国に101施設があります。



更生保護女性会

女性としての立場から、地域の犯罪予防活動と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない社会の実現に協力することを目的とするボランティア団体です。現在、全国に約20万人の会員がいます。



BBS会

(Big Brothers and Sisters Movement)

非行をした少年などの「兄」や「姉」のような身近な存在として、彼らの立ち直りの支援や非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。現在、全国に約5,000人の会員がいます。

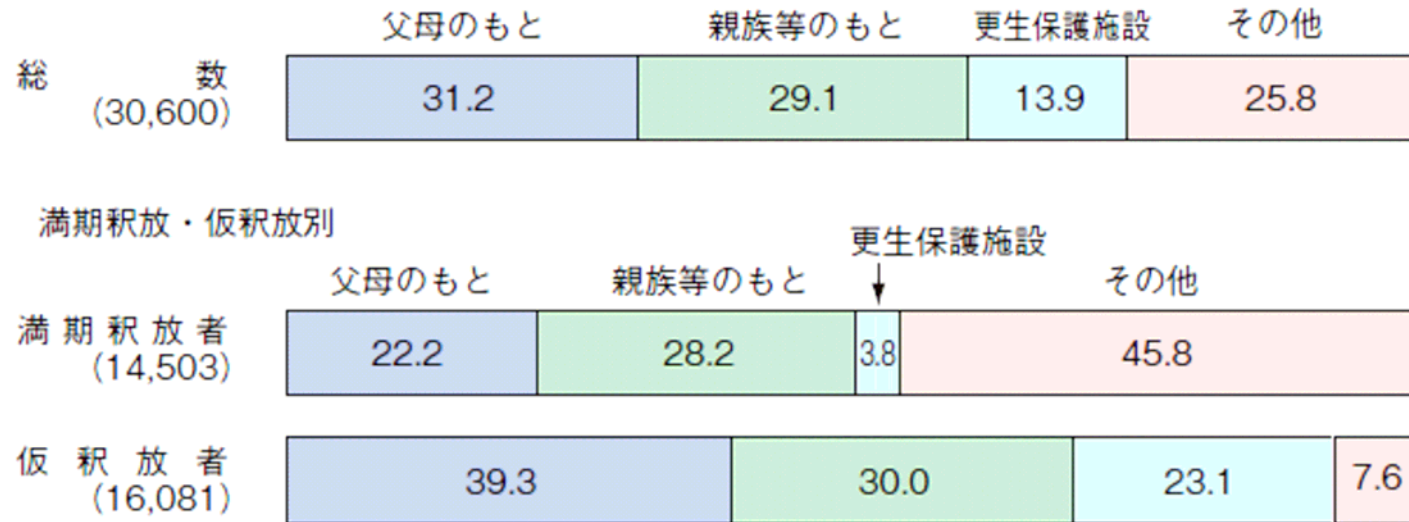


協力雇用主

犯罪や非行をした人を、その前歴にこだわらず、積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の篤志事業者です。現在、全国に約6,000事業者がいます。

刑事施設出所者の帰住予定先

(平成18年)



(平成19年版犯罪白書から)

更生保護施設の役割

保護観察対象者（仮釈放者，保護観察付執行猶予者，少年院仮退院者，保護観察処分少年），満期釈放者等のうち，頼るべき親族等がないなどの理由で，直ちに自立更生することが困難な者に対して，次の支援を行い，その社会復帰を促進する民間の施設。

- ・ 生活基盤の提供（宿泊場所，食事の提供）
- ・ 社会生活に適応するための生活指導
貯蓄や金銭管理の指導
- ・ 就労支援
- ・ 更生保護施設退所後の住居の確保の支援
福祉や医療機関への橋渡し

（現状）

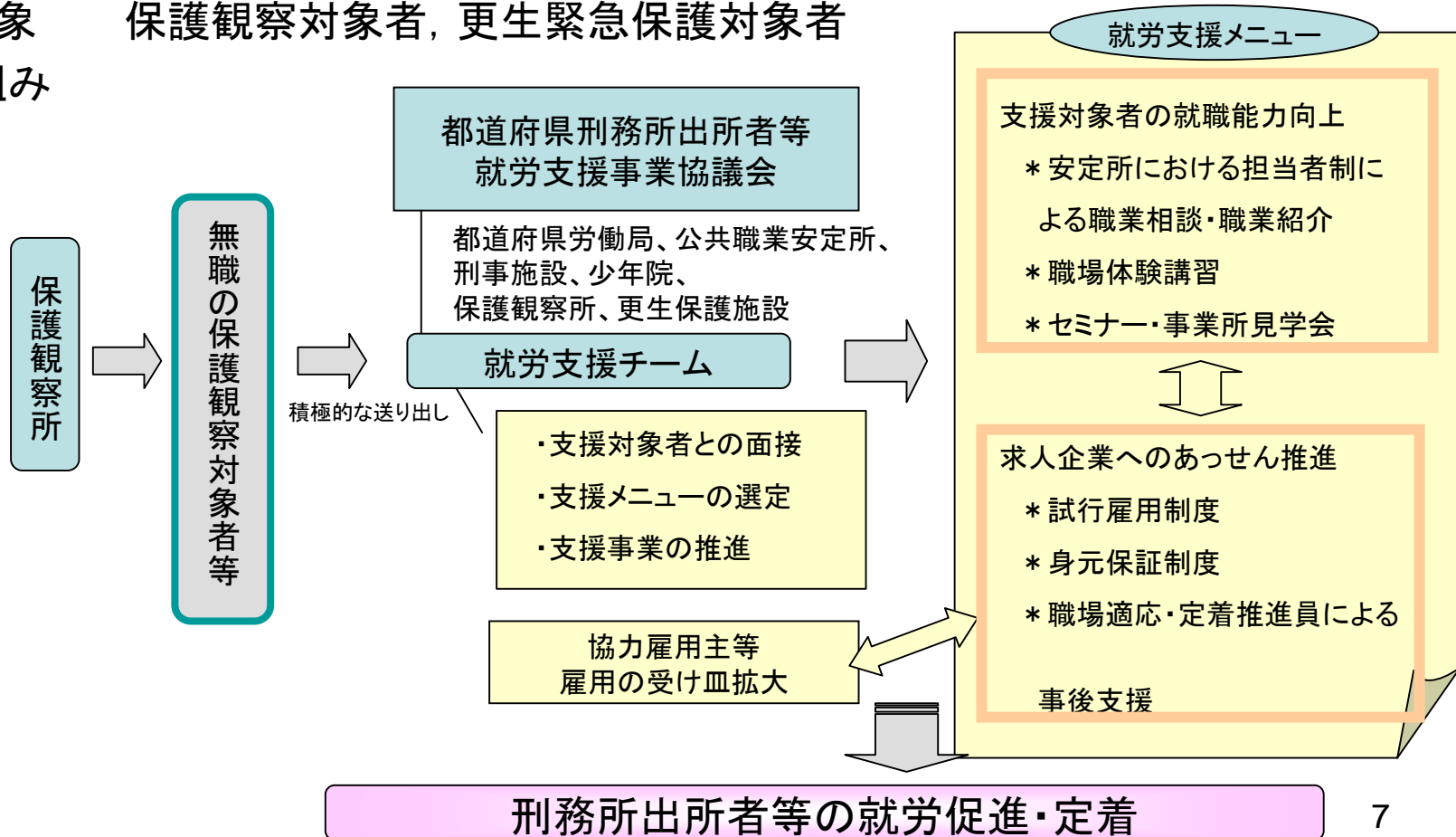
就労可能な者を自立可能となるまで一時的に保護する施設との位置づけ

➡ 参考：パンフレット「更生保護施設」

「更生保護施設について」

(最近の施策①) 無職者に対する就労支援の推進
刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 実施主体 厚生労働省と法務省が連携し、平成18年度から実施
- 対象 保護観察対象者, 更生緊急保護対象者
- 仕組み



* 刑事施設、少年院内においても、職業安定所職員による講話・相談、就職案内書の配付等の就労支援を実施。

(刑務所出所者等総合的就労支援対策)

就労支援メニュー

○職場体験講習

刑務所出所者等に、実際の職場環境や業務を体験させることにより、その仕事に対する理解と関心を深め、就業への自信を付与するとともに、職場に適応しやすくすることを目的として、事業主に委託して実施する。

○セミナー・事業所見学会

就職活動を容易にするための知識や技能の習得を目的としたセミナーの開催や、実際の事業所の実態等の理解と、職業意識の明確化を図ることを目的とする事業所見学会を保護観察所等が実施する。

○試行雇用(トライアル雇用)制度

事業主が、刑務所出所者等を試行的に雇用することにより、正規採用への円滑な移行を促進させる制度。1か月以上の試行雇用を実施する事業主に対し、1か月分4万円、最大3か月分の奨励金が交付される。

○身元保証制度

身元保証人がいないために就職が困難な者について、1年間の身元保証を行って雇用主に安心感を与えるとともに、事故があった場合には、事業主に対して、100万円を上限として見舞金を支払うシステム。

(最近の施策②)

沼田町就業支援センター



(最近の施策③) 地域の多様な組織・団体との連携の推進 更生保護活動サポートセンターの整備

○概要 保護司・保護司会が更生保護女性会等と連携しながら、地域で更生保護活動を行う拠点をパイロット事業的に平成20年度から整備。

○機能及び活動例

保護観察処遇活動の支援

- ・保護観察対象者との面接室の設置
- ・雇用情報、定住支援情報、協力雇用主の開拓、その他社会資源に関する情報の集積
- ・更生保護ボランティアとの連携による社会参加活動、グループワークの拠点 等

保護司会運営の支援

- ・保護司研修の企画立案等
- ・保護司の人材確保の促進に関する事務
- ・保護司会活動に関する広報 等

保護司等更生保護ボランティアと地域の機関・団体とのネットワークを活用した犯罪・非行防止活動の推進

- ・更生保護に関する情報の発信
- ・“社会を明るくする運動“の企画・実施拠点
- ・子育て教室、非行防止セミナー、薬物防止教室の開催
- ・地域の町内会、青少年関連団体等に対する各種研修・広報資材の貸出、講師の派遣
- ・地域住民からの非行相談の受理、相談機関・窓口の紹介 等

地域の協力による更生保護活動の推進
＝保護観察対象者等の社会復帰の促進

更生保護活動から得られたノウハウ等の地域への還元・身近な相談役
＝地域犯罪抑止力の向上

(取組事例)

知的障害が疑われたため、関係機関と連携して療育手帳取得を試みた事例

- 19歳女子。軽度知的障害の疑い(IQ=58(新田中3B式))。
- 実父母、実兄、実姉の5人家族。幼少期から実父の虐待を受け生育。母も軽度知的障害の疑い。
- 小中学校(普通学級)では同級生からのいじめを受ける。中学卒業後に家出し、ホームレス等をして生活。H18.3(18才)、ぐ犯で家庭裁判所から補導委託となり更生保護施設で生活。しかし5日で無断退会し、H18.3(18才)中等少年院送致。
- 父母は受入れを拒否し、本人も自宅への帰住を望まなかったことから、H19.5(19才)更生保護施設に仮退院。

(経過)

- H19.5 14日少年院仮退院。保護観察所で面接し、更生保護施設に帰住。
15日保護観察所から知事宛精神障害者等通報。
- 15日から派遣会社経由で工場内作業に就労。
- H19.6 19日保護観察官、更生保護施設施設長、本人とで、協力雇用主のコテージオーナーを訪問し、住込就職面接を行う。就労内容はコテ

ジ内清掃作業。雇用主は熱心で本人も気に入ったことから、1週間体験就労する。しかしその後の就労は雇用主が拒否。雇用主は「素直でいい子だが、小学生のようだった」と述べる。

H19.7 派遣会社経由で工場内作業を行っていたが能力面から仕事が来なくなる。

- 正規就労が難しいことから、療育手帳取得の手続きを進めることで本人も合意。24日保護観察官、施設長とで市福祉課を訪問し療育手帳取得や福祉施設への入所等を協議。

25日リハビリテーションセンターと電話協議。療育手帳取得のためには生育歴の情報が重要となるが、知的障害の判定時に本人の家族の立合いや情報提供が難しいことから、他県(B県、本人の家族居住)児童相談所に協力依頼するも、約3週間後、個人情報なので提供との回答受理。

H19.9 5日リハビリテーションセンターに更生保護施設施設長が訪問し協議。センターからB県児相宛依頼することとなる。本人判定日を10/11とする。

- 16日、本人更生保護施設を無断退所し、以後、所在不明となる。

*はじめに 私の精神障害者との関係・職業歴（経歴紹介）

一、戦後60年の精神科医療・保健・福祉の問題点

- ①我が国の保健・福祉・医療はすべて戦後一斉にスタート。障害種別毎近代化された
- ②社会に役立ちそうな能力次第で人生が決まる物差しが日本の福祉の基準、役立たない人間は劣等処遇
- ③マスコミ報道や教科書の教え方で市民の理解方法・スティグマとレベルが決まる

二、精神科医学は果たして治療可能か

- ①医学は科学か、神学だという説もある。精神鑑定は「理屈っぽい占い」ではないか、実証的データ・検索技術が余りにも少ない
- ②逸脱の医療化と言う説、医療保護と言う名前の治安対策と言う説（反精神医学）
- ③薬物以外有効な効き目の技術は少なく、かつ対症療法の限界、専門家のゴールと当事者のゴールが余りにも乖離していて矛盾が多い

三、西欧先進諸国ではどうか

- ①個人中心の発想、責任と義務（自己責任と福祉的権利・義務の発想）個人の所得保障
- ②地域医療と社会復帰施設とシステム・保安処分病院。自立は物心両面の問題である。
- ③市民ボランティアと企業、里親と言うけれど住み込み（住居保障）就労がゴール

四、日本の精神障害者保健福祉の現状

- ①いまだ収容保護と言う隔離収容が盛ん（160万病床中32万人収容、開放率45%）
- ②社会的入院者約20万人、家族は高齢化し心身共に窮乏化、されど扶養・保護義務有
- ③政治力の強い医師会、弱い社会福祉界、密室の精神科医療、無知な企業界と国民
- ④人権侵害の連鎖「社会的入院・スティグマ・地域生活施設の貧困（遅れ及び反対運動）・保護義務制度・強制入院診断権・刑法39条・医療法精神科特例等」諸制度が絡まって痕跡を残さない形で「核の臨海事故（不可視性他）のよう」である

五、心神喪失医療観察法はどう展開しているか

- ①相変わらずの反対一辺倒な精神医学界、政治資金で法制化する病院長グループ
- ②ようやく公的責任（国・公立医療機関）で病床指定が出来るようになる
- ③濃厚医療は果たして治療技術を開発ができるか。民間病床との格差

六、社会参加・社会復帰・福祉の現状と問題点

- ①精神科医療の囚われから脱した途端、自立自助型福祉に囚われた精神障害者と家族

- ②障害者雇用促進法の対象化は良いが、実質雇用企業は拡大していない。
- ③調整型福祉国家は日本型資本（市場）主義社会と矛盾するか（能力開発と職場環境要件）

七、精神障害者を取り巻く周囲の人々とりわけ家族の状況

- ①民法・生活保護法における家族と障害当事者の役割（扶養義務と保護義務は人権侵害）
- ②高齢化し窮乏化する家族は当事者の人権侵害を得てして行ってしまう。
- ③家族問題はどこにでもある。それを隠したがる日本人の心が逆に閉塞的状态を作る

八、地域における社会参加支援機関の状況

- ①遅れている精神障害者のリハビリテーション・福祉（当面量的拡大が主目的）
- ②アンチスティグマ活動は社会参加・復帰・福祉の実践で示すこと
- ③施設反対運動は意外と少ない、論より証拠（居住選択の自由の保障）

九、地域生活支援ネットワークは共通のゴール、そのために住む家、働ける仕事、そして仲間やケアワーカー

- ①知的障害・精神障害は共通な基盤整備が必要である
- ②終わりに

知的発達障害者と非行・犯罪を考える －現状と課題－

（はじめに）

司法の課題、そして福祉の課題／ 我が国の司法と福祉は、この人たちの立場からみてどう変わるべきであろうか。

- － 現在、我が国の刑事裁判の手続きでは、事件となってから、例えば逮捕されてから23日の捜査期間を経て、検察から起訴・不起訴の有無が決められ、本人に支援の環境がなければ微罪でも起訴されます。裁判所でも、その支援の環境がなければ、最近では数ヶ月のうちに刑務所送り（実刑）となっています。刑事裁判は、捜査機関（警察・検察）の意図し収集した証拠に基づく犯罪ストーリーの内容で決められます。弁護とは、その検察の犯罪ストーリーに＜どう向き合うか＞＜本人はどうなのか＞ということになります。検察の犯罪ストーリーに本人の立場から対峙すれば否認事件となり、肯定容認するなら自白事件となります。現在の刑事裁判では、死刑とか無期懲役などの重大事件を除けば、ほとんど（約99%）が自白事件といえます。
- － この人たち（知的・発達障害をもつ人たち）の“事件”は、事件が発生し逮捕されてからその1ヶ月足らずの短期のうちに、捜査・取調べで本当に真相（動機・背景・犯行プロセス等）がわかるのだろうか、ということになります。ここに、この人たちの事件の最大の課題である“虚偽自白”という問題がでてきます。この人たちのほとんどは、社会的にいうならばコミュニケーション（話し言葉のやりとり）の“問題”をもっています。「うん」とうなづけば取調官の意図した質問を肯定したことになり、積み重ねられて、犯行ストーリーがつけられます。いうならば、本人が自分の知らない・わからない“犯行”で裁かれないためには司法はどうあるべきだろうか、それが課題となります。「取調べの可視化」も有力なひとつだし、また、本人のハンディ、つまりコミュニケーション（記憶・判断・表現等）においてどのような特徴・ハンディがあり、またどういう生育史をもっているかの「スクリーニング」、つまり簡易鑑定や情状鑑定といわれる“手続”も必要だといえます。取調官も裁判官も弁護士も、本人をわからずに裁いているという現状を変えることが大切です。
- － そして、矯正施設（少年院・刑務所等）での処遇とその出所の迎え入れをどうつくるかの課題になります。この人たちは、もともと社会の中で支援の環境がなかったために犯罪をおこしたといえます。刑務所からでも行くところがない、支える人がいない、飢えや寒さをしのぐところもない現状があります。また、刑務所と福祉とは完全に断ち切られていますの

で、福祉の申請主義の前では福祉にたどりつくことさえできません。私としては、この人たちに特化した福祉へつなげる窓口となる組織（ネットワーク）が不可欠だと、それが当面の課題だと考えています。

- ー 刑務所からの出所後の課題（出口のところ）と刑事手続の課題（入り口のところ）とは、本人の理解と支援（どういう人か、どういう支援が求められているか）では一連のもので、別個に考えることはできません。この人たちの累犯（常習）はここが欠落していることを証明しています。
- ー ところで、私は罪（事件）をおかすこの人たちは、ひとりひとりがその生育史も「障害」の態様も個性も違うと実感してきています。現在の福祉や司法の「課題」として、この人たちの早期のスクリーニング、その障害や能力の検査や判定（療育・支援等につなげるためでしょうが）による“情報化・数値化”が強く叫ばれていますが、しかし、その早期のスクリーニングには問題があります。確かに得られる“プラス”もありますが、しかし、何か大切なことが脇にやられることのマイナス、個別的なつきあいによって得られる“手づくり”の関係性の大切さが消えると、弁護も支援も処遇も分類・処理が中心となって、個別性がなくなるのではないかと、というおそれを抱いています。

研修会講義レジメ

前記した（はじめに）の私の視点・感想に基づき、次のような内容で講義をしようと考えています。当日はこのレジメにそったパワーポイント資料を聴講される方々に示しながら講義をいたします。

1. 私たちの非行・犯罪の見方・とらえ方をあらためて問う。

- ー 犯罪とは何だろうか。／犯罪とは自然現象のように存在するものではなく、私たちの社会の構造からつくられるものです。
- ー 私たちの社会は、その問題とされる行為、望まれない行為の“意味”をよくわからずに危険視して、裁いてはいないだろうか。

2. 我が国の刑務所の実態はどうなっているか。刑罰、そして刑務所とはなんだろうか。

- ー 犯罪・非行はふえてもいないし、凶悪化もしていません。しかし、少年院・刑務所の入所者は急増し過剰収容となって、最近では民間刑務所（PFI）がつくられています。
- ー 我が国の刑務所には、欧米と比べて高い比率で高齢者（65才以上）と知的障害をもつ人たちが収容されています。この社会で生きていけない社会的弱者の最後に行きつくところ、

劣悪な福祉代用施設と化しています。

ーこのような「犯罪化」「重罰化」をどうみるか。

3. この人たちの「犯罪」はどのように報道されてきたか。そして、どのような「犯罪」として裁かれてきたか。

ー何故、最近（2000年以降）になってこの人たちの〈障害・疾患〉が「凶悪犯罪」とともに報道されるようになったのか。

ー個人の資質（障害・疾患）に犯罪の“原因”が求められるようになった理由と背景はどこにあるのだろうか。

ー弁護から、司法の場での心理・精神医学的な分析と鑑定をどうみるか。

4. 広汎性発達障害と犯罪／この人たちの「資質・症状」から考えるのか、それとも生きてきた「人生と人格」からとらえるのか。

ー〈人間的感情・共感性を欠いている人間の犯行〉とみる固定的な症状論からの視点が幅をきかせています。もう一度、この人たちの中核症状とされる社会性（対人関係）の「障害」を、私たちの社会と生育との関係の中で成長・発達の視点からとらえるべきではないのか。

ー

ー弁護の視点から訴訟能力／責任能力／受刑能力をどうみるか。能力論に、障害論に“還元”していいものか。

5. 今、求められていること／この人たちを守る「アジール」をつくれぬか。私たちがアジールの機能を果たせないか。

ーアジールという言葉は、私はこの社会の中で追いつめられたすえの苦役や責任から一時でも逃げられ守ってくれるシェルター、という意味で使っています。ある意味、「犯罪者」となることから逃走できる、支援してくれるということになりますが、私とすれば“福祉”は弁護人と同じように、そういうアジールの機能をもっているということを目指したいし、確認したい。

6. この人たち、とりわけ高機能とされる人たちの弁護をやってきて思うこと／私の弁護論の基本、弁護からの真相解明

ーこの人たち自身のところから、その「犯罪」とされる場所はどう見えたのか、彼は何を見たのか、何を見ようとしたのか。ー

ーこの人たちの社会的現実を掘り下げる／裁判所から犯罪構成要件に該当しない、法的関連性がうすいとして却下され制限されようと、生育やこの人たちの生きざまには裁かれるにあたっての重要な事実がある。

ー怪物・モンスターは存在しない。犯罪・犯罪者はつくられる。

7. この人たちの理解と支援につなげるために。

- 私たちの限界／人としての“共同性”の貧困化
- 人としての生活（暮らし）からはじまるはずなのに／貧しさ、苦痛、そしてつらさに目を向けもっと理解すればと、想像力を働かせれば、と思うのだが・・・。
- この人たちの“事件”は時代のカナリヤ／人間の“資質（個の多様性）”に「犯罪性」を求める言説は、どこに私たちをつれていくのだろうか。決して＜生きやすさ＞はつくりませんし、人との共同性（連帯）もうまれない。

以上

罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修プログラムの開発に関する研究事業
研修会

講師一覧

田島良昭（社会福祉法人南高愛隣会理事長／本研究事業委員長）

河 幹夫（神奈川県立保健福祉大学教授／本研究事業委員）

西村 穰（法務省保護局更生保護振興課・保護調査官）

白井俊子（社会福祉法人東京都知的障害者育成会・相談室長）

大塚 晃（厚生労働省社会援護局障害福祉課・専門官）

椿百合子（法務省矯正局成人矯正課長補佐／本研究事業委員）

赤平 守（社会福祉法人同愛会・相談員／本研究事業委員）

岡田和也（法務省保護局観察課・専門官）

小野隆一（国立のぞみの園地域支援部長／本研究事業委員）

椿百合子（法務省矯正局成人矯正課長補佐）

石川祐介（法務省保護局更生保護振興課更生保護事業係長）

滝沢武久（社会福祉法人南高愛隣会参与／元全国精神障害家族会連合常務理事）

副島洋明（副島法律事務所・弁護士／本研究事業委員）

罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修プログラムの開発に関する研究事業

委員名簿

- 田島良昭（社会福祉法人南高愛隣会 理事長）
- 河 幹夫（神奈川県立保健福祉大学 教授）
- 清水義恵（更生保護法人日本更生保護協会 常務理事・事務局長）
- 高橋勝彦（宮城県船形コロニー 総合施設長）
- 多田 一（財団法人矯正協会 附属中央研究所 研究第3部長兼調査部長）
- 椿百合子（法務省矯正局成人矯正課 課長補佐）
- 赤平 守（社会福祉法人同愛会 相談員）
- 小野隆一（国立のぞみの園 地域支援部長）
- 西村朋子（関東地方更生保護委員会 審査第2班 保護観察官）
- 副島洋明（副島法律事務所 弁護士）
- 松友 了（社会福祉法人南高愛隣会 東京事業本部長）

「罪を犯した障害者の地域移行支援に係る職員の
養成研修プログラムの開発に関する研究事業」報告書

触法障害者支援者研修の概要

発行日 平成 20(2008)年 3 月 11 日
発行者 田島 良昭
発行所 社会福祉法人南高愛隣会
〒859-1215 長崎県雲仙市瑞穂町古部甲 1572 番地
TEL.0957(77)2137 (代表) FAX.0957(77)3966
E-mail : unzen@airinkai.or.jp URL.<http://www.airinkai.or.jp>
編集者 松友 了
編集所 社会福祉法人南高愛隣会東京事業本部
〒162-0051 東京都新宿区西早稲田二丁目 2 番 2 号
全国心身障害児福祉財団ビル 5 階
TEL.03(3207)8571 FAX.03(3207)8564
E-mail : tokyo@airinkai.or.jp
印刷所 大手町企画株式会社